吉田松陰全集

第六巻

山口縣教育會編纂

編輯校訂委員　廣瀬豊
玖村敏雄
西川平吉

堀江克之助宛の書（第九巻參照）

讀綱鑑錄

讀綱鑑錄　戊午九月六日起筆

舜、孝悌の道を盡し、父母に事へ、其の弟を待つに、每に尤も恭順を加ふ。歷山に耕せば、歷山の人皆畔を讓り、雷澤に漁すれば、雷澤の人皆居を讓る。河濱に陶すれば、河濱の器苦窳（ゆ）せず。什器を壽丘に作り、時に負夏(一)に就く。居る所聚を成し、二年にして邑を成し、三年にして都を成す。二十にして孝を以て聞ゆ。

按ずるに、是れ孔子布衣にして天下を流浪せられしに、弟子三千人是れに心服すると同様にて、大聖の德化想ふべし。人君にても、人心の歸服かくの如くならざれば、大業をなすに足らず。故に孟子曰く、「(二)賢を尊び能を使ひ、俊傑位に在れば、則ち天下の士、皆悅びて其の朝に立つことを願はん。云々、則ち天下の商皆悅びて其の市に藏（をさ）むることを願はん。云々、則ち天下の旅皆悅びて其の路に出づることを願はん。云々、則ち天下の農皆悅びて其の野に耕すことを願はん。云々、則ち天下の民

(一) 衛の地名、ここに來り時に乘じて販ぎて利を得るなり

(二) 公孫丑上篇第五章に出づ　第三卷八八頁參照

皆悅びて之れが氓となることを願はん。信に能く此の五者を行はば、則ち鄰國の民も之れを仰ぐこと父母の若くならん。其の子弟を率ゐて其の父母を攻むるは、生民（ありて）より以來、未だ能く濟す者あらざるなり。此くの如くんば則ち天下に敵なからん。天下に敵なき者は天吏なり。然り而して王たらざる者は未だ之れあらざるなり」と。蓋し亦人心の歸服に着眼するなり。抑ゝ堯善く舜を擧用し、又其の位を禪る、故に天下治平なり。孔孟に至りては、當時王侯其の聖賢なるを知らず、終身道路に遑々たらしむ。是れ亂亡に終る所以なり。治亂の由、人君知らずんばあるべからず。

程子（一）曰く、四凶（二）の才は皆用ふべし。堯の時、聖人上に在り、皆才を以て大位に任ずれども敢へて其の不善の心を露はさず。堯、其の不善を知らざるに非ざるなり、伏すれば則ち聖人も亦得て之れを誅せず。帝、舜を匹夫の中より擧げて之れに位を授くるに及び、則ち是の四人の者始めて憤惋不平の心を懷きて其の惡を顯はす。故に以て其の違に因りて之れを誅竄するを得たるなりと。

（一）宋の學者。歷史綱鑑にこの評文あり
（二）共工・驩兜・三苗・鯀の四人の凶

按ずるに、小人必ず才あり。其の才用ふべし、其の惡赦すべからず。今大業を創めんとならば、君子小人となく皆其の才を用ふべし、其の不善を露はさざれば可なり。若し勤王・革弊の二事に於て異論を企つる者は、必ず四凶の誅に處すべし。四凶の才を用ひざる、堯の道に非ず。四凶の誅を赦すは舜の道に非ざるなり。水戸の結城[三]寅壽が如き者、亦近代の四凶なり。

舜、禹に命じて司空[四]と爲し、棄を后稷[五]と爲し、契を司徒[六]と爲し、皐陶を士[七]と爲し、垂を共工[八]と爲し、益を虞[九]と爲し、伯夷を秩宗[一〇]と爲し、夔を典樂と爲し、龍を納言と作す。是れ所謂九官なり。

按ずるに、賢材を得ること、かくの如くならざれば、大業はならざるなり。然れども舜未だ足らずとす。故に、

廣く視聽を開き、賢人を求めて自ら輔け、誹謗[一一]の木を立て、旌を設け鼓を陳ね、以て直言の路を廣む。

按ずるに、下の大禹の條に、鐘[一二]・鼓・磬・鐸・鞀を懸け、以て四方の士を待つ。曰

(三) 水戸藩の家老にして奸黨の巨魁と云はる。安政三年四月二十五日、藩主慶篤その罪を斷じて死罪に處し、其黨者數十人を處分す

(四) 土地人民を司る官

(五) 稼穡を教ふる官

(六) 教育を司る官

(七) 刑法を司り獄を治むる官

(八) 百工を統理する官

(九) 山澤を治むる官

(一〇) 禮を典する官

(一一) 政事の過失を書かしむる掲示板

(一二) 何れも樂器なり

く、「寡人に教ふるに道を以てする者は鼓を撃て、諭すに義を以てする者は鐘を撃て、告ぐるに事を以てする者は鐸を振れ、語るに憂を以てする者は磬を撃て、訟獄ある者は鞀を揺かせ」と。一饋[一]にして十たび起ち、一沐にして三たび髪を握り、以て天下の民を勞れりとあるも同樣にて、即ち今の目安箱の類なり。然れども誹謗の木、鐘・鼓・磬・鐸・鞀は舜禹の聖政後世に昭耀す。而して今日の目安箱、蓋し未だ茲に至らざるものあり。惜しいかな。

周[illegible]軒[二]曰く、明君は言を求むるを以て急と爲し、聖學は賢を得るを以て要と爲す。帝舜は生知安行の聖を以て猶ほ誹謗の木を闕都に立て、誹謗に渉ると雖も罪とせず。豈に後世の誹謗妖言の令の若くならんや。傳[三]に曰く、「舜、問ふことを好み、而して好んで邇言を察し、其の兩端を執りて其の中を民に用ふ」と。其れ己れを恭くし、無爲にして天下自ら治まるなり。五絃の琴を彈じ南風[四]の詩を歌ふ、氣象何ぞ從容たるや。按ずるに、人君諫を容るる、古人是れを良藥口に苦きに比す。又諂言と直諫と、以て美疢藥石に比す。然れども舜の氣象從容なるを以て見れば、何ぞ必ずしも藥石の

（一）以上の事に應接に遑なきの意

（二）[illegible]

（三）[illegible]

（四）[illegible]

苦毒に比せんや。是れ所謂名敎[五]の中自ら樂地あるなり。人君冀くは察を垂れ給へ。古、醴酪あり。禹の時、儀狄酒を作る。禹飲みて之れを甘しとし、遂に儀狄を疏んじ旨酒を絶ちて曰く、「後世必ず酒を以て國を亡す者あらん」と。

按ずるに、夏の代、禹旨酒を絶ちてより以來、五子の歌[六]には則ち曰く、「内には色荒を作し、外には禽荒を作し、酒を甘しとし音を嗜み、宇を峻くし牆に彫す。此に一あらば未だ亡びざるはあらず」と云へり。仲康[七]、胤侯に命じて羲和を征するには則ち曰く、「惟れ時の羲和、厥の德を顚覆し酒に沈亂す」と云へり。之れを終ふるに履癸（桀なり）に至り、肉山脯林、酒池は以て船を運ぶべく、糟隄は以て十里を望むべく、一鼓して牛飲する者三千人、妺喜[八]笑ひて以て樂しみと爲すと云へり。夏蓋し是れを以て亡ぶ。所謂「後世必ず酒を以て國を亡す者あらん」なるもの、預め桀が事を見るが如し。抑〻酒害を論ぜしは、書經にては周公の酒誥[九]、詩經にては衞の武公の賓之初筵[一〇]、至れり盡せり。余因つて二篇を本とし、歷代酒を以て國を亡し、身を覆す者を聚めて、狂藥錄一卷を著はさんと欲す、未だ果さず。狂藥の二字は、宋の

（五）晉書、樂廣の傳に出づ。廣が任放放逸の徒を戒めたる語

（六）書經夏書の篇名。禹の孫太康の逸樂に耽るを嘆ぜしもの

（七）禹の孫、太康の弟、有窮の后羿に擁立されて夏の帝位に卽く。「惟れ時の云云」は書經、夏書胤征篇に出づ

（八）桀の寵妃

（九）書經周書の篇名

（一〇）詩經小雅の篇名

(一)范質の詩に、「爾を戒む酒を嗜むなかれ、狂藥佳味に非ず」と云ふに原づきて、又其の本は晉の裴楷が石崇に謂ひて、「足下、人に狂藥を飲ましめて、人に禮を正しうせんことを責む、亦乖かずや」と云へるに出づるなり。古の、酒に沈湎して國を亡す、夏桀・殷紂・陳叔寶(二)・隋煬(三)の如きは論なし。乃ち春秋の晉・楚將に戰はんとせしとき、穀陽(四)酒を獻じ、子反以て斃れ、三國の蜀の延熙十六年、歲首の大會に、費禕(五)歡飮沈醉して魏の降人郭脩の手刃に害せらるる如きも亦此の錄に著はし、酒を好むの士をして凜々股栗せしめんと欲するなり。

書經に載する所、益稷篇、帝舜皐陶の賡歌以來、獨り此の五子の歌あり。余謂へらく、詩歌は此くの如きをこそ作るべし。風花雪月の形容は益なし益なし。余常に此の類の詩を本とし、古詩三百篇及び左傳を通覽し、又歷代詩歌の由りて作る所を研究し、下近世に至り、合せて詩教一卷を作らんと欲す、亦未だ暇あらず。

少康、其の母は帝相(六)の后にして、有仍國(七)の君の女なり。寒浞、羿(八)を弑して夏氏を滅す。時に少康方に懷妊に在り。相后乃ち弃りて有仍の國に歸りて少康を生む。少康既に長

(一)宋の[illegible]城の人、[illegible]の時[illegible]に仕へ、魯國公に封ぜらる。(二)南北朝時代の陳の國の後主長城公、名は叔寶[illegible]

[illegible]

じて仍の牧正となる。澆(九)、椒をして之れを求めしむ。有虞(一〇)に奔り、之れが庖正となる。虞の君思、之れに二姚を妻し、これを綸(一一)に邑せしむ。田一成あり、衆一旅あり。能く其の徳を布きて、其の謀を兆し、以て夏の衆を收めて其の官職を撫す。夏に舊臣靡といふものあり。有鬲氏より二國の燼を收め、兵を擧げ浞を滅して少康を立つ。

(一二)胡雙湖曰く、後の中興を言ふ者當に少康より始むべし。少康は其れ中興の賢君、靡は其れ中興の賢臣なるかと。

按ずるに、此の一條、有志の人君深く注意し給ふべし。當時の勢を想ふに、后(一三)羿是れより先き、太康を廢し仲康を立つ。又帝相立つ時、權臣、羿に歸す。相又羿に逐はれ諸侯に依れり。且つ(羿)其の射を善くするを恃みて、民事を修めずと云へり。其の逆焰想ふべし。而して寒浞其の臣に出で、容易に其の內外を咸く服せしめ、其の民を愚弄し、家衆をして后羿を殺し、又其の子を殺し、而して自立して天子となる。后羿の妻室を上淫し、澆を生む。澆已に長じて、是れをして帝相の依る所の諸侯を滅し、且つ帝相を弑す。其の逆焰又想ふべし。而して少康は、數十年諸侯に依り

(七) 有仍・有虞・有鬲の有の字は附け字なり

(八) 羿は有窮國の君、寒浞はその相、共に善人に非す

(九) 寒浞の子

(一〇) 商均が封ぜられし所の國

(一一) 虞の地名

(一二) 元の人、名は一桂、雙湖は號。父方平の易學を受け、仕へずして學を講ず。十七史纂の著あり

(一三) 后は君に同じ、羿は有窮の君なるを以てかくいふ

て終に弑に遇ひたる帝相遺腹の子にして、生出の後、漸く長じて仍の牧正（仍國の牧官の頭なれば微官なる事、固より知るべし）虞の庖正（有虞國の膳夫の頭なれば亦微官なり）よりして、虞の君の壻たりし故を以て、僅かに綸邑の一成十里の田、一旅五百人の衆を以て、終に中興の大業を成就し、后羿を族滅すること、實に尊尚すべきの至りに非ずや。況や舊臣靡の有鬲氏より二國の餘燼を收め、義兵を擧げし其の苦心、亦何如ぞや。熟〻是れを思へば、今の　天朝の爲めに吾が藩などの義兵を擧げ給ふは中々難しと云ふべからざるなり。嘗て三國志を讀むに、(一)魏の高貴鄕公、少康を以て漢高より優なりとす。又聞く、唐の虞世南、歷代中興の主を論じて少康を以て魁と爲すと。宜なるかな、宜なるかな。

屢次　關龍逢進みて諫めて曰く云々(二)、桀遂に逢を囚へて之れを殺す。

申瑤泉曰く、(三)嗚呼、古の忠直の臣、諫を以て身を殺す者は龍逢より始まる、世道の大變なりと。

(四)殷湯之れを聞きて歎息し、人をして之れを哭せしむ。桀怒り湯を夏臺に囚ふ。已にして釋さるるを得たり。

（一）第五巻一八頁參照

（二）綱鑑によれば二の語は「古の人君は身禮義を行ひ、民を愛し財を節す。故に國安くして身壽し。今君財を用ふること窮りなきが若く、人を殺すこと勝へざるを恐るるが若し。民皆君の亡びんことを[illegible]、民心已に去り、天命佑けず、盍ぞ少しも悛めざるや」とあり

（三）この言は歴史綱鑑に載せられたる評文中に出づ

（四）殷の湯[illegible]湯なり

按ずるに、殷紂、周侯昌文王及び九侯鄂侯を以て三公と爲す。九侯女を紂に進む。女淫を喜まず、紂之れを殺して、九侯を醢にす。鄂侯之れを爭ふ、併せて鄂侯を殺す。昌之れを聞きて歎息す。崇侯虎以て紂に告ぐ。紂乃ち昌を羑里(五)に囚ふ。湯・文王の事甚だ相似たり。而して其の罪皆明文あるに非ず、唯だ一の歎息のみ。余常に疑ふ、桀紂暴と雖も恐らくは爰に至らず、況や當時歎息怨懟する者、何ぞ獨り湯・文王のみならんや。嗟、吾れ是れを得たり。蓋し湯・文王の桀紂に事ふる、直諫正論、一も回避する所なし。豈に吾が君能はずと云ひて、箝默身を保せんや。湯は伊尹を桀に進め、文王は、君不明ありとも臣は以て忠ならざるべからずの語、及び洛西の地を獻じて炮烙の刑を除かんことを請ふの事等を以ても知るべし。是を以て湯・文王の義名已に天下に赫々たれば、其の一歎息を名として二聖を囚ふ。歎息なしと雖も、固より其の囚を免かれざるなり。其の囚を免かれざるは、湯・文王たる所以なり。抑々當今勤王の事、亦湯・文王に異るものあり。湯・文王は專ら蒼生無辜の憐みに堪へざるより見を起す。而も夏臺・羑里敢へて之れを避けず。況や今赫

(五) 殷の牢獄の名

耕たる　天朝の安危存亡、誠に今日に迫れり。　天子數〻聖勅を發して、幕府三藩敢へて遵奉せず。徳川扶助せんとして扶助すべからず、公武合一せんとして合一すべからざるの時に當り、　天朝の宸勞何如ぞや。然るに、下幕府の爲めに伊尹を進め、洛西を獻ずるの策もなく、上　天朝の爲めに桀を南巢に放ち、紂を牧野に伐つの擧もなく、君臣上下宴安諂諛して、先祖大事、國家大事を口實とするは、豈に聖人の道ならんや。余が意に在りては、夏臺・羑里は言ふに足らず、皇臣の模範は新田・楠・菊池等の如く、一家の血肉を以て國に殉じてこそ僅かに可なりと謂ふべし。穴賢穴賢。

成湯　是の時、伊尹、有莘の野に耕す。湯、人をして幣を以て之れを聘せしめ、任ずるに國政を以てす。

按ずるに、此の事詳かに孟子[二]に見ゆ。併せ考ふべし。熊勿軒曰く、「曾て孟子を讀み、[三]三王四事の章に至る、所謂湯は賢を立つること方なしとは、亦何くにか其の義を取れる。蓋し嘗て之れを考ふるに、虞夏[四]の人を用ふるや一二の世族に過ぎざるの

[illegible] 好み、湯は賢を立つるに方なく、文王は民を視ること [illegible] 見ざるが如しといふを指す。第三巻二一四頁 [illegible]

み。周は親を親とするを以て重しと爲し、武王の兄弟九人、皆列して顯諸侯となり、召(五)・畢も亦周の同姓なるを以て上公となる。信なるかな、賢を立つるに方なしとは不易の中道たること。周公も亦未だ盡く其の志を行ふを得ず」と。寅謂へらく、唐(六)虞の際を考ふるに、舜は堯の四世の從孫にして、禹は舜の四世の從祖と云へども、太史公が帝王世紀本據とするに足らず、況や其の他をや。安んぞ是れを一二の世族に過ぎずと言ふことを得んや。且つ周の文武(七)、太公望を用ふるが如き、親を親とするに出づるに非ず。何れ大業を興すの君は、成湯に限らず、賢を立つること方なしの意ありて。渭水の漁父(八)、莘野の耕叟(九)を擧用するの一策あるべきことなり。殷の世、成湯の後、又武丁(一〇)の事あり。武丁喪に居り、三祀(一一)言はず、既に喪を免かるるも亦言はず、夢に上帝賚ふに良弼を以てす。乃ち人をして形を以て旁く天下に求めしめ、傅說を版築の巖に得、命じて以て相と爲し、天下の事を進諫論列せしむ。君臣道合ひ、政事修まり擧れるは、詳かに尚書說命(一二)に見えたり。丁南湖(一三)曰く、「或ひと說ふ、武丁の傅說に於ける、未だ語を接へずして、遽かに相に命ずと。曷ぞ書を玩(一四)せざる。

(五) 召公奭・畢公高、武王の弟なり
(六) 唐は堯
(七) 文王・武王
(八) 太公望呂尚、渭水の邊に魚を釣り、文王に見出さる
(九) 伊尹を指す
(一〇) 殷の第二十代の上、高宗とも稱す。中興の英主なり
(一一) 三年
(一二) 書經の篇名
(一三) 丁泰、南湖と號す。明の常熟の人、通鑑節要論斷の著あり
(一四) 玩は玩味熟讀する意

曰く、夢に帝予に良弼を賚はり、形を以て旁く天下に求めしむ。夫れ良弼と曰へば、則ち良の一字は當時相を立つるの本旨たり。而して凡そ旨を奉じてより以來、之れを求めて其の良を得ざれば已まず。天下と曰へば、則ち地に隨ひて之れを求むること廣し。是に於て必ず天下の推讓する者あり、則ち惟だ說の良德良才乃ち其の選なり、然る後にこれを立つ。何ぞ其の遽かなるを嫌はんや」と。版築の傅說は實に漁夫・耕叟同日の談なれば、高宗の中興亦宜ならずや。孟子曰く、「舜(一)は畎畝の中より發り、傅說は版築の間より擧げられ、膠鬲は魚鹽の中より擧げられ、管夷吾は士より擧げられ、孫叔敖は海より擧げられ、百里奚は市より擧げらる」と。堯・高宗・文王以下、齊桓の管夷吾を擧げ、楚莊の孫叔敖を擧げ、秦繆の百里奚を擧ぐるが如き、皆豪傑の主の所爲なり。今非常の大業を興し給はんには、非常の選擧なかるべからず。

葛伯祀らず。湯始めて之れを伐つ。

按ずるに、是れ亦孟子(二)に詳かなり。義擧の初發、宜しくかくの如くなるべし。

(一) 告子下篇第十五章に出づ。第一巻一八四頁參照。

(二) 滕文公下篇第五章、第一巻[illegible]頁參照。

盤庚　耿都に河決の害あり。乃ち耿より都を亳に遷さんとす。臣民皆土に安んじて遷るを重る。盤庚、書を作りて以て臣民に告諭す。盤庚三篇(三)を作る、遂に亳に遷る。

按ずるに、太平已に久しきに當りて大事を興造せんとする時は、人心偸安必ず與せず。唐の憲宗、淮西(四)を平ぐの事を以ても知るべし。盤庚の書を作りて臣民を告諭する、誠に其の宜を得たり。今日勤王の事、亦宜しく盤庚書を作るを以て師となすべし。

小乙　豳の亶父、岐に遷り號を改めて周と曰ふ。三月にして城郭を成し、一年にして邑を成し、二年にして都を成す、而して民其の初めに五倍す。

按ずるに、是れ周家王業の由つて起る所なり。周家后稷(五)・公劉よく民事を勤む。詩經の生民・公劉等の篇にても知るべし。亶父亦二君の餘業を修む、故に其の效此くの如し。然らば則ち今日重んずべき所、豈に民事にあらずや。富國强兵の基、是れより大なるはなし。

紂　西伯發(六)、兵を擧げて紂を討つ。紂、與に戰ひて勝たず。乃ち寶玉を衣て自焚して

(三) 書經商書の篇名、上中下の三篇あり

(四) 呉元濟淮西に據つて謀反す。裴度これを討たんことを主張せしも、元濟を赦さんと請ふものあり。遂に兵亂二年に及び、裴度自ら將となりてこれを誅す

(五) 周の祖、名は棄。民を慈しみ、よく稼穡を敎ふ。因つて后稷と號す。公劉はそれより三代目にして又祖の業を修め百姓これに懷く。その子慶節立ちて豳に國を立て代々傳へて亶父に至る

(六) 周の武王の名

死す。

熊勿軒曰く、天下の治亂は風俗に繫り、風俗の美惡は人心に繫る。三代は固より皆有道の長なり。而して商の一代は風俗最も美なりと爲す。商書を讀みて終篇に至る毎に、紂の亡ぶるや、三仁(一)は寧ろ死し、寧ろ遯れ、寧ろ佯り狂して奴と爲り、自ら靖んじ自ら獻ずる所以のものは、敢へて一毫も先王に負くの心あらず。伯夷(二)馬を扣へて一諫す、凜々乎として萬世君臣の大義、聖人復た起ると雖も易ふべからざるなりと。

按ずるに、商家風俗實に美なり。風俗を美にせんとならば、平時氣節を尚ぶに如くはなし。氣節を尚ぶは勤儉を勵ますと直言讜議を奬むるに如くはなし。且つ商の大いに美とすべきは、紂の惡虐すら猶ほ自焚して死し、人君社稷に死するの義あり。桀の戰ふに及んで勝たず、三㚇(三)の國に奔る、湯又從つて之れを伐ちて南巢に放ち、三歲にして亭山に死すと同日の論にあらず。周の末主に至りては何ぞ齒牙に掛くるに足らんや。余常に云ふ、亡國の主、能く其の正を失はざるは商紂と明の崇禎(四)のみと。(五)飯田翁嘗て云ふ、儉勤を以て國を建つる者必ず國力盛强、英主迭に出で、國祚

(一) 比干・微子・箕子の三人。比干は諫めて死し、微子は諫めて聽かれず國を去り、[illegible]を絶し、箕子は佯り狂人となりて聖人の[illegible]、後に[illegible]を開く

(二) 周の武王が紂王を伐たんとするや、伯夷はその君を討つの不義を唱へて、武王の馬を引き止めて諫め、聽かれずして首陽山に餓死す

(三) 古の國名、[illegible]に[illegible]

(四) 明の[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]や、[illegible]を勤めしめ[illegible]、[illegible]

甚だ脩からずと云へども亡に至る迄競はざるの患なし。我が北條氏と彼の殷氏とを以て知るべしと。此の言吾れ以て信に然りとす。

周　古公亶父立つ、復た后稷・公劉の業を修め、徳を積み義を行ふ、國人皆之れを戴く。(六)葷粥戎狄之れを攻む。古公遂に豳を去り、漆沮を度り、梁山を踰えて岐山の下に止まる。豳人國を擧げて老を扶け弱を携へ、盡く古公に岐山の下に歸す。他の旁國に及ぶまで、古公の賢を聞きて亦多く之れに歸す。

按ずるに、古公亶父の事、余、夙に其の妙に服す。故に講孟箚記(七)・丙辰幽室文稿(八)に於て是れを論列す。又左傳哀公六年楚の昭王の事、略ぼ大王(九)に似たり。是れ一時の權と雖も大いに闔國の義忿を激することあるなり。

西伯、世子たりし時、王季に朝すること日に三たび、安を問ひ膳を視る。

按ずるに、是れ西伯の孝子たる、論を待たず。然れども周家古朴親睦の風想ふべし。今世道を興さんとならば、世子(一二)の君公に於ける、宜しく西伯の王季に於けるが如くするより始むべし。是れ兩宮侍御の苦心にあることなり。

京萬壽山に縊死して社稷と運命を共にせり

(五) 飯田猪之助、長壽士、名は直方、履軒と號す「劉傳」

(六) 北の夷の種族。

(七) 第三巻講孟箚記六九頁その他參照

(八) 第五巻丙午幽室文稿參照

(九) 古公亶父のこと

(一〇) 昭王、神と盟しこれを救はんとす、祓ひて下せしに不吉なり、王曰く、死するに如かずと。呉を討ちて遂に疾に死す。この年王に禍あらんことを預言し、祈禱によつて臣下に轉移せしめ

西伯、仁に篤く老を敬ひ少を慈しみ、賢者に禮し下り、日中まで食するに暇あらず、以て士を待つ。士此れを以て多く之れに歸す。伯夷・叔齊・太顚・閎夭・散宜生・鬻子・辛甲の徒、皆往いて之れに歸す。

按ずるに、士を待つ此くの如く、賢を得るかくの如くならざれば、以て大業を成すに足らず。

西伯、陰かに善を行ふ。諸侯皆來りて平を決す。虞・芮の君云々。漢南の諸侯歸する者四十國なり。

按ずるに、士を待ち賢を得、又諸侯を得ること此くの如し、然る後大業を言ふべし。

武王殷の初めて定まりて未だ集ぜざるが爲めに、乃ち其の弟管叔鮮・蔡叔度をして紂の子武庚を相けて殷を治めしむ。已にして召公に命じて箕子の囚を釋さしめ、畢公に命じて百姓の囚を釋し、商容の閭を表さしめ、南宮括に命じて鹿臺の財を散ぜしめ、鉅橋の粟を發し、以て貧弱・萌隷を賑はしめ、南宮括・史佚に命じて九鼎寶玉を展せしめ、閎夭に命じて比干の墓を封せしめ、宗祝に命じて軍に饗祠せしむ。王乃ち兵を

んと謂ひしものあり、王これを卻けてこれ自分の罪によるものならん、甘んじて受けんと云ふ

（二）周の文王、名は昌。王季は季歷、即ち文王の父にして實父の後をうけて位に即く

（三）毛利の世子定廣（後の元德）

（一）二國の名、二君田を爭ひて決せず、[illegible]周に行く、周に入りて耕すものを見れば皆畔を讓り、行くものは路を讓る。二人相[illegible]、[illegible]、倶に其の田を讓る

（二）賢人、紂のために貶

罷めて西に歸る。

按ずるに、是れ武王天下を取るの大計なり。余常に謂ふ、畢虎遠からずして必ず釋囚、表閭、散財、發粟、賑貧、封墓の策に出でん。是れ以て我が權の半ばを挽すに足る。況や其の子弟を以て幼主を擁すること、管蔡の武庚を相くるが如くならしめば、善後の策、吾れ其の出でん所を知らず。悲しいかな、悲しいかな。

武王、丹書(五)の言を聞き惕若として恐懼し、退きて戒を爲り、席の四端及び几鑑盥盤楹杖帶屨觴豆戶牖劍弓矛に書し、各々銘と爲す。

按ずるに、學問の功、事々物々着實、宜しくかくの如くなるべし。

王已れを虛しくして、箕子に殷の亡ぶる所以を問ひて曰く、吾れ紂を殺せるは、是なるか非なるかと。箕子、殷の惡を言ふに忍びず、而して王亦之れを醜ぢ、問ふに天道を以てせしに、洪範(六)を陳ず。

按ずるに、吾が志を以て云はば、亡國の後、敵國の主人何程大聖人にもせよ、洪範を陳ずるに忍びんや。若し紂を殺すの是非を問はば、何ぞ答へざる、逆賊、吾れ汝

せられて私室に退居せし人

(三) 紂の築きて財を聚めしところ

(四) 夏の禹王製せし鼎。三代傳へて國寶とす

(五) 支那古代、黄帝顓頊の道の記されし書と云はる

(六) 書經の篇名

の肉を食はざりしを憾む、猶ほ何ぞ是非を問ふと。顏杲卿[一]・文天祥[二]・方孝孺[三]等の事をも思ひ合すべし。此の論亦講孟劄記に詳かにす。

箕子を朝鮮に封じて臣とせず。箕子、周に朝するに及んで故の殷の墟を過る。

按ずるに、周に朝すと云へば臣とせずと云ふことを得ず。箕子の罪益〻明かなり。

又「既に武庚を誅し、乃ち微子を封じて以て殷の後に代へしめ、國を宋と號す、殷の禮樂を用ひしめ、周に於て客たりて臣とせず」[四]と云へり。吾れ亦微子をも悦ばず。

箕子・微子にして可ならば、何ぞ必ずしも外夷の撻伐を事とせん。

道、常に前に立つ、是れ周公なり。輔、常に左に立つ、是れ太公なり。拂[五]、常に右に立つ、是れ召公なり。承[六]、常に後に立つ、是れ史佚なり。故に成王中立して政を聽き、四聖之れを維す。

按ずるに、聖朝の容子想ひ見るべし。

周公、豐に在り、無逸[七]を作る。周公曰く、「嗚呼、君子は其の無逸を所とす。先づ稼穡の艱難を知りて乃ち逸すれば、則ち小人の依ることを知る」と。

（一）唐の忠臣、安祿山の亂に常山を守つて遂に敗れ捕はる。祿山、杲卿を大守にせんとす、杲卿怒り罵り、遂に殺さる。（二）宋の忠臣。後出。（三）明の忠臣。後出。四九百頁參照。（四）歷史綱鑑、周王の篇に出づ。

（五）頭注切直、以て過を匡し邪を諫むるを拂といふ、天子の過を拂ふなり。（六）博聞強記にして天子の遺忘を承り對ふるをいふ。（七）書の篇名となる。無逸の本旨をよく言ひ表はす。

按ずるに、無逸の本篇照し考ふべし。人君の良軌是れより切なるはなし。

蘇氏[八]曰く、商の天下を有つもの三十世、而して周の世は三十有七なり。商の既に衰へて復た興りしもの五王、而して周の既に衰へて復た興りしものは宣王一人のみと。

按ずるに、商・周の得失、政をなす者宜しく注意すべし。余常に商の質朴剛毅を尚ぶ。今の君子は皆周家の文章繁縟を好む。是を以て政日に振はず、廢して至弱の國となる。昔吾が　王家の衰、蓋しかくの如し。今又其の覆轍を踐む、悲しいかな、悲しいかな。

初め召公西方を治め、甚だ民の和を得たり。有司、民を召さんことを請ふ。召公曰く、「一身を勞せずして百姓を勞するは吾が先君文王の志に非ざるなり」と。乃ち郷邑を巡行し、隴陌阡畝の間に聽斷[九]し、棠樹の下に廬す云々。召公卒するに及んで、人其の政を思ひ、棠樹を懷ひて伐るに忍びず、甘棠[一〇]の詩を作りて之れを歌咏す。

按ずるに、召公の尊貴、蓋し周公・太公に比す。然るに郷邑を巡行す云々とは、何等の簡易、民に親しきや。今の代官にても加樣にはすることを得ず、況や諸侯以上

（八）宋の文豪蘇轍、字は子由。東坡の弟。この評文は綱鑑にあるも、亦唐宋八家文に「商論」として出づ

（九）訴訟を聽き裁くなり

（一〇）詩經召南の國風に甘棠の詩あり

に於てをや。其の甘棠の民に思はるるなきも亦宜ならずや。周公曰く、「夫れ政は簡ならず易ならざれば、民近づくこと能はず、平易にして民に近づけば民必ず之れに歸す」と。說く者、周を以て文章繁縟となす、而も尙ほ此くの如し。況や后稷・公劉・大王(一)・文王の時をや。聖人の書を讀むからは、少しく聖人の眞似をしたきことたらずや。

昭王　王巡狩し反りて漢(二)を濟る、漢濱の人膠を以て船に膠す。王中流に至り膠液けて、王及び蔡公皆溺死す。

按ずるに、天子巡狩し、身膠船に溺死して罪人獲られず。後十三世惠王の時に當り、齊桓(三)始めて能く之れを楚人に問ふ、適〻其の笑柄となる。周道の陵夷何ぞ言ふに足らんや。

夷王　元年、覲禮明かならず、始めて堂より下りて諸侯を見る。荒服(四)朝せず。

按ずるに、是れ昭王より五世、又復た一歎息を生ず。

厲王　王、彘に出奔す。太子靖、召公の家に匿る、國人乃ち之れを圍む。召公乃ち其

(一) 古公亶父。
(二) 漢水、[illegible]
(三) 齊の桓[illegible]
(四) 五服の一にして[illegible]の所をいひ、最も遠隔の地に[illegible]

の子を以て王の太子に代ふ、太子竟に脫するを得たり。召公曰く、「夫れ君に事ふる者は險なるも懟(うら)みず、怨むるも怒らず、況や王に事ふるをや」と。

按ずるに、召公の言、君と王とを分けて言ふ。然れば俗儒の說の如く、今の國主、假令幕府の世臣にもあれ、　天子とは大いに差別あるべし。安んぞ　天朝を視ること路人の如く、以て自ら計を得たりとすることを得んや。

宣王

按ずるに、宣王の中興、詩歌の盛と人材の衆と亦見るべきものあり。申伯・仲山甫・張仲・尹吉甫・方叔・召虎・虢公及び姜后、又杜伯の友、左儒の諫死等なり。(五)范華陽(六)曰く、「昔周の宣王・賢に任じ能を使ひ、吉甫、外を征伐す、而して王の與に處る所の者は張仲の孝友なり」と。列女傳(七)に曰く、「宣王中興の功は內助姜后を言ふなり與りて力あり」と。是れ等の論、人主尤も心を留め給ふべし。「苟も險邪の人をして中より之れを制せしめば、則ち吉甫と雖も亦何を以てか其の功を成さん」と。華陽の言、誠なり。余亦最も宣王の自ら將として淮夷(八)を伐ち、而して徐方來庭するを貴ぶ。

(五) 宣王、杜伯を殺さんとす。左儒爭ひて曰く、「士は義を枉げず、以て死に從ひ、言を易へて生を求めず。臣能く君の過を知り、杜伯の罪なきを正しとす」と。王杜伯を殺し儒亦死す

(六) 宋の學者范祖禹。字は淳父、華陽の人。司馬光に從ひて資治通鑑編修に携り、唐鑑十二卷を撰す。歷史綱鑑にこの評語出づ。

(七) 漢の劉向の著。宣姜のことは其の賢明傳に出づ。

(八) 淮北の徐夷、即ち徐州方面の夷をいふ。

故に詩に於ても常武（一）を喜ぶ。大師皇父程・伯休父も、想ふに庸將に非ざるなり。

且つ王の太子たる、國難に遭ひ召公の家に匿る。是れ尤も他日大業の根本なり。

（二）時農を務め、而して一時武を講ず。（虢公、宣王を諫むる語）

按ずるに、是れ古法なり。農兵の訓練は此の法最も妙。

左儒曰く、君に道ありて友逆なれば則ち君に順ひて以て友を誅し、友に道ありて君逆なれば則ち友に順ひて君に違ふと。

按ずるに、是れ一時憤激の言、訓となすべからず。然れども人君に在りては、臣民の此の氣を鼓舞するを佳とす。

幽王　褒姒（三）笑ふを好まず。王之れを說ばしむること萬方なれども故らに笑はず。王、諸侯と約すらく、寇の至るあらば烽火を擧げて信と爲さん、則ち兵を擧げて來り援へと。王、褒姒の笑はんことを欲し、乃ち故なくして火を擧ぐ、諸侯悉く至る。至れども寇なし、褒姒大いに笑ふ。褒姒、繒を裂く聲を聞くことを好む。王、繒を發して之れを裂かしめ、以て其の意に適はしむ。

（一）詩經大雅の篇名、詩人［illegible］を［illegible］して作れる詩［illegible］

（二）一時は春夏秋、一時は冬なり。［illegible］

（三）幽王の［illegible］

按ずるに、女色に惑溺するの患、爰に至るものあり。書し以て後世の戒とす。此の後申侯、鄫人と與に西夷犬戎を召きて王を伐つ、王、烽火を擧げて兵を徴すれども兵至るなし、犬戎遂に王を驪山の下に殺すに至りては實に寒心なすべし。又按ずるに、烽を擧げて信を失ひ、諸侯再び至らず、癸丑・甲寅、余江戸に在りて數〻此の事を思ふ。夫れ江戸の警を聞き六十六國の士、銃を荷ひ甲を卷き、日夜奔走江戸に輻湊す。皆一死を以て分となさざるはなし。至るに及んで大いに期する所に異り、志氣爲めに一たび挫折す。其の挫折するの志氣、今に至り終に復せず。今より後、江戸に事ありとも必ず再び至らざらん。危いかな、危いかな。然れども江戸の失信は吾れ是れを何如ともすることなし。願はくは本藩の政府尤ちて倣ふことなかれ。今日を異變の初めと令せられても、相替らず太平海中に汨沒しては爾後更に何の令を以て是れに嗣がんや。是れ亦幽王の烽火なり。

王、太子宜臼を廢す。宜臼出でて申に奔る。犬戎、王を驪山の下に殺す。諸侯申國に卽き、故の太子宜臼を立つ。是れを平王と爲す。

平王　元年、鄷・鄗・戎狄に逼近して居るべからず。乃ち東のかた都を洛邑に遷す。
洛邑に都せしよりの後、王室微弱にして號令諸侯に行はれず。
蘇軾曰く、周の失計、未だ東遷の謬に如くものあらざるなりと。
始めて秦に命じ、列して諸侯と爲し、賜ふに岐・鄷の地を以てす。
按ずるに、周の東遷し、地を秦に賜ふ、形勢の大變革なり。地圖を觀て、當時を想像すべし。蘇東坡の論極めて好し。文多し、盡く抄するに暇あらず。
文侯の命（一）を作りて、晉侯仇（二）に錫ふ。
呂祖謙曰く、此の篇は東遷の初めに作る。平王東遷の初めは大讐未だ報ぜず、王略未だ復せず、正に君臣臥薪嘗膽の時、奔亡の餘、僅かに苟安を得たるのみ。乃ち君臣釋然として自ら以て足れりと爲す。嗚呼、周其れ東に終らんかと。
按ずるに、東萊の論極めて剴切なり。今日の事として見るべし。
朱熹曰く、申侯と犬戎と、幽王を殺す。乃ち王法必ず誅して赦さざるの罪なり、平王と其の臣子と、共に天を戴かざるの讐なり。今平王母あるを知りて父あるを知らず。其

（一）書經周書[illegible]「文侯之命」なり。
（二）晉侯の名[illegible]、文侯と號す。

の己れを立つるの有德たるを知りて、其の父を殺すの怨むべしと爲すを知らず云々と。

按ずるに、此の論、大義炳明、日月と光を爭ふ。今日に在りて的指すべき事なしと雖も、宜しく平日に講究すべきことどもなり。

桓王[四]、齊侯、管夷吾を以て相と爲す。初め桓公莒より齊に反りて、鮑叔をして宰たらしむ。辭して曰く、「臣の能くする所に非ず。其れ管夷吾か」と。公曰く、「夫れ管夷吾は射て寡人の鉤に中つ。是を以て死に濱し」と。鮑叔對へて曰く、「夫れ其の君の爲めに動けるなり[五]。君若し宥して之れを反さば、夫れ猶ほ是くのごとくならん」と。公、是に於て魯に請ふ。莊公、束縛して以て齊の使に予へしむ。至る比に之れに三釁[六]三浴せしめ、公親ら郊に逆へて其の縛を解き、而して之れに座を與へて問ふ。

按ずるに、上の成湯、伊尹を聘する條にも云ふ如く、豪傑の主、非常の選擧、かくあり度きことなり。射鉤の讎を棄て親ら郊に逆へ、又之れに座を與へて直に問を發す、一擧して三善兼ぬと云ふべし。鮑叔の薦、語々皆善し、是れ尙ぶべし。東坡[七]の「齊の起るや、管仲と云はずして鮑叔と云ふ」の一語、誠に妙。但し讀書着實なら

(四) 以下のことは莊王の條に出づ、桓王の條とせしは松陰の誤記

(五) 管仲は子糾に臣たりて、乾時の戰に桓公を射たるなり

(六) 香を身にぬり、湯にて身をあたたむることを三度せしなり

(七) 蘇東坡。唐宋八家文中に管仲論あり、その中にこの語出づ

ず、古を把りて直ちに今日に思ひ合するに非ずんば、安んぞ是れ等の妙所を知ることを得んや。

師伍は里に整ひ、軍旅は郊に整ひ、內教既に成り、令して遷徙することなからしむ。伍の人は祭祀福を同じうし、死喪相恤へ、禍災之れを共にし、人と人と相疇し、家と家と相疇す。故に夜戰は聲相聞きて以て乖かざるべく、晝戰は目相視て以て相識るべし。其の歡欣以て相死するに足る。居るときは樂を同じうし、行くときは和を同じうし、死するときは哀を同じうす。是を以て守れば則ち同じく固く、戰へば則ち同じく彊し。君此の士を有すること三萬人、以て方く天下を行りて（以て無道を誅し）以て周室に屛たらば、天下大國の君も之れを能く禦ぐことなからん。

按ずるに、是れ管仲始めて桓公に見えて卽ち陳ずる所なり。孟子、井田の法を論じて、「死徙鄕を出づるなく、鄕田井を同じうし、出入相友とし、守望相助け、疾病相扶持すれば則ち百姓親睦す」と云ふも同意なり。今八手(二)の士に於ても、何卒此の意を重んじ度き事なり。抑〻此の三萬人を以て天下に方行し、周室に屛たると云へ

（一）[illegible]

ば、攘夷尊王已に立談の間に決す。孔子、管仲を稱して仁者とす。豈に徒らに是れを言はんや。

國を制して以て二十一鄉と爲し、公は十一鄉を帥ゐ、國子(三)は五鄉を帥ゐ、高子は五鄉を帥ゐしむ。是に於て專ら管仲に任じ、號して仲父と曰ひ、國事皆仲父に問はしむ。而して管仲以て其の材を盡すを得たり。

按ずるに、管仲の國を制する、妙と謂ふべし。高・國は齊の貴族、若し其の力を奪ひて管仲之れが上たらば、彼れ豈に服せんや。貴族は依然として强力を與へて、已れ敢へて之れに與らず、反つて大權を以て已れに收め、以て大業を建つ。高・國亦與ることを得ず。今日、伊(四)・傅・管等の如き非常の拔擢を行はんには、此の妙術を知らざるべからず。

胡宏(五)曰く、齊桓をして果して天下を匡すの志あり、而して自ら利するを求めざらしめば、則ち管子は天下の才なり。當に相與に入りて天王を贊け、畿內を匡正して以て王略を修め、五禮を謹みて以て諸侯を齊へ、六軍を整へて以て戎狄を膺つべし。則ち周

(三) 國も高も皆上卿にして各〻五鄉を率ゐて左右の軍となる

(四) 伊尹・傅說・管仲

(五) 宋の人、胡安國の子、五峰と號す。父の學を傳へ、衡山の下に優游す、張栻の師なり。秦檜死して、宏召さるれども疾を以て辭す。皇王大紀八十卷を著はす

寔赫然として中興して王化行はれん。惜しいかな、齊桓・管仲此に出づることを知らずして飲宴衽席の間に溺れしことと。

按ずるに、胡宏の論、誠に今日の事に的當せり。而して余竊かに桓公・管仲を責むる所以を以て、吾が君、吾が相を責めんと欲するなり。

惠王　郭亡ぶ。齊の桓公、郭に之き、父老に問ひて曰く、「郭何を以てか亡びたる」。曰く、「其の善を善として其の惡を惡とせるを以てなり」と。公曰く、「子の言の若くんば乃ち賢君なり。何ぞ亡ぶるに至れる」。父老曰く、「郭公善を善とするも用ふる能はず、惡を惡とするも去る能はず、亡ぶる所以なり」と。

按ずるに、郭公の事、徒らに紙上の陳談とすることなかれ。今日の弊方に茲にあり。善を善とするも用ふる能はず、惡を惡とするも去ること能はずの、以て國を亡すに足るを知らば、豈に惕然たらざることを得んや。今、君相日々經史を紬閲せざることなし、儒臣の進講を聞かざることとなし、群臣の上書建白を覽觀せざることなし。而して黜王・革弊の二事に於て、因循模棱なるもの少なしとせず。亦郭公の續に非

ずや。

狄人衛を伐つ。衛の懿公、鶴を好む、鶴、軒(くるま)に乘るものあり。將に戰はんとするや、國人甲を受くる者皆曰く、「鶴を使へ、鶴實に祿あり。予(われ)何ぞ能く戰はん」と。熒澤(けいたく)に戰ひ、衛の師敗績し、懿公を殺す。

按ずるに、此の條、東萊博議(一)に論あり。極めて剴切、併せ考ふべし。而して余亦謂へらく、今の厚祿重俸にして悠々職を廢するの士、皆懿公の鶴なり。一旦狄人の來犯する、今の士已に用ふべからず。又精鋭を調募せんと欲せば、甲を受くる者の忿怨、更に鶴を惡むより甚しきものあらんとす。故に今日に在りて早く是れが處をなし、無能無材の士の俸祿を裁減し、以て農兵調募の資に充てば、或は一策ならん。然らずんば冗兵冗祿、國窮兵弱、其れ何の術か是れを救はん。

齊人、其の弟燬（衛の戴公の弟、是れを文公と爲す）を立つ。公、大布の衣、大帛の冠、材を務め農を訓へ、商を通じ工を惠み、教を敬(つつし)み學を勸め、方を授け能に任ず。元年には革車三十乘、季年には乃ち三百乘あり。

（一）宋の呂祖謙の著。その卷の二に「衛の懿公鶴を好む」の條あり

按するに、布衣帛冠、文公勤儉の狀想ひ見るべし。是れに非ずんば安んぞ能く破敗の餘を收拾して、其の國を建立することを得んや。亦所謂膽を嘗め薪に坐するの倫なり。今日國事艱難、而して昇平の久しき、百物豐備、一の缺乏なし。人君布衣帛冠、嘗膽坐薪せんと欲すと雖も勢能くし難きものあり。是れ勤王・革弊、一事の效を見ることなくして、淪胥以て喪ひて救ふべからざる所以なり。悲しいかな、悲しいかな。

晉の荀息、屈產の乘と垂棘の璧とを以て道を虞に假り、以て虢を伐つ。虞公之れを許す、且つ先づ虢を伐たんことを請ふ。宮之奇諫むれども聽かず。

按ずるに虞、晉の甘言美利を嗜みて、宮之奇の諫を聽かず。未だ幾くならずして、虞公竟に晉の幷ふる所となる。蓋し虞は小弱にして晉強大なるを以て、晉の信義を失ふ、虞終に難詰すること能はず、爰に至れり。今幕府、米・魯・拂・暗の強大を懼れて其の甘言を信ず、他日の禍、吾れ其の底止する所を知らず。豈に特に虞・虢のみならんや。

父

（三）小西行長・大友宗麟。二人は耶蘇教を信じて交易その他宗教上外國を利すること多かりしをさしていへるものならん

（四）襄王の使者、游孫伯は大夫

襄王　初め惠王の少子叔帶、惠后に寵あり、之れを立てんと欲して克はず。叔帶、戎狄と與に周を誅たんと欲す。王之れを知り將に叔帶を誅せんと欲す。叔帶、齊に奔る、按ずるに、是れ幽王の時、申侯鄫人と西夷犬戎を召きて王を伐つと、事大いに相類す。而して叔帶は襄王の親弟を以て、戎狄の力を借りて王室を伐たんと欲するに至る、實に倫理華夷の大變にあらずや。人心親義を廢し、利を好み怨を逞しうするに至りては、禍の至る所知るべからず。吾れ常に恐る、今日外夷の交始めて開く、後來必ず申侯・叔帶の如きものあらんとす。小西・大友の類[三]に至りては蓋し指を屈するに勝へざらんことを。是れ余が日夜の腐心切膚なり。又王、鄭伯の伯服[四]・游孫伯を執へしを怒り、頹・叔桃子をして狄の師を出して之れを伐たしめ、櫟を取る。王、狄人を德とし、其の女を以て后と爲す。其の後、王、狄后を廢せしに、狄人叔帶を奉じて王を攻む。王出でて鄭に居り、狄人叔帶を立てて王と爲し、溫に居らしむ。夫れ同姓の鄭伯を怒るが爲めに狄の援を借り、狄人を德とするが爲めに其の女を后とし、又其の后を廢すれば、狄人王子を奉じて王を攻め、王出奔して叔帶王となる。

周室の變故實に寒心に耐へず。然れども今夷狄を親しむこと幕府の如くなれば、昔れ其の周室の續たらんことを恐るるなり。

初め重耳[一]出奔し、十九年にして後國に反る。

按ずるに、晉の文公の事、誠に歆羨に堪へず。左傳・史記の全文熟味すべし。余春秋間を閱するに、天下を跋涉し諸國を周流する、晉文に如くはなし。霸業の基全く爰にあり。

初め秦、由余の謀を用ひて戎を伐ち、國を益すること十二、地を開くこと千里、遂に西戎に霸たり。

按ずるに、由余は戎人なり。秦繆[二]も亦賢を立つること方なしの道を得たりと謂ふべし。

定王　楚子[三]、鼎の大小輕重を問ひ、周に逼りて其の鼎を取らんと欲す。王孫滿對へて曰く、「德に在りて鼎に在らず云々」と。

按ずるに、是れ晉侯入朝して隧[四]を請ひしに、[五]王許さずして曰く、「王の章なり

(一) 晉の公子、即ち後ちて文公といひ、諸侯に霸たり
(二) 秦の繆公
(三) 楚國[illegible]大を恃み、周室の衰へを[illegible]ひ、自ら周に代らんと欲せしなり
(四) 地を掘りて路を通ずるをいふ。王の葬禮なり。晉の文公自ら王たらんとするをいへるなり。
(五) 左傳僖公二十五年の傳に出で、又國語周語[illegible]に出[illegible]

云々」と、事甚だ相類す。而して東萊博議に、楚子鼎を問ふの一條あり、甚だ妙なり。照し見るべし。嗚呼、隧を請ひ鼎を問ふは天子の大恥、朝廷の大變と謂ふべし。而して襄王・定王、惕厲憂勞、國威を皇張すること能はず、哀しいかな。然れども今外は四夷交〻侮り、內は征夷（府）跋扈す。豈に特に隧を請ひ鼎を問ふの比のみならんや。皇威を皇張すること亦臣子の任なり。

王、王季子をして魯に聘して幣を大夫に發せしむ。季文子・孟獻子皆儉にして、叔孫宣子・東門子の家皆侈なり。季子歸る。王、魯の大夫孰れか賢なるを問ふ。對へて曰く、「季・孟は其れ長く魯に處らんか。叔孫・東門は其れ亡びんか、若し家亡びずんば身必ず免かれざらん」と。王曰く、「何の故ぞ」。對へて曰く、「季・孟の二子は儉なり。儉なれば則ち能く用を足す。用足れば則ち族以て庇ふべし。叔孫・東門の二子は侈なり。侈なれば則ち匱しきを恤まず。匱しくして恤まずんば憂必ず之れに及ばん。亡ぶるの道なり」と。

按ずるに王季子の論、誠に着實明白なり、字々熟味すべし。又今の大臣家に詳說し

たきことなり。

〔一〕古の國名、今京兆の[illegible]にその故城ありといふ。[illegible]嘉父の子は[illegible]なり

〔二〕宋は趙氏、故に[illegible]宋といふ[illegible]

〔三〕[illegible]

靈王　無終の子嘉父、戎に和せんことを講ず。晉の悼公曰く、「戎狄親なし、之れを伐つに如かず」と。魏絳曰く、「諸侯新たに服し、陳・鄭來り和す云々」と、因つて戎に和するの五利あるを陳ぶ。

按ずるに、戎に和するの事、蓋し始めて爰に見ゆ。是れ誠に其の時を得たり。諸侯新たに服し、陳・鄭來り和すの勢に乘じて戎に和す。戎何ぞ我が羈靮に就かざることを得んや。古より國力旺盛の時は和親に利あり。漢・唐の初め、匈奴・突厥に於けるを觀て知るべし。國已に衰へ已むを得ずして和議に出づるものは趙宋の故轍にして、今日の事正にしかり。

鄭人蔡を侵し、公子燮を獲たり。鄭人皆喜ぶ。子産獨り曰く、「小國文德なくして武功あり、禍これより大なるはなし。楚人來り討たば能く從ふなからんや。之れに從はば晉の師必ず至らん。今より鄭寧きを得じ」と。

按ずるに、鄭國の事、大いに吾國の今日に似たり。四夷交〻來るの時に當りて、

朝に晉、夕に楚の辱を受けざる如く、國計を建てたきことなり。

晉侯歸りて民を息へん所以を謀る。魏絳、施舍(四)して積聚を輸し以て貸し、公より以下苟も積あるものは盡く之れを出し、國に滯積なく、亦困人なく、公に禁利なく、亦貧民なく、祈には幣を以て更へ、賓には特牲を以てし、器用作らず、車服は給するに從はんことを請ふ。之れを行ふこと期年、國乃ち節あり、三駕(五)して楚與に爭ふこと能はず。

按ずるに、魏絳の說は國の滯積を發すると、幣牲器服の節儉となり。若し實着に是れを行はば、今日と雖も誰れか不可となさん。

師曠(六)曰く、天、民を生じて之れが君を立て、之れを司牧して性を失はしむることなからしむ。天の民を愛すること甚しいかな。豈に其れ一人をして民の上に肆ならしめ、以て其の淫を縱にして天地の性を棄てしめんや。必ず然らざるなりと。

按ずるに、是れ人の臣民に聞かしむべからずと云へども、人君に在りては良軌と云ふべし。

(四) 恩惠を施し、勞役を舍すこと

(五) [illegible]たび師を興すなり

(六) 晉の平公に仕へし樂師、音律に審かなり

己未文稿

己未文稿目次（安政六年）

野山日記

安政六年己未正月元旦、晴。

元旦（四首）

太陽朝上海之東　太陽朝（あした）に上る海の東（ひんがし）、
戎狄蠻夷淑氣同　戎狄蠻夷淑氣同じ。
獨有幽囚不平客　獨り幽囚不平の客あり、
春回感慨嘯歌中　春は回（かへ）る感慨嘯歌の中。

○

若芽刈る磯の蜑人（あまびと）事問はん異なる國の春や如何にと

○

聞說使星降九重　聞くならく使星（一）九重より降ると、

（一）朝廷の使者即ち勅使をいふ。後漢書より出づ

東藩果否致寅恭　東藩果すや否や寅恭を致すこと。[一]
偸生草莽臣多罪　生を偸む草莽の臣罪多し、
杯至屠蘇擧得慵　杯は屠蘇に至つて擧げ得て慵し。

○

九重の惱む御心思ほへば手にとる屠蘇も呑み得ざるなり

子遠[二]に與ふ　野山獄番人孫助

右其の人は原籍富田[三]の百姓にして、見に獄番の代勤たり。行年三十六、目に一丁字なし、而も吾れを視ること他囚に異り、頗る吾が黨の事に感ずる者に似たり。昨夕一晤せしも未だ懷抱を竭さず。僕本と輕信の失あり、ここを以て故らに書を附してこれを足下に致す。足下一面して試みに誘ふに功名節義の談を以てせよ。果して用ふべしと爲さば、僕往々用ふる所あらん。大抵文辭ある人は言語信じ難し。無丁の野漢、是れ

(一) 江戸幕府のこと

(二) 入江杉蔵、松陰門下四天王の一人と稱せらる。野村和作の兄〔關係〕

(三) 今の周防國都濃郡富田町

僕の此の人を取る所以なり。炳亮あらんことを。
令弟[四]及び傳之輔の事、且つ驚き且つ快とし、之れを恨み之れを喜ぶ。一時の失策、要は大計に傷ひなし。而して子遠兄弟、王事に禁囚せらる、雙美則ち朽ちざるのみ。京師の急著は、昨草卒に一書し、これを佐世[五]に託して足下に轉致す、想ふに當に達したるべし。仙吉[六]・徳民は如何の面を爲せるや。回答是れ待つ。

投獄紀事[七]成る、一見の餘、足下兄弟・子楫[八]兄弟商議して寫して一本を存し、原稿を返されよ。僕獄に在り、日として諸友を思はざることなし、而して子楫・無逸[九]に於て最も深し。足下と佐世とに至りては、甚しくは思はざるなり、此の意、足下恐らくは知る能はざらん、當に永日を待ちて之れを縷叙すべきのみ。一笑。

小田村[一〇]に與ふる書已に成りしも、反復思惟するに、村子京に上ること斷々として不可なり。故に此の書を停めて遣はさず、今足下に示す。足下一見の餘、時を以て村子に示さば則ち妨げなし。

聞くが如くんば、來原[一一]の復書は直ちに政府に達すと。蓋し來原は周布[一二]を信じて吾が黨

(四) 野村和作及び伊藤傳之輔。共に大原卿西下策の事に坐して安政五年十二月幽囚せられ、伊藤は六年正月投獄せらる
(五) 佐世八十郎、後の前原一誠〔關傳〕
(六) 岡仙吉・増野徳民〔關傳〕
(七) 戊午幽室文稿に出づ。第五卷三四六頁参照
(八) 岡部富太郎子楫と同樂之助〔關傳〕
(九) 吉田榮太郎〔關傳〕
(一〇) 小田村伊之助、妹壽子の壻、藩の儒官〔關傳〕
(一一) 來原良藏〔關傳〕
(一二) 周布政之助〔關傳〕

（四）易の蹇の卦の六二の爻辭に「王臣蹇々たり、躬の故にあらず」と出づ

五言六句、韻に仍りて之れに和すと爾云ふ

忠臣爲國死　忠臣國の爲めに死す、
蹇々是非躬　（四）蹇々として是れ躬のために非ず。
神州三千祀　神州三千祀、
天恩曷太洪　天恩曷ぞ太だ洪なる。
獄裡迎新歳　獄裡新歳を迎ふ、
未可哭途窮　未だ途窮を哭すべからず。

○

百敗踏萬難　百敗、萬難を踏み、
丹心訴蒼天　丹心、蒼天に訴ふ。
豈將小得失　豈に小得失を將つて
面目悴々然　面目悴々然たらんや。
一死未有地　一死未だ地あらず、

聖徳絶萬代　聖徳萬代に絶す。

元旦夢兆奇　元旦夢兆奇なり、

明廷吐臣肺　明廷(五)に臣肺を吐く。

右元旦

天子仁明愾醜夷　天子仁明醜夷を愾りたまふ、

時乎今去復何時　時か今去らば復た何れの時ぞ。

愛錢惜命世皆是　錢(六)を愛み命を惜む、世皆是れ、

報國赤心眞我師　報國の赤心眞に我が師。

○

花や鳥今を盛りの春の野に遊ばで猶ほもいつか待つべき

三日

（五）古時、謁見の地、又は神靈の地をいふ、ここは朝廷と同じ意

（六）宋の忠臣岳飛曾て云はく「文臣錢を愛み、武臣命を惜まば、之れ即ち國の滅亡なり」と。又彼はその背に赤心報國の四字を入れ墨せること有名なり。ここはそれを師とすべきことをいへるなり

家大人に上る

新年三日、家信未だ得ず。伏して惟ふに、兩大人、子姪僮僕、迎陽萬福ならん。頑児獄居康健、馬齢一を添ふ、願はくは懸念を放たれんことを。獄法變革し、舊に比して稍〻簡なり。政府又恩命あり、司獄深く其の意を體して懇ろに胥徒を戒む。獄中、舊同囚四名、又一二の吟友あり、甚しくは寂寞ならず。ここを以て獄居と家居と大異なし、亦難中の一適なり。除新の詩歌數章、別紙に錄し上る、一笑あれ。幸はくは椒酒を進められんことを。伏して祈る。

二　清太(一)に與ふ

清太足下、新年の俗吏、如何なる光景ぞや。門毎に刺を投ずる、不平の狀想ふべし。村塾の主持は僕深く馬生(二)に望む。有隣(三)の脫去、老狡憎むべし。斯の人勃海に投じて鰐を餧ふに非ずんば、何を以て正議者の心を飫かしめんや。二事向に已に之れを議せしも、猶ほ足下の或は以て膝を加ねて淵に墜つるの爲を爲さんことを恐る、何如何如。

(一) 久保清太郎「関係」
(二) 馬島甫仙、村塾門下生「関係」一
(三) 富永有隣。[illegible]

投獄紀事(四)、除日を以て稿を成す。子楫・子遠に寄せ、寫して一通を存せしめんと欲するも、書封未だ便宜あらず、明日則ち之れを致さんのみ。幸はくは子遠に過り一見せられよ。足下に贈る語は藤紙(五)至らば即ち錄して需に應ぜん。除新の詩歌數章、錄して之れを家嚴の所に寄す、幷見是れ祈る。不一。

詩歌

東風花外澹晴暉　東風花外晴暉澹く、
圜土愁追柳絮飛　圜土(六)の愁柳絮を追つて飛ぶ。
神國君臣殊異域　神國の君臣異域に殊なり、
西山空臥采其薇　西山(七)空しく臥して其の薇を采らんや。

○

唐國に宮仕へする臣達は君のなき世も薇とるかも

○

(四) 戊午幽室文稿に出づ。第五巻三四六頁參照
(五) 唐紙に同じ
(六) 牢獄のこと
(七) 周の武王、その君紂王無道なるを以てこれを伐つ。伯夷・叔齊臣の君を伐つは不義なりとて武王を諫めて容れられず、首陽山に遁れて薇を食ひ、遂に餓死す

食不要魚出不車　食に魚を要(もと)めず出づるに車あらず、(一)

世營吾已盡無餘　世營吾れ已に盡して餘すなし。

自哈獄舍寒燈底　自ら哈(わら)ふ獄舍寒燈の底、

存何臭味讀舊書　何の臭味(二)を存してか舊書を讀む。

○

古き書讀(よ)めば種々(くさぐさ)思ふなりかからん時に吾れ生れはばや

四日

平生酷愛愚公愚　平生酷(はなは)だ愛す愚公(三)の愚、

今日還爲伏櫪駒　今日還(ま)たなる伏櫪(ふれき)(四)の駒。

寄語東風無漫促　語を寄す東風漫(みだ)りに促(うなが)すことなかれ、

寒灰豈復遇來蘇　寒灰豈に復た來蘇(五)に遇はんや。

○

(一) 齊の孟嘗君の食客馮驩その不遇を嘆じ劍を彈じて歌へる句中にこの句出づ。十八史略の春秋戰國、田氏齊の條參照。

(二) 趣味に同じ。

(三) 北山の愚公といへるもの、年九十になりて山を除かんとてその事をなすこと、列子に見ゆ。以て勉めてやまず、時機の到るを待つに喩ふ。

(四) 櫪はかひば桶、馬一櫪に伏して騁する能はざるをいふ。これは獄に拘せられゐることをいふ。

(五) 火の消

岩間なる梢の雫は融けぬなり心して吹け春の山風

孫助をして書を持ちて杉藏(六)に造らしむ。杉藏復書す。

馬島に與ふ

甫仙足下、村塾の主持、僕實に足下に委す、足下果して能く之れに任ずるか。岡部・(七)作間の諸子、聞く向に已に禁錮を免さると。頗る復た塾に會するか。新年、齡を加ふ、足下復た童に非ざるなり、策鞭進取、唯だ是の時を然りと爲す。僕、岸獄無事、誦讀吟詠の外、以て自ら慰むるものなし。鈍翁續稿(八)、瀏覽一過し、適意の文に遇へば、便ち貼するに紙屑を以てして以て之れを表はし、爰に足下に寄示す。足下幸に諸子と謀り、數卷に分領し、表はす所の諸文を抄出し、嚴に校讎を加へ、原本に併せて返されよ、其の句讀段落の若きは加へざるを可と爲す。高橋生(九)數々來訪す。生は蕭海(一〇)の高弟にして、常に誇りて其の同門の勤苦を說く、蓋し村塾怠荒の比に非ざるなり。足下が強勤苦せずんば、他人豈に能く人を待たんや。然りと雖も氣節行義は村塾の第一義な

えたる雲霞は再び消え上り叢生し得ないとの意

(六) 入江杉藏［關傳］

(七) 岡部富太郎・作間忠三郎。二人は松陰投獄の罪名糺明運動に關連して家に囚せられ、讀書日を過さる［關傳］

(八) 鈍翁は清の學者汪琬の號。「鈍翁續稿」はその文集なり

(九) 高橋藤之進、司獄福川犀之助の弟［關傳］

(一〇) 土屋蕭海、通稱矢之助。文筆を以て名あり［關傳］

り、徒に書を讀むのみに非ざるなり。提山(一)師如何なる近狀ぞや、新年は出家も亦當に俗務あるべし。大統歌(二)刷成らば、幸はくは一本を寄せよ。

五日

市川俊藏、高橋を介して至り、別れを告げて去る。

士毅(三)に與ふ

寅白す。僕の未だ獄に下らざるとき、老臺及び淸太・八十・子楫・子遠・無逸・仙吉の輩と時事を論議し、甚だ熟す。圖らざりき、傳輔(四)・和作力前して足を傷けんとは。嘆ずべし、恨むべし。然れども大事の成るや、千挫百折は固より天の人志を嘗むる所以にして、今日の敗は正に他日の成の由つて始まる所なり。老臺諸子、窮して當に益〻壯なるべきのみ、慰〻。吾が公の發駕(五)、期限益〻迫る、江河東流す、空手の支撑すべきに非ず。聞くが如くんば、前田(六)ら諸人、徒言無策、猶ほ駕を留むるを以て自ら任ず

(一) 僧提山、[illegible]村[illegible]寺の小僧。當時村塾に來學す。後の[illegible]僧松本鼎［關傳］

(二) 鹽谷宕[illegible]作

(三) 小田村伊之助［關傳］

(四) [illegible]

(五) 藩主敬親この年二月五日[illegible]

(六) [illegible]

と。其の志は則ち嘉すべし、但だ僕未だ其の結局の何如を知らざるなり。嗚呼、公駕一たび去り、世子(七)未だ歸らず、大臣留守して百事苟且にせば、勤王攘夷、孰れか適に論議せんや。況や二殿(八)の江に在るは魚の網中に在るが如し、稍く飛躍することあらば乃ち目して跋扈と爲し、恐らくは成湯の小大戰(九)々に止まらざらん。大丈夫の建立する所、當に直ちに古人の奇勳を師とすべし、豈に區々齪々として已まんや。貫高(一〇)の「事成らば王に歸し、事敗れなば獨り身之れに坐せん」とは、僕素より揭げて佳話と爲す。而して陳湯(一一)の所謂「國家、公卿と大策を議する、凡の見る所の事に非ずんば必ず從はず」とは、正に今日の弊に當ると爲す。夫れ盤庚(一二)の都を遷すは、民の爲めに害を避くるなり、而も民猶ほ以て勞と爲す。漢武(一三)の時、列侯百を以て數ふ、豈に皆愚にして智なからんや、而も一も軍に從ひて越を擊たんことを求むるものなし。乃ち唐の憲宗の時の若き、人才朝に滿つ。然れども其の淮西(一四)を討つや、能く其の議を佐くる者、裴度・武元衡數人に過ぎざるのみ。凡民は大事を曉らずして肉食(一五)は命を惜しみ勞を憚ること、古より是くの如し、何ぞ獨り今世に於て怪しみ且つ難ぜんや。今日の急は唯だ

(七) 世子定賓は父敬親の在國中交代して江戸邸にあり
(八) 今公と世子。江とは江戸のこと
(九) 成湯は殷の湯王。書經仲虺之誥の語。大小の官民戰々兢々と恐れをののくこと
(一〇) 第五卷二六七頁頭註參照
(一一) 漢の武將。人となり策謀多く奇功を好む。建昭三年、西域に使し、遂に上命を曲げて郅支單于を殺す。漢書卷七十に見ゆ
(一二) 盤庚は商王の名。都を成湯の故都に遷さんとせしも、民皆

潛かに二三の志士を遣はし、密かに大原公(一)の門下に參じ、傳輔・和作の敗を償ひ、之れを成るに潰ぐるあらんのみ、其の他は則ち翼を戢め形を伏して、措置を爲さず。是れ第一の措置なり。後來の措置に至りては僕略ぼ成算あり、久しくこれを胸臆に存す。然れども之れを言ふは甚だ易く甚だ短きも、之れを爲すは極めて難く極めて長し。之れを要するに行き適(二)かずして謀る者、遂に道に得ず。今相與に咎を執るを以て期と爲す、則ち何ぞ更に言を發して庭に盈つることを爲さんや。嗚呼、莫先(三)の奇動は肉食謀るべからず、凡民語るべからず。成らば則ち陳湯、敗れなば則ち貫高、萬々憾みたきなり。改歳より子遠の書を得たる外、未だ諸友の新議に接せず、渇想殊に甚し。老臺想ふに當に成說あるべし。鄙懐は子遠に與ふる書に具するも、今更に贅白せり、萬回答を祈る。寅白す。下一。

[illegible]

詩歌

夢魂全駭陰魂迷　夢魂全く駭き陰魂迷ふ、

燈滅月懸窓樹西　燈は滅し月は懸かる窓樹の西。
風送遠鐘隣舎閴　風は遠鐘を送つて隣舎閴(ひそ)けく、
中宵起執聽荒雞　中宵(四)起つて孰れか荒雞を聽かん。

○

小夜深けて共に語らん友もなし窓に薫れる月の梅が香

六日

朝、家兄至る。小田村の書至る、云はく、「去臘、水藩(五)老、(五)……三好貫太郎、老公の密命を齎らして至り、假に會津の家來と稱せりと云ふ。(六)内藤圓活議して山縣與一兵衞をして出接せしむ」と。○(七)尾寺の書至る、云はく、「近衞・萬里小路(までのこうぢ)の二公、(八)宣下の嘉儀宜しく尾・水・越の罪を免すべきの事を持して至る。土佐・宇和島の隱居、未だ許允を經ず」と。(九)久坂・飯田・中谷・高杉の書至る。

作意春寒欺病骸　(一)意を作す春寒病骸を欺き、
重被纏體學蝘蝸　重被體に纏うて蝘蝸を學ぶ。
斯生只合終斯境　斯の生只だ合に斯の境に終ふべし、
司馬君言亦復佳　(二)司馬君の言亦復た佳なり。

○

心なき春の寒さの烈しきに柳の色も萠え出ざるなり

七日

朝、家奴至る。家兄・無逸・無咎の書あり。

詩歌

韵事多年冷如灰　(三)韵事多年冷やかなること灰の如し、
用猛縦餘十七回　用猛縦つて餘す十七回。
獄中今日逢人日　獄中今日人日に逢ひ、

之允、松陰門下生（劉備一
(八) 前年十月二十五日德川家茂に將軍宣下あり、十二月晦日勅使參著して將軍宣下の式を行ふ。その勅使ひとして難局議論中の三條卿もす事なり
(九) 以下四人は當時江戸に在り
(一) 當然春暖となるべき頃なるに、故らに寒あくて、寒暖を取きて蝸牛を學ぶの意
(二) 三國の人、司馬徽、字は德操。彼は何事にもよしよしといひて論ぜず、その態度を稱すれば、それも亦佳しといふ。ここは讃

自怪餘情及野梅　　自ら怪しむ餘情野梅に及ぶを。

二十一回生、亡邸(四)・上書・入海・再獄と、猛を用ふること凡そ四、猶ほ十七回を餘すと云ふ。

○

いましめの人屋(ひとや)は今日も人ぞ來ぬ猶ほ人の日と人やいふらん

劉賓客の嘉話錄に、鄭公嘗て正月七日を以て太宗に謁見す、太宗曰く、卿の今日至る、人日と謂ふべしと。

八日

是の日、諸囚局を移り、安富來りて隣局を隔(ふさ)ぐ。

詩　此の首、徳民の韻に次す

清時寧棄繫囚臣　　清時寧んぞ棄てん繫囚の臣、

特許陳編靜處親　　特に許す陳編(五)靜處に親しむを。

諸有友の優柔不斷を悲慨すえの傷意あり

(三) 詩歌の襲を弄ぶ、即ち風流詩歌の如きは多年無關心にて顧みざりしをいふ。

(四) 亡邸は嘉永四年十二月十四日、藩邸を亡命して東北に旅す。上書は嘉永六年六月、將及私言その他を上書す。入海は安政元年三月二十七日の下田踏海。再獄は安政五年十二月二十六日の野山入獄

(五) 古書の意

休謂雞栖栖鳳鳥　謂ふを休めよ雞栖(一)に鳳鳥を栖ましむと、
梧桐枳棘共新春　梧桐(二)・枳棘共に新春。

○

人間はぬ人屋も春は問ひにけり窓の日影に梅の香ぞする

九日

擬明史列傳抄の後に書す(三)

余の獄に投せらるるや、同志の士政府に詣りて罪狀を請ひ及び宥免を請ふ者、前後少なからず、是れに坐して辜を得たる者八人あるに至る。誠に近時希覯の事たり。是れより先き、余同志と與に奮發踔厲、尊攘を以て己が任と爲し頗る物議を致す。而して在江の諸友交々書もて余を戒めて曰く、「東漢の季(四)、朱明の晩は、盛世の宜しく比すべき所に非ず、且つ近くは水戸の覆轍(五)に鑒みずや」と。余曰く、「東漢の季は西漢に勝り、朱明の晩も趙宋に優る。而して今日の諸藩孰れか水戸の上に出づる者あらん」

（一）雞栖は[illegible]居を指し、[illegible]指す
（二）梧桐は[illegible]、枳棘は[illegible]寓す
（三）[illegible]の著。その中より[illegible]五十七人の傳を正月三日より九日にわた[illegible]
（四）東漢の末には大學黨が、明末には[illegible]

と。已にして事途にここに至る、諸友の言則ち中れるも、而も余未だ悔ゆる所を知らざるなり。夫れ庸人路に當りて、衆苟に婉婀奉承すれば則ち國無事なるも、一人ありて之れを攻め、又數人ありて之れを繼がば、庸人勝ふる能はず、則ち目して朋黨と爲して之れを排す。賢材下に在りて、上苟に抑塞棄置せば則ち國無事なるも、一人ありて之れを引き、又數人ありて之れを推さば、俗吏交〻之れを忌み、則ち亦目して朋黨と爲して之れを擊つ。其の目して朋黨と爲すを畏るるは、攻め且つ引かざるに如かず。攻め且つ引かずんば、庸人俗吏位を竊み祿を偸み、自ら以て計を得たりと爲し、人已れに若くなしと爲し、國事遂に爲すべからざらん。然らば則ち何ぞ朋黨を畏るるに遑あらんや。今、文恬武熙二百餘年、國家の綱紀亦少しく弛めり。其の上に在る者果して皆賢材なるか、其の下に在る者果して皆愚魯無能なるか。天子の勅は幕府諸藩遵奉する能はず、吾が公の旨は大臣有司對揚する能はず、是れ豈に常故ならんや。生れて非常の時に遇ひ、常途轍を守るは志士の義に非ざるなり。然らば則ち今日の禍、亦何ぞ道ふに足らんや。吾れ漢土歷代に於て最も朱明を喜ぶ。謂へらく、靖難の兵起る(六)

士脱藩して江戸に出で再擧せしも失敗に終り、なきす

（六）明の二代惠帝の年號建文元年七月、燕王棣、兵を起して靖難の師と稱す。三年十二月、燕王大軍南犯し、四年壬午六月金陵（南京）を陷れ帝遁る。燕王自立して皇帝と稱し北京に都す。時に建文帝に仕へし名臣方孝孺等猶干に從ふを肯んぜずして皆に死す

や則ち壬午の殉難彼れが如く其れ盛んに、流賊(一)燕を陷るるや則ち甲申の死節彼れが如く其れ夥し。終りには已に滅して復た燃え(二)、再に至り三に至り、忠義猶ほ其の人あり。東漢の蜀漢あるが如くなる能はずと雖も、崇禎(三)・弘光の社稷に死する、又靈(四)・獻の及ぶ所に非ざるなり。吾が神州は人物忠厚にして政教寛柔なり、然れども尙武の俗、萬國に踰越す。何如せん近時陵夷の極、漢・明を論ずるまでもなく、乃ち弱宋を併せてこれに及ぶ能はず。今を生して古に反し、衰を回らして盛に復すこと、茫々たる八洲、吾が黨を舍きて其れ誰れにか望まん。乃ち水戶の諸士の若きは、則ち先づ吾が心を獲たるものかな。淸の汪喆文(五)の擬明史列傳二十四卷、其の朱氏(六)の人物に於ける、蓋し百の一なる能はず。然れども大禮(七)に皐を獲たる諸臣以外、正德(八)の南巡、天啓(九)の逆閹(一〇)・馬市復套の諸事、諫臣林立し書疏雲集す、亦以て其の一斑を見るべきなり。余嘗て讀みて之れを偉とす。獄に下りて後、時に復た一閱し、其の最も激烈悲壯なる者に至りては隨つて之れを抄し、又隨つて之れを朱批す。乃ち之れを同志に寄せて曰く、「今天子の勅諭は特に嘉靖の大禮なるのみならず、吾が公の東覲も亦豈に正德の南巡のみ

（一）十六代毅宗の崇禎十七年甲申三月、賊李自成、燕京（北京）を陷る。帝縊首して殂し、群臣殉節に死す
（二）明滅亡後回復の業を企てし遺臣史可法・鄭成功等の事をさす
（三）年號なれども崇禎は毅宗、弘光は福王をさす
（四）後漢の靈帝・獻帝、共に國と死を同しうする能はず、實權遂に曹操に歸し、やがて位を讓り國滅亡。
（五）[illegible]
（六）[illegible]
（七）[illegible]

ならんや。朱氏の臣すら既に已に彼れが如し、而も未だ知らず、諸君何を以て神州に報じ、亦何を以て公家に報ずるや」と。遂に之れを其の後に書すと爾云ふ。己未正月九日、二十一回猛士藤寅書す。

十日

昨、孫助をして子遠に造らしむ。子遠の復書、今日を以て至る。

午後、岡部至りしも、見ふことを得ず。

八十・子楫・子遠に復す

子楫至りしも、獄中少しく障碍ありて、面敍するを得ず、遺憾山の如し。然れども吾れ日古人と言語す、何ぞ今人と言語せざらんや。諸人各〻一副の筆墨あり、驅使驅馳、意の之く所隨はざる所なし、而も吾れに一雙の眼目あり、瞳子烱々、紙背と雖も皆透る、何ぞ兒女子の面晤を以て樂びと爲すの痴に倣はんや。諸友宜しく切に來獄の念を絕つべきなり。來書數通頗る近事を詳かにす。而して（一一）周布・井上と北條と、果して皆

嘉靖三年、世宗の父、興獻王の諡號を議するに當り旨に忤らひ罪を獲たるもの何孟春以下二百餘人獄に下る

（八）武宗の年號。その十四年十二月南京に幸す

（九）熹宗の年號。逆閹とは反逆の宦官。その元年五月、太監魏忠賢、詔を矯めて王安を殺す

（一〇）神宗の萬曆二十九年十二月、朶顏の馬市を復す

（一一）行相府右筆役周布政之助、同用談役井上與四郎。江戸方用所役北條瀨兵衛。周布・井上の二人は前年の暮に藩命

京に滯るか、則ち大原策休せん。然れども周布・井上既に已に東下せば、北條ありと雖も事或は濟すべきなり。佐世の書に兩奸(一)獄に赴くの語あり、頗る爲めに愕眙す、而れども未だ其の仔細を獲ず。豈に皆幕捕に就けるか。果して然らば、其の此の童子(二)を殺すは成湯の葛を討つ所以なり、況や堂々たる政府の官員幕捕に就くも、猶ほ甘心して參覲を議する者之れあらんや。願はくは更に赴獄の始末を報ぜよ。大原策果して休せば、爭ふ所は參府(三)の一事のみ。諸友宜しく各〻一策を思ふべし。大要吾が公參府せば、則ち闔國の志士復た爲すべきものなし。然らば則ち身を致して事を圖り、禍敗を遭と雖も傷むなし。但し駕を挽くには實に奇策なきも、無策中亦當に彼れの此れより善きものあるべきのみ。水府二義士(四)の放逐は實に一好機を失せり。然れども天下の機は隨つて去り隨つて來る、諸友必ずしも深く惜しまざれ。賤抄(五)一卷送上す、諸友に轉示し然る後返されよ。書後の中、朋黨の一論、願はくは教示を垂れよ。不悉。

千歳幸逢堯舜君　千歳幸に逢ふ堯舜の君、

此時無路策殊勳　此の時路(六)に殊勳を策するなし。
春寒漠々囚窓閴　春寒漠々囚窓閴(ひそ)けく、
靜對孤燈坐夜分　靜かに孤燈に對して夜分に坐す。

○

かしこくも千世(ちよ)に芽出たき大君に賤(しづ)が摘み得し芹(七)捧げばや

○

西土門望獨吾藩　西土の門望獨り吾が藩のみ、
此間寧負至尊恩　此の間寧(なん)ぞ負(そむ)かんや至尊の恩。
五馬春風行有日　五馬(八)春風行くに日あり、
嗟忠義士返東轅　嗟(ああ)、忠義の士東轅(とうえん)(九)を返さん。

○

(一〇)大江なる川の御裔(みすゑ)はいと長し君が浮舟載せてこそ行け

○

(六) 要路者をいふ

(七) 呂氏春秋に、野人芹を美(うま)しとし、之れを至尊に獻ぜんことを願ふ」とあり

(八) 太守の乘車は五頭立なり、因つて太守の異稱とす。ここは藩主の東覲をさす

(九) 轅は車のながえ。即ち藩主の東覲をさす。後にも屢く出づ

(一〇) 大江家、毛利はその後裔

王事入春盟氣寒　王事春に入つて盟気（一）寒し、
一書毎至再三嘆　一書至る毎に再三嘆ず。
吾門幸甚同心友　吾が門幸甚なり同心の友、
落々光懸星斗殘　落々光は懸つて星斗残る。

○

色かへぬ松にひとしき人なれば末頼もしき戀もこそすれ

十一日

家奴、家大人及び士毅の書を持ちて至る。

十二日

　士毅に復す

論を承く。水府生反すべからず、大原策亦挙げ難し、政府の逆焰、日に益〻酷烈なり、

（一）諸藩勤王の盟約に蔚然の兆あるをさし、同心の友とは入江・野村等要駕策の挙に関与・数人をさすならん

（二二）佐世八十郎の父彥七

吾が黨宜しく屛息して時を待つべしとするもの、（二二）佐翁の說然りと爲す、而して諸友多く亦之れを右くと。僕切に其の解を知らざるなり。僕匆々として獄に入り罪名の議を竟へず、諸友蓋し僕を以て死を畏れ禍を避くと爲さん。是れ僕の言の諸友に孚とせられざる所以なり。諸友初め僕と言ふや、豈に國の爲めに死を致し、禍敗も避けず、利鈍も顧みずと謂はざりしや。今則ち此くの如し。初めや政府の君子を罵ること仇讐の如く、今や其の逆焰を畏れて鼠竄狗逃すること猶ほ政府の幕焰を畏るるがごとし。僕切にこれを怪しむ。僕の志は則ち謂へらく、　天子の勅は大事なり、吾が公の覲は大節なり。國家士を養ふこと二百餘年、一旦大事に遇ひ大節に臨みて、一人の義に死する者なし、豈に江家の大恥に非ずや。且つ時を待つ者、果して何の待つ所ぞ。吾が公一たび東せば、事益〻爲すべからず、天下事起らば、人々手を擧ぐ、何ぞ吾が黨を用つて爲さんや。今日の事、死せば則ち人臣の責塞がり、獄なれば則ち他時爲すべし、天下の義士、寧んぞ吾れを舍てんや。然らば則ち死と獄と皆可なり、其の他の微譴小罪、亦何ぞ道ふに足らんやと。是れ僕の志なり。然れども僕向に死する能はず、顧つ

て人に死を勸む。是れ誠に恥づべきのみ。但だ朋友の義は切偲を尙ぶ、故に靦顏六々せるのみ。唯だ老臺之れを諒せよ。僕頃ろ(一)楊椒山集を課とす、(二)逆鸞賊嵩の焰、豈に特り今日の政府のみならんや。而して椒山の時を待たずして言へるは、是れ椒山たる所以なり。知らず老臺以て何如と爲す。

楊椒山集に題す

明の楊椒山先生集一帙、吾が方外の亡友清狂(三)師の贈る所なり。清狂の奇節、一時に高きも、顧って余を推重して曰く、「子は能く椒山たる者、故に吾れ此の集を以て贈と爲す」と。今清狂病亡して一年、余進んでは奸權を當路に擊つ能はず、退いては斧鑕に伏して吾が師に九原に從ふ能はず、猶ほ尙ほ靦顏覘息して生を岸獄に偸む、其の吾が師推さるるの意に負くこと多し、何ぞ況や楊先生其の人に黃卷(四)の中に對せんや。楊先生初め仇鸞を劾して狄道に謫せらる、鸞已に敗れ、一歲に四たび遷りて燕京に還るを得たり。先生深く主恩に感じ、卽ち嚴嵩を誅せんことを疏す。嵩怒りて、論じて西

(一) 明の楊[illegible]、椒山と[illegible]。大學[illegible]嚴嵩の十大罪[illegible]
(二) 逆臣仇鸞・賊臣嚴嵩
(三) 清狂[illegible]
(四) 黃卷[illegible]、古書[illegible]

市に死すと云ふ。然れども先生の四たび遷るや、實に嵩の汲引に出づ、則ち其の私を舍てて公に殉ふ、人情の甚だ難しとする所に非ずや。余の如きは則ち然らず。入海の狂擧、吏、議して獄に繫ぎしも、吾が公特恩あり、已に之れを脫す、又密旨あり、言を求むること甚だ切なりしも、而も怯懦畏避、言其の愚を竭さず。奸權懀まるるも、而もこれを死に置くに至らず。惟ふに公家の忠厚、萬朱明酷薄の習の比に非ず。是れ其の僅かにこれを獄に繫ぐに止めし所以のみ。抑ゝ吾れの忠言、楊先生に愧づるあること甚だ多からずや。余既に獄に入り、復た此の集を讀むこと一週、顧ふに余重被飽食し、獄に居ると家に居ると大異なし、則ち以て明の錦衣の獄に比すれば、萬々多福なり、則ち獄に下る已に愧づべし、何ぞ獨り死せざるのみならんや。此れを書して、近くは以て淸狂師に九原に謝し、遠くは以て楊先生に黃卷に問ふと爾云ふ。

○

孫助をして松下に至らしむ。家大人・家大兄・士毅・子楫・無咎の書至る。

死已無名生亦懶　　死已に名なく[三]生も亦懶し、
英雄有恨訴蒼天　　英雄恨みあり蒼天に訴ふ。

○

春風に嶺の白雪吹き消せど心に積もる憂は消えめや

○

受言藏矣彤弓弨　　受言[四]は藏し彤弓は弨む、
春海如油鯨鰐驕　　春海油の如く鯨鰐[五]驕る。
東風縱得消殘雪　　東風縱ひ殘雪を消し得とも、
志士積憂誰得消　　志士の積憂誰れか消すを得ん。

(三) 死罪になる如き罪行なりとも定まれば望むところなるにそれもなしの意

(四) 人の進言は受入れるのみで更に實行せず、弓は徒らに弛むにまかせて武備を顧みずの意。外夷討攘等をなすなく、人心の萎靡弛緩せるをいふ

(五) 外夷の大船に喩ふ

十四日

子楙に與ふ

僕頃ろ唐の中宗紀を讀む。魏元忠、武后の朝に在りて、素と忠直の望を負へり、中宗

擧げて之れを相とするに及び、時と與に俯仰し復た彊諫せず。其の後貶せられて務州の尉となり、道に卒す。是の時に當り、張仁愿、朔方を總管し、三受降城(一)を築きて以て突厥南寇の路を絶つ。今賢叔(二)の還らざる、亦三受降城を築かんと欲するに非ずや、而して吾が輩の一跌鼠竄は亦元忠の續のみ。足下、賢叔を咎めて已まざるも、豈に元忠の爲めに以て仁愿を謗るべけんや。私心甚だ悅ばざるなり。明答是れ祈る。

二白、足下親迎(三)の議、僕、小楠假契(四)の歌を以て之れに望む。蓋し足下の甚太あるは、猶ほ小楠の正儀あるがごときのみ。如何如何。

十五日

採助今日を以て發して鄕親を省みる。○藤之進(五)、蕭海を介して至る。

勤王心事未能抛　　勤王の心事未だ抛つ能はず、
狂簪任他俗子嘲　　狂簪さもあらばあれ俗子の嘲。
有鶴乘軒尤不分　　鶴(六)あり軒に乘る尤も分ならず、

(一) 受降城は夷狄の侵入を防ぐ要塞。中城は朔州に在り、西城は靈州に在り、東城は勝州に在り、皆黄河の外なり
(二) 来原良蔵。[illegible]岡部富太郎はその甥なり
(三) 結婚のこと
(四) 後醍醐天皇、楠木正行に[illegible]を賜はらんとせし時、正行辭して曰く「とても世にながらふべくもあらぬ身のかりの契をいかで結ばん」と
(五) [illegible]之進、土屋蕭[illegible]
(六) 鶴云々 衛の[illegible]

其何鞲下絷青骹　　其れ何ぞ鞲下(七)に青骹を絷さん。

○

世の人は吾れを目くらと云はばいへ海互り來るへびす(八)におぢず

十六日

家奴至る。家兄訪ねらる。

東坡策に跋す

東坡策二十五篇、蓋し蘇公(九)之れを宋の仁宗の朝に上ると云ふ。嗚呼、吾が二百年來、國勢頗る趙氏(一〇)に類す、而して近日の虜患又遼夏の下に在らず。且つ吾が公の仁賢、蓋し亦宋仁(一一)の流なり。ここを以て此の策の言ふ所、往々此の間の利弊に中る。天野生(一二)手抄して余に示す。余携へて獄に來り、隨讀隨句、其の肯綮の處に至れば、隨つて之れを批し、其の會意の處に至れば、從つて之れを評す。吾れ生るること晩かりき、恨むらくは親しく蘇公を見て其の蘊奥を叩くを得ざりしこと。獨り願はくは生(一三)の如き者他

(七) 鞲は射の弓籠手。青骹は脚の青き鷹。杜甫云はく「青骹を鞲下に絏す」と。ここは外夷に喩ふ。

(八) えびすのこと、蓋し蛇の意を寓せしか

(九) 宋の文豪、蘇東坡、名は軾。

(一〇) 宋の姓、趙宋とも云ひ、宋の國のこと

(一一) 宋の仁宗

(一二) 天野精三郎、後の渡邊蒿藏。現存唯一人の松陰門下生「關傳」

(一三) 天野生

日進謁して此の策を閤下に獻ずるを得んのみ。

己未正月仲六夜　　　　二十一回生誌す

十七日

子遠に與ふ

子遠子遠、大丈夫當に分を盡すべし、亦當に命を知るべし。今日吾が輩本分未だ盡さず、而して命なきを如何せん。君側政府、吾が輩を仇視する、其の人何ぞ極りあらんや。然れども明かに吾が輩と軋る者、四人あるに過ぎず、而も其の三人(一)は今皆東せり。其の時の一なり。尋常の東覲は吾が公の好みに非ず、「危邦には入らず」(二)とは聖人の至戒なり。ここを以て公に白さば、公必ず允従せられん。其の時の二なり。勅使已に還り朝廷方に危ふし、堂々たる大藩、一言誠を輸さば、事半ばにして功倍し、天下の義士我れを以て歸と爲さん。其の時の三なり。斯の三時機ありて、而も衆人方且に顧望狐鼠し、其の弊流れて吾が黨に入る。吾が黨の士、身を致して國に報ずる者あるこ

(一) [illegible]・[illegible]・北條瀬兵衛の三人ならん。

(二) [illegible]には入らず、亂邦には居らず[illegible]

となし、豈に命に非ずや。子遠子遠、本分未だ盡さず、其れ命を何如せん。

吾れ平生、飲を貪らず色に耽らず、樂しむ所のものは好書と良友とのみ。吾れの良友は子遠の具さに知る所なり。然れども試みに之れを擧ぐれば、吾が交最も舊き者は中(三)村、其の次は來原、其の次は蕭海なり。蕭海文辭の益、吾れに於て甚だ深し、然れども其の交は則ち二子に如かず。來原は常に吾れと合ひ、而して中村は常に吾れと迕ふ。迕ふ者の益或は合ふ者に過ぐ。然れども亡邸・入海の二擧は來原獨り之れを右く。其の激成の意、吾れ深く之れを心版に銘す、故に吾れ以て第一の知己と爲す、情豈に言ひ易からんや。桂(四)は童年にして乃ち來りて吾れに見ゆ、吾れ時に其の質厚なるを知りたるも、未だ其の志氣を知る能はざりき。（小川案、桂を童年に知り、屢く余の爲めに之れを稱す、其の學識は吾れ及ばざるなり。）其の志氣を知りしは癸丑六月に始まる、而ち推して之れを來原に比するは徒然に非ざるなり。桂曾て密かに吾れに謂つて曰く、「吾れ江家の支族を辱くす、報國の志、他人に比して足れりと爲さんや」と。其の說云々、吾れをして感激泣下せしむ。久保(五)は通家にして幼より相親しむ、外愚內明、終始一の如し。吾れ初めは則ち之れを愛し、中ごろは則ち

(三) 中村道太郎・來原良藏・土屋蕭海〔列傳〕

(四) 桂小五郎。嘉永二年十七歲の十月、松陰の兵學門下となる。癸丑（嘉永六年）には江戶、齋藤彌九郎の塾に在り。當時松陰も第二回江戶遊學中にして互に往復す。六月云云は未詳なるも、ペリーの來航に志氣を激發せしことをさすならん

(五) 久保清太郎。通家とは昔より往來せる家を云ふ。松陰は久保を外弟と稱す〔列傳〕

凡そ是れ皆吾れの所謂良友にして、酒色を以て更(か)へざるものなり、而れども今果して何如。吾れの獄に下るや、眞に其の冤たるを知る者は小田村・久保及び暴徒輩のみ。其の他は則ち情を以て吾れを憐み、吾れの狂愚を悲しむに過ぎざるのみにして安んぞ吾が心赤を諒せんや。時事ここに至る、眞誠(まこと)に泣くべきなり。嗚呼、吾れ實に怯懦(けふだ)なり、然れども　天朝の爲め、公家の爲め一死飴の如し、何か岸獄においてあらん。泣く所のものは、吾れ一たび獄に投じて諸友復た爲す所あらず、三時機あるも、これに乘ずるを知らざることなり。已(や)んぬるかな、已んぬるかな。吾れ今より良友を謝絶し、書問を通ぜず、間〻好書を得れば則ち臥して以て之れを讀み、得ざれば則ち齁䶎(こうかふ)熟寐して晝夜を論ぜず、進んで羲皇(八)(以)上の人たらずんば、則ち退いて華胥(九)國王たらば足れり。

足下及び無逸・彌二の禁錮は、蓋し輒(たやす)くは釋(ゆる)さざらん。縱令(たとひ)之れを釋すも、今已に事に後る、況や人心彼れの如きをや、天なり、命なり。如何如何。明年吾が公の城に歸るや、吾れと帆る者得々(とく〳〵)として累從し、人心益〻變ずること啻に今日のみならざらん。

(八) 太古の伏羲時代より以前の人即ち世俗を超脱して志を高尚にする意。晉書故事に「昔の陶潛、夏月北窓の下に高臥す、風あり颯然として至る、自ら謂ふ、羲皇以上の人なり」と出づ。

(九) 列子に出づ。黄帝、夢に華胥氏の國に遊びて其の太平を見ると。即ち夢を友とする意。

天朝の事、問ふべからず、外虜の事、更に問ふべからず。是の時に當り、世寧んぞ復た吾が輩を思ふ者あらんや。然れども吾れ年三十、子遠は更に少し。思慮を省き、嗜慾を寡くせば、猶ほ三四十年を保つべし。三四十年の間、分の盡すを得ると得ざると、一に之れを命に聽つのみ。是れを過ぎて以往は、人鬼の勝負、手を斂めて傍觀するも亦奇ならずや。吾れ子遠のことを聞きしは、一は則ち中谷に、二は則ち無逸なり。然れども其の相見しは實に諸友に於て最も晩し。是れ吾が最後の說話なり。原と當に諸舊友に之れを陳ぶべきも、今乃ち之れを子遠に陳ぶ。吾れの諸友に負くこと實に多きも、諸友豈に吾れに負かんや。讀み訖らば之れを藏し、愼んで人に示すことなかれ。

十八日

德民至る。家大人及び作間・岡部・杉藏の書至る。

作間子大の「幽室、感を書す」[二]の韵に次す　（三首）

（二） [illegible]

一寸之心萬斛愁　　一寸の心萬斛の愁ひ、
曾期瀝向王公羞　　曾て期す瀝ぎて王公に向つて羞めんと。
春寒透背囚窓夜　　春寒背に透る囚窓の夜、
蠹冊猶呵凍硯讎　　(一)蠹冊猶ほ凍硯を呵して讎す。

○

世間無限讀書人　　世間限りなし讀書の人、
若個眞成忠義臣　　若個か眞成忠義の臣。
一語傳君君記取　　一語君に傳ふ君記取せよ、
事君身卽報親身　　君に事ふるの身は卽ち親に報するの身。

○

千里壯心如獄何　　千里の壯心獄を如何せん、
同仇無路執干戈　　(二)同仇干戈を執るに路なし。
吾生三十年猶富　　吾が生三十年猶ほ富めり、

(一) 蠹の喰ひし古本、讎は校讎して誤を正すこと

(二) 同志に同し

鐵硯容磨志肯磨　鐵硯磨すべし志肯へて磨せんや。

十九日

漫言一則

向に水戸の二十士、老公の密命を齎らして至る、政府命じて之れを放還せしめ、二十意を得ずして去る。輿論皆謂へらく、申包胥、秦に奔るの類なりと。果して然らば則ち二人固より包胥に愧づるあり、而して吾が藩も亦秦たる能はず。夫れ秦は西戎なり、包胥は徒だ楚國あるを知りて、周室あるを知らざる者なり、而も猶ほ彼れが如し。則ち今日の事、益〻愧づべきなり。

當今水戸は　天子の明命を蒙りて、而も對揚する能はず。是れ蓋し吾が藩に求むるある所以なり。吾が藩は　皇別の名族、西土の閥閲なり、勤王の事、固より他藩を待たず、況や人の求むる所となりて、徒然として答へざらんや。

吾が藩、門望已に隆く、加ふるに今公の賢明を以てす。ここを以て堂々天下の瞻仰に

[illegible]

懸かる。今乃ち此くの如し、一は則ち吾が藩を辱しめ、二は則ち今公を忝しむ。有司の過なり。

孔子曰く、「唯だ恕か」[二]と。國步艱難は彼此更〻あり。水戸の步、今實に艱なり、故に來りて吾れに求む。吾れ乃ち答へず、獨り吾が百世の後此の事あるを思はざるか。吾れ今名藩に居り、賢公に仕へて、而も危亂の慘を察せず。其れ恕の道に於て何如と爲すや。吾れ水戸の士を悲しみ、而して有司の過を惜しむ、故に漫言すること此くの如し。嗚呼、既往は咎めざるも、來者獨り戒めざるべけんや。

右一通、子楫・子遠・無咎に寄せ、寫して諸友に傳へしむ。是の時播州浪人大高又[三]次郎・備中浪人平島武二郎、來りて政府の諸君に見えんことを請ふ、故に余此の言ありと云ふ。

又一則

天下未だ曾て忠義の士、材能の臣なきにあらず、但だ其の三々五々、離群索居して、起たんと欲せば更に之れを仆す者あり、進まんと欲せば更に之れを沮む者あり、上は

（二）論語衛靈公篇第二十三章に「子曰く、其れ恕か、己れの欲せざる所は人に施すこと勿れ」と出づ

（三）二人は共に梅田雲濱門下にして、安政五年京都に於て入江等と交り、その縁故を辿り萩に來りて義擧を圖らんとす。志を得ず、伏見要駕策を野村和作に傳へて遂に萩を去る［關傳］

朝廷の尊きより、下は幕府列藩に至るまで、當今皆然らざるはなし。吾れ切に之れを憂ふ。忽ち泉を掘る者を觀て之れを得たり。凡そ偏地、水あらざるはなし。然れども伏流沮洳（一）は安んぞ灌漑の利を得んや。一人あり、地を掘りて泉を得、之れに隄し之れに防せば、衆渠これに歸し天水集る。ここに於てか汪々たる千頃の陂たり、以て灌漑に利すべし。今吾が藩は門地素より隆く、君公又賢にして意を勤王に鋭にし、臣庶の衆き、忠義あり材能あり。是れ甚だ掘り易きの泉なり。然れども猶ほ一二の頑石朽株ありて、少しく梗礙を爲す。切に望むらくは四方の忠義材能旁く吾が藩に來り、力を戮せ心を協へて石を發し株を除かんことを。混々として源を發し、又從つて之れに隄防せば、衆渠の歸する所、天水の集る所、灌漑の及ぶこと、其の利博からん、豈に獨り吾が藩の私のみならんや。

二十日

夜、始めて安富（二）・高橋と會し、左傳を講ず。

（一）低くて水氣の多い地

（二）安富惣[illegible]・高橋[illegible]

二十一日

子楫に與ふ

子楫[三]足下、書至る。承れば福原生[四]、義氣奮發前日に百倍すと、喜ぶべし、喜ぶべし。今日、人心信ずべからず、國事濟し易からず。僕は岸獄の廢人、理宜しく默々として靜を守るべし、獨り足下ら四五子の故を以て、未だ全然默止する能はざるのみ。聞く、國相府も亦君公の上京參府を議すと。僕切に未だ其の解を得ざるなり。從前國府[五]の正議、行府と扞格する處ありて、今未だ一に歸することを聞かず。然らば則ち一旦公駕東上せば、國府は隨從するを得ず、行府、國府の正議を聽用せんや。是れ僕向に已に行府を疑ひ、今は國府を併せて之れを疑はざるを得ざるなり。然れども是れ自ら政府の君子、鬼籌神算す、外人寧んぞ輒く之れを忖度するを得んや。唯だ足下諸友に望む所のものは、大高・平島の一事のみ。二子風雪を衝冒し、百里も遠しとせず、義烈の氣、眞誠に尙ぶべし。徒然にして返すが如きことあらば、豈に同

(三) 岡部富太郎［列傳］
(四) 福原又四郎［列傳］
(五) 國相府即ち藩の政府、行府は藩主に絶えず從行する政府、多くは江戸にあり

志の大恥に非ずや。公駕果して爾く東上せば、同志の士將た何の力を致す所ぞ。則ち同志の力を致すは、二子を助けて其の志を成さしむるより要なるはなし。前日行府、水戶の二子を追還す、僕以て莫大の國恥と爲す。今國の爲め恥を重ぬることなくんば幸なり。足下、福原生の爲めに此の意を致せ。

僕居閒書を讀み、即ち得る所あり、一二拈出して子楫の爲めに之れを言はん。唐の則(一)天の事は古今の大變なり、而して褚・韓(二)貶死して二三十年、朝に直言なく、人々諂諛して以て太平至治と爲す。徐敬業(三)一たび大義を唱へて、正士漸く朝廷に著はる。是れに由りて之れを觀れば、血を見るに非ざるよりは、天下の事言ふべからざるなり。然れども狄仁傑(四)之れを前に謀り、張柬之(五)之れを後に繼ぎて、而も其の成就する所僅かに二張(六)を誅するに止まり、武曌(七)の罪は其の典を正さず、三思(八)の誅も多殺を以て之れを止む。是れ韋氏(九)の亂、踵を接して起る所なり。中宗の漢文(一〇)たらざるは固より責むるに足らず、狄・張(一一)其の人にして而も陵・勃(一二)たる能はざるは、獨り何ぞや。僕又謂へらく、玄宗の初めは固より美なり、然れども憲宗の最も美なるに如かざるなり。天下未だ曾

(一) 高宗の[illegible]后といふ。高宗の崩後威權[illegible]を廢して自ら政を攝ること[illegible]年、遂に國號を周と改め帝と稱す。
(二) [illegible]對せし忠臣
(三) [illegible]績の孫。武后、唐室を簒ふや[illegible]これを伐ち遂に敗死す
(四) 唐の名[illegible]

てすなきにあらず、一旦人主奮發し號召して之れを興起せしめば、蟠根錯節も手にず
るに難からず、憲宗の事以て見るべきなりと。福原生は善く史を讀む者なり、希はく
は一々言を爲せ。
然れども僕の書を讀むは、徒だ讀むのみに非ざるなり。夫れ墨夷をして志を得しめば、
其の威驅利誘、籠絡駕馭、豈に武氏の下に出でんや。孽后（一三）と醜虜と其の毒異ならず。
是れ先づ徐敬業を得るに非ずんば、神州をして復た李唐の寧を受けしめんも、未だ測
るべからざるなり。抑々東藩（一四）の奸吏は蓋し亦呂（一五）・武の續のみ。誅除の術、狄・張に從
はんか、陵・勃に從はんか。是れ宜しく三思を加ふべきなり。僕切に恐る、上に在る
の人、才なきを以て苟且にして已まんことを。語に曰く、「古に博きは今に通ずるに
如かず、故きを溫ねて以て新しきを知るべし」と。知らず子楫・福生以て何如と爲す。
此の書匆々にして、起草に暇あらず、塗抹滿幅、語に蕪陋多し、萬々炳亮あらんこと
を。不一。
二白。前日の書、疾速答へられ、益々足下の銳意を見る。審して是くの如くんば、僕

る。長安中、狄仁傑の推薦により召さる。神龍元年、武后に迫つて退位させ中宗を復位せしむ
（六）武后の嬖倖、張易之・張昌宗の兄弟
（七）則天武后の名
（八）武承嗣、字は三思。則天武后の姪。正士を斥け佞臣を用ひて政治を紊亂す。自ら皇太子たらんとして成らず快々として死す
（九）中宗の皇后。武三思と通じ遂に中宗を弑し溫王重茂を立つ。相王（睿宗）の子劉基（後の玄宗）兵を起し、これを誅す
（一〇）漢の

の前言議に過當たり。足下怒責を加へず、僕亦幸人なるかな。福生奮勵す、因つて僕をして書を致して之れを奬めしむ。僕深く足下の至意を諒とす。但だ僕は孱弊の罪人、人の書の來るあらば敢へて報ぜずんばあらざるも、漫然削牘して吾れより之れを先にするは僕の恥づる所、故に爲さざるなり。已むなくんば本書を轉示するを妙と爲す。清太は僕の親舊にして、吾れを知ること最も深し、故に二たび書を致す。甫仙は頗る筆事を託す、故に亦一書を致す。皆其の來書を待たざれども、二人倏へて復答なし。禮は往來を貴ぶ、而るに二人は簡を吝みて禮を吝まず、吾れ方に自ら悔ゆ。足下吾れをして其の悔を重ねしむることなかれ。

家兄訪ねられて云はく、「平島は乃ち兒島高德の後裔と云ふ」と。宍戸翁云はく、「大高に會するの事は、行相府之れを泚めり」と。

二十二日

德民[四]、子遠[五]・子大の書を持ちて至る、始めて大高・平島志を得ること能はずして明日を以て去るを知れり。

二十三日

無逸に與ふ

無逸足下、何如の情態ぞや。吾れ獄に投じて以來、念々足下に在れども、未だ曾て一書をも致さず。顧ふに足下と雖も、未だ必ずしも吾れを念はざるにはあらざらん。而も共の臆に見はるる所のものは、去る七日の片言のみ。何ぞ相念ふことの切にして、相問ふことの疎なるや。吾れ日々足下を念ひ、日々足下を問はんと欲し、紙に臨みては輒ち止む。足下の來問を待ちて而る後答へんと欲せしなり。是くの如きこと、其の幾回なるを知らず。

嗚呼、天步の艱、足下固より之れを知れり、時機の方に會する、亦豈に知らざらんや。吾れは岸獄の廢物、云々するを知らず。然れども胸中の耿々たるもの、終に消滅する

（四）增野德民「略傳」
（五）大江杉藏・作間忠三郎「略傳」

能はず、且らく退きて書を觀るのみ。書を觀ること味あり、頗る進境あるを覺ゆ。不審、足下何の態ぞや。

足下の胸中、所謂耿々たるもの、童年にして乃ち爾り、今日蓋し亦消滅する能はざらん、然れども慈母の愛、父叔の責は人情の堪へ難き所、唯だ非常の人のみ乃ち能く非常の事を爲す。孔孟の國を去り、釋迦の山に入る、皆常情に非ざるなり。渠れ亦其の悲しみに堪へず、乃ち曰く、「一名を後世に揚げて、以て父母を顯はさん」。「衆生を濟度して成佛を爲さしめん、況や親父母をや」と。是れ固より強辭なり、然れども亦至理是くの如し。足下以て何如と爲す。

前夕、足下牙籌を抱き吾が輩を睥睨して云はく、「吾れ當に俗吏を學ぶべきのみ」と。此の言、耳に入り、終に未だ忘るる能はず。知らず足下是れを以て姑く父母の心を安んずるか、抑々以て吾が輩を愚弄するか。則ち皆妨げなし。更に一說あり、今は未だ時あらず、輕々しく動きて敗を取るは、何ぞ流俗に浮沈して人の怪怒を免かれ、時に乘じて一起し、功名を攫取するに如かんやと。當今の所謂有志の士、皆此の說を抱持

す。此の說を抱持する者、豈に未だ　今上皇帝の宸憂を思はざるや。宸憂彼れが如くして、猶ほ此の說を抱持するは、士の志ある者に非ざるなり。無逸豈に共れ然らんや。吾れの足下に問はんと欲するものは是れが爲めなり。紙に臨みて輙ち止むものも亦是れが爲めなり。足下今日何をか爲し、何をか思へる。

足下の質は非常なり、足下の才も非常なり、憂ふる所は學問未だ足らざるのみ。唯だ願はくは古書を讀み、古人に交はり、古人の爲す所を爲して、古人の思ふ所を思ひ、得るあらば敎へられよ。今の志士は道ふに足らざるなり。

子遠・子楫は數〻書來る、古人に志あるものに似たり。無咎は奔走して志を諸友に通ず、亦古を愛する人と謂ふべし。無用の言語も時に或は用あり。炳亮あれ。萬々不悉。

士毅に與ふ

士毅老臺、伏して惟ふに清福ならん。子遠の書來りて云はく、「大高・平島の二士至るや、老臺周旋甚だ勞む、而も事遂に諧はず」と。則ち諧はずと雖も、勞は則ち甚だ

今し。兩府の議論、詳しくは當に老臺の報あるべし、僕耳を傾け目を拭ひ、高報を等待ん。幸にして未だ棄てられずんば、願はくは其の旨を聞かん。向に一書を致すや、立論狂暴、自ら切偲の義を附す。已にして之れを家兄の言に聞くに、老臺頗る不平の意ありと。僕切にこれを惧る、ここを以て敢へて復た書を致さざりしなり。會〻二十の事を聞く、故に又云々するのみ。唯だ老臺垂察せられよ。

夫れ國事は極めて重し、苟も國に爲すなくんば、朋友を得と雖も悦ぶに足らず、乃ち朋友を失ふも憂ふるに遑あらざるなり。ここを以て僕の言、自ら言はざる能はざるものを言ふ。初めより朋友の喜怒を以て意と爲さざるなり。但だ僕幽閉せられて外事を知らず、瞽言盲評して聊か且つ朋友に試むるのみ。朋友外に在りて時事を目擊す、討論潤色、取捨折衷して一々教へられなば、瞽盲の明、或は啓發の時あらん。是れ僕の志なり。唯だ老臺垂察せられよ。

向の日、贏海、李氏(一)焚書を借し示す。卓吾居士は一世の奇男子にして、其の言往々僕の心に當り、反覆甚だ喜ぶ。其の中に云へるあり、「今人竹を愛するも、竹固より今

（一）明の人、李贄、字は卓吾、[illegible]の抄録あり

人を愛せず」と。又云はく、「家を出でて復た家を顧ふは、必ずしも家を出でざるなり」と。讀み去りて獨り笑ふ。僕已に獄に入り、猶ほ外事を言ふ。是れ家を出でて家を顧ふに非ずや。人方に吾が言を厭ふも、吾が言は止まず。是れ人竹を愛するも竹人を厭ふに非ずや。然れども他人は則ち然り、老臺は僕を知ること深く、僕を愛すること厚し、故に猶ほ呶々すること此くの如し。唯だ老臺垂察せられよ。

二白。改歳より僕再び書を清太(二)に致せしも、清太一語の及ばるるなし。是れ亦竹の俗子を愛せざるのみ。慙靦慙靦。

（二）久保清太郎〔関傳〕

偶記　子遠に示す

余十六七の時、公輔(三)と同に海防を故越州(四)の座に論ず。公輔云はく、「天地間の氣運自ら盛衰あり。今外夷盛んにして吾が國の衰ふるは氣運なり、之れを如何ともするなし、其の衰ふるを待つに如かず」と。他日又言路を論ず。公輔曰く、「昔人、聾を患ふる者あり、一日聾瘳えて聽他日に倍するや、復た前日の聾を思ふも得べからず。今の壅蔽

（三）周布政之助

（四）永代家老、益田越中元宣。彈正の父なり

は其れ猶ほ讐のごときか。言路大いに開かば、吾れ他日の復た讐を思はんことを恐るるなり」と。吾れ時に甚しくは其の人を悦ばず、然れども斷然目して奸物と爲すこと能はざりき。吾れの人を觀る、眼なきを患へざるも、取捨、斷に乏しきこと、往々此くの如し。

益壯の說

野山の門番孫右衛門、余に請うて名を求む。余名づくるに益壯を以てす。馬文淵(一)曰く、「老いて當に益々壯なるべし」と。然りと雖も白樂天の詩に曰く、「五十未だ全くは老いず、尚ほ且く歡娛すべし」と。衛門、今年五十五、歡娛の時に當る、益壯の志を爲すこと、亦可ならずや。

子遠(二)に與ふる俗牘の後に書す

此の書已に成るや、家兄訪ねらる、云へらく、「昨(三)椎生、玉木叔父の所に詣り、叔

(一) 漢の馬援。第五卷一[illegible]

(二) 俗牘とは[illegible]

（四）松陰をさす
（五）來原良藏、安政五年十月長崎に遊學す「[illegible]」
（六）大高・平島[illegible]のこと
（七）愚直と同様

父をして吾れを諷して（四）、諸同志と書信を絶たしむ」と。嗚呼、吾れの敬信する所の者、獨り桂と來原（五）とのみ。來原已に吾れを賣りて西に去り、桂亦陰かに計りて吾れを撓むること此くの如し。吾が道非なるか、何ぞ二子の與せられざるや。家兄又言ふ、「二（六）上の擧、小田村、政府を罵るや語極めて激烈、政府以て應ふるなし。久保常に言へらく、國府の諸位亦皆嫵媚にして、直戇（七）の色あることなし、時事知るべきのみ」と。久保の智、小田村の勇、此くの如く其れ盛んなり、而して吾れを外にして答へられず。則ち吾が道益ゝ非なり。子遠子遠、子に非ずんば孰れか吾れを知らん、吾れに非ずんば孰れか子を知らん。子は家、而して吾れは獄、各ゝ繋がるるに徽纆を以てし、相對して泣くこと能はず。悲しむべし、恨むべし。然りと雖も桂の言は吾れを愛すればなり、吾れ敢へて怨みず。吾が言狂なるも、亦國を憂ふればなり。國を憂へて友に負くも、友を愛して國に負かんや。桂は特り吾れを愛するのみに非ず、子と佐世・岡部とを愛するなり。其の愛や姑息、吾れ深く之れを惜しむ。其の或は國に負く、吾れ更に之れを惜しむ。其の自ら愛するに至りては、吾れ將に色を正して之れを責めんとす。

嗚呼、渠れ亦仁人、我れ亦義士、並に天地の間に立つ、誰ぞ傷まんや。子遠足下、足下先づ死せよ。子楫を喩して、（二）之れを桂に歸し、之れを吾れと絕たしめん。吾れ子楫を外にするに非ず、桂に答ふる所以なり。吾れ足下を惡むに非ず、國に報ずる所以なり。別に小田村に往ると無逸に往るとの書已に成るも、裂き去るに忍びず、併せて之れを足下に致す。足下以て達すべしと爲さば之れを達し、以て裂くべしと爲さば之れを裂け。諸友交〻吾れを棄つ、吾れ生きて樂しむべきものなし。然りと雖も吾れ豈に一身の爲めに之れを悲しまんや。

（三）無咎に與ふ

無咎足下、飄然たる山代の一醫生、乃ち來りて吾が社に入り、王事を周旋す、始終一節、奇男子なるかな。吾れ諸友の棄つる所となる、吾が道非なり。吾れ已に諸友と絕つ、足下亦例として吾れと絕ち、吾れを我が師たりと謂ふなかれ。吾れ潛思すること三四十年、死せば則ち書出でて或は五百年を謀るべし。五百年の後、神州果して何如、

江家果して何如。是れ皆未だ預言すべからず。而れども　天祖上に在り、勦伐を遣れたまはず。則ち神州・江家、想ふに必ずしも憂へざるなり。足下吾れより少きこと十餘年、當に吾れに後れて死すべし。吾れ死せば足下幸はくは我が書を收めよ。厚く自ら淬厲し、奇男子を以て名醫生となるは、足下今日本分の職なり。痛恨痛恨。

李卓吾(三)の「劉肖川に別るる書」の後に書して子大(四)に訣る

向に足下の爲めに子大の說(五)を爲りしも、多事卒々、所懷を盡す能はざりき。偶々李氏焚書を讀みて此の文に遇ふ、大の字を說くこと極めて透る、故に錄して之れを足下に寄す。足下挺特の操、庇蔭を人に受くる者に非ず。然れども猶ほ憾みあり。昨盛稿を讀むに感慨淋漓、頗る能く人を動かす、而れども往々辯說を以て人を屈せんと欲す。辯說もて人を屈するは人に庇はるるに非ずと雖も、遂に人を庇ふの氣象に非ず。況や人を屈して己れに從はしめんと欲するは、亦特立する能はざるが故のみ。吾れ曾て眞に能く特立する者を觀るに、寵辱にも驚かず、毀譽にも動かず、何ぞ更に辯說もて人

(三) 前出一〇二頁頭註參照
(四) 作間忠三郎〔關傳〕
(五) 第五卷三二五頁參照

を冊することを爲さんや。奸吏は奸を樂び、俗子は俗に安んず、我れに於て何かあらん。我れ獨り吾が志を行ひ必ずしも人に語らず。諸友の中、暢夫・無逸(二)これに庶幾し。此れを書して前說の未だ足らざる所を補ふ。噫、是れ吾が訣語なり。悲しいかな。

（二）高杉晉作・吉田榮太郎

正月二十四日

吾れの尊攘は死生之れを以てす。自ら謂へらく、以て天地に對越すべしと。豈に圖らんや、初めや小人俗吏之れを憚り、中ごろは正人君子之れを厭ひ、終に平生の師友最も相敬信する者、交々吾れを遺棄し、交々吾れを沮抑せんとは。尊攘爲すべからざるに非ず、吾れの尊攘を非とするなり。尊攘自ら期して而も尊攘に非ず、吾が事已んぬ。然らば則ち何如せん、其れ積誠より始めんか。吾れの尊攘は誠なきなり、宜なり人の動かざることや。今より逐件、刻苦左の如し、誠あらば則ち生き、誠なくんば則ち死せん。然らずんば何を以て天地に對越せんや。吉田矩方謹識。

無用の言を言はず。戲言妄語は論ずるまでもなく、乃ち憂世の言と雖も、臧否の論に

皆無用なり。吾が性多言なり、多言は敬を失し誠を散ず、故に無用の言を言はざるを第一戒と爲す。

天子、今日何如の睿慮を爲したまふや。切々提醒。

吾が公、今日何如の賢肯を爲したまふや。切々提醒。

天祖の恩、何を以て奉じ報いん。切々提醒。

江家の徳、何を以て仰ぎ答へん。切々提醒。

祖先に孝するは榮祿に非ざるなり。父母に事ふるは定省に非ざるなり。祖先の忠を隆さず、父母の名を忝しめず、孝・事の大、是れのみ。是れ前の四事を合して之れを一にするの道なり。切々提醒。

必ずしも爲さざるの事を以て人に勸むることなかれ。爲すべからざるを以て人を責むることなかれ。爲さざるべからざるの事を勸めて、爲すべきの事を責めよ。

午後より便ち飲食を絶ち、誓つて云はく、「今より後、一の喜快事あらば即ち一飲食を進めん、然らずんば則ち斃れんのみ」と。蓋し余獄に投ぜられてより來、日々怪事を

聞く。已に水戸の二士(一)を逐ひ、已に備播の二士(二)を逐ふ。已に傅輔(三)・和作を禁錮し、前して子遠(四)・無逸・日孜を免さず、且つ國相府も亦參府の便を議すと。世事ここに至る、吾れ其れ堪ふべけんや。最も堪ふべからざるものは、吾が親交、小田村・久保に如くはなきに、皆吾れを絶ちて一字も及ぼさず、深知、桂(五)に如くはなきに、吾れ書を桂に與へて、桂報ぜず、且つ玉木叔父に諷す。今吾れ同志と絶交す。夫の三子は皆君子人なり、君子吾れを絶つ、吾が道非なるか。吾が道非ならば固より當に斃るべし。吾が道非ならずんば君子吾れを絶つと雖も、吾れ其れ　天祖天神・先公先師に絶たれんや。此れを書するは二十五日の朝なり。

（玉木叔父に上る）

昨、家兄黛舍を訪ねられ、具さに尊旨を傳へて云はく、「宜しく諸同志と絶交すべしとは、其の說桂生に原づくと云ふ」と。嗚呼、桂・來原は姪(六)の敬信する所なり。來原已に姪を前に歎き、桂又姪を今に沮む。姪、性狂學迂にして、人に棄てらるること此

（一）矢野長[illegible]
[illegible]

くの如し、其の他何をか說かん。謹んで諸同志と絕つ。然れども一事の未だ措く能はざるものあり、敢へて之れを同志に告げずして、これを丈人の座下に布く。

尊攘の論、迂謬聽くに足るものなく、忠孝の訓、陳腐言ふべきものなし。乃ち迂謬に非ず陳腐に非ずと雖も、古人の事、以て今人に語るべからざるなり。姪乃ち謂へらく、今の人、必ずしも爲さざるの事を爲さずして、當に爲さざるべからざるの事を爲すべし、爲すべからざるの事を爲さずして、當に爲すべきの事を爲すべし。今姪の說く所、迂謬の尊攘は蓋し爲すべからざるの事にして、陳腐の忠孝は蓋し必ずしも爲さざるの事ならん。向に聞く、水戶の二士來りて政府に見えんことを請ふや、政府拒みて之れを絕つと、猶ほ之れ可なり。又聞く、播微(七)の二士來りて政府に見えんことを請ひ、且つ云はく、「當今 天子、德川を扶持せんと欲したまふ、 天子、公武を合體せんと欲したまふ。草莽竿を揭げて奸賊を誅斬するは大いに 聖天子の盛意に非ず、長(藩)の上下の人、朝堂の上に拱讓陟降して幕府を諭し奸吏を黜くれば、尺兵寸鐵をも動かさずして、而も天下を富山の安きに措かん。望む所のものは、西土獨り長藩のみ。長藩

七）播磨・備前の意

門閥素より隆く、君公又賢、是れ其の望む所なり」と。政府見はず。則ち云はく、「同志を糾合すること三十許人、君公の東上を候ひ迎へて伏見に拜し、因つて三條公の賁臨を請ひ、公を要して京に入り以て大事を議せんのみ」と。且つ聞く、大原公向に西下の策あり、事成るに垂んとして忽ち敗る、則ち亦云へらく、「伏水にて長門少將〔一〕に見えんのみ」と。此の一事、奸、心を痛め首を疾ますなり。政府の議論は内徒賓り聽かず。然れども意を以て之れを推すに、睫上の蠅を逐ふに過ぎざるのみ。夫れ數百里を遠しとせず、故らに來りて吾れに見ゆ。是れ豈に志なき者ならんや。志を齎らして來り、志を失ひて去る、心に於て何如ぞや。吾が藩人望を懸くること彼れが如く、而も今日人望を除すこと此の如し。江家を如何せん、吾が公を如何せん。且つ伏水の驛、二三の賢公、數十の志士、紛紜として來聚し、吾が公に謁せんことを請ひ、吾が相に見えんことを求む、將た何の術もて之れを拒まん、何の辭もて之れを謝せん。病と稱すべからず、夜逃ぐべからず。事已にここに至らば、君臣相抱きて中路に泣かんのみ。奸、思念ここに至る、豈に泣かざるを得んや。退いて切に政府の處置を思ふに、

（一）毛利讃岐、當時左近衞權少將、從四位上なり

預め密かに幕府に白して二士を縛禁するに非ずんば、則ち事に臨みて狼狽し、手を伏水奉行に假りて二三公卿を禁錮せんのみ。果して然らば則ち變の又變、言ふべからざるなり。何となれば、二士の去るや吾れを憾むと雖も、未だ吾れを怨とせず。今は則ち公然天下の義士と敵讎を相爲す。伏水の策、果然成らずんば、匕首種銃(二)、三十許人、五十三驛に伏匿せん。怨毒の人に於けるや甚し。是の時に方り猶ほ其の他を顧みんや。政府の君子、禍を樂ぶ者に非ず、蓋し禍を畏るるなり。果して禍を畏るるならば、何ぞ二士を面諭せざる。吾が藩門望素より卑く、君公極めて惛愚にして義理を知らず、大臣有司、不忠不義にして利を懷ひ命を惜しむ、二士の心に協ふに足らず、二士去れ、伏水の擧は切に辭す、切に辭すと。果して此くの如くんば、則ち二士唾して去り、復た伏水の念を萌さざらん。然りと雖も是れ姪の聞く所なり、姪の料り且つ謀る所なり。姪の聞く所、二士の事一々虚妄にして、政府更に鬼籌神算凡慮の及ぶ所に非ざるものあるか。丈人の聞見、抑々亦何如。不幸姪の言、億りて中らば、則ち是れ所謂爲さざるべからずして爲すべきものに非ずや。姪、幼時之れを聞けり、護國山(三)の建つや、儒

(二) 種ケ島銃のこと

(三) 護國山東光寺、松本村にあり、黄檗宗三叢林の一、毛利氏五代の菩提所。元祿四年二月藩主吉就の開基に係る

(一)臣山田原欽先生身を以て儒教に任じ、君心を感格する能はず、異端邪徒をして縦に

せしむ、黜責(二)を加へられざりしも深く自ら咎を引き、劍に伏して罪を謝す。護國の基礎之れが爲めに大いに殺がる。而して先生の墳(三)蓮池に在るもの、今に至るまで香火絶えずと云ふ。姪、護國の側に生れ、山門の巍々たるを瞻仰する每に、未だ曾て泫然として泣下り、忠臣の心を悲しまずんばあらざるなり。今を以て之れを思へば、護國の如きもの更に數十を加ふと雖も、何ぞ防長の大にあらんや。而るに先生是れを以て死するに至るもの、道を衞るの心、已むを得ざるものあればなり。

今や尊攘を以て迂闊と爲し、忠孝を以て陳腐と爲すも、姪猶ほ之れを忍ぶ。伏水の事は則ち君身の安危係り、君家の榮辱關はる。君危くして臣安く、君辱しめられて臣榮ゆ、何を以て情と爲さんや。百年の後、原欽先生に九原に見え、言或は護國に及ばば、何を以て答と爲さんや。丈人願はくは桂生に復して曰はれよ、「姪謹んで諸同志と絶つ、桂生幸はくは收めて之れを教へよ。然れども謹んで書を讀ましむることなかれ。書を讀みて前人忠孝節烈の事を見ば、秉夷(四)の良、藹然として抑過すべからず、復た姪

(一)名は頼[illegible]、[illegible]。[illegible]六年七月、江戸に於て東光寺の件にて誅せ[illegible]二十八

(二)[illegible]東光寺の規模、[illegible]よりて大いに[illegible]

(三)[illegible]

(四)夷は常、即ち秉彝に同じ。常道を守[illegible]心の[illegible]

の覆轍を踏まん。且つ政府に請ひ、各々微官に與れ。微官一たび得ば、進趨の心勝りて、而して忠孝の萌絶ゆべし」と。姪矩方再拜。

正月念四日

玉丈人　座下

二十五日

安富君儀に復す(五)

嗚呼嗚呼、吾れの心事一たび人の耳に入らば、卽ち爲めに沮抑せらる。然れども問はるることここに至る、遂に語るに實を以てせずんば、友義安くに在らん。吾れ今實を以て公に告ぐ、公其れ吾れを沮むことなかれ。吾れ獄に入りてより來、日怪事を聞く、國家將に覆らんとし、大道將に滅せんとす。吾れ昨午食の後、卽ち食飲を絶ち、誓つて云へらく、「今後快事を聞かずんば、飲まず食はず、斃れて後已まん。天未だ吾れを絶たずんば、吾れ必ず快事を聞かん、快事聞えずんば、吾が斃るること固より當れ

(五) 安富惣輔、名は常一、字は君儀（關傳）

り」と。公亦食を絕たんと欲するに至りては、殊に道理なし。公は方に食飲して學を講じ、生を養ひ心を鍊り、獄を出づるを待ちて、然る後大いに國恩に報ぜよ。吾れと一般に非ざるなり。寅白す。

常一、字は君儀の說[二]

詩に云はく、「鳲鳩桑に在り、其の子七つ」と。說く者曰く、「鳲鳩の子を飼ふや、朝には上より下り、暮には下より上る、平均一の如し。故に以て興を起す」と。是れ正に「淑人君子、其の儀一なり」の如し。吾れ頃ろ飲食を省き言語を少なくし、潛かに人倫の道を思ふに、凡そ吾れの宜しく恩德に報ずべき所のもの、蓋し七あり。天祖の恩、報ぜざるべからざるなり。天朝の恩、報ぜざるべからざるなり。先公の恩、今公の恩、報ぜざるべからざるなり。先祖の恩、父母の恩、報ぜざるべからざるなり。此の六恩を知るは此の道を知るを以てなり。道を知るの恩は載籍聖賢師友の間に散在すれども、合せて以て一と爲し、報ぜざるべからざるなり。共に七大恩と爲す。然れど

二　詩經曹風、鳲鳩篇に「鳲鳩桑に在り、其の子七つ、淑人君子、其の儀一なり、其の儀一なれば心結ぶが如し」とあり

も吾が身は一のみ、吾が心は一のみ。一を以て七に報ず、何ぞ吾れの自ら量らざるや。嗟呼、道は一なり、報も亦一なり、庸詎ぞ難からんや。同囚安富惣輔は罪人なり、罪を先公・今公・先祖・父母と斯の道とに獲たる人なり。而して吾れも亦嘗て屢〻罪を此れに獲たり。吾れ罪を獲たりと雖も、奮然道を學びて以て其の罪を償はんと欲す。而して安富亦志をここに立つ。今日の事果して何如と爲す。苟に能く斯の道を明かにして、生きては以て天胤に報じ、死しては以て天祖に報ずれば、則ち前日の罪滅すべきなり、今日の恩報ずべきなり。然れども凡そ此れ等の言、人々皆言ひて、人々皆爲さず。大凡男子の事を爲す、自ら一種の眞心實意肺肝骨髓凝固して石の如く、結びて而も解くべからざるものありて、然る後爲すべきなり。故に曰く、「其の儀一なれば、心結ぶが如し」と。安富名は常一、余に請ふに字を以てす。因つて字して君儀と曰ふ。余今安然として死生を天に聽するも、蓋し自ら死して以て天祖に報ぜんことを期す。君儀は其れ生らへて以て天胤に報ぜよ。然りと雖も死は易くして生は難し、君儀其れ旃れを勉めよ。吾れ未だ死に及ばず、鳲鳩の詩を引きて、爲めに名字の說を作ること

斯くの如し。

[illegible]

君儀に復す

國家の事、萬々濟すべからざるなり。何となれば、事を濟すは誠に在り、而るに今人皆僞にして且つ大難を排す。二十分の膽を待ちて而る後成る、而るに今人一分の膽もなし、是れ天の神州を滅せんと欲するなり、何ぞ更に云々せんや。然りと雖も七恩は大なり、各〻其の心を竭さんのみ。伏水の擧(一)は子遠爲すあるに足らん。足下獄を脱れなば、亦必ず一事を成さん。然れども吾れを以て之れを觀れば、一死に過ぎざるなり。恃む所の諸友は心已に死し、二子(二)の身亦將に死せんとす、吾れ獄牢に生へて、何の快あり、何の益あらん。吾れは眇々たる小丈夫のみ、然れども自ら視ること甚しくは誣ならず。今諸友心死し身死す、吾れにして何ぞ獨り生へん、如かず先づ死して以て諸友の心を堅ならしめんには。吾れ果して死せば、其の心死する者或は更生するものあらん。是れ則ち望外の幸なり。子遠の書來らば、當に委曲之れを論ずべきのみ。

正月念六日

家兄に復す

子遠放囚せらると、以て快食すべし。況や無逸・和作の輩皆已に釋放せらるるに於てをや。酒を飲み肉を食ふも、皆妨げなきを得ん。諸友の書、具さに心赤を見はす、唯だ寅は桂生の戒めを守る、ここを以て答へざるなり、

〇

思ふかな又思ふかな心ある人の心を吾が心もて

念七日

家兄臨まる。星巖[三]の往復、幕府辨解等數密議あり。又前田[四]の說あり、諸友の絕交の事に係る。

夜、子遠獄に來り、船越清藏[五]・村田藏六[六]、萩に來るの事を談ず。

(三) 梁川星巖[關傳]
(四) 前田孫右衛門[關傳]
(五) 名は守愚、號湘山樵と稱す。長門國、清末の人[關傳]
(六) 後の大村益次郎

○

子遠に語ぐ　正月念七夜

杜生吾れをして諸友と絶たしむ、今謹んで其の言を奉ぜり。獨り汝は絶つべからざるものの存するあり、故に絶たず。汝其れ之れを察せよ。

防長絶えて眞の尊攘の人なし、吾れと雖も復た尊攘を言ふを得ざるなり。然らば則ち防長唯だ汝一人のみ。切に自ら輕んずるなかれ。

汝國を去りて後は僧となるを妙と爲す。一には決志の機あり、二には身を匿すの便あり、三には生活の計あり。且つ僧侶に反つて天朝を尊ぶことを知る者あり。禪學も亦心志を定むるに足るものあり、是れ亦一益なり。

兵は精なるを貴び、衆きを貴ばず、況や有志の士は募りて求むべきものに非ざるなり。切に記せよ、伏水の事、萬々敗蹶せば則ち嘯聚して賊となれ。頼政[一]の事は汝固より自ら任ずる所なり。但し今日の時勢、宜しく佐賊となるべし、切に亡頼[二]の賊となるべからず。

（一）源三位[illegible]
（二）[illegible]

徳川は萬々扶持すべからず。徳川を扶持するは　聖上の大仁なり。然れども仁既に至らば則ち之れに繼ぐに義を以てせざるを得ず、義盡くれば則ち仁其の中に在り。天祖の訓に日く、「寶祚の隆えまさんこと、天壤とともに窮りなし」と。此の言、天胤世々信奉すれば則ち天下太平なり。草莽の臣切に謂へらく、　聖上社稷に殉じたまひ、天下の忠臣義士一同奉殉せば、則ち天朝寧んぞ再興せざるの理あらんやと。天朝の論、萬一姑息に出でば、神州中興の理なし。吾れ將に中興の論を上らんとするも、思慮未だ足らず、且く後日を俟つ。

墨夷を屈せしむるの辭(三)、吾が說を首と爲す、聽かずんば則ち平象山(四)の說之れを佐けん、猶ほ聽かずんば則ち干戈を用ひて可なり。是れ亦仁至り義盡くるの論なり。

汝識高く膽大、吾れの愛敬する所なり。恨むらくは才足らず、學尤も足らず、怨讎の氣過當なり。是れ汝の病なり。必ず荘四(五)を罪せんと欲するが如き、是れ過當の怨讎なり。然れども吾れの有隣(六)を怒るも、亦此れに類す、並に宜しく改むべし。

才は言ふに足らず。學に數種あり、禮樂制度は興王の規模にして、自ら其の人あり。

（三）第五巻戊午幽室文稿中「對策一道」に記せる條約拒否の辭令をさすならん

（四）佐久間象山

（五）田原荘四郎、大原三位西下策に野村和作を裏切り、和作、要駕策のため上京するや逮捕のために後を追ふ「闇傳」

（六）富永有隣「闇傳」

戎馬甲兵は攘夷の籌略にして、自ら其の人あり。但だ眞心實意、自ら信じ自ら靖んず、道學の心法、眞箇に味あり。

吾れ曾て王陽明の傳習錄を讀み、頗る味あるを覺ゆ。頃ろ李氏焚書を得たるに、亦陽明派にして、言々心に當る。向に日孜(一)に借るに洗心洞劄記(二)を以てす。大鹽も亦陽明派なり、取りて觀るを可と爲す。然れども吾れ專ら陽明學のみを修むるに非ず、但だ其の學の眞、往々吾が眞と會ふのみ。

今の世界、老屋頹廢の如し。是れ人々の見る所なり。吾れは謂へらく、大風一たび興つて其れをして轉覆せしめ、然る後朽楹を代へ敗椽を棄て、新材を雜へて再び之れを造らば、乃ち美觀とならんと。諸友は其の老且つ頹なるものに就き、一楹一椽を拔きて之れを代へ、以て數月の風雨を支へんと欲す。是れ吾れを視て異端怪物と爲して之れを疎外する所以なり。汝に非ずんば安んぞ吾が心を知らん。

是れに由りて之れを觀るに、尊王攘夷豈に其れ容易ならんや。須らく中大兄と鎌足と南淵先生(三)に往來し、路上に何如の話を爲せしかを思量すべし。余書して此に至り覺えず泣下る。自ら其の由る所を知らざるなり。

吾れ本と愚物なり、然れども吾が家の流風學術、篤厚眞實を以て世々相傳ふ。ここを以て吾れの愛敬(あいぎやう)する所と、其の吾れを愛敬する者と、皆忠厚の君子なり。之れを軒輊(けんち)すること實に難し、然れども一二之れを言はん。

舊友は前書に略ぼ之れを言へり[四]。新知の暢夫[五]、識見氣魄、他人及ぶなし。但だ一暢夫を得て之れに抗せしむるに非ずんば必ず害を生ぜん。然れども兩暢夫相抗すれば、必ず一暢夫の斃るる者あらん。是れ亦憂ふべきなり。此の間の苦心、吾れ桂と一言せしに、桂も之れを首肯せり。

無逸[六]の識見は暢夫に彷彿す。但だ些(すこし)の才あり。是れ大いに其の氣魄を害す。氣魄一たび衰へば識見亦昧(くら)む、嘆ずべし嘆ずべし。諷するに老屋の說を以てせば、或は一開發あらんか。抑々面從腹誹せんか、亦未だ知るべからず。但し前日絕粒の事の如き、八十・子楫・無咎、各々諫書あり。其の懇惻は則ち感ずべし、然れども吾れを罵りて短慮と爲し無益と爲し、人の笑を貽(のこ)すと爲すこと、乃ち士毅[七]と雖も論じ得て透らず。試みに之れをして無逸に語らしめば、無逸は則ち微笑せんのみ。固より吾れの慮短きに

(四) 前出八六頁「子遠に與ふる書」
(五) 高杉晉作〔閣傳〕
(六) 吉田榮太郎
(七) 小田村伊之助〔閣傳〕

非ざるも、才の長ぜざるを知ればなり。嗚呼、鍾(一)子期遇ひ難しとは其れ唯だ無逸か。

實甫(二)の才は縱横無礙なり。暢夫は陽頑、無逸は陰頑、皆人の羈馭を受けず、高等の人物なり。實甫は高からざるに非ず、且つ切直人に逼り、度量亦窄し。然れども自ら人に愛せらるるは、潔烈の操、之れを行るに美才を以てし、且つ頑質なきが故なり。之れを要するに、吾れに於て良薬の利ある、當に此の三人を推すべし。

八(三)十は勇あり智あり、誠實人に過ぐ。所謂、布帛菽米なり、適くとして用ひられざるなし。其の才は實甫に及ばず、其の識は暢夫に及ばず、而れども其人物の完全なる、二子も亦八十に及ばざること遠し。吾が友肥後の宮部鼎藏は資性八十と相近し。八十父母に事へて極めて孝、余未だ責むるに國事を以てすべからざるなり。

子(四)楫は鋭邁俊爽なり。然れども吾れ常に其の退轉せんことを惧る。退轉の勢一旦萌すことあらば、駟馬もこれに及ばず。吾れ平生最も愛する所は子楫・無逸なり。無逸は吾れ其の才敏なるを愛し、子楫は吾れ其の氣鋭なるを愛す。皆其の己れに似たるを愛す、皆吾が過なり。無逸の頑は吾れ或は平にすること能はざらん。是れ其の敬すべき

(一) 春秋、楚の人、その友伯牙と[illegible]、伯牙、[illegible]するや、志は高山流水に在り。子期、[illegible]之れを知る。[illegible]するや、伯牙、[illegible]て謂へらく、「世に音を賞する者なし」と。[illegible]人中から鍾子[illegible]

(二) [illegible]

(三) 佐世八十郎、[illegible]

(四) [illegible]

處なり。子楫は其の頑なし、然れども氣自ら恃むべし。且つ子楫は母賢に弟友なり、以て家を託するに足る。是れ宜しく責むるに國事を以てすべきなり。是れ吾が心赤の語なり、汝切に記せよ。

(五)福原は外優柔に似て而も智を以て之れを足す。子楫の銳氣愛すべきに如かず。然れども其の頑固自ら是とする處は子楫及ばざるなり。

(六)無窮は才あり氣あり、一奇男子なり。無逸の識見に及ばざれども、而も實用は之れに勝るに似たり。(七)無咎は更に二無に及ばず、而れども一味の着實あり、又氣魄あり。大節に臨みて、亦苟も生きざるなり。

(八)子德は滿家俗論にして、恐らくは自ら持すること能はざらん。然れども其の正直慷慨未だ必ずしも磨滅せず、則ち亦時ありて發せんのみ。(九)子大は俗論中に在りて、顧つて能く自ら拔く、篤く信ずと謂ふべし。亦些の頑骨あり、愛すべし。(一〇)日孜は事に臨みて驚かず、少年中希覯の男子なり。吾れ屢〻之れを試む。(一一)天野は鑒識あり、其の日孜を取ること頗る吾が見に似たるも、子大を取らざるは、則ち吾れこれを信ぜず。

(五)福原又四郎〔關傳〕
(六)松浦松洞〔關傳〕
(七)增野德民。二無は無逸・無窮の二人〔關傳〕
(八)有吉熊次郎〔關傳〕
(九)作間忠三郎〔關傳〕
(一〇)品川彌二郎〔關傳〕
(一一)天野精三郎、後の渡邊蒿藏〔關傳〕

天野は奇識あり、人を視ること蟲の如く、其の言語往々吾れをして驚服せしむ。誠に李卓吾の如きを得て之れを師とせしめば、一世の高人物たらんも、恐らくは遂に自ら是とし、其の非を知らずして死せん。吾が交游中に於て暢夫・日孜を除くの外は其の意に當る者なし。噫、奇識なるかな。

嗚呼、世、材なきを憂へず、其の材を用ひざるを患ふ。大識見大才氣の人を待ちて、群材始めて之れが用を爲す。吾が交游中、言ふに足る者なし。汝の知る所は仙吉(一)・直八・松介・傳之輔・小助・太郎。太郎・松介の才、直八・小助の氣、傳之輔の勇敢にして事に當る、仙吉の沈靜にして志ある、亦皆才と謂ふべし。然れども大識見大才氣の如き、恐らくは亦ここに在らず。天下は大なり、其れ往いて遍く之れを求めよ。

（一）岡仙吉・時山直八・杉山松介・伊藤傳之輔・山縣小助・吉田太郎（[illegible]傳）

清太に復す　（正月二十九日）

書を辱うす、一字一涙、讀み去りて憮然たり。老兄の鐵心石腸、僕素(もと)より之れを信ず。但だ前日憤鬱の餘、老兄の一言を渇想するなき能はざりしなり。大抵老兄の書意、僕

の絶粒の志と、見る所甚しくは遠からず。然れども岸獄の人は粒を絶するに過ぎず、外に在るの人は則ち尚ほ策あり。鄙見は具さに村士毅氏(二)に陳ず。老兄幸に一日を約し、八十・子遠と謀り、士毅氏に會して其の可否を議せよ。政府及び諸友は皆深く議するに足らず。但だ八十・子遠語るべきのみ。子楫・無咎の輩は口舌喋々、老兄を知る能はず。老兄は外愚にして内明、貌寛かにして中窄し、彼の喋々たる者を喜まずして、自然に鴻溝を爲すも、詎庸ぞ傷まんや。但だ喋々たるも亦才なり、誠に獲易からず。僕故に之れを愛す。然れども安んぞ愛する所を以てして、其の信ずる所を疑はんや。老兄幸はくはこれを察せよ。正月念九日、寅白す。

正月晦夜、感を書す

己未の歳匆々として已に三十日を失へり。吾が公の發駕、例として三月の初めに在れば、則ち今後の三十日は官賊の界、邪正の分れなり。有志の士猶ほ時を待つを以て口に藉くことを得んや。

(二) 小田村士毅(伊之助)〔關傳〕

當今の勢、國府は行府を憚り、行府は愚大臣・豎侍御の輩を畏れ、大臣・侍御は幕府の逆焔を嚴り、幕府は夷狄の恐喝に惑ふ。然り而して　天子の勅、吾が公の旨、漠然として省みず。天下國家ここを以て濟すべからず。苟も　天子と君公とあるを知りて憚畏嚴惑より免かるる者は、吾れ直ちに有志の士を以て之れを目せん。夷狄に之れ惑へるは釋くべし、幕吏を之れ嚴れるは解くべし。是れ當に一の膽力才辯の士を擧げて之れに任ずべし。兩府志合すれば、何ぞ大臣・侍御を畏れん。國府志定まらば、何ぞ行府を憚からん。斷じて之れを行へば、鬼神も之れを避く。大事を斷ぜんと欲せば、先づ成敗を忘れよ。

國府は人材極めて選べり、然り而して爲さざるは能はざるに非ざるなり。其の説、過激にして敗を取るを慮るに過ぎざるのみ。果して能く敗を取らば國事濟すべし、吾れ獨り其の敗を取る能はざるを恐るるなり。何となれば、正論侃々たらば向ふ所前なく、奸人必ず手を斂めん、何の敗か之れあらん。萬一奸手斂まらずして、國府を網打せば、奸跡大いに著はれん。平生暴徒と目せらるる者、死時方に至る、豈に其れ傍觀袖手し

て已まんや。但だ爲さず敗れず、暴徒と雖も何に従つてか手を着けん。

國府爲さざるは、是れ正、邪に馭せらるればなり。奸人手を斂むるは、是れ邪、正に伏せらるればなり。今や正頗る邪に馭せらる。已に邪に馭せらる、何をか目して正と爲さん。正すら已に邪となる、邪何ぞ憎むべけんや。

人當に自ら信じ自ら知るべし。國府の諸位の如きは人皆其の正論の士たるを信ずるも、顧ふに自ら知らざるか。今、時機方に會す、而も乃ち爲さず、人將に疑を容れんとす。人已に疑を容れば、或は斃より救はるることなからん、則ち孰れか復た之れを憐まんや。若し能く侃々行々、人の信ずる所に負かずんば不幸一斃すとも、信ずる者益々衆く、再起の日必ず能く事を濟さん。

事宜しく深思熟慮すべし、目前を以て得失を論ずべからず。奸人一旦志を得ば、多く不義を行ひ、將に自ら斃れんとす。奸人自ら斃れば、正士の志大いに伸びん。且つ其れ國家の爲めに氣節廉恥を培養す、其の益豈に限りあらんや。

吾が言是くの如きも國府猶ほ爲さず、則ち是れ有志の士を以て恃むに足らずと爲すな

り。有志の士萬死國に許す。而るに人の恃む所は反つて憚畏するの奸吏の下に在り、豈に大恥辱に非ずや。何如何如。

今日國府何を爲さば則ち可なるか。曰く、先づ志を定むるなりと。志は一日官に居りて一日正を執り、正を執りて容れられずんば死と雖も避けざるに定むるなり。然る後處置論ずべし。

前(一)手元、郡奉行を兼ぬ。是れ大いに曉(さと)るべからず。宜しく急に剛直(者)の民情に通ずる者を擧げて郡職と爲し、而して己れは則ち專ら手元の事を理(をさ)むべし。然らずんば、事々皆苟(かりそめ)ならんのみ。

此の一事吾れ頗るこれを怪しむ。因つて許多の臆度を生ずるも、今は輙(たやす)く言はざるのみ。

國府宜しく急に參府の不便を議し、之れを君公に上るべし。議未だ可(き)かれずんば、凡そ事參府に關するもの、大小緩急、國府一概に沮格して行はざるを可と爲す。

水府の士の如き、播・備の士の如き、船越淸藏の如き、凡そ外より來りて謁を請ふ者

(一) 前田孫右衛門〔當職〕

は、今後國府の諸位皆當に延き納れて懷を盡し其の言ふ所を采り、直ちに之れを君公に上るべし。或は之れを沮む者は宜しく故事を引きて之れを折くべし。且つ近事を以て之れを言はんに、梅田・廣瀨(二)の來るや、政府の諸人、詩酒周旋す。今幾多の日ぞ、乃ち遽かに鎖絕するや。吾れ李斯の如き者逐客(三)の書を上らんことを恐るるなり。大高・平島は已に梅田の徒たり、則ち梅田來萩の事固より已に稔聞す。今、事體頗る聞く所に異るを見る、疑はんか、慍らんか。抑〻幕吏交〻正士を捕ふるに、長門の役人氣胆已に褫はるるを笑はんか。

今日國府に責むる、唯だ定志の二字に在り。其の處置は何ぞ吾が言を待たん。一二觸れ及ぶも、願はくは其の贅を恕せ。詩あり、云はく。

歲月不待人　歲月人を待たず、
人徒待天時　人徒らに天の時を待つ(四)。
新春三十日　新春三十日、
借問何所爲　借問す何の爲す所ぞ。

(二) 梅田雲濱、安政三年十二月萩に來りて、長藩が勤王攘夷の先鋒たらんことを慫慂す〔列傳〕廣瀨は淡窓の弟旭莊

(三) 秦の始皇帝の相。逐客書はその著にして、他國より來りて客となれる者を國外に放逐すべきを論じたるもの

(四) 孟子公孫丑下篇首章に「天の時は地の利に如かず」とあり。第三卷九六頁參照

眞夢更油然　眞夢更に油然たり。

食

日糜三合米　日に三合の米を糜し、
空負卅年心　空しく三十年の心に負く。
便々眠正好　便々として眠り正に好し、
暗愁勿我侵　暗愁我れを侵すことなかれ。

病

頭風擧頭艱　頭風、頭を擧ぐるに艱み、
口疾開口難　口疾、口を開くに難し。
頭未爲君刎　頭未だ君の爲めに刎ねられず、
開口心背安　口を開くも心背へて安からんや。

己未文稿

舌

舌汝柔爲體　舌よ汝柔を體と爲す、
而又喋々乎　而して又喋々乎たり。
所以齒毀後　所以に齒毀るるの後、
永得嘗醍醐　永く醍醐(一)を嘗むるを得ん。

齒

齒汝剛爲體　齒よ汝剛を體と爲す、
而又斷々如　而して又斷々如たり。
所以先舌毀　所以に舌に先だつて毀れ、
片牙守左車(二)　片牙左車を守る。

(一) 牛酪の精純なるもの、味甘美にして[illegible]

(二) [illegible]

傳之輔[三]に與ふ　（二月二日）

聞く、足下獄に赴くと、驚くべし、賀すべし。其の驚くは、啻に俗情を以てするに非ず。其の賀するは、故らに異説を爲すに非ず。足下京に在りて力を王事に致す。足下一跌して百事瓦解せり、吾れ安んぞ驚かざるを得んや。然れども[四]國に道なくして富み且つ貴きは、恥なり。今天下甚しくは道ありと爲さず、則ち岸獄縲絏、吾れ安んぞ賀せざるを得んや。但だ足下鋭を蓄へ志を養ひ、一蹉跌を以て自ら挫折することなかれ、驚々賀々、亦何ぞ道ふに足らんや。近來政府頗る勤王の議を倡へ、志士仁人交〻之れに下に和す。時機方に迫り、人心中に變ず。吾れ先に獄に繫がるるや、同志八人、一日連坐せり。已にして足下及び和作の事あり。吾れここに於て嘗て衆に大言して曰く、[五]「長門の勤王は唯だ一義卿のみ、義卿の罪ここを以て最も重し」と。而して衆亦以て難ずるなし。今足下亦獄に赴く、則ち吾れ安んぞ一義卿と曰ふを得んや。且つ吾が二人獄に赴く、同志益〻奮ひ、鋭意事を謀り、上なる者は動を策し功を勅し、下なる者は首を刎ねられ腰を斬らるる、累々として相踵がんこと、皆未だ知るべからず。則ち

（三）伊藤傳之輔、安政五年末大原三位西下策の事に坐して幽囚せられ、翌六年正月獄に投ぜらる

（四）論語泰伯篇第十四章に出づ

（五）第五巻戊午幽室文稿「投獄紀事」（二四八頁）参照

今後、人復た吾が二人を説かざるなり。然りと雖も吾が二人緑紈岸獄に初志を變ずることなく、隱然として同志の膽を強め、政府をして賴りて以て策を決することを得しむ。後の者ありと雖も安んぞ吾が二人を外にするを得んや。春寒漸く薄らぎ、和氣日に旺んなり、餐を加へて書を讀み、以て岸獄を樂めよ。餘は未だ旣さず。二月二日

和作の韻に次す　（二月二日カ）

國の爲め節に死するは、凡夫に在りては大小の大事と爲す。唯だ心膽ある者は死を求めて已まず、而して其の死を忍びて生を取るは、誠に情に勝へざるものあり。和作弟兄の志は程嬰・杵臼に似たり。(一)而して余は深く程嬰を憐むと云ふ。

男兒一死落花輕　男兒の一死落花より輕し、
共死就生憐汝誠　死を去り生に就く汝が誠を憐む。
孝子忠臣兄及弟　孝子忠臣兄と弟、

（一）二人共に謀りて趙氏の孤兒を助く。杵臼は自ら死して孤兒を守り、程嬰は生きて、之れを育てて[illegible]に[illegible]を興じて自[illegible]す。十八史略、春秋[illegible]、[illegible]傳に見ゆ。

千秋雙美姓名明　千秋の雙美姓名明かなり。

士毅に與ふ（二月三日）

僕獄に投ぜられてより以來、外は日に怪事を聞き、内は日に古人激烈悲壯の文を讀む、外内相抗し、遂に食を絶ちて死を求むるに至る。是の時に當りて、父師の訓耳に入らず、朋友の諫心に當らず、啻に耳に入り心に當らざるのみならず、益〻其の怒を增して其の氣を激せしむ。忽ち杉藏以下の四人一時に釋放せられしを聞き、感喜湧出し、從前の怒氣稍〻和平す。因つて李卓吾の書を把りて之れを讀み、逆則相反、順則相成の八字を得、反覆益〻喜ぶ。嗚呼、吾れ過てり、吾れ過てり。吾が前日の事、一として逆にして反すに非ざるものなく、一として順にして成ぐと爲すものなし。吾れ過てり、吾れ過てり。行府吾れを獄に投じ、而して前田・桂（一）吾れをして諸友に絶たしめしも、其の意亦自ら善し、但だ吾れ未だ察せざりしのみ。僕本と狂愚なれども、幸に聖人を得て之れに事ふ。行々（二）の色、自ら謂へらく、子路の下に在らずと。唯だ今世聖

（一）前田孫右衛門・桂小五郎

（二）剛強の貌。論語先進篇第十二章に「閔子側に侍す、誾々如たり。子路行々如たり。云々。由（子路の字）が若きは其の死を得ざらん」と出づ

人なく、徒らに行々を爲す。是れ過つ所以なり。然れども吾れの行々は眞誠の發する所なり、故に人亦甚しくは悪まず。而も自ら以て甚しく人に悪まると爲す。是れ益々過つ所以なり。今政府は猶ほ友兄のごとし、特に吾が儕を弟とし畜へども、吾が儕頑狠、覺らずして外人の務を引き、方且に墻内に相鬩ぐ。友兄手を揮へども聽かず、日を掩へども又聽かず。ここを以て獄に投じ、且つ其の交を絶つ、亦已むを得ざるの畫計のみ。然らば則ち吾が儕は終始政府の保護中に在るも自ら知らざりしなり、亦憐むべきのみ。然れども今一たび之れを知らば、此れに處することなかるべからず。今友兄頑弟を保護す、故に外人弟の頑を憎み、而して務遂に其の兄に及ぶ。其の兄斷然其の弟を外に棄つ、外人の憎と其の務と自然消滅す。外人倘し猶ほ弟を憎みて已まず、四面より來り劫せば、頑弟の狂愚、自ら恃みて以て之れに當るあり、必ずしも友兄の保護を假らざるなり。昨陳白する所、鞫(一)を評定所に請ふの一着は、卽ち友兄弟を棄つるの手段を勸むるのみ。僕向に政府に逆らひて之れに反す、今慮を改め思を更へ、其の逆らふ所を順にして、其の反する所を成にす。外人の務と雖も、吾が兄弟固より將

(一) この頃 [illegible]

に戈を倒にし戟を囘し自ら攻むるに之れ遑あらざらんとす、果して然らば則ち國家の大幸なり、吾が儕小人、罪死と雖も、萬々恨なし、況や事已にここに至り、吾が儕亦自ら罪なきをや。唯だ老兄前事を洗滌し婉にこれを內藤(二)翁に謀らば、翁必ず之れを容れん。翁或は容れずんば、未だ僕の前過を悔いしを諒せず、而も前事猶ほ胸中を去らざるなり、且く他日平心の時を待ちて重ねて之れを謀れ。僕已に頑弟の舊習を脫す、翁と長幼を較ぶるに非ざるなり。老兄切に此の意を體し、翁に強ふるに理窟を以てすることなかれ。寅白す。二月三日

二月六夜書す

(二) 內藤萬助、當時行相府手元役
(三) 中村道太郎

往事を追憶す

墨使應接の書至るや、余首として尊攘說を唱ふ。賓卿・實甫・暢夫・尾寺の諸友、慨然として相與し、各〻建白あり。道太(三)以て輕擧妄動と爲し、余と大いに軋る。僧月性、錫を飛ばして萩に來り、而して秋良は則ち京に上る。ここに於て政府勤王の議大いに

興る。事、實に戊午正月の間に在り。已に一年、諸友、時勢を觀望して委茶粗ぼ盡き、而して月性(一)は病故す。碩果(二)の食はれざるは、吾れと子遠兄弟のみ。

余の尊攘說を唱ふるや、實甫(三)會〻某邑に在り、無咎・思父、走り往いて由を告ぐ。實甫卽ち還り、直ちに書を國相益君(四)に上る。時に無咎も亦上書あり。是の時に當り、諸友已に一定論あり。已にして實甫東上し、山陽の老宿(五)を恐喝して過ぎしは、實に此の論を恃めばなり。實甫京に入るに及び、會〻 聖旨(六)汗發して此の論遂に堅し。而して余の今に至るまで確然として變らず、死を以て之れを守るもの、此の論に非ざるはなし。今未だ一年ならざるに、實甫已に乃ち此くの如し。吾れここを以て實甫を恨むこと、最も諸友より深し。無咎・思父に非ずんば、誰れか其の由を知らん。

學校(七)の諸生連署して書(八)を上るの議あり、尾寺尤も深く之れに任ず。已にして頭人(九)椋梨藤太、徒黨を以て之れを沮む。都講小田村士毅周旋甚だ力めしも、事遂に解けず。已にして月性密かに之れを彈相(一〇)に告ぐ。彈相乃ち諸生の言はんと欲する所を策問し、蓋し之れを君公に達せりと云ふ。

(一) 安政五年五月、[illegible]に病みて歿す「關傳」。
(二) 大なる果實。易の剝の卦の上九の爻辭に「碩果食はれず」とあり。君子多く小人に迫害せられて獨り樹上に食はれ殘り居るを碩果に譬ふ。
(三) 久坂玄瑞。
(四) [illegible]正「關傳」
(五) [illegible]
(六) [illegible]〇六頁）に出[illegible]
(七) [illegible]
(八) [illegible]
(九) [illegible]
(一〇) [illegible]して下し給へる勅諚

（一一）松洞江戸より歸り書を寄するも懌ばず、此れを賦す（二月上旬）

村塾舊盟吾肯渝　村塾の舊盟吾れ肯へて渝へんや、
君方憂辱奈斯軀　君まさに憂辱（一二）せらる、斯の軀を奈んせん。
穢土紅塵三萬丈　穢土紅塵三萬丈、
松洞翠色一朝無　松洞の翠色一朝にしてなし。

松洞昨の非を覺る、喜びを書す（二月上旬）

初則炳焉久則渝　初めは則ち炳焉、久しければ則ち渝る、
丹青寧比丈夫軀　丹青寧んぞ比せん丈夫の軀。
昨非汝已今朝覺　昨非汝已に今朝覺り、
前愆於吾半點無　前愆吾れに於て半點なし。

（七）萩の藩學明倫館
（八）第五卷四一七頁の松陰代作の上書文案をさすか
（九）明倫館の頭人。正しくは明倫館判事役といふが、後には木綿役又は都合役ともいふ。椋梨は俗論派の巨魁として目されし人
（一〇）國相益田彈正、益相君といふと同じ
（一一）松浦松洞「關傳」この詩第九卷、安政六年二月上旬、入江杉藏宛書簡にも出づ
（一二）國語の越語に「范蠡曰く、人臣たる者君憂ふれば臣勞し、君辱めらるれ

士毅の韻に次して子遠に示す　（二月上旬）

邦國道亡豈惜生　　邦國道亡ぶ、豈に生を惜しまんや、
義如海島殉田横　　義は海島田横[一]に殉ずるが如し。
死生何必關形骸　　死生何ぞ必ずしも形骸に關はらん、
識取聖師百世情　　識取せよ聖師[二]百世の情。

忍二首　（二月上旬）

不動聲兼色　　聲と色とに動ぜざれば、
富山天下安　　富山、天下に安し。
英雄大動業　　英雄の大動業、
一忍階艱難　　一忍階だ艱難。

○

懲忿與窒慾　　忿を懲らすと慾を窒ぐと、

ば臣死す」とあり

（一）齊の田横。漢、項羽を滅すや、田横、其の徒五百人と海島に逃る。高祖之れを召すや、[illegible]

（二）[illegible]

英雄雙工夫　英雄の雙工夫。
窒慾猶容易　慾を窒ぐは猶ほ容易、
殊於懲忿輸　殊に忿を懲らすに於て輸る。

名三首（二月上旬）

名固不可好　名は固より好むべからず、
然亦可無名　然れども亦名なかるべけんや。
世有畏謗客　世に謗を畏るる客あり、
乃日吾避名　乃ち日く吾れ名を避くと。

○

大名不虛立　大名虛しくは立たず、
實賓其可辭　(三)實の賓其れ辭すべけんや。
若辭好名譏　若し名を好むの譏を辭せば、

（三）莊子、逍遙篇に「許由曰く、……吾れ將に名の爲めにせんか、名は實の賓なり、吾れ將に賓の爲めにせんか」と見ゆ。名に相應する實際の業を主とするなり

忠孝不可爲　　忠孝は爲すべからず。

○

男兒眞骨頭　　男兒の眞骨頭、

豈受人斫劉　　豈に人の斫劉を受けんや。

毀譽附自然　　毀譽は自然に附す、

吾自立卓々　　吾れ自ら立つて卓々たり。

重ねて子遠に示す　（二月上旬）

秦兵入界百難生　　秦兵界に入りて百難生ず、

此際寧遑從與横　　此の際寧んぞ遑あらんや從と横と。(一)

刎頸田光雖闕死　　刎頸の田光(二)闕に死すと雖も、

燕丹難免促軻情　　燕丹免かれ難し軻(三)を促すの情。

（一）蘇秦・張儀の遊説せし合從と連衡の說の如きをさす

（二）戰國、燕の人。太子丹、その賢を聞き、與に秦王を刺さんことを謀る。田光老を以て辭し、荊軻を薦む。太子その他言を戒むるや自ら首を刎ねて不言を明かにす

（三）荊軻。もと衞の人。燕の太子丹、禮を厚くして之れを遇し、秦王を暗殺せんとす。軻、秦に往き、將に[illegible]

大高・平島の二子に寄す　（二月上旬カ）

冬天百里叩吾藩　冬天百里吾が藩を叩く、
二子深情不可諼　二子の深情諼るべからず。
海内寧無要敵愾　海内寧んぞ敵愾を要するなからんや、
人間遂乏不忘元　人間遂に乏し元を忘れざるもの。
天皇寶劍千秋斷　天皇の寶劍、千秋の斷、
草莽精忠百世恩　草莽の精忠、百世の恩。
遐想何因生羽翼　遐想す何に因つてか羽翼を生ぜん、
悲鳴飲啄舊籠樊　悲鳴飲啄、舊籠樊。

八十(六)に與ふ　二月十日

聞く、足下崎行(七)の命ありと。賀々。足下忠臣たらんと欲すれば則ち忠臣、孝子たらんと欲すれば則ち孝子、節義を爲さんと欲すれば則ち節義、功業を爲さんと欲すれば則

[illegible]

（五）天皇の寶劍は國家の永遠にわたり無道の外夷を一刀に斷ち拂ふ、即ち攘夷の御決心あるを述べしなり

（六）佐世八十郎、後の前原一誠。

（七）長崎遊學の藩命

ち功業、素絲(一)未だ染まらず、大路岐あり、黄黒と左右と、足下の方寸に在るのみ。嗚呼、天下忠臣なきこと久し。其の以て孝子と爲すは、豈に其れ眞の孝子ならんや。神州節義なきこと更に久し。其の以て功業と爲すは、桀を助けて虐を爲し、跖(二)を佐けて盗を爲すのみ、眞の功業に非ざるなり。然りと雖も八十に非ずんば、吾れ安んぞ斯の狂言を發せんや。昔者(むかし)(三)重瞳倥偬(こんぼう)(四)、路を田夫に問ふ。田夫曰く、「左せよ」と。左せしに則ち大澤に陷る。今足下は明眸炯々、幸に重瞳に非ず、僕は囚なりと雖も亦田夫に非ず。赤幽(五)・門司は左右必ず大澤あらん、其れ必ず眼を開いて之れを觀よ。

子遠獄に來りて別れを告ぐ　二月十一夜

荊卿去矣有誰留　荊卿去りぬ誰れあつてか留めん、
燕國存亡正此秋　燕國の存亡まさに此の秋(六)、
獄舍別盃無極恨　獄舍の別杯、極りなきの恨、
田光不死舊幽囚　田光(七)死せず舊幽囚。

剛毅の失策は名心太だ重きに在り。日光の一死は千古無雙、噫、吾れ及ぶ能はず。

(八)無逸の心死を哭す　十二日

古語に曰く、「慘は心死より慘なるはなし」と。蓋し身死して而も心死せざる者は古聖賢の徒、不朽の人なり。身死せずして而も心死せる者は今の鄙夫の流、行屍の人なり。世人、身の死生を以て大小の大事と爲し、而して心の死生は萬世に關係し、其の大小更に大なるを知らず、亦安んぞ吾が無逸を哭するの哀痛を知らんや。無咎・無窮に嘱し、余に代りて好香一抹を焚き、村塾の諸生を率ゐて、往いて無逸を哭送せしむ。至痛至恨。

無逸奇才觀所希　無逸の奇才觀ること希なる所、
膏粱仁義久困饑　(九)膏粱の仁義久しく困饑す。
人間莫慘如心死　人間慘なること心死に如くはなし、
今日爲而雙涙揮　今日而が爲めに雙涙を揮ふ。

[illegible]に從ひ、大[illegible]に[illegible]と[illegible]。(五)[illegible]。(六)岡嶋、前出一四四頁參照。(七)前出一四四頁參照、松陰自ら[illegible]に擬ふ。(八)吉田榮太郎。榮太郎は此の頃藩吏の苛情に迫られ、深く心に決する所あるも敢て人に語らず、俗吏となりて家を助けんとす。故に松陰及び友人よりは勤王の心遂に死せりと思はるるに至る。[illegible]傳一(九)肥肉と美粟。其食に喩へいふ。孟子告子上篇第十七章に出づ。

（一）江幡の韵に次して實甫に示す（二月中旬か）

愛死亦男兒　死を愛しむも亦男兒、

出師不待時　師を出すには時を待たず。

請看引聖者　請ふ看よ聖を引く者、

一世遂何爲　一世遂に何をか爲さん。

子遠に示す（二月中旬か）

至計誰能保萬全　至計誰れか能く萬全を保せん、

當將成敗附蒼天　當に成敗を將つて蒼天に附すべし。

滄桑瞬息人間事　（二）滄桑瞬息、人間の事、

不朽成名生堪捐　不朽、名を成せば命捐つるに堪ふ。

○

靈椿彭祖跡皆非　靈椿(四)・彭祖跡皆非なり、
七十於今稱古希　七十今に於て古希と稱す。
傳君不老長生術　君に傳ふ不老長生の術、
唯在甘心人世譏　唯だ人世の譏を甘心するに在り。

神州、此の擧なかるべからず、長門、此の人なかるべからず。

大原三位に贈る　（二月十四日）（原和文）

此の度(五)三人の者共上京仕り候事、此の地にて反覆熟議仕り候儀、神州の興廢、寡君の榮辱、全く此の一擧に止まることと論じ詰め候に付き、憚りながら執事にも上は神州に御報復と思召し、下は弊藩を御愛護と思召し、平生の御積憤を一時に御發揮願ひ奉り候。弊藩の近狀は三人より逐一に申上ぐべく候。實に歎憾の至りにて、追々厚く御屬望遊ばされ候所詮も之れなき次第に御座候。唯だ頼もしく相考へ候は、寡君に於ては未だ曾て勤王の宿志を變じ申さず、而して君側政府の鄙夫小人君意を承順することと

（四）靈椿は[illegible]の木、[illegible]一[illegible]といふ。彭祖は古の仙人。年已に七百餘歳にして尚ほ衰へずといふ。

（五）入江杉藏・佐世八十郎・松浦松洞の三人。併し結局彼等は松陰の命に從はず。普全集第十卷六三二頁參照

能はず、遂に爰に至り申し候。此の度の一挙、容易ならざる寡君の恥辱に至るべく、臣子たる者の傷すに忍ぶ所に之れなく候へども、此の機を失ひ候時は遂に勤王の一儀永く手段に絶え、是れ迄世に名門望族と呼ばれたる江家も索然たることに成り行き、祖名を絶しめ後裔を汚すに比せば、一時の君恥は尚ほ忍ぶべきことと論定仕り候事に付き、是れ等の情合も御酌取り希り奉り候。此の度三人の見込み候處は、昨冬和作・昔四郎等（[illegible]小人にて、[illegible]）歸國の節、執事の命を傳へて曰く、少將東覲あらば、其の時こそ忍び出で、伏見にて少將へ面議すべく思召す由、同志中に於ても此の御一言重く御頼みに存じ奉り候内、大高又次郎・平島武次郎の二士來遊、寡君の東覲を期とし、同志幾名と二三の名公卿を奉じ、出でて伏見の旅館にて寡君に責むるに天下の事を以てする由、同志中深く其の志に感じ、必ず此の一段の大事を成就せんとして政府を責め候へども、政府遂に其の言を用ひず、三人も已むことを得ず東上に決着仕り候。右に付き、差當り候處置私見込の處左に申上げ候。

一　寡君曾時伏見若しくは京師へ逗留仕り候儀肝要と存じ奉り候。輕々しく東下仕り候と

も、關東は奸賊の巣窟に付き、寡君精々正議を張り候とも無益に存じ奉り候。尤も朝廷にて屹と御定算之れあり候へば格別の儀に御座候。

間部下總守事を仕濟し下向致し候事に付き、今更議論に及び難きとの俗說之れあり候、是れ大なる謬說に御座候。普天率土の人民として、墨夷の條約を破らずんば死するに如かず、私近著「墨夷申立辨駁」(三)三人に附し置き候條、御一見願ひ奉り候。

寡君滯京中、公卿搢紳の御方々を始め草莽の志士仁人に至る迄、貴賤尊卑の御界限なく同心同德ならでは、大功成就仕らず候。大名は平素富貴膏粱に日を暮し、迂濶と倨敖の失あらんか、是れ等の處御寛宥願ひ奉り候。

所司代を早く說諭し、　皇家の害をなさざる樣に遊ばされ度く候。

近畿の名士俠客御聞及びの人々は、其の筋其の筋を以て密々急々御召登せ遊ばさるべく候。德川御扶助公武御合體に多人數は不用に候へども、恐れながら　朝廷の御勢盛んならでは、關東にも容易に　勅旨を奉じ申さず候。且つ萬一違勅に候へば、是非其の罪を御糺し之れなくては相濟み申さず候。

(三) 第五卷一七七頁に出づ

餘藩同志の者は追々三人どもより申上ぐべく候。此の輩も私共精々力を竭し、早速上京仕り候様致すべくと存じ奉り候。墨使申立・幕吏答へ振り等逐件御論駁の上（隱著も遙かに御指揮の一事二箇條、第一に記し在之候間は）改めて關東へ御申達遊ばされ候事、第一の急著と存じ奉り候。尾張・水戸・越前蟄居の　勅免、三家大老御召登せの再勅等も急著と存じ奉り候。

此の二箇條、此の一擧の大眼目と思召さるべく候。大結局は、墨・魯・暗・拂を說破し、　皇威を萬國に震ひ、國基を永世に建つることなり。是れ等の事に至りては追つて申上ぐべく候。

二月十四日　　　吉田矩方頓首再拜

大原源三位公　下執事

謹んで鄙衷を書し源公下執事に奉呈す

人言誤公卿　　人言公卿を誤り、

知遇及狗鼠　　知遇狗鼠に及ぶ。

滅賊期七生　　滅賊七生を期し、

（一）[illegible]

肉食多惰夫　肉食、惰夫多く、
揚水不流楚　(一)揚たる水、楚を流さず。
公獨古之人　公獨り古の人、
幸不咎籩俎　幸はくは(二)籩俎を咎めざれ。

同、國風一章

君こそは神の御心慰めに榮なる名をも世々に傳へん

[illegible]八行の文といふ意
(一) 詩經、[illegible]る之の水束楚[illegible]

無逸に與ふ　二月十五夜

諸友交〻謂ふ、「無逸心死せり」と。吾れ遂に之れを信ぜしも、今忽ち其の然らざるを覺り、慙汗背を浹す。吾が畢生の大過、何を以てこれに償へん。無逸の心、始終一の如し、これを天地に稟け、これを父母に受く、初めより師友學問を假らざるなり。昨だ吾れ無逸の心を失ふこと、歷々として指すべし。無逸蓋し謂へらく、松陰は眼なし、與に謀るに足らずと。遂に忍んで吾れを棄てしなり。嗚呼、吾れ悔を知る、無逸

其れ吾れを恕せよ。吾れの無逸を愛するは、猶ほ豐公の清正に於けるがごとし。昔清正、疑を豐公に受く。豐公其の自訴を待ちて而る後悟る。夫れ豐公は古今一人、人誰れか之れに比せん、而して清正も亦人傑、較べ易からずと爲す。然れども無逸は疑を受けて背へて自訴せず、其の識量清正に過ぐるあり。清正自訴して而る後豐公始めて悟る、而して吾れは則ち無逸の自訴を待たざるなり。是れに由りて之れを言へば、吾れと無逸と、未だ必ずしも豐公・清正に輸けざるなり。然りと雖も無逸は吾れの畏友なり、吾れ安んぞ豐公の清正を以て之れを待つことを得んや。無逸一たび起たば、固より飯田覺兵衛(二)を以て吾れを畜(やしな)はんのみ。之れを要するに是れ自ら一時の説話なり、比擬倫に非ざるを咎むることなく、吾が悔悟の空言に非ざるを諒せよ。無逸心に尚ほ不滿あらば、幸はくは一たび獄に來つて相見よ、誓つて大地をして一震せしめん。寅白す、不備。

(二) 加藤清正の臣、諱は直景、禄五千五百石を領す。智力衆に絶し、軍功多し、征韓の役、黒田氏の臣、後藤基次と先登を爭ひ大功をあぐ

又

聞く、足下蹤(あと)を村塾に絶つと、感々。平生の諸友、今は一も取るべきなし。男兒の眞

當頭、吾れ獨り足下に於て之れを許す。吾れ新たに諸友と絶ち、復た世事を言はず。世事は夢の如し、一の不朽を成さば足る。足下眞の孝子たらば、不朽孰れかこれより大ならん。名字の說（一）・兩秀の跋返さるるも、僕血淚して收むる能はず、因つて復た却回す、意に中らずんば之れを火けよ。足下僕を絶たんとならば則ち之れを絶て。僕は益〻足下に感じ、遂に絶つに忍びざるなり。二十二夜

又白す。足下云ふ、「吾れ實に諸友に愧づ」と。吾れ謂へらく、諸友當に足下に愧づべし、足下何ぞ諸友に愧ぢんやと。但だ吾れ一語あり、足下幸はくは之れを聽け、漢土の書は必ずしも讀まざれ、閒暇の時、此の閒（二）の俗書を把りて之れを讀め、大いに發悟あらん。

○

十七夜、久坂實甫の書至りて云ふ。

英雄の衆愚を待つや、喜怒常ならず、抑揚迭に生ず、固より術數を以てせざるを得ずと雖も、然れども丈夫にして相知るは、當に光風霽月の如くなるべし。何ぞ必ず

（一）[illegible]

（二）[illegible]

しも秘策深計もて夫の蠢愚なる者を待つが如くならんやと。

復して云ふ。

吾れ英雄に非ず、安んぞ術數あらん。一言も意合へば許すに知己を以てし、一事も逢忤せば立ちどころに罵詈を加ふ、罵詈一過せば、亦復た舊の如し。吾れ同志の士を待つや、藩籬を撤し荊棘を除く、自ら信ずること此くの如し。公若し不平あらば、一々罵詈せよ、一々復答せん。若し大過あらば、悔い改むるを憚らざるなり。抑々吾れの公等に不平なるは、何ぞ其れ極りあらんや。然れども人を罵るは易く、而して罵を受くるは難し。吾れ其の易きを先にし、而して其の難きを後にす。

小田村伊之助（素彦）

子遠等の東走を議す　村士毅に贈る　二月十九日

伏見の事、萬免かれざるに期す。今、藩人其の内に在るあらば、事、要領を得易く、而も辱或は其の些を減ぜん。是れ宜しく往くべきの一なり。

吾が藩の勤王、萬々已みぬ。獨り此の一策のみ或は僥倖すべし。是れ宜しく往くべき

の二なり。

尊皇攘夷は人々之れを言へども、吾が藩未だ一士の死を以て之れを爲すものあらず、豈に大恥に非ずや。是れ宜しく往くべきの三なり。死せば則ち義名朽ちず、死せざれば則ち再擧謀るべし。是れ宜しく往くべきの四なり。事果して成らば、吾が藩の美名收むべし。事或は敗るゝも、吾が藩に幕責及ばず。是れ宜しく往くべきの五なり。

二士(一)の來るや、諸同志各々肝膽を吐露せしも、今一士の往いて其の言を踐むものなし、何の面目もて復た天下の士に對せんや。是れ宜しく往くべきの六なり。

夫れ六の宜しく往くべきものあり、安んぞ子遠輩數人の徒死を惜しまんや。數人徒死するも、義名朽ちず、則ち數人の者亦安んぞ自ら惜しまんや。抑々朱亥(二)を遣はせば則ち侯嬴刎し、荊軻(三)を薦むれば則ち田光剄す、今果して亥と軻とあらば、吾れと公と侯・田たるも、亦可ならずや。然れども侯・田の刎剄は、今日に在りては徒死と爲す。其れ闕に哭するの陳(四)・臧とならば可なるか。而れども吾れは圄、圄爲すべきものなく、

侯・田・陳・陸を擧げて公の一身に歸す。是れ吾が恨のみ。

此の議已に成るや、偶〻士毅の書至り、其の途に合はざるを知る、故に復た寄せずと云ふ。

松如(五)に復す　二月二十一日

藍田(六)畫史の厚意欣謝。但し「文山の燕京」(七)は比寓過當なり、何となれば、神州未だ羶腥に汚るること燕土の如くならず、而して今世復た文山其の人あることなければなり。「松陰に書を讀む」、是れ自ら本等の題目のみ。萬々商量するに、僕已に不孝の子となり、又不忠の臣となる。人生倏忽、夢の如く幻の如し、毀譽も一瞬、榮枯も半餉(八)、唯だ其の中に就き、一箇不朽なるものを成就せば足る。文山の死、所南(九)の生、之れを要するに宋末不朽の盛事なり、守仁(一〇)の智、踏襲すれば則ち愚、寅二の暴、吾れより古を作す。各〻の手段は草木の區別あるごとし、先生多く自ら苦しむなかれ。呵々。

○

（五）土屋蕭海、字は松如。〔前出〕

（六）書名叢。藍田、安政六年、萩に來り、土屋蕭海を通じて松陰に詩を贈る。〔関傳〕

（七）宋の忠臣文天祥、文山と號す。燕京は今の北京。天祥、燕京にて壯烈なる殉國の死を遂ぐ。

（八）餉とは食事する間、短き時間をいふ。

（九）宋の鄭思肖。元兵南下するや、闕を叩いて上書せしも報ぜられず、宋亡ぶるや呉下に隱居し自ら三外野人と稱し坐するに必ず南に向ひ歳時には輒ち南野な

二十三日、寅甫の書至りて云ふ。

松洞の歸るや、先生大いに唾罵を加へ、今や其の反正を悦ぶの詩(一)を作る。竊には無逸の心死を哭せしに、又之れを稱するに清正等の事を以てす。其の人才を駕馭するの術、巧なりと謂ふべし。然りと雖も術の巧なるものは、人却つて疑を容る。故に曰く、「巧詐は拙誠に若かず」と。僕等を遇するには、宜しく其の誠にして巧ならざるものを以てすべし。至願至願。

復して云ふ。

無逸の卓識實行は淺人の窺測する所に非ず、而も僕遽かに心死を以て之れを哭せり。僕深くこれを悔ゆ。松洞は時を待つを以て僕に望む。僕唾罵せずんば何を以て徊悶を散ぜん。徊悶一たび散じて又其の反正を聞く、喜ばざらんと欲するも得んや。僕、同志を待つに兄弟を以てす。象(二)喜べば而ち舜喜ぶ、痛痒相關すること正に方に此くの如し。足下猶ほ以て詐僞と爲すは、必ずや怒を藏し怨を宿して、然る後眞實と爲さんのみ。噫、是れ丘明(三)の恥づる所、寅は則ち僞さざるなり。

子遠の「和作を送る敍」に跋す（二月二十三日）

此の行[四]、子遠これを和作に讓る、和作宜しく往くべきなり。大義は吾れと子遠と論ずること極めて熟せり。處置に至りては其れ和作に在るかな、其れ和作に在るかな。

（四）伏見に一揆して參覲の駕を要するために獄を脫して上京す[illegible]。あたかも杉藏は獄中なり、もとより[illegible]らに過（?）せず、要駕策和作に作ら[illegible]

（五）孟子公孫丑上篇第二章に出づ、第一卷二八頁參照

和作を送る敍（二月二十三日）

北宮黝[五]は嚴る諸侯なく、孟施舍は勝たざるを視ること猶ほ勝つがごとし。二子の勇、皆是ならざるなし。然れども吾れ謂へらく、北宮黝を優れりと爲すと。

子遠に與ふ（二月二十三日）

足下留まりて乃弟往くは、甚だ機宜に適す、僕の喜び知るべきなり。僕の足下に與へし諸書は、擧げて之れを乃弟に附して可なり。

又

上篇・賣甫は咲ふべし。八十は憐むべし。無逸は感ずべし。和作は則ち羨むべきのみ。

以上四篇、二月念三夜、和作來別す、因って書す。

一　松島瑞益に與ふ　（二月二十四日）

瑞益、洋學を修むるの功を以て、新たに束髪を許さる。

老兄非常の褒典に中る、當に非常の報復あるべし。賀々。國家、品流を以て人を取り、養格を以て才を屈すること亦已に久し。此の事獨り老兄の爲めに賀するのみに非ず、亦國家の爲めに賀するなり。伏して望むらくは、國家の美事に負くことなくんば幸甚なり。念四。

（一）松島剛藏、[illegible]醫家[illegible]なるを以て從來は束髮を許されざりしなり〔關傳〕

二　[illegible]

八十、將に崎に往かんとし、獄に來りて面別せんことを約す。已に來れば門番不在にして事隨って障礙す、痛恨言ふなし、僅かに二絶を得　二月念四夜

多情似無情　多情、情なきに似たり、
聞行口如啞　行を聞きて口啞の如し。
八洲人許多　（三）八洲人許多なるも、
忠孝豈可假　忠孝豈に假すべけんや。

○

天公不假緣　（四）天公緣を假さず、
使吾負良友　吾れをして良友に負かしむ。
此恨可無恨　此の恨、恨なかるべけんや、
恨散成佛後　恨散ずるは成佛の後。

又

兩々如鑑心　兩々鑑の如き心、
豈待相見快　豈に相見るを待つて快からんや。
若必待見快　若し必ず見るを待つて快からば、

（三）大八洲、日本[illegible]

（四）天道が[illegible]ざりしをいふ

吾與古人話　　吾れ古人と話せんや。

赤根武人に與ふ(一)（二月二十五日）

已んぬるかな、已んぬるかな。肉食者は鄙なり(二)、國其れ喪びん。然りと雖も草莽安んぞ瑞穗を食するの民なきを知らんや。況や　今上聖明にして、公卿人あり、加ふるに吾が公勤王の志も深きを以てす、則ち瑞穗の民、何ぞ獨り草莽のみたらんや。新年、大高・平島の二士萩に來り、論、伏見要駕の策に及ぶ。僕岸獄にして見ふを得ずと雖も、心實に其の意に感ず。是れより先き、大原源公亦人をして密かに意を致さしめて日く、「少将東駕せば、吾れこれに伏見に遇ひ、謀るに天下の事を以てせん」と。意蓋し二士と相符す。僕、囚なりと雖も、情義默し難し。然れども肉食に鄙夫多きを以て、同志或は此の擧を難しとす。難しとする者益々衆きも、僕の志は益々堅し。昨入江子遠と謀り、斷然其の弟和作をして脱走して事に趨かしむ。僕因つて約して云はく、「此の事十死士を得ば足る。十死士駕を要し號泣して留まらんことを請ひ、且つ責む

(三) 加賀の前田氏と仙臺の伊達氏。共に諸侯第一の大藩

(四) 薩摩島津氏と肥後細川氏

(五) 孟子盡心下篇第二十三章參照。馮婦といふ人虎を善く搏つ。衆人虎を逐ひし時、虎、嵎に負ふ、馮婦攘臂をかかげて車を降り、虎に向ふ、血氣の勇をさす。第三巻四七二頁參照

(六) 長藩士、大樂源太郎。月性の感化を受く。後に周防國大道村に家塾を開きて兒童に教ふ。後の元帥寺内正毅はその門下（[illegible]）

るに大義を以てせば、必ず吾が公の許允あらん。不幸にして鄙夫俗吏、執縛に從事せば、是れ內は醜虜に應じ、外は朝廷と吾が公とを棄つるなり、之れを名づけて賊と謂ふ。賊は斬るべし、宥すべからず。天下の血を見ざること久し、一たび鮮血を見ば、丹赤湧動し大義擧ぐべきなり。大義の由つて擧がる所、大は加(三)・仙の若くにしてすら得ず、强は薩(四)・肥の若くにしてすら得ず、貴は尾・紀・水・越の若くにしてすら得ず、獨り之れを吾が江家に得るは、吾が江家の吾が江家たる所以なり。而るに二三鄙夫の阻む所となりて成るに遂げざるは、豈に吾が志ならんや」と。和作頷きて去る、去りて復り倦々僕に囑すらく、「上國寧んぞ赤根武人なかるべけんや」と。僕叱して曰く、「天上天下唯我獨尊と、佛猶ほ之れを言へり、汝が目中獨り赤根生あるか」と。和作答へず、涙を揮つて出づ。僕亦哭せずして涙せり。嗚呼、二人の涙其れ由なからんや。生果して之れを聞かば徒だ笑ひ而して徒だ泣くのみならんや、其れ必ず臂(五)を攘げて車を下りん。今松洞生をして之れを報せしむ、書の意を盡さざるは生能く之れを言はん。神州の存亡、江家の榮辱、要は此の擧に在り。大樂生(六)は僕未だ其の人を見ず、然れども

これを諫す、仁といふべけんや」と。武王、周を伐つや、義として周の粟を食はず、遂に西山に餓死す
(五) 漢の高祖の名臣張子房、嘗て韓國韓の仇を復せんとして壯士をして博浪沙に於て秦の始皇帝に鉄椎を擲せしめて失敗す
(六) 漢の雄は劉氏
(七) 伯夷・叔齊をいふ。
(八) 昔支那にて朱は服飾の正色なるに紫は朱に似たる色なるを以て紛れて正色を亂せり。論語に「紫の朱を奪ふを惡むなり」とあり、似て非なるも

病中、感を書す

擧世無一士　擧世一士なく、
放吾第一流　吾れに放(ほしいまま)にせしむ第一流。
吾名誠不朽　吾が名誠に朽ちず、
何以報神州　何を以てか神州に報いん。
自非博浪椎　博浪(はくらう)(五)の椎(つち)に非ざるよりは、
安滅秦興劉　安んぞ秦を滅し劉(六)を興さん。
自非扣馬諫　馬を扣ふる(七)の諫に非ざるよりは、
亂賊自千秋　亂賊自ら千秋ならん。
古人不可起　古人は起すべからず、
吾心是以憂　吾が心ここを以て憂ふ。
時遇奪朱紫　時に朱を奪ふ(八)の紫に遇へば、
作惡如戴瘤　惡(あく)を作(な)すこと瘤を戴くが如し。

己卯文稿

草根與木皮　草根と木皮と、
吾病非可瘳　吾が病瘳ゆべきに非ず。

夢中、子大・思文と談じ、四句を得たり。醒後、數字を改めて一絶と爲し、二生に示す　念九

此間無事又無師　此の間事なく又師なし、
眞骨頭人去索之　眞骨頭の人去きて之れを索めよ。
湖山此去途千里　湖山ここより去つて途千里、
短棹相逢意所隨　短棹相逢ふ、意の隨ふ所。

二生に示す

死而邦有益　死して邦に益あらば、
甘似醉芳醪　甘きこと芳醪に醉ふに似たり。

此際無奸賊　此の際奸賊なくんば、
堪膏秋水刀　膏するに堪へんや秋水の刀。

子遠に與ふ　念九

足下獄に投ぜらる、豈に悲しからざらんや。然れども吾れ足下を悲しむこと久し、今は則ち喜ぶ。足下、不朽の大事を以て阿弟に讓り、阿弟喜びて之れを受く。而も天猶ほ足下を不朽にせんと欲す、足下亦喜びて之れを受けんのみ。但だ慈母の情憐むべし。然れども二子不朽ならば、母も亦不朽なり。人生欻忽、百年夢幻なり、唯だ人の天地に參じ、動植に異るは、不朽を去りて、更に別法なし。李卓吾の文を手抄して寄示す、反復披玩せよ。足下頗る道氣あり、必ず能く發悟せん。聞く、官議して和作を捕ふと、和作必ず捕はれざらん。然れども萬一捕はるれば、吾れ必ず明白に本謀たるを自首せん。足下兄弟と吾れと一笑して地に入るも、亦最後の一大快事なり。昨、夷齊の詩を作る、圖らざりき足下兄弟の讖とならんとは、足下兄弟は眞に西山の客たり、吾れは

（二）前出一六六頁參照

則ち西山の主人のみ。一咲あれ。

○

三月朔起筆

夷事起りてより、義烈の士、福山は則ち山岡八十郎、其の君を諫め、聴かれずして自殺す、最も烈なり。長門は則ち金子重之輔(しげのすけ)、夷艦に偶して往いて夷國を探らんと謀り、事敗れて獄死す、亦烈なり。〔一〕皆甲寅の事なり。（金子の死は乙卯に在りと雖も、其の事は則ち甲寅なり。）江戸は則ち志賀金八郎、志賀は奥右筆組頭たり、尾・水・越を罪する勅を書する能はざるを以て自殺す、其の烈山岡と同じ。常陸は則ち堀口由之助〔三〕・信田(しのだ)仁十郎・蓮田藤藏、皆使を撃たんことを謀り、發覺して獄死す。三人の事、金子に比して最も烈なり。（[illegible]方に道にあれ[illegible]大丈夫(ますらを)の道」。三人中、未だ何人[illegible]なし[illegible]的にせず。）皆丁巳・戊午の事なり。天下、才略の士あり、豪傑の士あり、然れども其の國脈を維持し不朽の大事を爲すは、僅々此くの如きのみ。或ひと曰はん、金子、事を同じうせしものに、同國に則ち吉田寅次郎あり。謀に預りしもの、松代(まつしろ)に則ち佐久間修理あり、二人何を以て列せざると。曰く、棺を蓋(おほ)ひて論定まる、金子の

〔一〕[illegible]乙卯は[illegible]年

〔二〕[illegible]

〔三〕[illegible]

如き是れなり、二人未だ死せざれば、則ち後來の升降未だ定むべからざるなり、乃ち堀口ら三人と雖も、或は未だ死せざるあらば、未だ論ずべからざるなり。(四)今上皇帝は誠に是れ不朽の大聖人、水戸老公亦是れ不朽の大賢人なり。後世の論者、徳を攷へ、齢を稽ふるや、必ず時を同じうして地を同じうせざるの嘆あらん。栗田法王(五)は實に　今上の周公にして、時と地とを同じうす、而れども權力朝廷に在らざれば、則ち亦後世の嘆を貽すを免かれざるなり。其の次に不朽なる者は大原源三位に若くはなし、奸を刺す・東に下る・西に下るの三策の若き、事成るなしと雖も、眞實に身を殺して仁を成すの君子なり。尾侯・越侯素より賢名あり、正を守りて黜けらる、則ち亦不朽ならん。薩侯は病歿せり、志士之れを惜しむ。土侯・宇和島侯は幕吏逼して退隱せしむ、亦尾・越の亞なり。

子遠の揚屋に投ぜられしを聞き、感喜止まず。是れより先、傳輔亦揚屋に在り、筆を走らせて二生に贈る　三月朔日

（四）梅田・[illegible]田ら二人は[illegible]に獄死し、入江のみ生存し、[illegible]更迭後は囚となる

（五）後出一八六頁註参照

（六）入江は要駕策の事に坐して岩倉獄に投ぜられ、伊藤は大原三位西下策に関與して正月投獄せらる

己未文稿

揚屋吾曾記　揚屋は吾れ曾て記す、
故友金子歿　故友金子歿す。
揚屋罪囚居　揚屋は罪囚の居、
金子忠義骨　金子は忠義の骨。
斯骨歿斯居　斯の骨斯の居に歿す、
書空吾咄々　空に書して吾れ咄々。
時吾繫野山　時に吾れ野山に繫がる、
野山亦囚窟　野山も亦囚窟。
脫窟後五年　窟を脫して後五年、
邦家禍未竭　邦家の禍未だ竭きず。
復爲野山囚　復た野山の囚となり、
兼貽諸友罰　兼ねて諸友に罰を貽す。
就中伊藤生　就中伊藤生、

（一）岩倉獄 なさず。第四 [illegible] 照

（二）[illegible]書に、 [illegible] 見ゆ

笑向揚屋蹴　笑つて揚屋に向つて蹴る。
挫折不沮者　挫折して沮まざる者、
入江生最勃　入江生最も勃なり。
揚屋相繼投　揚屋相繼いで投ぜらる、
猛氣如俊鶻　猛氣俊鶻の如し。
三生彼何人　(二)三生彼れ何人ぞ、
長門之輕卒　長門の輕卒なり。
長門三輕卒　長門の三輕卒、
忠義星日月　忠義の星日月。

即事　三月朔日

獄中無一事　獄中一事なし、
易理思消長　易理、消長を思ふ。

(二) 富子と入江と伊藤の三人

べきもの多し、陛下これを取らずして何ぞ其の小節を取らんや、[illegible]色を變じてその議を持す、[illegible]

田乃迎諸途　田乃ちこれを途に迎ふ、
鄒其可無涙　鄒其れ涙なかるべけんや。
田乃正色曰　田乃ち色を正して曰く、
君聞吾讜議　君吾が讜議を聞す。
隱默官京師　隱默して京師に官たるも、
寒疾死容易　寒疾、死すること容易なり。
豈獨嶺海外　豈に獨り嶺海の外のみ、
瘴癘爲君祟　瘴癘、君が祟を爲さんや。
士當爲者多　士は當に爲すべきもの多し、
此擧未爲備　此の擧未だ備はれりと爲さずと。
王固亦其友　王固も亦其の友なり、
初聞欲諫意　初め諫めんと欲するの意を聞くや、
毅然論忠孝　毅然として忠孝を論じ、

肺肝出相示　肺肝出して相示す。
及鄒之南遷　鄒の南遷するに及び、
人皆相顧避　人皆相顧みて避く。
往來爲治裝　往來して爲めに裝を治め、
交遊斂錢致　交遊、錢を斂め致す。
其母老在堂　其の母老いて堂に在り、
心以王爲寄　心に王を以て寄と爲す。
事聞詣詔獄　(三)事聞えて詔獄に詣るも、
居之如平地　之れに居ること平地の如し。
預謀不敢欺　謀に預りて敢へて欺かず、
琅誦二千字　琅誦す二千の字。
又有曾誕者　又(四)曾誕なる者あり、
三書累相遺　三書累ねて相遺る。

（二）王回、鄒浩に味方せし嘗聞えて投獄せらる

（三）宋史鄒浩傳參照、二千言は浩が上りたる上章二千言なり。王回、浩と一味なることを直言し、浩の上章を誦したり

（四）公亮の[illegible]孫、[illegible]府の[illegible]せらるるや、誕、また書を浩に與へ、力めて居を復せんことを請はしむ。浩の貶遷せらるるに及び、誕「玉山主人、客問に對ふ」を著はして以てこれを譏る、人以て韓愈の爭臣論に比す

玉山答客問
規諷非嘲戲
謂鄙不知幾
坐俟過擧遂
古人節義交
讀史如交臂
宋已入紹元
醫治不可施
諸公猶蹇々
觀時豈惴々
哀夫今之人
弱宋不能企

玉山、客問に答ふ、
規諷は嘲戲に非ず。
謂へらく鄙、幾(一)を知らず、
坐して過擧の遂ぐるを俟つと。
古人節義の交り、
史を讀めば臂を交ふるが如し。
宋已に紹元(二)に入り、
醫治施すべからず。
諸公猶ほ蹇々たり、
時を觀て豈に惴々たらんや。
哀しいかな今の人、
弱宋をすら企つる能はず。

(一) 璣に同じ、孟后廢せられし後に諫めしは璣を誤りしもの、册立の前に諫すべきをいへるなり

(二) 紹熙・慶元。宋の光宗の年號、この頃、宋既に衰運に傾く

子楫に復す　二日

子も亦勢(三)を言ひて吾れを嘲けるか、之れを責むるも益なし。然れども且く之れを詰らん。吾が公の榮辱今日に判まる、則ち臣子の死生亦今日に決す。是れ猶ほ勢を言ふの時ならんや。且つ大原公、莊四(四)をして言を傳へしめて云はく、「此の事(五)諧はずんば、吾れ則ち世を遁れん」と。夫れ大原公をして吾が公を信ずることここに至らしめしものは、吾が黨に非ずや。吾が黨今日勢を言ひて觀望するは、是れ大原公を陷るるなり。且つ大高・平島の來るや、諸君固に勢を觀、時を望みて然る後之れを爲さんと約せしや。是れ義士の宜しく謂ふべき所に非ざるなり。大抵子の意、勢の一字以て天下の義士の心を服するに足ると爲すか。昔夷齊(六)は單身奮然として周人(七)の馬を叩ふ。孔子之れを賢とし、孟子之れを聖とす。然らば則ち夷齊孔孟は皆勢を知らざるの人のみ、子等固より當に嘲りて之れを笑ふべし。且つ大原公と二士と、出でずんば則ち已まんも、出でば則ち徒らには退かじ。子獨り此れを憂念することなきや。吾れ獄に坐して動くべからず、故に子等の議に違ひて和作を發せしむ。和作にして善處せば則ち吾が公の

(三) 時勢をさす、當時門下友人間に時勢觀望論を以て松陰の鋒鋩を挫くのことあり
(四) 田原莊四郎
(五) 伏見要駕の策をさす
(六) 伯夷・叔齊
(七) 周の武王をさす

擧を揚げ、次なるも則ち吾が公の恥を貽さず、不幸にして捕戮さるるも、猶ほ大原公と二十とに辭(ことば)あり。是れ和作死すべきなり。唯に和作死すべきのみならず、吾れと子遠と皆其の謀を知る、則ち吾れと子遠と亦皆死すべきなり。子言へらく、「吾れ終に割腹して死するを忘れず」と。死生亦大なり、子、謊(くわう)(一)を說くことなかれ。吾れ二十に寄する詩(二)に云はく、「天下寧んぞ敵愾を要するなからんや、人間遂に乏し亢(かうべ)を忘れざるもの」と。實際の語なり。子幸はくは士毅・實甫と謀り、務めて吾れと子遠兄弟とを死に致さしめよ。長門に三死士あり、天下に愧ぢざるなり。此の外千萬、來問を煩はすことなかれ、徒らに吾が意を擾(みだ)すのみなり。

張商英(三)　三日

既因人望　既に人望に因り、
又動天象　又天象を動かす。
商霖大書　商霖の大書、

(一) 荒唐無稽の言。[illegible]
(二) 前出一[illegible]。但しそれには天下を海内に作る。
(三) [illegible]

天下皆仰　天下皆仰ぐ。
國之將亡　國の將に亡びんとするや、
吾思儻慌　吾が思ひ儻慌たり。
其望非望　其の望も望に非ず、
其象維爽　其の象も維れ爽ふ。
安從取信　安くに從りて信を取らん、
天僞人迂　天は僞り人は迂く。
自古如斯　古より斯くの如し、
慨當以慷　慨して以て慷すべし。

吾が公の發篤、定むるに五日を以てすと聞き、感傷に勝へずして賦す　三日

勤王今已矣　勤王今已みぬ、

五馬不可回　五馬回すべからず。
何人誤國是　何人か國是を誤りし、
四奴恨難裁　四奴恨み裁ち難し。
今皇不世出　今皇不世出、
公卿非無才　公卿才なきに非ず。
侯伯如致力　侯伯如し力を致さば、
何難皇道恢　何ぞ難からんや皇道の恢。
公素賢明主　公素より賢明の主、
内望天下推　内望み天下推す。
西南多少國　西南多少の國、
吾藩最雄哉　吾が藩最も雄なるかな。
方此天步難　此の天步の難にあたり、
公宜占忠魁　公宜しく忠魁を占むべし。

親書仰賢旨
今日忽推頽
勤政廿三歳
美擧不可枚
一炬乃蕩盡
如罹阿房災
從駕皆輕肥
揚々破黃埃
得時英雄子
勿貽後人哀
人生甚易老
時機不再來
囚奴年猶壯

親書、賢旨を仰ぐ、[一]
今日忽ち推頽す。
政に勤むる二十三歳、
美擧枚ふべからず。
一炬乃ち蕩盡し、
阿房の災に罹れるが如し。[二]
從駕みな輕肥、[三]
揚々として黃埃を破る。
時を得たるの英雄子、
後人の哀しみを貽すことなかれ。
人生甚だ老い易く、
時機再び來らず。
囚奴年猶ほ壯なるも、

（一）大正五年七月十八日宸翰を一等に賜ひ、宸書を八千萬の有司に下し、内政の急務たる所以を諭し、大いに革新政策を勵ます
（二）秦の始皇帝が築きし大宮殿の名、楚の項羽の攻掠燒するところとなりて一朝にして亡[illegible]失す
（三）輕きかはごろもと肥えたる馬の意。論語雍也篇第四章に「肥馬に乘り輕裘を衣る」と出づ。藩公に從駕の役人の傲然自得の様を罵るなり

壯心飛已灰　　壯心飛んで已に灰となる。

子樺の寄せらるるに次韻して却示する二首　四日

男兒漫勿讓陳東　　男兒漫りに(一)陳東に讓ることなかれ、
人異賢愚志則同　　人賢愚を異にするも志は則ち同じ。
有佛有魔常理耳　　佛あり魔あるは常理のみ、
忠臣忠見佞臣中　　忠臣の忠は見はる佞臣の中。

○

東風薇長首陽東　　(二)東風薇は長ず首陽の東、
氣味千春有孰同　　氣味千春孰れあつてか同じからん。
報國休爲容易想　　報國容易の想を爲すを休めよ、
百年人老一杯中　　(三)百年人は老ゆ一杯の中。

渙せしをいふ

（七）本卷一

明公の發駕を聞き、感を書す　五日

曾將狂瞽唱勤王　曾て狂瞽を將つて勤王を唱ふ、
諸友雷同漫主張　諸友雷同して漫りに主張す。
今日東轅難挽得　今日の東轅挽き得難し、
孤囚特地斷中腸　孤囚特地に中腸を斷つ。

（一）韓世忠・岳飛　同日

秦檜當國難與爭　（二）秦檜國に當りて與に爭ひ難し、
杜門謝客不言兵　門を杜し客を謝して兵を言はず。
盡忠報國赫々名　盡忠報國赫々の名、
此人不死和不成　（三）此の人死せずんば和成らず。
韓岳忠武難弟兄　韓・岳の忠武、弟兄たり難し、

を得ずと。嗚呼、諸君衆口一詞、以て狂策と爲す、而も僕呶々して已まず、狂上狂を添ふ。然れども蓄へて洩らさずんば、鬱抑益〻甚しく、狂又狂を添へん。請ふ嘗みに之れを道はん。夫れ智者より之れを觀れば、德川にして未だ滅びずんば、尊攘、機なし、三千年の神州を擧げて、之れを腥膻躁醜の暗(四)・拂・魯・墨に附するも、亦天なり、命なり、人力の能く障ふる所に非ずとせん。然れども忠臣の國に酬ゆる、一息猶ほ存せば、何ぞ天命を以て口に藉き、屋を仰いで戸を閉ざし、獨り自ら暇逸するに忍びんや。彼れの觀る所を以て、此れの爲す所を見、狂と爲し愚と爲す。狂と爲し愚と爲すも、吾れ何ぞ憂へん、吾れは我が志を行はんのみ。

夫れ　今上の叡聖、輔くるに親王諸公卿を以てし、吾が公の賢明、有司一時の選を極む、二百年來未だ曾て之れあらず、二百年後安んぞ其の復た之れあるを卜せんや。斯の時にして濟さずんば終に濟す時なし、況や百年の後、　今上、勤に倦みたまひ、或は吾が公、職を厭ひたまふ、兩つに其の一あらば大事去らん。今吾が藩を以て之れを言へば、兩相已に一の代るべき人なし。清水(五)・長井の侍御史に於ける、井上(六)・周布の

ひて久邇宮を尊王と稱せられし方なり
(二) 太公望呂尚
(三) 作間忠三郎・品川彌二郎
(四) 英佛露米の四國
(五) 清水圖書・長井雅樂(關傳)
(六) 井上與四郎(行相府用談役)・周布政之助(同右筆役)

行府掾に於ける、前田・中村の國府掾に於ける、亦皆一時の才望にして、此の間未だ多くは之れに代るべき者あらず。然り而して遂に尊攘に補なくんば、則ち尊攘遂に時なきなり。數年の後、又兵・道太・良三・五郎の輩、次を追ひて班を進め、入りて政務を執るも、決して觀るべきものなからん。又數年、足下及び八十・富太の徒、代りて此の職に居るも、亦依然として今日の政府ならん。啻に此の數子のみならず、乃ち村田翁を起すと雖も、畢竟是くの如きのみ。其の時に方り、狂愚僕の如き者あらば、亦縛して之れを囚する外、別に手段なからん。故に智者より之れを觀れば、今日は固より不可、他日も亦不可なり、一旦德川滅び而して群雄起らば則ち知るべからざるも、此れより外は、六十六國擧げて夷人の呑噬する所となるも、猶ほ且つ鼓腹して覺らず、以て太平萬歳樂と僞さん。僕のここに見ることありしは、實に去年の正月に在り。實甫・無窮の輩、今は叛き去ると雖も、嘗みに一たび之れを叩かば、蓋し未だ村塾圍爐徹宵の談を忘れざらん。其の三月に及び、勅諭汗發す。僕慨然として筆を投じて曰く、「草莽の微臣、死時至

（一）前田孫右衞門（國相府手元役）・中村道太郎（同右中役）
（二）來島又兵衞・中村道太郎・來原良藏・井上小五郎（國相府）
（三）佐世八十郎・岡部富太郎（國相府）
（四）村田清風。嘗て藩政に改革を施し治績ありし人。安政二年五月歿す（國相府）
（五）久坂玄瑞・松浦松洞
（六）安政五年三月二十日、堀田を召して下し給へる勅諚

れり」と。蓋し方外の亡師友[7]默霖の言を思ひて云へるなり。默霖嘗て言ふ、「天朝[8]の積衰は一朝一夕の故に非ず。世の慷慨家乃ち謂へらく、一旦事起らば朝權卽ち復せんと。是れ淺々の見のみ。故に余の萬死自ら任ずる、其れ實に後起の覇者を驚覺せしめんと欲するのみ」と。深きかな霖の思、遠きかな霖の心。僕實に之れを肝に銘す。今日の事、萬成らざるに期す。霖已に之れを事なきの前に知れり。然れども僕にして能く死せば、亡師友に負かずと爲さん。是れ僕の安心立命、諸友と同じからざる所以なり。諸友の尊攘に於けるは、時勢爲すべくんば則ち之れを爲し、爲すべからずんば則ち爲さず。其の僕を以て狂と爲し愚と爲す、萬々的當せり。僕亦深く之れを尤めざるなり。要駕策に至りては、長門の臣子實に爲さざるに忍びざるものあり。坐して君公の不義に入るを視、而も死を以て之れを救はざるは、甚だ爲すべからずと雖も[9]、抑々臣子の情ならんや。

子遠兄弟は、僕、少しく哀しめども而も之れを惜しまず。人孰れか死なからん、兄弟同じく王事に死せば、忠孝盡せり、死すと雖も朽ちず。此の外千萬、書は意を盡さず。

（七）宇都宮默霖は明治三十年まで存命す。當時旣に死去せりとの誤報あり、松陰もそれを信ぜるなり。後出二一〇頁參照

（八）第八卷第二三六號書簡參照

（九）甚だ爲すべからずと雖もの一句、坐して君公云云の前に置きて解すべし

向に一書あり、子樺に與へて要償の事を言ふ、參觀するを可と爲す。名字の託は謹んで諾す、僕當に繼ぎて之れを選ぶべし。不悉。

感を書す　六日

親闈已久違　親闈已に久しく違ひ、
公駕不可從　公駕も從ふべからず。
忠孝無由通　忠孝通ずるに由なし、
尊攘有誰共　尊攘誰れあつてか共にせん。
茫々天地間　茫々たる天地の間、
此身終無用　此の身終に用なし。
猶嚥無用餐　猶ほ無用の餐を嚥し、
未輟無用誦　未だ無用の誦を輟めず。
性固非賢資　性固より賢資に非ず、

學寧窺道統　學寧んぞ道統を窺はん。
兀然何所期　兀然（こつぜん）何の期する所ぞ、
富山一死重　富山のごと一死重し。

(一)無答に答ふ　七日

國歩傾兮求死頻　國歩傾き死を求むること頻り、
呼天痛哭亦其眞　天を呼びて痛哭す亦其れ眞。
諸人誰說目前利　諸人唯だ說く目前の利、
誰爲千秋惜大倫　誰れか千秋の爲めに大倫を惜しむ。

夜坐　同

斷食慮驚父母心　斷食、父母の心を驚かさんことを慮り、
只於酒肉自爲箴　只だ酒肉に於て自ら箴（いましめ）と爲す。

(一) 奥野綏民〔附傳〕

平生交友情皆絶　　平生の交友、情皆絶え、
憂國思兼夜漏深　　憂國の思ひ夜漏と兼に深し。

和作を憶ふ　同

伏水春深酒半酣　　伏水春深くして酒半ば酣なり、
苦要佳客挽歸驂　　苦ろに佳客を要して歸驂を挽く。
鳥公遺跡桃花色　　(一)鳥公の遺跡、桃花の色、
愛汝朱顔無貽慙　　愛しむ汝が朱顔慙を貽すなかれ。

揚屋の(二)二友を憶ふ　八日

尊攘道絶死爲隣　　尊攘の道絶えて死と隣を爲す、
江漢難蘇涸轍鱗　　(三)江漢も蘇し難し涸轍の鱗。
千古綱常雪下柏　　千古の綱常、雪下の柏、

（一）[illegible]九年、徳川[illegible]・[illegible]井九忠代早風に擬りて宇喜多秀家等の墓を詣へ、[illegible]して遂に死す
（二）入江子遠と伊藤傳之輔、共に岩倉獄中に在り〔同囚〕
（三）長江・漢水は大水を以てしても東に流れ去り、國を思ふこと[illegible]なる者

こす。(四)論語衛霊公篇に曰く「志士仁人は生を求めて以て仁を害することなく、身を殺して仁を成すことあり」と

(五) 寛政三博士の一人、柴野栗山。名は邦彦、高松の人。徳川幕府の儒官。この送序は栗山文集巻三にあり。岡子言は水戸藩士。

(六) 伯夷・叔齊の二人西山(首陽山)に餓死せざる間は決して殷に負きて周の武王に従ふに忍びず。松陰も亦獄囚と雖も生ある中は俗論に従ふに忍びざるの決意を示せしなり

一時榮達風前塵　　一時の榮達、風前の塵。
奸臣權重驅群小　　奸臣權は重し群小を驅り、
明主恩深輕百身　　明主恩は深し百身を輕んぜしむ。
二友今朝休復恨　　二友今朝復た恨むを休めよ、
平生素志正成仁　　平生の素志正に仁を成す。(四)

柴栗山(五)の「岡子言、松岡に赴任するを送る序」の後に書し、玉木叔父に呈す。叔父向に小郡・吉田の代官たり、並びに治蹟あり、新たに擢でられて郡用方となる　八日

尊攘道全斷　　尊攘の道全く斷ゆ、
誰復清妖氛　　誰れか復た妖氛を清めん。
西山未餓死　　西山(六)、未だ餓死せず、
寧忍負有殷　　寧んぞ有殷に負くに忍びんや。

防長偏安計　防長偏安の計、
戶曹賴有君　戶曹賴に君あり。
二郡父母化　二郡父母の化、
召杜原比勳　召杜もと勳を比す。
今乃膺榮選　今乃ち榮選に膺り、
民瘼更殷勤　民瘼更に殷勤たり。
頑婬致私祝　頑婬私祝を致し、
敢言補萬分　敢言して萬分を補ふ。
且變采薇怨　且く采薇の怨を變じ、
竊擬野人芹　竊かに野人の芹に擬す。

獄奴、櫻花一枝を以て贈と爲す、感あり　八日

櫻花風韻百花王　櫻花の風韻、百花の王、

（一）支那に於て人民百姓のことを司る官。ここは藩の代官役人をさす

（二）詩經召南、甘棠の篇參照。召は周初の元勳、召公奭。民治に功あり。曾て南國を巡り甘棠の樹下に庇して民の訟を聞く。人々その功を慕ひて甘棠を伐ることなかりしといふ。召杜の杜は甘棠をさす

（三）伯夷・叔齊の自己の諫いれられず[illegible]なく西山に隱れて薇を采るに至りし怨みをいふ

（四）[illegible]に「野人[illegible]芹を美とし、これを[illegible]獻[illegible]

ぜんことを願ふ」とあり、在野一臣の忠誠の微志をいふ。

一朶猶看揚國香　　一朶猶ほ看る國香を揚ぐるを。
七道五畿春色遍　　七道五畿春色遍く、
丹心人孰映朝陽　　丹心の人孰れか朝陽に映ぜん。
七道五畿一に萬里の山河に作る。

諸友に告ぐ　（三月八日）

僕切に諸友に告ぐ、爾後誓つて尊攘を言ふことなかれ、此の四五十年中決して諸友尊攘の時なし。唯だ當に文を講じ武を修め、例に遵ひ常を踐み、一國の佳士となるべきのみ。僕は罪囚なり、世事を言ふべきの人に非ざるなり。但だ尊攘は非常の大事なり、故に非常を以て之れを言ふのみ。僕假令尊攘に死せずとも、尊攘の外、更に一言を發せば、罪上、罪を加へ、囚中、囚を重ねん。日月、上に在り、其れ欺くべけんや。三月八夜

(一) 伊藤傳之輔、[illegible] (二) 本卷一七六頁參照 (三) [illegible]

子遠に與ふ　八日

足下獄に降る、極めて是れ不朽の快事なり。去年來、僕の獄に下るは最も劣れり、傳(一)輔は頗や優り、而して足下は則ち大いに優る。之れを要するに此の三人は、悠々たる諸人に比すれば稍や面目ありと爲す。何如ぞ足下の獄に降るや、諸人往々悲嘆す、何ぞ男子を以て相待たざるの甚しきや。昔鄒浩(二)の貶せらるるや、別れに臨みて涕を流す、其の友田晝、色を正して之れを責む。胡銓(三)の謫せらるるや、其の友陳剛中(四)、啓を作りて之れを賀す。古人の節義相磨すること率ね多く是くの如し。蘇軾(五)云へらく、「死に臨みて相於邑(六)するは、道を學ばざる者と甚しくは遠からず」と。信なるかな。胡銓云へらく、「今、擧朝の士は皆婦人なり」と。婦人の習、徒に朝士のみならず、憤懣何ぞ止まんや。詩數章錄して致す、傳輔と對詠するを妙と爲す。是れ則ち男子の語なり。

自論（二首）　九日

位下言高聖尚非　　位下(七)くして言高きは聖も尙ほ非とす、

背すること

（七）孟子萬章下篇第五章に出づ。第三巻二六九頁參照。又論語泰伯篇第十四章に「子曰く、其の位に在らされは其の政を謀らす」とあり

（八）獄囚の着る衣。轉じて囚人の義となる

況吾幽閉世相違　況や吾れは幽閉せられて世と相違ふ。
尊攘爲是非常事　尊攘は是れ非常の事たり、
建策何曾顧赭衣　建策何ぞ曾て赭衣(しやい)(八)を顧みん。

○

尊攘今日事全停　尊攘今日事全く停(とど)まる、
吾口只須守若瓶　吾が口只だ須らく守ること瓶のごとくなるべし。
諸友方便相誘去　諸友方に便(すなは)ち相誘ひて去り、
獄門深嚴晝猶扃　獄門深嚴、晝猶ほ扃(とざ)す。

名（二首）　十日

好名猶好色　名を好むは猶ほ色を好むがごとし、
不畏罪兼謗　罪と謗(そしり)とを畏れず。
斯人吾所慕　斯の人吾が慕ふところ、

一世喚爲狂　一世喚びて狂と爲す。

○

剩荷一世譏　剩く一世の譏を荷ひ、

強衞千秋道　強ひて千秋の道を衞る。

好名眞徹骨　名を好むこと眞に骨に徹せば、

天地豈枯槁　天地豈に枯槁せんや。

美人春眠。予大・思父に調る　十一日

深閨獨臥戶長扃　深閨獨り臥して戶長く扃し、

每想邊塞暗淚零　邊塞を想ふ每に暗淚零つ。

連夜狂風花落盡　連夜の狂風、花落ち盡し、

相思枕上睡難醒　相思の枕上、睡り醒め難し。

陸秀夫・張世傑・文天祥　同日

(一)微去箕奴比干諫　微の去、箕の奴、比干の諫、
聖許三仁孰復間　聖、三仁を許す孰れか復た間せん。
吾觀趙宋厓山亡　吾れ觀る趙宋(二)厓山に亡ぶるや、
三仁復有匹殷商　三仁復た殷商に匹するものあるを。
陸公正笏講大學　(三)陸公笏を正して大學を講じ、
負帝没海志彌確　帝を負ひ海に没して志彌〻確し。
一字船軍是張公　一字の船軍是れ張公、(四)
瓣香舟覆與宋同　瓣香舟覆りて宋と同じうす。
狀元宰相文信國　(五)狀元の宰相文信國、
燕獄丹心汗青色　燕獄の丹心、汗青の色。
非奴非諫又非去　奴に非ず諫に非ず又去に非ず、
要爲趙家一塊慮　趙家一塊の爲めに慮らんことを要む。

(一) 微は微子、箕は箕子。比干と共に孔子これを殷の三仁といふ。聖とは聖人孔子のこと、論語微子篇首章參照。微子は紂王を諫めて聞かれず去り、箕子は諫めて囚奴となり佯り狂し、比干は直諫して死に至る。
(二) 宋の姓は趙氏、帝昺の時遂に元に攻められて厓山に滅亡す。
(三) 陸秀夫。徳祐の始め禮部侍郎を以て軍前に使す、和議ならず。益王・廣王の二王温州に走る。秀夫これに從ふ。君臣海濱に在れども朝會ある毎に秀夫儼然笏

一君亡復立一君　一君亡んで復た一君を立つ、
三仁豈可增一分　三仁豈に一分を增すべけんや。

子遠に與ふ　三月十二日

昨夜、子大・無咎至りて云ふ、「足下書なきに窘しむ」と。書なくんば何を以てか日を過さん、況や吾が輩學問の進脩、方に此の日に在るをや。此の日閑過せば悔ゆと雖も追ふべけんや。昨偶〻綱鑑(一)を讀み、反復して甚だ益あり。爰に南宋紀五本を致す、留覽するを妙と爲す。宋弱しと雖も、國、君子に富み、學問氣節、此の間(二)の及ぶ所に非ざるなり。但だ僕と足下と、憤厲激昂、大道を成就し、頽風を挽回すること、趙氏(三)に勝りて而も之れを上がば、死して朽ちざるなり。此の般の擧、和作果して死せば、僕と足下と萬生を偸むの義なし。若し乃ち生を偸まば大道明かならず、七日の說法、一朝にして無となる。吾が志は決せり、知らず足下亦能く此の處に看到せるや否や。若し死に分毫の憾みあらば、是れ學問に分毫の徹せざるものあるなり。急々告げられ

[illegible]崖山に破るゝや妻子を驅り[illegible]中に入らしめ、尋で王を負ひて海に赴き死す。
(四) 張世傑。[illegible]

よ、僕具さに所見を以て對へん。要は長門の三義死を以て天下に唱へんのみ。此の事別に一文ありて之れを詳すも、未だ足下能く死するや否やを審かにせず、故に未だ往らざるのみ。平生の諸同志は今日乃ち友を賣るの鄙寄(四)なり、其の面に唾せずんば飽悶散じ難し。子大・無咎と思父と、三人は相信ず、蓋し相賣らざらん。惜しむらくは才力單薄にして、未だ以て吾が志を終ふるに足らざるのみ。匆々不悉。

思父を詰る　三月十二日

吾れ向に子遠と語る、「思父(五)は事に臨みて驚かず」と。今は品目を改めて云ふ、「惡を惡むこと太だ嚴し」と。此の品目、亦今日より始まるに非ず。之れを佳事と謂はんか、則ち吾れ曾て屢〻之れを戒む。之れを佳ならずと謂はんか、則ち伯夷(六)の聖清なる、亦惡を惡むの極のみ。且く佳不佳を論ぜず、之れを思父の眞骨頭と謂はば乃ち得たり。惡を惡む、何を以て之れを眞骨頭と謂ふか。曰く、是れ學問に假らず、師友に假らず、生來稟得の資質なり、故に之れを眞と謂ふのみ。學問は須らく己が眞骨頭を求得し、

覆沒溺死して宋亡ぶ

（五）狀元とは首席にて進士試驗に及第せる者。文天祥、文山と號し信國公に封ぜらる。擒へられて燕に在るや、元將張弘範彼れをして書をつくりて張世傑を招かしめんとす。乃ち天祥、零丁洋の詩を書して示す。その末に云はく、「人生古より誰れか死なからん、丹心を留取して汗青を照さん」と

（一）歷史綱鑑補、明の袁黄の撰。本卷讀綱鑑錄參照

（二）吾が國の意

（三）趙宋即ち宋のこと

（四）漢の人、

然る後工夫を著くべし。愚父は惡を惡むの人なり、惡を惡まば必ず善を善す。惡を惡むが故に士毅(一)を恨み、而して實甫(二)・無窮を憤る。善を善するが故に和作に於て之れを感じ、子遠に於て之れを憐む。若し能く此の惡を惡み善を善するの心を持して以て其の極に至らば、則ち聖賢人のみ。但だ僞學を學び僞師を師とし、僞言を言ふ、ここに於て善を善し惡を惡むも箇々眞ならず。一日も眞ならずんば、其の人救ひ難し。吾れ向に愚父を責むるに義理を以てす。愚父詞窮して曰く、「吾れ復た尊攘を言はず」と。是れ僞言なり、心以て眞と爲さば則ち僞心なり。何となれば、今日尊攘を言はざるの、大いに已むを得ざるあること、無逸の如きものは可なり。愚父の言はざるは、余に對して言はざるなり、他人と言ふを免かれず。人に對して言はざるなり、吾が心と言ふを免かれず。心と言ひ人と言ひて、反つて余に對して言はず、愚父猶ほ僞に非ずと曰ふか。吾れ將に之れを極言せんとす。心上に尊攘の二字なくんば、天下何の惡をか惡みて何の善をか善せん。惡を惡み善を善する愚父の眞骨、一朝にして消すべくんば、琵琶・諏訪も一夕にして乾すべし。吾れは恐る、神功(三)の乾珠神妙不測なるも、未だこ

[illegible]

こに至らざらんことを。琵琶を乾さんと欲せば更に琵琶を擊ち、諏訪を埋めんと欲せば更に諏訪を掘るべし。思父平生の眞骨、酒に耽り色に耽り、昏々迷々として善惡都べて忘れんか、萬々能はざるなり。思父よ思父、他人は欺くべきも、松陰は其れ欺くべけんや。松陰は欺くべきも、自心は其れ欺くべけんや。若し猶ほ欺かずと曰はば、吾れ更に一話あり。莊四(四)は人面獸心なり、近日命を奉じて和作を追捕すと。莊四得々として走り去る、其の面目愛すべきか憎むべきか。且つ轉じて思父に命ぜば、思父辭するか往くか。若し果して之れを憎み之れを辭せば、心上遂に尊攘の二字を除き得ざるなり。若し再び吾れを欺くことあらば、吾れ且に閻魔大王に檄し、夜叉數頭を驅りて往いて其の舌を抽かん。欺くことなかれ、欺くことなかれ。

馬援(五)　十二日

雲臺畫功臣　雲臺(六)功臣を畫く、

椒房獨不與　椒房(七)獨り與らず。

ひ、豐浦宮今の長門國長府)にて如意珠を海中より得給ふと、書紀、仲哀天皇二年の條に見ゆ。今干珠島・滿珠島の二島、長府の沖にあり、この玉にて汐の滿干を自由にせしめ給ひしとの傳說あり

(四) 田原莊四郎「閻傳」

(五) 第五卷一一頁頭註參照。武陵の蠻反するや、援、復た兵に將としてこれを討つ、時に年已に六十餘、援嘗て謂へらく、「男兒は當に邊野に死し馬革を以て尸を裹みて還葬せられんことを要す」と、後

班彪。

亡友澁生(六)を祭る文　十三日

往歳癸丑(七)、我れ東武に在り。君と相逢ひ、肝膽交々吐く。甲寅(八)の春、將軍、虜と和す。君曰く大事已に去る、盍(なん)ぞ州(九)五を觀ざる。無二遊生(一〇)、子(し)に非ずんば孰れか伍せんと。蹶然相隨ひ、事覺(あら)はれて簿に上(のぼ)る。病を囹圄(れいご)に獲(え)、君、冥府に歸す。吾れ獨り生を偸みて、涙下ること雨の如し。其の後五年、國難蜂午(ほうご)たり。身は囚せられ才弱く、形は憔れ心苦しむ。時に或は君を思ひ、鼓して斯(ここ)に舞するが如し。曰く吾れ振はずんば、君吾れを腐と謂はん。人謂へらく、幽明忽ち千古を成すと。君の靈耿々(かうく)、相隨つて仰俯す。嚴は兄長に似、威は鉞斧(えつぷ)の如し。事に感じて君を祭る、文肺腑より出づ。嗚呼、哀しいかな、尚(こひねが)はくは饗(う)けよ。

自警の詩　十四日

夫たるものに奇特の人なしの意
(四) 嚴光、帝と同臥し帝の腹の上に己れの足をのせ、て語りしをさす。百年は二百年
(五) 以下李通迄の四人は雲臺に圖畫せられし二十八將の一人
(六) 金子重之助〔關傳〕
(七) 嘉永六年、當時松陰江戸に在り
(八) 安政元年、この年幕府日米和親條約を締結す
(九) 五大洲に同じ
(一〇) 當時、金子は大日本無二遊生と號す

士苟得正而斃　士苟も正を得て斃る、

何必明哲保身　何ぞ必ずしも明哲、身を保たん。

不能見幾而作　幾を見て作つ能はずんば、

猶當殺身成仁　猶ほ當に身を殺して仁を成すべし。

道並行而不悖　道並び行はれて悖らず、

百世以俟聖人　百世以て聖人を俟つ。

感を書す　十五日

始吾已許之　始めより吾れ已に之れを許す、

豈死以負心　豈に死すとも以て心に負かんや。

脱去帶冢樹　脱去して冢樹に帶す、

寶劍價千金　寶劍價千金。

況逢天步艱　況や天步の艱に逢ひ、

（一）禮記檀弓上篇に曾子の語として「正を得て斃る」と出づ
（二）詩經烝民の篇に「既に明且つ哲、以て其の身を保つ」と出づ。理に明かにして事に察なるを明哲といふ
（三）易經の繫辭下傳に「君子は幾を見て作ち、日を終ふるを俟たず」と出づ。幾は事のきざし、兆に同じ
（四）論語衛靈公篇第八章より出づ
（五）中庸第三十章に、「萬物並び育して相害せず、道並び行はれて相悖らず、小德は川のごとく流れ、大德は敦く化

更感君恩深　　更に君恩の深きを感ず。
昔謂死如飴　　昔謂へらく死（七）は飴の如しと、
今豈更呻吟　　今豈に更に呻吟せんや。
後視今猶古　　後の今を視ること猶ほ古のごとし、
吾視古猶今　　吾れの古を視ること猶ほ今のごとし。
世上紛々者　　世上紛々たる者、
寧知伯牙音　　寧んぞ伯牙（八）の音を知らんや。

亡友方外清狂師を祭る文　（三月中旬）

方外の偉人、字を清狂と曰ふ。十年以て長じ、吾れに於て兄行たり。公吾が志を愛し、愛いて文章に及ぶ。其の醜陋を忘れ、口を極めて稱揚す。吾れ原と愚戇、血氣方に剛なり。激論抗議、釁（九）を廟堂に生ず。公解結に長じ、錫を飛ばして郷を出ず。調停するに義を以てし、大いに尊攘を唱ふ。正議少しく伸ぶる、公の主張に由る。公忽ち溘焉、

[illegible]」とあって、中庸二十九章には「百世以て聖人を俟ちて惑はざるは、人を知ればなり」と出づ。
（六）呉の季札、壽夢の四子なり、延陵に封ぜらる。號して延陵の季子といふ。上國に使して徐を過ぐ。徐君、季子の劍を愛す。季子心に之れを知る、使して還りて徐に至れば徐君已に死せり、其の寶劍を解き、其の冢の樹に繫けて去ると（十八史略參照）
（七）文天祥の正氣の歌に出づ。
（八）古の琴をよくせる人、伯牙は己れの心を知れる良友鍾子期にの

吾れ乃ち涼々たり。公一集を贈す、椒山の楊。「(三)鸞を彈じ嵩を劾す、子其の賜あり。愛を割く所以、予が鉢鉞を助けよ」と。吾れ時に展閲し、公を思ひて忘れ難し。去るに臨みての一語、殊に平常に異なり。「人の爽快、嘗て之れを賊と謂ふ、豈に知らんや利口、木彊に如かざるを。治久しくして人薄きこと、最も山陽を甚しとす。予、人物を聽する、其の相を誤ることなかれ」と。言猶ほ耳に在り、訃忽ち傍に在り。國步艱難、偉人先づ亡し。吾れの敗を取る、公の言具さに當れり。公の詩を作るや、其の氣激昂。公の(四)法を講ずるや、其の言慷慨。ここを以て公を多とする、衆人の量る所たり。吾れ獨り公に感ず、潛德幽光。公を祭るに文を以てす、天日昏黃。嗚呼、哀しいかた、尙はくは饗けよ。

亡友方外默霖師を祭る文　（三月中旬）

吾れ公に面せざるも、公の言論を聞く。公の言何若、本々元々。千章萬句、皇恩に報ゆるに歸す。公吾れに面せんと欲し、三たび吾が藩に至る。曰く、「吾れ子に面せば、

唯だ一言あり。「一言已に吐かば、何ぞ辭の繁きを費さん」と。吾れ時に禁錮せられ、雲霧公を謝して門を閉づ。今にして之れを思へば、遺恨永く存す。公去つて至らず、黄昏し。或は公の死(五)を傳ふるも、其の說根なし。則ち根なしと雖も、公誠に鳳騫せるならん。南山(六)の黄花、陶園を陵がんと欲す。梅福(七)の高隱、豈に莽に於て援けんや。將軍の威を藐んじ、天皇の尊を奉ず。史狂(八)の一筆、永く乾坤を正す。ここを以て禍を買ふ、死して自ら寃みず。公は乃ち王民、莽・操(九)も氣呑まる。喋々して必ず悔ゆるも、吾が舌を捫るものなし。炎々たるは滅し易く、事に臨みて驚き奔る。丁寧吾れを誓む、其の言渾々たり。公は同庚(一〇)と曰ふも、吾れ仰ぐこと昆(一一)の如し。天の方(一二)に蹶さんとするにより、吾が心憂煩す。公を望むも至らず、孰れか天孫に獲られん。祭るに吾が文を以てし、爰に公の魂を招く。嗚呼、哀しいかな、尚はくは饗けよ。

三亡友(一三)を祭る文の序　（三月中旬）

吾れ夙に心を幽明の故に潛め、思を理氣の際に覃くし、七生說(一四)を作りて以て自ら警む。

[illegible]三十年なるも、當時死去せりとの說あり（六）陶の菊を愛して十七[illegible]に菊を[illegible]して[illegible]とす、その清節は陶潛に[illegible]稱すとなり（七）漢の梅福、[illegible]春の人、[illegible]養者、春秋に通ず、王莽政を專らにするに及び妻子を棄て去り仙となると傳ふ（八）[illegible]は史狂王民と號す（九）王莽、曹操、共に簒奪の臣[illegible]に[illegible]（一〇）同年生れをいふ（一一）兄をいふ（一二）詩經大雅、[illegible]の篇

自ら謂へらく、蠢切洗滌、復た餘穢なしと。既に覆敗して獄に下り、往々心折け、寤寐の間輒(すなは)ち亡友を見る。亡友の面目、生時に異るなし、生時砥礪切偲(しれいせつし)の言、矻々(かちく)として耳に在り、忘遺すべからず。ここに於て循省漸靖し、亡友に背負せんことを是れ懼る。夫の黙霖は猖介蹶然、梅・陶を凌ぎ而も夷・斉を希ふ、決して今世の人に非ざるなり。清狂は豪爽にして濟世の才あり、身を方外に寓するも、志を海内に存す、誠になかるべからざるの人なり。之れを要するに、斯の二友は風節才料、吾が望む所に非ず。而も二友反つて吾れを朋友の列に措く、其の吾れを愛すること誠に厚し。溝下生は吾れより少きこと一歳、學問長ずるなく、吾れを視て師友と爲す。然れども其の一種頑往果敢の氣、勃々として人に逼る、又事を共にして罪を同じうし、相愛すること最も深し。霖・狂の二友亦皆其の夭を哀しみ、之れに寵むに詩文を以てす。詩文具さに在り、二友淪逝す。吾れ其れ如何せん、獨り其の寤寐、耳目相接して隔りなきのみ。幽明一致、靈氣貫通、亡者存するが如く、死者生けるが如し。則ち死生哀しむに足らずして、神通の妙、眞に羨むべし。吾れここに於て益々七生の然る所以を悟る。是れ

前說の未だ及ばざる所なり。今、文を作りて各〻之れを祭る。一語誠ならずんば、三友其れ之れを饗けんや。

子遠に復す(五) (三月十六、七日)

(六)復書を辱うす、哀痛惻怛、人をして聲顫ひ手戰かしめ、讀みて篇を終ふる能はず。至誠の人を動かす、一に何ぞここに至るや。而して僕(七)前言の失、悔恨何ぞ極まらん。忠臣孝子、人各〻分あり。今後僕誓つて子遠の孝を奪ひて之れに忠を強ひざるなり。足下、某い子遠を知らずと謂ふなかれ。然れども子遠も亦幸はくは少しく義卿を知れ。義卿豈に人をして必ず已れに同じうせしめんと欲する者ならんや、復た何ぞ是れを以て輙く相絕つに至らんや。向に和作の脫走するや、事極めて秘隱す。豈に圖らんや八十之れを子楫に漏し、子楫之れを士毅に漏し、士毅之れを政府に白し、政府遂に追捕の擧あり、子遠遂に囹圄の行あらんとは。僕始めて聞きし時、憤懣胸を塞ぐ。謂へらく、村塾の諸子皆吾が友に非ざるなり、然らずんば假令吾が志を愍まずとも、寧んぞ

(五) 第九卷、安政六年三月十六日附入江[illegible]六[illegible]第六[illegible]六と[illegible]りのこの書十六日のもの、品川彌二郎獄に[illegible]ち來る[illegible]て[illegible]んことを責め[illegible]卷二〇二頁參照

相發きて而も相覆すに至らんやと。會〻士毅・實甫より唐突に報至る。僕筆を走らして夷齊の詩を錄し、且つ其の後に書して曰く、「子遠兄弟は已に夷齊たり、僕寧んぞ死する能はざらんや。防長の多士皆婦女子のみ、幸に三死士あり、天下に愧ぢざるなり、二子幸はくは政府に建白し、急に吾が三人を死に致せ、亦名教の一功に非ずや」と、是れより絶えて二子と通せず。其の後子楫・又四(一)の書來りしも、皆白眼冷語を以て之れに答ふ。是の時に當り、僕要駕の是非を爭ふに急にして、實に子遠母子を慮るに暇あらざりしなり。嗚呼、僕、士毅・實甫に於ては内に姻戚(二)あり、外に友義あり、一朝にして視て仇讎と爲す、豈に常情ならんや。猶ほ子遠母子を顧み、怨を匿して其の人を友とし、遂に憐みを政府に乞ふが若きは、是れ已に能はざりしに非ざるも、子遠亦悦ばざらん。前次の狂言、皆此の意に出でて他あるに非ざるなり。復書を讀むに及んで、躊躇彷徨、已に其の誠を哀しみて措く所を知らず、茫然自失すること之れを久しうす。已にして慨然として曰く、「此れに處する能はずんば、何を以て丈夫と爲さん。丈夫は守るところあり、何ぞ以て他人に屈せん。屈せずと云ふと雖も、背いて

無辜を坐視して救護を加へざらんや」と。成敗は天あり、僕願はくは力を盡さん。炳亮あらんことを。

思父、過を引く(三)の書を得、喜慰、望に過ぐ。吾れ勝つことを好むに非ず、思父の將に往いて道に入らんとするを喜ぶなり。會々抄書を繙き、劉先主(四)の事に遇ふ。短古を賦して之れを與ふ　十七日

事會來無極　事會の來るや極りなく、
失此彼可爲　ここに失ふもかしこに爲すべし。
但爲老將至　但だ老の將に至らんとするが爲めに、
功業拊髀悲　功業、髀(五)を拊でて悲しむ。
人老猶是可　人の老は猶ほ是れ可なり、
心死不可醫　心の死は醫すべからず。
漢室興隆事　漢室(六)興隆の事、

(三) 過を悟る意。
(四) 蜀漢の先主、劉備。
(五) 髀肉の嘆。劉備久しく戰場に出でず、馬にも乘らず、股の肉徒らに生じたるを撫しつつ、日月流るるが如く、老の將に到らんとして功業建たざるを嘆ぜし故事をさす。
(六) 蜀漢は漢の正流にて、漢室を興隆せしめんために魏・呉と爭ふ。

萬死豈敢辭　萬死豈に敢へて辭せんや。

間關袁曹際　間關たる袁曹(一)の際、

一念常在茲　一念常に茲に在り。

無咎示さるる韻に次す　十七日

爲賊爲忠方寸間　賊となり忠となる方寸の間、

人生難駐是朱顏　人生駐め難きは是れ朱顏(三)。

勿將詩劍負初志　詩劍を將つて初志に負むことなかれ、

曾讀詔書雙涙潸　曾て詔書を讀みて雙涙潸たり。

東晉(四)　上

西晉不勝言　西晉は言ふに勝へず、

東晉反可見　東晉反つて見るべし。

(一) 袁は漢の袁紹。曹は魏の曹操。[illegible] 呈せしなり [illegible] 宮中に召され、[illegible]

(四) 十八史 [illegible]

[illegible]

元帝雖不武
導自邦之彦
先主得亮後
君臣耀紀傳
群材集江東
名流百六掾
可以參廟謨
可以任方面
移檄果北征
勢可復畿甸
東吾器已小
諸公空晏安
王敦事僅平

（五）元帝武ならずと雖も、
（六）導は自ら邦の彦たり。
先主（七）亮を得たるの後、
君臣紀傳に耀く。
群材江東に集まり、
名流百（八）六掾。
以て廟謨に參すべく、
以て方面に任ずべし。
（九）檄を移して果して北征し、
勢、畿甸を復すべし、
（一〇）東吾、器已に小、
諸公空しく晏安す。
（一一）王敦の事僅かに平ぐや、

公輔重望謝安在　　公輔の重望、謝[一]安在り。
吳石將才亦大耐　　吳[二]・石の將才亦大いに耐ふ、
渡江來斯時難再」　江を渡りて斯に來る、時再びし難し」
況又苻秦方滿盈　　況や又苻[三]秦方に滿盈、
投鞭斷流期呑併　　鞭を投じて流を斷ち呑併を期す。
蕭墻有寇蔽主明　　蕭墻寇あり主明を蔽ひ、
衆謀不聽發大兵」　衆謀聽かず大兵を發す。」
六十餘年南國壁　　六十餘年南國[四]壁り、
枕戈無復中夜蹴　　戈[五]を枕にして復た中夜蹴ふなし。
諸公何不廢絲竹　　諸公何ぞ絲竹を廢せざる、
乘勝關洛一朝復」　勝に乘ずれば關洛[七]一朝に復せん。」
奕棋漫稱安石優　　奕[八]棋漫りに稱す安石の優、
根本反嘲幼子憂　　根本反つて嘲る幼子[九]の憂。

遂使君臣徒盤遊　遂に君臣をして徒らに盤遊せしめ、
長星勸杯亦風流」（一〇）長星、杯を勸む亦風流。」
噫嘻、（一一）王・何の罪、桀紂より深く、（一二）東山の妓、乃ち（一三）陽九を致す。

要駕策主意　上　（二月二十七日）

諸友皆云ふ。「要駕策は不可」と、百方之れを沮む。余斷然以て可と爲す。子遠金を裝ふや二月十五日に成る、而して念四日に至り、和作始めて能く子遠に代りて奔走す。稽延十日、坐して事機を失す、惜しむべし、惜しむべし。嗚呼、是れ諸友の罪なり。
諸友皆云ふ、「政府人なし。故に駕を要するも益なし」と。余が意は則ち然らず、政府人あらば何ぞ必ずしも駕を要せん、唯だ其れ人なし、ここを以て駕を要す。已に之れを要すと謂ふ、之れを劫逼するなり。是れ一國の大不韙を犯して、天下の大正議を伸ばすなり、縦趨尺歩の士の能く預り知る所に非ず。吾れ試みに之れを言はん。
朝旨は必ずしも言はず、幕謀も必ずしも言はず、吾が公は則ち偉擴の人なり。吾が公

書一箱を開き[illegible]温と往反せる密計なり。乃ち大いに怒つて曰く「小子死すること晩し」と。更に復た哭せず

（九）字は元子。晉、大司馬に至り密かに不臣の志を蓄ふ。北伐して前燕の慕容垂と戦ひ大敗す。よりて帝を廢し、ここに簡文帝を立つ。[illegible]遂に果さずして死す

（一〇）字は幼子。温の弟。兄の没後その任に代り忠を王室に盡す

（一一）字は安石。東山に隱居す。時人云ふ「安石出でずんば蒼生を如何せん」と。四十歳始め

已に尊攘に志あり、凡そ臣子たる者、固より當に承順に之れ暇あらざるべし。今は則ち然らず、公旨を屈して、幕府に媚び朝廷に違ふ。是れ誰れか其の謀に主たる者ぞ。政府の諸君、寧んぞ其の責を免かるることを得んや。向に吾れ堀田を憎み間部を悪みて、以て奸賊と爲し、其の肉を食はざりしを恨む。今は則ち憎悪轉じて政府の諸君に在り。故に要駕の擧、政府從はずんば刀を擧げて之れを誅し、直ちに君公に白して以て晋陽の甲(一)となるべく、以て鬻拳(二)の諫を爲すべし。鎌足の入鹿を誅し、重盛の清盛を諫むる、已むを得ざるの大權(三)なり。唯だ藩士精忠仁厚の士十數名を得、布いて其の黨中に在らしめば、則ち事甚しくは殘忍少恩ならずして以て國體を存すべし。諸友之れを沮む、誠に惜しむべしと爲す。

墨使の言、一々從ふべからず。余已に逐件を辨駁して以て一書(四)を爲る、未だ備はらずと雖も、以て夷情を觀るに足らん。夷情彼れが如し、而も征夷疑はず、諸侯諫めず。或は之れを諫むる者も、徒だ具文を以て責を塞ぐのみ。　天子叡聖、赫然震怒したまひ、明かに征夷に詔す。征夷奉ぜず諸侯遵はず、是れ天地反覆し、陰陽倒置するもの

にして、綱常の絶滅なり。凡そ神州に在る者、豈に傍觀坐視するの時ならんや。然れども英雄の事を謀るや、機を相るを要と爲す。機の方に會する、駕を要するに如くはなし。大原公と大高・平島と深くここに察す、則ち神州の興隆、實に此の一擧に在るなり。吾れ心に試みに之れを策す。大原公以下、公駕を伏見に要せば、先づ說くに京に過らんことを以てす。公已に京に過らば、又說くに京に留まらんことを以てす。因つて正議の公卿と反覆國事を商議し、又草莽の志士を引見して問ふに時務を以てせば、一月を出でずして、四方の士必ず爭ひて京師に集まり、大計定むべきなり。此の時に方り、政府に梗を爲す者あらば、從つて誅戮を加ふ、二三人を殺すに過ぎずして、異議消ゆべし。此の意吾れ實に之れを和作に語る。和作果して能く大原公以下をして一に此の說に歸せしむるや否や。

此の策成るに潰げずんば、啻に吾が藩復た尊攘の望なきのみならず、神州の興隆亦一大機會を失ふなり。而して諸友之れを沮むは、啻に吾が藩の罪人たるのみならず、實に神州の罪人なり。吾れ更に之れを論ぜん。方今　天子聖明、輔くるに青蓮王(五)及び賢

時、[illegible]、劉琨と同じく寢ね、中夜鷄聲を聞き、琨を蹴つて起ち兵千人を率ゐて江を渡る

(六) 管絃

(七) 洛陽、晉の故都

(八) 秦兵至るに方つて謝安平然として碁を圍む。後、捷報至るや方に客と碁す、見畢へて坐側におき喜色なし。[illegible]、客問ふ、曰く「小兒輩已に遂に賊を破る」と

(九) 桓沖の字、沖嘗て苻堅の南侵を憂ひ謝安に獻策す、安聽かず

(一〇) 肥水の大勝後、孝武帝酒を嗜み[illegible]す。長星見ゆ、帝、酒

公卿を以てす。是れ千秋の希遇たり。然れども朝廷亦已に庸鈍無恥の人あり、時に異夷の內應を爲す。是れ天朝亦艱難なり。幕府壞ると雖も、宗親猶ほ尾・水・越・備の賢ありて、天下之れを仰ぐ。是れ幕府と雖も未だ必ずしも正人君士なきにあらざるたり。且つ吾が藩を以て之れを言へば、上已に明君あり、下安んぞ賢佐なからんや。之れを要するに、天下一君子あるも衆小人之れを拘し、一正人あるも衆邪人之れを抑ふ、上は天朝より下は幕府列藩に至るまで、皆然らざるはなし。かくのごときの天下を以て興隆を望み恢復を謀るは、猶ほ河清を待つがごときのみ。ここを以て草莽の崛起に非ずんば、何を以て快を取らん。然れども　聖天子あり、賢諸侯あり、草莽の士何ぞ遽かに自ら取らんや。況や吾が藩の士親しく吾が公の明旨を知る者は、最も草莽是れ從ふべからずとすること固よりなるをや。唯だ其れ草莽の力を假りて、小人を除き邪人を去り、正人君子をして其の所を得しめよ。是れ善く神州に報ゆと爲し、是れ善く吾が藩に酬ゆと爲す。噫、其れ誰れか之れを知らん。

右數條、以て吾が志を觀るに足る。唯だ吾が友和作、實に此の意を領す。大抵兩人

[illegible]（一二）謝安妓を東山に携へて當世のこ[illegible]して鼓かれず、

時を以て之れ
を[illegible]
（三）[illegible]
得ざる權宜の
處置なり
（四）第五巻
二七七頁「書
傳中立つ「讀
讀條件」參照
（五）書後題
註、本卷一八
八頁頭註參照

の意見は政府の諸君を以て國を誤る奸賊と爲し、必ずや之れを誅し之れを戮し、然る後心に慊ると爲す。吾れ君公の明旨に感ずること甚だ深し。若し政府の爲めに籠絡せられ、生を斯の世に偸まば、公に背いて私に徇ふと爲す。公に背いて私に徇ふこと、吾れ萬死すとも能はざるなり、諸友は則ち然らず、俯仰阿諛、政府に順ふを知りて、而も公旨を奉ずるを知らず。是れ諸友は則ち政府の奴隷なり。吾れ若し絶交せずんば、亦公に背いて私に徇ふと爲すなり。和作伏見に死せば則ち已まんも、捕に就きて歸るが如きことあらば、決して政府の誅を免かれざらん。夫れ政府吾が兩人を誅せずんば、吾が兩人必ず政府を誅せん、勢、天地の間に兩立せざるなり。諸友は皆政府の奴隷なり、政府の決を助け、急に吾が兩人を誅せよ。便ち和作の兄子遠は要駕策を以て余と合すと雖も、余未だ嘗て語るに此の義を以てせず、況や彼れ發するに臨みて其の母に忍びず、和作慨然として代りて往けるをや。則ち子遠は吾れ其の罪すべきを見ざるなり。吾れと和作とに至りては、誅せられずんば何を以て天地に立たんや。二月二十七夜、二十一回猛士書す。

要駕策主意　下　（三月十九日）

諸友或は言ふ、「吾が公尊攘の旨、或は已に折くるに似たり、公旨已に折く、臣子何をか爲さん」と。噫、是れ何の言ぞや。古云へらく、「吾が君能はずとする、之れを賊と謂ふ」（一）と。平生の所謂同志、今は乃ち國賊なり。悲しいかな、悲しいかな。吾が公、封を襲ぎてより二十二年、用ふる所の臣僚、賢あり愚あり、忠あり佞あり、刑賞の節目、時に隨つて或は弛張あり。然れども文武勤儉、身に行ひ政に發するものに至りては、始初より今日に至るまで未だ嘗て一日も少しの懈怠あらず。試みに之れを當今の列侯に觀、恭しく之れを本藩の先公に稽ふるに、英卓雄偉、或は其の人あるも、篤信恒あるもの（二）、孰れか吾が公の十の一を望む者あらんや。若し吾が公の如き者をして、之れを異代と他邦とに得しむれば、將に欽仰に之れ暇あらざらんとす。今親しく教育の中に生長して、而も吾が公の德たるを知る能はずんば、何を以て有心の人と爲さんや。況や吾が公尊攘の深衷隱然として言動の徴に發露するもの、草莽に伏在し草

（一）孟子離婁上篇に「難きを君に責むる、之れを恭と謂ひ、善を陳べ邪を閉づる、之れを敬と謂ひ、吾が君能はずとする、之れを賊と謂ふ」と。[illegible]

（二）[illegible]中庸に出づ

積に拘牽せらるる臣等が如き者と雖も猶ほ能く竊かに察して之れを默識することを得るをや、至誠の掩ふべからざる、ここに至れるなり。君を得ること吾が公の如くにして、猶ほ不可と曰はば、人臣終に奉公の時なし。且つ公旨已に折くと云ふもの、其の說果して孰れに出づるか。吾れ曾て聞く、君側政府の方に柄用を得たる者妄りに此の言を造りて士論を抑へ、己が奸を掩へるなりと。嗚呼、柄用者にして一たび公旨の折くるを見ば、何ぞ以て諫めざる。諫めて聽かれずんば、何ぞ之れを去らざる。蓋し曰はん、「諫め且つ去るは、是れ君の過を顯はすなり、如かず己れを屈して君に徇ひ、以て大體を全うせんには」と。古より忠臣の心を用ふる、嘗て是くの如きものあらんや。況や面從後言、以て士論を抑ふ、奸其れ掩ふべけんや。當今君側政府、人々皆是れなり。君公明旨ありと雖も、沮む者千百群を成し、曾て一人の之れが承順を爲すなし。疎遠の小臣、城を仰ぎて號泣し、駕を望みて流涕する者、曾て一言の左右に達するなく、徒らに君公をして髀を拊でて餐に對し、臣僚の才なきを嘆ぜしむ。奸臣の肉を臠して之れを食ふに非ずんば、何を以て臣子の憤を慰めんや。而るに同志の者反つ

一和して之れを倡ふ。吾れ之れを國賊と謂ふ、豈に其れ理に非ずと爲さんや。噫、夫れ今茲の參府は天下の大義と吾が藩の榮辱とに關係す、豈に其れ細故ならんや。而るに官に在りて一人の諫め且つ止むる者なく、下に在りて一人の罪せられ且つ死する者なし。之れを問へば則ち曰く、「公旨已に折く、臣子何をか爲さん」と。然らば則ち要駕の擧、萬濟らざるを知ると雖も、萬爲さざるべからず。堂々たる防長八十萬の衆、獨り一和作ありて深く此の義を知る。彼れ區々たる輕卒にして、志を爲すこと此くの如し。吾れ嘉尙に勝へず、而して奸臣國賊は從つて之れを短る。世道名敎、吾れ深く之れを悲しむ。

強弱由あり、盛衰故あり、國家の事、豈に其れ偶然ならんや。然れども世人知る者あるなし、則ち深計遠慮に疑を有つこと固より宜なり。今人恆に言ふあり、曰く、「吾れ死を避くるに非ず、死するも益なきなり。吾れ諫むる能はざるに非ず、諫めて聽かれざるは、諫めざるに如かざるなり」と。嗚呼、諫も亦難し、況や死をや。一人能く諫むれば十人亦諫め、百人千人亦諫む。諫めて千百に至らば、安んぞ其の一聽なきを

保せんや。一人能く死せば十人亦死し、百人千人亦死す。死して千百に至らば、亦安んぞ其の一益なきを保せんや。且つ朝に諫臣あらば、國故を以て盛んなり、野に死士あらば、軍由つて強なるべし。漸なれば則ち風となり、久しければ則ち俗となる。風俗已に成らば、盛強期すべきなり。且つ神州豈に弱國ならんや、唯だ衰徴あるのみ。ここを以て墨使一たび來るや大言横縱し、幕府畏れて之れを聽き、諸侯懾れて之れに從ふ。豈に是れ有志の士、聽かれずと言ひて諫めず、益なしと言ひて死せざるの時ならんや。要駕策、和作且つ諫め且つ死するの志、吾れ深く之れに與す。衆交〻聽かれず益なきを以て之れを議す、然れども他日觀感して起る者あらば、人始めて其の深計遠慮たるを信ぜん。勤王の議興りてより、吾が藩未だ一人の之れに死する者あらず。今和作果して死せば、所謂奸臣國賊、將に賊名を以て反つて和作に加へんとす。噫、是れ吾れの死時なり。盛衰の由、強弱の故、姑く之れを後日に期すと云ふ。

右三月十九日書す。恭しく吾が公の行程を計ふるに、今夕、駕當に伏見に宿したまふべし。或ひと曰く、「奸臣已に要駕の擧を知る、故に行程を改め、將に伏見に留

まらずして過ぎんとす」と。其の果して何如を知らずと雖も、駕の伏見に過る、要は當に今明日の間に在るべし。吾れ岸獄に坐して終日思念するに　天照、靈あり、先公、神あり、今日の事必ず聞くべきものあらん。若し乃ち寂然として聞くことなくんば、則ち吾れの精誠遂に　天照と先公とを動かすに足らざりしなり。然れども此の擧成敗となく、公駕を動搖すること尠からず。ここを以て深く憂へて切に惧れ、和作發するの明日、余輙ち嚴に酒肉を絶ち菜蔬を減じ、口に言笑を少なくし、目に書史を讀み、以て誠意を積みて一報の聞くことあるを待ちしのみ。初め和作の發するや、交友皆知る者あるなし。佐世八十、偶ゝ之れを漏れ聞く。八十、崎に往く、別れに臨みて之れを岡部子楫に告ぐ。子楫之れを小田村士毅に語り、士毅即ち之れを政府に白す。政府遂に和作を追捕し、其の兒子遠を逮へて之れを揚屋に降す。是れより先き余の獄に降るや、士毅余に代りて村塾を幹し、且つ勤王の事を主張す。然れども士毅の持重、余が粗暴の見と往々異同あり、要駕策に至りて遂に全く枘鑿す。子遠兄弟は見る所素より余と同じ。但だ其の父早く沒し、蠱を幹くするに人な

(一) 幹は善くする、蠱は[illegible]

し、家に父老母あり、故に忠孝を分ちて各〻家國に任ぜんと欲す。因つて謀（はかりごと）余に及ぶ。余、兄往きて弟住（とど）まることを勸め、兄弟之れに從ふ。已にして士毅と諸友と、反復子遠を沮抑し、子遠遲疑す。和作慨然として代りて往かんことを請ひ、子遠之れを許す。已にして子遠も亦揚屋の厄あり、兩（ふた）つながら母の憂を詒（のこ）す。政府の忠孝に報ゆる、亦太だ深しと謂ふべし。且つ和作を追へる者は莊四（二）なり。莊四向（さき）に京に在り、傳輔（三）・和作と大原公を迎へ歸らんことを謀る、事決するの日、密かに邸守に白し、二人を陷れて一已を保せし者なり。政府の賣友を奬する、亦太（はなは）だ榮なりと謂ふべし。八十・子楫、亦皆預め要駕策を知る、初め余の策を是とせしも、終に士毅に與（くみ）す。是非の心、人各〻之れあり、何ぞ必ずしも人の異を強ひて之れを已れに同じうせんや。然れども政府に告發するは、則ち太甚（はなはだしき）に非ずや。莊四は反覆の小人なり、吾れ固より之れを數中に措かざるも、士毅ら三人に至りては君子人なり。君子人にして小人の行を爲すは、吾れ之れを惜むこと小人に過ぐ。又無窮（四）なる者あり、吾れ素より亦君子を以て之れを待つ。和作の去るや、余に託するに赤根武人の事を

（二）田原莊四郎〔關傳〕
（三）伊藤傳之輔〔同傳〕
（四）松浦松洞〔同傳〕

以てす。余之れを無窮に任せしに、無窮受けずして且つ曰く、「和作脱去す、憎むべし、憎むべし」と。此の八字（一）、吾れ骨に銘し髄に徹し、忿恨姑く（しばら）も忘るる能はず。其の後子栫及び福原又四（郎）の書來る。余各〻要駕の事を論じて之れに答ふ。二子皆回音なし。嗚呼、吾が道果して非ならば、諸友の容るる所とならざるも固より當れり。吾が道非ならずんば、吾れ復た諸友を容（ゆる）す能はず。是の兩間唯だ一絶あるのみ。是れ吾れの徒らに自ら慮るに非ず、又和作に答ふる所以の微意なり。獨り子（二）大・無咎・思父は孱弱にして爲すことある能はずと雖も、心に吾が説を是として和作の志を悲しみ、吾れをして絶つに忍びざらしむ。又聞く、思父頗る子達の爲めに周旋すと。亦善く古人の事を行ふと謂ふべし。默然孤坐、意、筆と謀り、文に條理なし、以てこれを野山に藏すと云ふ。

跋

今日の事、和作著々（ちやくちやく）志を得ば、吾れ復た何をか言はん。和作、事に伏見に死せば、則ち吾れ一筆、姦を誅し、再筆、忠を賞し、然る後政府に自首して吾が罪を定めん

（一）[illegible]八字なり

（二）[illegible]

ことを請はん。萬々不幸にして、和作捕に就きて歸るが若きことあらば、政府に自首し、兩人の罪を請はん、亦以て奸賊の膽を破るべし。嗚呼、事豫め覩るべからず、而れども其の決するは近く十日の内に在り。預め三策を畫せるは、事に臨みて驚かざらんことを欲すればなり。十九日夜、二十一回猛士跋す。

胡元　二十一日

胡元滅宋明誅元　胡元、宋を滅せしも、明、元を誅す、
天爲赤縣眷中原　天、赤縣の爲めに中原を眷みる。
中原一姓不再起　中原、一姓再び起たず、
何比神州皇統尊　何ぞ比せん神州皇統の尊。
但爲國風辨夷華　但だ國風、夷華を辨ずるが爲めに、
北胡得志衆憤存　北胡志を得れば衆憤存す。
宋後儒更崇道學　宋後儒更に道學を崇び、

(三) 程朱の

彝倫背爲功利呑　　彝倫背へて功利の爲めに呑まんや。
文山疊山殉節烈　　文山・疊山、節烈に殉じ、
高遯仁山與勿軒　　高遯す、仁山と勿軒と。
許謙吳萊踵其後　　許謙・吳萊其の後を踵ぎ、
不學衡澄承胡恩　　不學の衡・澄、胡恩を承く。
胡恩訖無百年澤　　胡恩訖に百年の澤なく、
忽爲淮右布衣呑　　忽ち淮右の布衣の爲めに呑まる。
天運循環明人喜　　天運循環して明人喜ぶも、
趙廟孰復薦蘋蘩　　趙廟孰れか復た蘋蘩を薦めん。
復讐九世出異姓　　復讐九世異姓より出づ、
程杵故事無人溫　　程・杵の故事人溫ぬるなし。
殷鑒在宋忘前轍　　殷鑒宋に在れども前轍を忘れ、
明朝爲韃開後門　　明朝韃の爲めに後門を開く。

和作に與ふ（三月二十三日）

採助報じて云ふ、「要駕の事折け、足下縛に就き昨夜を以て歸り揚屋に囚せらる」と。悲しいかな、悲しいかな。然りと雖も　天照豈に靈なからんや、先公豈に神なからんや。靈神蓋し謂ふに、吾が誠未だ至らず、姑く吾れに戯むるるに艱難を以てし、吾れを欺くに挫折を以てするか。天下一人の吾れを信ずるものなきも、吾れに於ては毫も心を動かすに足るものなし、獨り　天照・先公の棄つる所となるは、吾れ其れ勝ふべけんや。近ごろ要駕策を著はし、向に令兄の所に往る、同獄想ふに當に一見したるべし。僕是してこれを政府に鳴らし明白に罪を請はんと欲す。其の死生の如き、一に之れを　天照・先公に聽せんのみ。但だ切に賢賢の情を恕り、令兄の放囚を待ち、其の依頼を得て、然る後之れを發するも未だ晩からざらん。足下或は異議あらば審かに回示せられよ。僕將に重ねて私心を陳べんとす。念三日

[illegible]翼の大[illegible]
（六）趙に[illegible]、即ち[illegible]のこと
（七）春秋左傳、隱公三年四月の條に、「苟も明信あれば澗谿沼沚の毛、蘋蘩薀藻の菜、[illegible]鬼神に薦むべく、王公に羞むべし」とあり（第二巻四四四頁參照）
（九）程嬰と杵臼と二人共に謀りて趙氏の孤兒を助く、即ち杵臼は死して孤兒を守り、程嬰は生きてこれを育て、遂に仇を報じて目的を成す。十八史略、春秋戰國、趙の條に見ゆ
（一〇）疑惑。
[illegible]
（一一）天照

和作獄に投ぜらるるを聞き、此の寄あり　念三日

夜來凶夢暗愁深　夜來の凶夢暗愁深し。
果是同人叢棘沈　果して是れ同人叢棘に沈む、
報國精忠十八歳　国に報ゆる精忠十八歳、
賭家貧士二十金　家を賭つ貧士二十金。[一]
浪謀為捕世皆失　浪謀、捕となりて世皆失ふも、
正義不磨吾則欽　正義は磨せず吾れ則ち欽ぶ。
二百年間旺覇氣　二百年間覇氣旺んなり、
勤王好死丈夫心　勤王好んで死す丈夫の心。

又、子遠に寄す　念四日

孤注寧無期一成　孤注[二]寧んぞ一成を期すなからんや、
鐵門叢棘夜當驚　鐵門叢棘、夜まさに驚くべし。

（一）賭博をなすに所有の金を悉く賭け[illegible]

（二）[illegible]

ことめどを、筮して蓍竹に問ひ、うらなひ、もその兆妙きを失ひて吉凶判断に判断なさざるをいひしもの

(四) 有吉熊次郎〔列傳〕

(五) 浩然の氣を養ふこと

溷淸關意愁添恨　溷淸意に關りて愁、恨を添へ、

蓍草失靈兆缺明　(三)蓍草靈を失うて兆、明を缺く。

家國重輕兄弟志　家國の重輕、兄弟の志、

君親恩義死生情　君親の恩義、死生の情。

飜思雨月風花事　飜つて思ふ雨月風花の事、

天地於吾甚不平　天地吾れに於て甚だ平ならず。

子德(四)の書を得、復答に暇あらず、二十言もて書に代ふ　二十七日

國家正氣虛　國家正氣虛しく、

懦夫未能死　懦夫未だ死する能はず。

養浩在讀書　(五)養浩は書を讀むに在り、

讀書更自恥　書を讀めば更に自ら恥づ。

又、子遠兄弟の事を言ふ

彼何輕卒耳　彼れ何ぞ、輕卒のみ。
兄弟孝兼忠　兄弟孝と忠を兼ぬ。
肉食豈無恥　肉食豈に恥づるなけんや、
委蛇退自公　(二)委蛇として公より退く。

子徳に與ふ（三月二十七日）

杉藏兄弟及び傳輔は皆兄知る所の忠孝の人なり、今並に獄に在り、苦患萬狀、已に其の父母の心を慰むるなく、又將に其の家を毀らんとす。恩父深く杉藏母子の心を哀れみ、諸友・政府に周旋すること甚だ力むるも、未だ能く其の患を解くや否やを審かにせず。思ふに(三)先府君は嘗て客屋の兩人たり、兄其の胥徒に必ず相知あらん、幸に一言を爲さば或は益あらん。顧ふに亦友義なり。其の苦患の狀は恩父及び子大・無咎皆能く之れを道ふ。不一。三月念七

[illegible]

和作に與ふ　念七日

(四) 入江杉藏

書を得て上國周旋の狀を審かにす、至慰至慰。此の行諸友皆以て不可と爲せしも、僕獨り謂へらく、諸友の言は利を以てするなり、若し大義を以て之れを斷ぜば、萬往かざるべからざるなりと。而して一人も僕の言を信ずる者なし。令兄(四)に非ずんば孰れか此の義に與(くみ)せん、足下に非ずんば孰れか此の行を決せん。足下兄弟ありて僕の言始めて行はる、僕の欣抃(きんべん)何如と爲さんや。

來書に由りて之れを思ふに、大原・岩倉の兩公自ら任ずること甚だ重く、朝廷既に已に此くの如し、吾れ未だ死諫する能はず、何を以て外諸侯を責めんやと謂(おも)へるが如し。吾が輩豈に恥ぢざるべけんや。谷森外記の平島に答ふる、亦理なしと爲さず。然れども吾が公の羞辱を貽(のこ)す、則ちこれより大なるはなし。吾が輩豈に一言せざるべけんや。況や平島父子・大高・佐倉・松井及び備中の諸人、交〻此の事を議するに、而も吾が藩一人の往きて會する者なきをや。足下兄弟あるに非ずんば、天下其れ長藩を何とか

謂はん。嗚呼、足下年は甫めて十八、兆は則ち輕卒、飄然單身、策を決して東行す、事成らずして歸り囚せらると雖も、天下の人をして長門復た忠義の種子なしと謂ふを得ざらしむ。其の冥々の功、吾れ感激流涕之れ已む能はざるなり。

向に佐世をして吾が言を聽きて東走せしめ、松洞をして令兄に聽きて同行せしめ、三人心を協へて事を謀り、諸友亦幸に棄てられず、隱然として後應を爲さしめば、雨公其は動くべく、而して谷森亦折くべし、諸人の事を議するや、必ず大いに力を得、乃ち大事或は濟すべくして、何ぞ遽かに覆敗のここに至らんや。老成持重、肉食鄙なるは固より論ずるに足らず、而して平生壯强にして事を喜む者、知猶ほここに及ばず、或は時に書來りて僕を嘲る。僕憤懣勝へず、時に復た辨折す。諺に曰く、「愚者と雖ずれば便ち詐りながら愚となる」と、僕の謂なり。

回顧すれば、去年三月　勅諭汗發し天下皆震ふ。僕切に時に後れんことを恐れ、激論抗議して少しも假借せず。而るに一事成るなく、遂に去臘の大晦に至りて時機全く去り、復た追ふべからず。悵恨何ぞ止まん。而して諸〻の心肝なき者、時を待つを以て

悔吝と爲す。知らず時日の去り月の逝くや、酣睡沈醉の人を待たざること。悲しいかな、悲しいかな。

足下の去りし後、僕頗る武人[二]の事を謀りしも亦成らず、事、別紙[三]に具す。赧慚赧慚。但だ是れに由りて子大・無咎・恩父を召し、詳かに足下の行故を談ず。三人初めて驚惑し、相視て泣下る。三人の單弱、能く爲すなしと雖も、時に或は志を語り、以て飽悶を散ずるに足る。嗚呼、平時慷慨自ら許す者は往々皆是れ。而して今皆安くにか在らん、吾れ得て志を語らず。顧ふに單弱三人の如き者を得て、僅かに能く自ら慰むるのみ。豈に悲しみ且つ恥づべきの甚しきに非ずや。

古より議論は易くして事業は難し。去年來、僕等徒らに議論に坐するのみ。其の成るに潰げずと雖も稍や事業に近きものは、獨り大原を迎へんことを謀りしと此の擧とのみ。謀迎の際は傳輔最も勞して足下之れに次ぐ。此の擧の若きは足下一人之れに任ず、尤も其の篤志を見るに足る。僕大筆を拈つて特に二事を紀し、以て足下と傳輔とを不朽にせんと欲す。令兄と僕との若きは例として附書するを得るのみ。今僕は野山に繫

（二）赤根武人。和作の願ひにより武人を上京せしめて和作の應援をなせしめんとするの事—闕佚—

（三）前出一六七頁參照

(四)外家九世榮ゆ。

前手元に與ふ(五)　(三月二十八、九日頃)

藤寅白す。寅は不孝不忠の人なり、野山に繫囚せられ方に賊子奸婦と伍を爲す、何の面目あつて復た當路忠烈の大君子の前に建言せんや。但だ詩に之れあり(六)、「葑を采り菲を采る、下體を以てすること靡れ」と。是れ寅の一言する所以なり。杉藏兄弟忠孝を分任するや、寅實に其の議に預る。弟は寅と同體の人なれば、則ち亦不孝不忠の人なり、政府固より當に重きに從つて罪を議すべきのみ。寅と雖も敢へて苟免せず、況や敢へて之れを辨ぜんや。但だ兄に至りては、千里駸々の志を屈して以て日下孫々の歡を奉ぜんと欲す、寅等の甚だ難しとする所なり、故に稱して孝子と爲す。謹んで惟ふに、政府孝もて一國を治む、幸に曲げて杉藏一人を出して以て其の奉養の志を成さしめ、以て人子の不孝寅等の若き者の防と爲さば、何の幸かこれに過ぎん。或は曰はん、「是れ行府の囚する所、國府出すを得ず」と。嗚呼、繩墨の俗吏安んぞ變通を知

軍門兵を學ばず。[illegible]の條參照

(三) 漢の高宗の皇后呂后と唐の高宗の皇后武后。何れも政を攝して權を弄す

(四) 北條九代をさす

(五) 國相府手元役前田孫右衛門、字は欽之、降山と號す「列傳」第九卷、安政六年三月二十九日付同志某宛書翰は本書に關係あり、參照すべし

(六) 詩經邶風、谷風の篇にあり。葑菲は大根の類、下體はその根、たとへ根に惡しきありとも葉の美なるを捨つるなかれの意

らん、又安んぞ綱常を知らん。今の計たる、宜しく杉藏を放ち、事由を具して急に行府に白し、以て罪を待つべし。明公上に在り、賢相之れを輔く、決して深くは國府を責めざらん。假へ微責ありとも、孝子に過厚にして文法に觸犯するは、汗青の(一)美事に非ずや。(二)麑を放ちて命に違ふは、古倘ほ之れを多とす、況や孝子を放つをや。且つ杉藏は罪なし、行府と雖も必ずや往々之れを放たん、則ち之れを放つは正に行府の意たり。萬一行府放つを以て不可と爲さば、國府固より當に反覆論疏すべし。論疏するも聽かず、或は更に之れを捕へんとせば、杉藏日下に碌々たり、猶ほ笥中の魚を捕ふるがごときのみ、何の難きことか之れあらん。然れども國府をして杉藏の孝を諒せざらしめば、寅何ぞ必ずしも是れを言はん。唯だ寅は座下の君子人たるを知る、故に希かはくするのみ。伏して惟ふ炳亮あらんことを。

(一) 書籍又は歴史として残る立派な事の意

(二) [illegible]秦西巴に命じて持ち歸らしむ。麑の母泣[illegible]秦西巴これを[illegible]度怒りしも、[illegible]の心の仁なる[illegible]

江母の事を紀す　四月朔

(三) 入江杉[illegible]

和作脱走して、事に伏見に趣き、杉藏坐して揚屋に繋がる。余其の母氏の窮頓たるを

慮り、獄吏孫助を遣はして之れを候はしむ。母氏方に紡車に倚り忠臣庫を覽る。孫助に謂つて曰く、「二兒のここに至る、初めは實に驚怛せり。但し田公(四)すら繫がる、況や吾が兒をや。吾れ甚しくは哀しまざるなり」と。和作捕はれ歸るに及び、母氏、杉藏の放囚を期す。而るに國府、斷然放出する能はず。余復た母氏の失望を慮り、彌二(五)を遣はして之れを慰諭せしむ。杉藏・和作の繫がるるや、官、食を給せず、家をして繼ぎて之れを致さしむ。家頗る費用に苦しむ。母氏乃ち彌二に對へて曰く、「高年にして子に別れ、誠に力を失ふと爲す、費も亦支へ難し。然れども杉藏の篤疾に罹るに比せば、猶ほ甚だ勝らずや。ここを以て自ら慰め、且つ二兒の病なきを祈るなり」と。田子之れを聞き、泣下ること雨の如し。曰く、「賢なるかな江母、味あるかな其の言や」と。今當路の君子皆此れを知る能はず、果して能く此れを知らば、豈に杉藏兄弟の囚繫あらんや。杉藏、氏は入江、母は村上氏、時に年五十五なり。

(四) 吉田の田をとりていふ。即ち松陰をさす

(五) 品川彌二郎〔略傳〕

獄外の街に、夜毎謳歌放吟して過ぐる者あり、往々其の何の詞、何の語たるかを審かにし難し。四月二夜初更、余獄燈にて書を觀る。偶〻人あり、菅茶山(一)の楠公の詩を誦し、遠くよりして至る。余、耳を傾けて其の數句を認む、已にして稍や遠く稍や微かに、遂に滅して聞くべからず。未だ久しからずして復た旋り、方孝孺(二)の絶命の詩、及び文山の零丁洋の詩の末二句を誦し、然る後乃ち去れり。聲甚しくは清亮ならずと雖も音吐頗る洪く、輕佻の態少なし、蓋し奇男子なり。嗚呼、學者孰れか文山・孝孺を慕ふを知らざらん、言或は楠公に及べば、田父野老と雖も必ず色を莊にして竦聽す。天良此くの如し、而も世終に人物なし。蓋し愚にして學ぶを知らざると、學ぶと雖も實ならざると、然るを致すのみ。空谷の足音、猶ほ或は喜ぶべし、況や之の詩之の聲、機に觸れて發動するをや。吾れ出でて之れと言はんと欲すれども得べからず。之れを記して人間に傳へ、以て其の人を物色するなり。

又記す　六日

野山獄の建つこと久し、近時三囚あり。一は佐伯傳左衛門と曰ひ、天保丙申六月十二

（一）備後の詩人菅晋帥、字は禮卿、茶山と號す。文政十年歿、年八十。楠公の詩とは「生田に宿す」なる七言の絶句。「千歳恩讐兩つながら存せず、風雲長く為めに忠魂を弔ふ。客窓一夜松籟を聞く、月は暗し楠公墓前の村」

（二）明の人、方孝孺の號。絶命の詩は「[illegible]必ずしも涙潸々たらん、義を取り仁を成す[illegible]の思に在り[illegible]」

[illegible]山と號す。宋[illegible]

二句は「人生古より誰れか死なからん、丹心を留取して汗青を照さん」尚ほ本巻二〇三頁頭註参照

（四） 安政三年

（五） 楠公、千早城にて賊兵に糞をかけしをいふ

日を以て縊死す。一は佐伯兵之助と曰ひ、弘化甲辰四月六日を以て獄を越えて去げ、其の往く所を知らず。一は大深虎之允と曰ひ、丙辰（四）十月十四日を以て官放囚を命ず、獄に在ること五十一年なり。此の三人は事皆甚だ奇なり。余向に獄に在るや、猶ほ大深を知るに及ぶ。大深老健にして、冬月寒夜、單衣危坐し、未だ嘗て絮を襲ねて偃臥せず。常に糞を蓄へて瓿に在り、稍や意に諧はざることあれば、輒ち酌みて人に灑ぐ、臭穢狼藉、坦然として顧みず。獄胥或は之れを詰りて曰く、「士たる者此くの如くなるべけんや」と。乃ち答へて曰く、「汝書を讀まず、安んぞ楠公（五）の事を知らんや」と。余獄に來るに及び、大深已に頗る衰へ、復た糞を灑ぐの事なし。然れども其の狂なるを以て、他囚は齒せず。但だ時々自ら往事を道ふに、言皆倫あり。余猶ほ其の言を記す。曰く、「吾れ初め來りし時、僧大痴猶ほ繫に在り。大痴示さるるに平家物語評判を以てす。書中義經を論ずるも、少帝海に沒するを致せしは名將に非ず」と。七十の狂老、娓々として之れを言ふ、蓋し亦有心の人なるか。傳左は今知るに及ぶ者なし。然れども繫獄を以て未だ足らずと爲し、乃ち能く縊死す、此の人畏るべきなり。兵之

助は今の肝煎新右衛門親しく其の人を知る、越去の夜、又實に當直たり。新右曰く、「兵(之助)曾て海島に流さる。常に云へらく、吾れ若し獄に繫がれなば、必ず能く越去せんと。已にして果して然り」と。然らば則ち其の越去は蓋し夙に定算ありしなり。兵は本と盜なり、其の人言ふに足らざれども、而も此の事傳ふべし。新右又聞く、寛政中、某越獄の事あり、甚だ奇なり。某一日遽かに獄背に謂つて曰く、「祥雲見はれたり、出でて之れを望まんと欲す」と。獄背爲めに鎖を啓く。某直ちに出で、獄背の刀を奪ひて走り、弘法寺に至り、河を濿りて去げんと欲す。河深く又追捕ありて來り逼る、某乃ち寺に入りて自殺すと。又江良江良助なるものあり、手づから紙砲を造り、惡む所の獄背を擊たんと欲す、後亦越去せりと云ふ。今繫がる所の者、非上喜左衞門尤も久しきも、亦十二年のみ。中間、病死四人、誅死一人、是れ奇とするに足らず。嗚呼、吾れ大罪にて繫に在り、已に越獄の才なく、又縊死の勇なし、其の學ぶべきもの唯だ大深の久繫か。今日正に兵の越去の日たり、新右具さに其の事を語る。遂に併せて之れを記す。四月六日

〔一〕卓吾の著。明時代の列傳史書。子集第九卷には松陰の「李氏續藏書抄」を收む。遯國名臣はその卷五、六、七の卷名。
〔二〕李卓吾、名は贄。本卷一〇二頁頭注參照。
〔三〕智者は則ち亂世の國を遯れてその名著はさざれば却つて一家は安全なるも、忠義の者は大義に殉ぜしため親族に累多く及ぶ。
〔四〕明の忠臣、方孝孺、字は希直、寧海の人。宋濂に學び王道を明かにし、恵帝の時翰林侍講・侍講學士となりて大政

續藏書〔一〕の「遯國名臣」を讀む　四月二日

卓老記遯國
貴忠更貴智
智則削名跡
忠則揭大義
名削一家全
義揭十族隊
忠智各有宜
得失誠難議
試自千歲觀
全隊皆往事
獨仰方先生

卓老〔二〕、遯國を記し、
忠を貴び更に智を貴ぶ。
智は則ち名跡を削り、
忠は則ち大義を揭ぐ。
名削りて一家全く、〔三〕
義揭げて十族隊つ。
忠智各〻宜しきあり、
得失誠に議し難し。
試みに千歲より觀れば、
全きも隊つるも皆往事。
獨り仰ぐ、方先生〔四〕、

正氣寒天地　　正氣天地に寒がる。

門人與友生　　門人と友生と、

一世培善類　　一世善類を培ふ。

斯人關氣運　　斯の人氣運に關り、

甚勝與世避　　甚だ世を避くるものより勝る。

和尚傭樵匠　　(一)和尚・傭・樵・匠、

茫乎失名字　　茫乎として名字を失す。

論人先論世　　人を論ずるには先づ世を論じ、

爲談勿容易　　談を爲すには容易にすることなかれ。

今世柔優弊　　今世柔優の弊、

豈明刻薄比　　豈に明の(二)刻薄の比ならんや。

腐儒漫言智　　腐儒漫りに智を言ふも、

實謀自家利　　實に自家の利を謀る。

に與る。建文二年燕王朱棣兵を起し惠帝自焚す。翌年方孝孺執はれて屈せず市に誅せらる。宗族の坐して死する者八百七十三人といふ。

(一) 雪庵和尚、名は叢、其の姓を知らず。傭は河西傭、只上黨の人、樵は東湖樵夫。其は補鍋匠。其に魯の人。以上の四名、巻に遜國名臣に出づるも並びに其の名を失す。

(二) 明初の刻薄の風。建文帝靖難の役に遜するも臣下これに殉ずる者多きを以ていへるなるべし。

永樂三楊徒　　永樂三楊の徒、[三]
大惡言行僞　　大いに言行の僞を惡(にく)む。

　又

爲紓禍十族　　十族に禍(わざはひ)するを紓(ゆる)うせんが爲めに、
自忘名千古　　自ら忘る名の千古なるを。[四]
間關數十年　　間關(かんくわん)たる數十年、
一死豈不愈　　一死豈に愈(まさ)らざらんや。
非是怖死人　　是れ死を怖るるの人に非ず、
用心誠獨苦　　心を用ふること誠に獨り苦し。[五]
草老懇纂錄　　草老懇ろに纂錄し、
乃把綱常補　　乃ち綱常を把りて補ふ。

四月三日、先考[六]二十五回の忌辰なり。謹んで二律を賦す

（三）明の成祖（惠帝に代りて帝位に即きし燕王朱棣）の年號、成祖を永樂帝ともいふ。三楊とは楊榮・楊士奇・楊溥の三人、何れも永樂帝以後四代に仕へて宰相となりし人材なれども惠帝に殉ぜずして成祖に仕へしを非難せるなり

（四）明に於て國を逃れし名臣等が千古の名を自ら捨てしをいふ

（五）ここまで遜國の名臣の心事を述べしなり

（六）養父吉田大助。天保六年四月三日歿、年二十九。第十二卷所載の傳記參照

二十五年流水馳
構堂無狀舊頭兒
狂忠反作邦家梗
非孝終於岸獄宜
難卜墳前瞻拜日
且期泉下奉承時
忌辰偶遇憾何極
未校先文刻碣辭

○

先公於祖八年長
兒壯侵公一歲上
遠祖殉君德久傳
雲孫短命禍何枉

二十五年流水のごとく馳せ、
構堂無狀なり舊頭兒。
狂忠反つて邦家の梗(二)と作り、
非孝終に岸獄に宜し。
卜し難し墳前瞻拜の日、
且つ期す泉下奉承の時。
忌辰偶ゝ遇ひて憾み何ぞ極まらん、
未だ校せず先文刻碣の辭。

先公祖(三)より八年長じ、
兒壯にして公を侵す一歲の上。
遠祖(四)は君に殉じて德久しく傳はり、
雲孫(五)は短命、禍何ぞ枉なる。

繡公浦子共無踪　　繡公・浦子共に踪なく、

北闈南枝空有像　　北闈の南枝空しく像あり。

矗立東山田氏墳　　矗立す東山(七)田氏の墳、

祭因子姪神來饗　　祭、子姪に因る、神來り饗けよ。

續藏書の「靖難・内閣」(八)を讀む　五日

書也可畏哉　　書や畏るべきかな、

巧移吾人心　　巧みに吾人の心を移す。

讀破輙耽溺　　讀破すれば輙ち耽溺す、

故謂之書淫　　故に之れを書淫(九)と謂ふ。

吾讀開國記　　吾れ開國(一〇)の記を讀み、

髀肉悲光陰　　髀肉(一一)光陰を悲しむ。

吾讀建文卷　　吾れ建文(一二)の卷を讀み、

六、上ぼせといはるゝ具内宿禰と□嵩太島
(七)東山　□山、又□國山ともいふ。吉田家の墳墓あり
(八)靖難は卷八の靖難名臣・九の靖難の事、内閣は卷十、十一、十二の内閣諸臣を記す。舊全集第九卷「宇氏書藏書抄」参照
(九)隋書、皇甫謐傳に、「謐、典籍を耽玩し、寢食を忘る、時人之れを書淫と謂ふ」と見ゆ
(一〇)續藏書卷一より卷十に至る、開國の諸臣について述ぶ
(一一)本卷十一□□□上

[illegible]

義烈心誠欽　義烈の心誠に欽す。
靖難内閣臣　(一)靖難・内閣の臣、
永樂荷大任　永樂に大任を荷ふ。
朱氏二百年　(二)朱氏二百年、
王氣四夷臨　王氣四夷に臨む。
明若無燕京　明若し燕京(三)なくんば、
終同趙宋沈　終に趙宋と同じく沈まん。
創業不策勳　創業、勳を策さず、
遜國不抗音　遜國、音を抗げず。
事豈執一論　事豈に一を執りて論ぜんや、
姚楊功德深　(四)姚・楊、功德深し。
斯道原至大　斯の道原と至大、
時措自古今　(五)時措自ら古今あり。

に流して國の大勢の遺業を潰がざりしならば、明は宋と同運命なりしならんとの意。
（四）靖難の功臣姚恭靖と內閣の輔臣楊文貞。
（五）時に從つて宜しき措置。
（六）字は宜事。官は祕書監右衞將軍となり、中書通事舍人を兼ぬ。性木强、才を負ひ氣を使ふ。怨者に惡せられ、獄に投ぜられしも屈せず諫議をつづけ、遂に志をかへずして死を賜ふ。
（七）支那、南北朝時代の南朝。

俯仰無愧處　俯仰愧づる處なし、
只向心中尋　只だ心中に向つて尋ねん。

陳の傅縡(六)、唐の鄭模、金の男子　十日

南朝無可言　(七)南朝言ふべきなし、
况乃陳之季　况や乃ち陳の季をや。
人臣義叵默　人臣義として默し叵く、
獄中猶諫議　獄中猶ほ諫議す。
昏主雖大怒　昏主大いに怒ると雖も、
中心非不愧　中心愧ぢざるに非ず。
改心將赦卿　心を改めて將に卿を赦さんとし、
向獄特遣使　獄に向つて特に使を遣はす。
臣心如臣面　臣が心は臣が面の如し、

面固不可二　面固より二にすべからず。
傳公可畏哉　傳公畏るべきかな、
提身投死地　身を提げて死地に投ず。
唐有鄒讀者　唐に鄒横なる者あり、
哭市獻卅字　市に哭して三十字を獻ず。
代宗雖不用　代宗用ひずと雖も、
召見不卽棄　召見して卽ち棄てず。
金末亦有人　金末亦人あり、
笑兼痛哭淚　笑と痛哭の淚。
巍々承天門　巍々たる承天門、
有司苦詰至　有司苦詰至る。
唐猶屬中葉　唐は猶ほ中葉に屬し、
陳金亡可遲　陳・金は亡遲つべし、

佐久間象山の甥。嘉永六年江戸遊學中より松陰と交る。安政四年、長崎に蘭學研究の爲め赴き歸途同六年四月萩に過り密かに獄中の松陰を訪ふ〔關傳〕

（四）佐久間象山〔關傳〕北山と象山を山に寓していへるなり

（五）禮記曲禮に「五年を以て長ずれは即ち之れ肩隨す」とあり。一歩讓りて兄事するをいふ。

（六）下田踏海の擧をいふ。象山詩を作りて送りし廉により罪に連坐し、信州松代に幽閉せらる

雖則亡可遲　則ち亡遲かるべしと雖も、
上下相通志　上下志を相通ず、
何如至治今　何如せん至治の今、
壅蔽有奸吏　壅蔽、奸吏あり。

（三）北山安世を夢む　十一日

北山倚象山　北山は象山に倚り、（四）
舅甥學素傳　舅甥學素より傳ふ。
象山吾父事　象山には吾れ父事す、
因隨北山肩　因つて北山の肩に隨ふ。（五）
狂悖罪連師　狂悖の罪師に連なり、（六）
分北各天邊　分れ北く各々天邊。
北山獨矗立　北山獨り矗立し、

契濶忽六年　　契濶忽ち六年。
聞說志不磨　　聞くならく志磨せず、
奔走路三千　　奔走す路三千と。
崎嶴西都會　　（一）崎嶴は西の都會、
輻湊百蠻船　　輻湊す百蠻の船。
新聞加發明　　新聞發明を加へ、
舊學更磨研　　舊學更に磨研す。
吾藩時一枉　　吾が藩に時に一たび枉げ、（二）
夢遊獲良緣　　夢遊良緣を獲たり。
心懷交悲喜　　心懷悲喜を交へ、
欲言失後先　　言はんと欲して後先を失ふ。
覺來杳無跡　　覺め來れば杳として跡なく、
感極廢書眠　　感極まつて書を廢して眠る。

（一）長崎
（二）身を枉げて立寄りしをいふ

北山夢尙通　　北山夢尙ほ通ふ、
叢棘舊狂顚　　叢棘の舊狂顚。
象山路阻絕　　象山路阻絕し、
信野情綿々　　信野情綿々たり。

同囚の歌の後に戯書して和作に示す　十二日

昔聞勸學院　　昔聞く勸學院、(三)
雀語詠蒙求　　雀語蒙求を詠ずと。(四)
吾坐野山獄　　吾れ野山の獄に坐し、
同囚同杞憂　　同囚杞憂を同じうす。
滿世無心客　　滿世無心の客、
待時斂戈矛　　時を待つて戈矛を斂む。
養成驕虜讐　　驕虜の讐を養成し、

（三）嵯峨天皇弘仁十二年、藤原冬嗣、私財を以て藤原氏子弟教育のために建てし學校。

（四）勸學院の雀、蒙求を囀るとの諺あり。蒙求は當時最も愛誦せられし本。佛教説話集寶物集の上に「ゐなか山寺に只情く居住して侍りしに、勸學院の雀は蒙求を囀り、七金山の鳥の黄なる翅生ひたるならんやうに云々」と出づ。

忘却神州羞　神州の羞を忘却す。
觀此君驚歎　此れを觀て君驚嘆せん、
無人護神州　人の神州を護るもののなきを。
神州豈無人　神州豈に人なからんや、
一呼立可收　一呼立ちどころに收むべし。
待吾放囚去　吾が放囚し去らるるを待つて、
大事乃可籌　大事乃ち籌るべし。
丈夫患無身　丈夫は身なきを患ふ、
惜命君勿尤　命を惜しむも君尤むることなかれ。

小田村士毅に寄す　十三日

吾雖不容世　吾れ世に容れられずと雖も、
要自狂狷徒　要するに自ら狂狷(一)の徒なり。

(一)狂とは[illegible]の足らざる人。論語子路篇第二十一章及び[illegible]

（一）孔子のこと。論語公治長篇第二十二章に「吾が黨の小子狂簡、斐然として章を成す、之れを裁する所以を知らず」とあり

（三）論語泰伯篇第二十章に「孔子曰く、才難しと、其れ然らずや」とあり

（四）賈誼の屈原を弔ふ詩に「江湖に横はる鱣鯨、固に將に螻蟻に制せられんとす」と見ゆ。ここでは大人物の小人に困しめらるるをいふ。

（五）殷の一族、紂王を諫めて聽かれず、佯り狂となる

（六）隋末の

時無孔夫子　惜才誰裁吾
才難惜才難　忌才如虎貙
鯨鯢困螻蟻　蜂虻捕蜘蛛
痛哉箕子操　陽狂爲之奴
眞哉醉鄕徒　不遇泣窮途
陽狂非眞狂　泣涕愧丈夫
不如經史間

時に孔夫子（一）なし、
才を惜しみて誰れか吾れを裁せん。
（二）才は難く才を惜しむも難し、
才を忌むこと虎貙（三）の如し。
（四）鯨鯢、螻蟻に困しみ、
蜂虻、蜘蛛に捕はる。
痛ましいかな箕子（五）の操、
陽り狂して之れが奴となる。
眞なるかな醉鄕（六）の徒、
不遇窮途に泣く。
陽り狂せんか眞狂に非ず、
泣涕せんか丈夫に愧づ。
如かず經史の間、

生死爲迂儒　生死、迂儒とならんには。

寅、百事瓦解し寸心措き(二)難し、乃ち此くの如く遣り去る。老兄幸に憐みを垂れよ。向に老兄及び保(一)・坂二子に求むるに死を賜ふの事を以てす。今にして之れを思へば、僕亦死を怖れしなり。自ら死する能はずして、翻つて人に我が死を致さんことを求むるは、非情も甚し。人情、死を怖る。人の死を怖るること、更に自ら死するよりも甚し。宜なるかな、老兄・保・坂の明答なかりしこと。僕復た坂・世・岡・浦を罵るに、吾れ及び子遠兄弟を悪みしことを以てす。是れ皆憤懣の餘、深文苛論、今は則ち悔ゆ。然れども憤懣ここに至るは僕の大病なりと雖も、自ら謂へらく、亦狂狷たる所以なりと。諸友、孔門(三)の遺法を以て之れを恕するや否や。諸友若し能く恕せられれば、僕、坦懐相待つ、素より願ふ所なり。老兄願はくは此の意を致せ。寅白す。不一。四月十四日

(四)汪文抄に跋す　十八日

[illegible]（三）[illegible]夫子の道は忠恕のみ」と出[illegible]
（四）[illegible]

古文を以て文壇に名あり。性狷介、毀貶苟も假借せず。歿年六十七

(五) 舊全集第八卷「汪文抄」によれば十六首ほど抄錄す

汪鈍翁續稿五十六卷、內、詩稿八卷、別稿擬明史列傳二十四卷、汪氏族譜、先府君事略各〻一卷、經解三卷、餘十九卷なり。乃ち書序記傳碑文行狀墓表誌銘頌贊題跋祭文襍著、共に一百四十三首なり。余其の中に就きて若干首を抄す(五)。余、文を知らず、又文を好まず、徒だ漫りに之れを抄す、敢へて之れを撰ぶに非ざるなり。其の抄何の爲めにす。其の文を抄するに非ず、乃ち其の事を抄するなり。明末全節の士、多く汪の文に見ゆ、抄すべきの一なり。節烈の婦人、多く汪の文に見ゆ、抄すべきの二なり。鄉里の行德善人、多く汪の文に見ゆ、抄すべきの三なり。此の三等の事に遇へば、余輙ち之れを抄し、復た文格の高下を問はず。間〻此の三等の外に出づるあるものは、人を傭ひて抄し去り、隨つて錯入を致す、未だ沙汰を經ざるのみ。余素より徧く諸家の集を閱して、此の三例を推し、抄錄して篋に藏し、時に出して同志と觀覽せんと欲す。偶〻汪の文を借讀す。汪の文、明暢淳厚、絕えて文家の輕佻猥褻の習なく、又拘儒の苛刻澆薄の風なし。余喜びて先づ之れを抄すること右の如し。

和作に與ふ（四月十九日）

(一)椒山集を讀みし時、頗る華亭の徐相に不滿なりき。(三)藏書を閲するに及び、乃ち華亭の大人物にして、復た椒山の及ぶ所に非ざるを知る。足下方に二書を讀む、故に略ぼ之れを發す。十九日

憤を書す（二首）　四月二十日

雨脚才容丈室中　　雨脚才かに容る丈室の中、
尺書不許故交通　　尺書も許さず故交の通。
諸公尤我何深也　　諸公我れを尤むる何ぞ深きや、
更抉隱幽爲耳聰　　更に隱幽を抉りて耳聰と爲す。

○

堙湖當更一湖開　　(四)湖を堙むれば當に更に一湖開くべし、
陽薄於陰乃發雷　　陽、陰に薄れば乃ち雷を發す。

十歳五洲經略志　十歳五洲經略の志、
時衝丈室爾無猜　時に丈室を衝くも爾猜むことなかれ。

事を書して北山兄に寄せ、兼ねて思父に示す（二首　二十一日）

俊傑古今難輩出　俊傑古今輩出し難し、
相知相遇容相失　相知り相遇ふも相失ふべし。
愛汝仙才會兩心　愛す汝が仙才兩心に會するを、
施來縮地長房術　施し來る縮地長房の術。

（

三尺假令尤我狂　三尺假令我が狂を尤むるも、
寧逢同志祕心腸　寧んぞ同志に逢ひて心腸を祕せんや。
當今天下非常勢　當今天下非常の勢、
持論何須拘故常　持論何ぞ須ひん故常に拘るを。

（五）北山安世。
（六）品川彌二郎。
（七）神仙傳（晉の葛洪の撰）に「費長房、壺公に遇ふや、神術あり、能く地脈を縮め、千里を堅つて目前に在り」と。即ち仙術をいふ。松陰十九日頃夜中品川の周旋にこ遂に北山と面會す。第九卷、安政六年四月十七日附品川宛書簡參照。
（八）三尺法の略。昔は三尺の竹簡に刑法を書せし故、刑法を又三尺法ともいふ。

重ねて北山君を夢む　二十一日

昨夜燈花結　昨夜燈花結び、
今宵果夢君　今宵果して君を夢む。
君自脫羈馽　君は自ら羈を脫するの馽、
馳突超千群　馳突して千群に超ゆ。
吾爲流俗厭　吾れ流俗の爲めに厭せられ、
有若負山蚊　（一）山を負ふ蚊の若きあり。
默然韜素志　默然として素志を韜むも、
向君又云々　君に向つて又云々す。
羨君五洲略　羨ましいかな君が五洲の略、
魯晉修其文　（二）魯晉、其の文を修む。
睥睨墨拂虜　睥睨す（三）墨拂の虜、

（一）荘子、秋水篇に「是れ猶ほ蚊をして山を負はしめ、商蚷をして河を馳せしむるがごとし。必ず任に勝へず」と
（二）魯國と晉國
（三）[illegible]

皇張神武軍　皇張す神武の軍。
願思無極德　願はくは無極の德を思ひ、
往建非常勳　往いて非常の勳(いさを)を建てよ。
此夢若非妄　此の夢若し妄に非ずんば、
吾死猶欣々　吾れ死するも猶ほ欣々たり。

子遠(四)・和作に與ふ　念三日

人已に過あらば、吾れ從つて之れを尤(とが)む、過ちて則ち之れを悔いば、吾れ從つて之れを喜ぶ。是れ君子の心なり。既に其の苙(をり)(五)に入れ、又從つて之れを招(つな)ぐは、是れ放豚を追ふの道にして、故舊を待つの法に非ざるなり。八十の言此くの如し、其の悔改に勇なること、殆ど亦爲すある者なり。吾れ深く之れを喜ぶ。足下兄弟以て如何と爲す。急々回答せよ。

(四) 四月十二日、長崎遊學中の佐世八十郎より松陰に要駕策漏洩の罪を謝し來る。（舊全集第六卷第七二七頁、四月十二日附佐世より松陰宛書簡參照）松陰この文と「八十に寄する詞」をその裏に朱書して入江兄弟に示す。

(五) 孟子盡心下篇第二十六章に出づ。第ニ卷四七八頁參照。既往の罪を責むるに過嚴なるをいふ。

八十に寄する詞（一）　念三日

事之成壊　事の成壊は、
有数自天　数あり天に自ふ、
豈是人力　豈に是れ人力ならんや、
乃危乃顚　乃ち危く乃ち顚へる。
禍福相仍　禍福相仍り、
吉凶迭遷　吉凶迭に遷る。
人言事去　人は言ふ事去ると（二）、
去兮言旋　去りて言に旋る。
嗟汝君子　嗟、汝は君子、
庶其慎旃　庶はくは其れ旃れを慎め。
知過詢難　過を知るは詢に難し、
斯仲由賢　斯れ仲由の賢なり。

（跋）

此の詞、叙引なかるべからざるも、吾が行方に迫り[四]、束装多冗、及ぶ能はざるなり。向に一書あり[五]、子遠兄弟に往る、想ふに當に轉示せるべし。此の詞と併讀するを可と爲す。己未五月仲六、二十一回猛士。

范滂[六]、子を顧みるの語を釋す　二十四日　子遠に贈る

汝をして惡を爲さしめんか、惡は爲すべからず。汝をして善を爲さしめんか、我れは惡を爲さず。

釋して云はく、吾れ善を爲して罪を獲たり、故に我れ汝をして惡を爲さしめんと欲す。然れども天道人心、惡は固より爲すべからず。天道人心則ち然り、故に我れ汝をして善を爲さしめんと欲す。但だ善を爲さば宜しく福を蒙るべし、而るに我れ未だ曾て惡を爲さざるに、其の罪を獲たること此くの如し。我れ遂に汝を誨ふる所以を知らざるなり。古文簡潔不了、殊に冗蔓の語なし、須らく迫切の態、深婉の情を

(四) 松陰の東送。安政六年五月十四日、午後、兄梅太郎より東送の命下りしことを聞く。この跋文は八十に贈られし眞蹟により補ふ。
(五) 前頁頭註に記せし入江・野村宛書をさす
(六) 後漢の范滂、字は孟博。建寧二年黨錮の亂起り、清節の士多く投獄せらるるに及び彼れ亦捕へらる。曰く「滂死すれば則ち禍塞がる、何ぞ敢へて罪を以て君を累はし、又老母をして流離せしめんや」と。訣るゝに臨み

[illegible]に謂つて曰く「汝をして云云」と。行路これを聞き、流涕せざるはなし

[illegible]

存得するを要すべし。

此の語憤怨滿腹、却つて亦深婉、聞く者安んぞ流涕せざるを得んや。夫れ擧世渾濁、清士姤まる、小人志を得、君子死を獲、故に我れ汝をして惡を爲さしめんと欲す。然れども天道人心は、昭々明々たり、惡決して爲すべからず。天道は善を福けて淫に禍し、人心は正を樂びて邪を惡む、故に我れ汝をして善を爲さしめんと欲す。然れども天道は諶とし難く、人心は常なし。吾れの正を守り善を行ふ、猶ほ此の禍に罹る。然らば則ち吾れ遂に汝に誨ふる所以を知らざるなりと。嗚呼、范滂の死は實に節甫(一)ら數小人の構ふる所にして、天子太后の知る所に非ず、其の憤怨何如ぞや。眞に死して而も瞑せず、寧んぞ其の子の志を繼ぐに待つことなからんや。然れども慈母(二)の訣語亦何ぞ其れ哀痛なるや。涙なきも涙多きより哀し、哭せざるも痛哭するより慘し。「死すとも亦何ぞ憾みん」と。憾々極まることとなし。其の子已に忠死し、其の孫復たこれを繼がば、其の母を如何せん。父忠臣たり、子姦臣たらば、又其の君を如何せん。善を爲さば罪あり、惡を爲さば功あり、君在し母在す、滂たる者、何を以て其の子を誨へん。

憤怨の心、深婉の詞、啻に當時の聞く者をして流涕せしむるのみならず、復た萬世の讀者をして泣を飮ましむ。

象山先生に與ふる書　二十五日

矩方謹んで再拜して白す。奉別六年、世事百變す。丈室、身は囚せらるるも、千里、志は存す。遙かに欽ひ遠く慕ふ、鄙懷何ぞ止まん。去年勅諭の發せらるるや、郷友同志の者往々京に上り、輙ち梁翁星巖に過りて盛事を傳聞し、亦竊かに愚悃を致す。ここに於て先生報國の志益〻殷なるの狀を審かにするを得たり。圖らずも梁翁物故して京畿に主人なく、加ふるに臘月の季を以て廷議曲げて幕奏に從ふ。大事既に去り、而も先生の音耗益〻聞くべからず。矩方復た此の時を以て再び藩獄に投ぜらる、悵恨涯なし。

嗚呼、一介の黑使、詭辯縱橫、征夷（府）國を擧げて之れを聽き、諸侯之れに敢へて違ふなし。九重軫念したまへども、而も萬方觀望す。天照其れ靈なからんや、太陽

（三）安政五年三月二十日、堀田正睦を召して下し給ひし日米通商條約再議の勅諭
（四）梁川星巖〔關傳〕
（五）象山、屢〻建策を梁川に送りて國家を救濟せんとす
（六）安政五年大晦日、朝廷、幕府の老中間部詮勝を召して鎖港猶豫の勅を賜へるをさす

其れ明なからんや。壬寅而還六七年間、外は交々來るの四夷あれども、而も内に海を出づるの寸板なし。鎖國改むと雖も徒らに已むなきに迫られ、雄略未だ建たずして猶ほ故常に拘る。幕議此くの如し、諸侯の謀知るべきのみ。然らば則ち神州其れ已んぬるかな。

夫れ時務を知るを俊傑と爲す。俊傑は得難く、時務、精にし難し。世に孔子なくんば孰れか狂簡を裁せん。世に漢高なくんば孰れか將に將として傑を用ひん。猶ほ幸に時務を知ること先生の如き者あり。先生の如きは當今の俊傑なり、趨きて坐下に就き、竊かに開發を求めんと欲すれども、兩地隔絶し各々網羅に係る。生きて此の世に在るも、何をか樂しみ孰れにか賴らん。先生願はくは憐みを垂れよ。

高杉生、僕より少きこと十年、學問未だ充たず經歷亦淺し、然れども強質精識、凡倫に卓越す。常に僕を視て師の如くし、而して僕亦之れを重んじて兄と爲す。頃ろ江戸に遊學し、將に藩允を乞ひて徧く東北を究めんと欲す。想ふに必ず先生を以て歸と爲さん。先生若し未だ僕を棄てられずんば、願はくは僕に語るものを以て此の生に語ら

れよ。啻に此の生の欣幸のみならず、實に矩方の欣幸何を以てかこれに尙へん。
矩方亦已に立年(四)、復た昔日の少年に非ず。而れども粗狂日に益し、俗吏と交はれば則ち俗吏と觸れ、志士と交はれば則ち志士と觸る。茫々たる八洲、丈軀措くところなく、驅りてこれを岸獄に納る。身は繋ぐべきも、狂は繋ぐべからず、觸忤の人に於ける、加はることあるも減ずることなし。切に恐る、一朝獄死せば遂に丈夫の死處に非ず。時務を知る者に非ずんば、孰れか能く此れに與せん。伏して願はくは先生教を垂れよ。

幕府諸侯、何れの處をか恃むべき。

神州の恢復、何れの處より手を下さん。

丈夫の死所、何れの處か最も當れる。

右三項、此の生(五)に示すに微言を以てせられんことを、僕の至願なり。僕今世に益なく、死するに所なし、進退維れ谷まる。幸はくは之れが道を進められよ。

安富君儀に寄す　二十六日

己未文稿

（四）三十歳。論語より三十而立。

（五）高杉晋作をさす。

淫雨腥風晝晦然　淫雨腥風、晝晦然、
蜓蝘得志攪田淵　蜓蝘志を得て田淵を攪す。
亢龍豈是池中物　亢龍豈に是れ池中の物ならんや、
好躡波濤飛上天　好し波濤を躡つて飛んで天に上らん。

「業圖三字經[一]に擬す」に跋す　（四月二十八日）

家叔[二]開子若先生嘗て二郡を歴宰し、已に入りて郡務を都管す。其の家を治するや儉、其の民を教ふるや懇、當世の名官其の比あるなし。寅、偶〻明の徐九經[三]の傳を讀むに、大いに家叔の爲す所に類せり。家叔乃ち今世無比と雖も、古人已に其の心を獲たる者あり。因つて私意を以て其の業圖三字經なるものに擬し、以て家叔に呈す。嗚呼、家叔の家國に於ける、其の道天性に原づき、加ふるに講學の素あるを以てす、何ぞ此の區々たる一圖經を取らんや。然れども家叔今年五十、方に徐公力を宣べしの日たり。今より歴遷、治行益〻隆んに、民心益〻服せん。德あれば必ず壽あり、後來政化し、

（一）「業圖三[illegible]
（二）[illegible]
（三）[illegible]何容の令となり、[illegible]

山居二十年、行年八九十も亦致し難きに非ざるなり。則ち此の圖敢へて規を獻ずるに非ず、乃ち竊かに奉祝するなり。己未四月念八

和作・思父に與ふ　（四月二十八日）

當今の世、蹇然（けんぜん）として國に當り、尊攘を以て言を爲す者は、愚に非ずんば則ち僞のみ。果して能く智あり僞ならずんば、唯だ當（まさ）に生靈を愛護して以て一方を保全すべし、乃ち得ん。若し乃ち深遠に謀慮し眞實に尊攘するの人は、復た愛護を以て心に存し、保全を以て事と爲せ、乃ち得ん。然らば則ち此の二等の人、皆力を康濟錄（四）より得ん。全部六本、ここを以て二生に借し示す、二生其れ之れを一讀せよ。念八

北山安世に與ふ　（四月某日）

暗夜人を刺す、參老（五）の深計、欻忽（くつこつ）として二百年の至治を成し、遂に復た三千年神國再興すべからざるの勢を釀（かも）す。足下素より智を以て自ら任じ、僕は則ち愚を以て自ら喜

（四）欽定康濟錄。清の陸曾禹集むる所、倪國璉其の大要を節して四巻と爲し、乾隆四年十月これを奏進す。高宗爲めに刪潤を加へ命名して康濟錄と日ふ。

（五）三河の老人の長か、德川家康の統一覇業の計謀の深刻なるをいひしならん

ぶ。今乃ち智愚兩つながら參老の遺圖の困しむる所となる、豈に浩歎に非ずや。非常の人は當に非常の事を行ふべし、區々の論、豈に磊落の才を屈すべけんや。今時一國一家の休戚隆替は固より言ふに足らざるも、繩々綿々たる三千年の皇統、宇内に獨立する帝制の神國、一朝にして將に犬羊腥羶に束縛羈管せられんとす。是れ安んぞ坐視すべけんや。今、高き者は達觀齊物の見を主として一視同仁の說を立て、下き者は時勢を觀ると曰はずんば則ち德力を度ると曰ふ。孔子曰く、「才難し」とは蓋し亦是れが爲めに歎ぜるなり。足下の智、僕の愚、固より尋常を以て自ら處らず、故に試みに之れを一言せん。足下愼んで常人の爲めに言ふことなかれ。抑〻僕曾て支那の書を讀むに、陳平・周勃は呂氏に阿順して遂に漢祚を復し、狄仁傑・張柬之は深謀相承け遂に武氏を斃す。三楊の諸人は建文に死せずして永樂の治を佐く。彼れ皆漢・唐と明とあるを知りて、兩惠・中宗あるを知らず、故に兩惠・中宗に忠ならずと雖も、漢・唐と明とに功なくんばあらず。是れ其れ以て智と爲すべし。譙周、蜀に勸めて魏に降らしめ、馮道、五代に貴顯せるが若きに至りては、已に舊國を存する能はず、又新治を

聞く能はず、何ぞ智と爲すに足らんや。最も惜むべき所の者は耶律楚材(六)なり、遼の同姓にして而も蒙古に事(七)へしに、史氏謂(八)へらく、其れ民命を一時に救ふと。趙復(九)は宋の同姓にして亦蒙古に事へしに、論者謂へらく、其れ北方の道學是れに由りて興ると。是れ智者の過なり。然れども支那は自ら一種の議論あり、專ら生民道統を以て重しと爲し、君と社稷とを輕しと爲す。故に(一〇)湯武は放伐して而も聖、(一一)微箕は國を去りて而も仁なり。ここを以て其の國遂に千年の天子なく、(一二)五十年中或は八姓の國家あり、神州の萬葉一統なると年を同じうして語るべけんや。然れども神州の人好んで支那の書を讀み、或はこれを擇ぶを知らず。今四海交通して勢比隣の如く、邦民或は出でて夷の用を爲す者あり、幸に其の害未だ士流に入らざるは、其の實雄才大略、上に其の人なきも、所謂暗夜に人を刺すの故智、以て其の然るを致すのみ。是れ一得一失、未だ較論し易からず、而して奇傑を屈抑してこれを胡越に驅るは、未だ必ずしも慮なくんばあらず、故に僕獨り之れを言ふ。(一三)愚者の千慮、試みに智者の爲めに之れを陳ず。智者亦以て一得と爲すや否や。

[illegible]より、後主、權臣と叢を議せしも決せず、[illegible]遂にそれに從[illegible]

(七) 第三巻九五頁參照

(八) 元朝創[illegible]東丹王突欲八[illegible]の代より金國に仕へ、彼も亦その官に在り[illegible]年蒙古軍襲來[illegible]となり後元の財政を確立し[illegible]

（九）宋末元初の儒者、字 [illegible]
（一〇）殷の湯王、周の武 [illegible]
（一一）微子 [illegible] 巻二五二頁参照
（一二）五代の時代のこと [illegible]
（一三）[illegible]「聖人 [illegible]「[illegible]あり」と出づ [illegible]

船越清蔵に寄す[一]　詩成るも、故ありて寄せず（五月以前）

南陽未出草廬時　南陽[二]未だ草廬を出でざるの時、
入洛貫彪不必非　洛に入るの貫彪(かんぴう)[三]必ずしも非ならず。
不然高斂踪跡去　然らずんば高く踪跡を斂(おさ)めて去らん、
德公仲淹世知稀　德公[四]・仲淹[五]、世知ること稀なり。
先生歸臥意如奈　先生帰臥す意如奈(いかん)、
琵琶湖上舊釣磯　琵琶湖上[六]旧釣磯(てうき)。

知己難言（五月二日）

知己言ひ難し、眞誠(まこと)に泣(なんだ)すべし。子遠[七]、獄に投ぜられ、以て母の憂を慰むるなく、獨り自ら痛念す。而して諸友村士毅[八]の如き、世八十[九]の如き、其の談笑して獄に坐せんことを望み、號泣して天を呼び、趨(はし)りて膝下に就かんと欲するの至情を諒せず。是れ安

んぞ知己と謂ふべけんや。然れども士毅・八十の知る所は前日の子遠にして、特に今日の子遠に非ざるのみ、之れを全く知らずと謂ふも亦不可なし。余の知る所と雖も、初め亦但だ二子の知る所の如きのみ。子遠の自ら陳ぶるを見るに及び、乃ち其の心を知る、則ち之れを知ること亦晩し。和作の子遠に代りて往くや、子遠、和作を停めず、和作、子遠を顧みず、忠孝分任、余固より預め之れを知る。然れども余猶ほ子遠の隠和作の爲めに力めんことを望む、而るに子遠反つて余の隠々已が爲めに力めんことを望む。而して余の是の時子遠の爲めに力むるは極めて懼ばざる所にして、而して子遠の和作の爲めに力むるも亦斷じて能はざる所なり、是れ迭に之れを失へり。子遠獄に投ぜらるるに及び、余豈に子遠の痛みを知らざらんや。謂へらく、男子是の極に至る、如何ともすべきなし、但だ遇に安んじ天を樂しむの一路あるのみと。而るに子遠吾が言を悦ばず。謂へらく、孝子ここに至る、恥辱顧みず、誹譏厭はず、人之れを怯懦と謂はば怯懦可なり、人之れを狼狽と謂はば狼狽可なり、一たび母の憂を慰めば、萬事歇むべしと。嗚呼、子遠向に此の心あり、故に和作を停めず、和作を停め

れい出獄、近江の大津に僑寓して寺子屋師匠をせしことあり、安政六年二月初旬萩に来り、一回帰郷して再び来萩す。第五巻四三六頁参照「関係」この書第九巻安政六年解題宛書簡を参照すべし

（一）南陽は地名。出師表に曰く、「臣本と布衣、躬づから南陽に耕す」と。諸葛亮の未だ隠耕中をいふ。

（二）漢の定陵の人、字は偉節。黨錮の禍起るや、曰く「吾れ西行せずんば大禍解けず」と、乃ち洛陽に入りて竇武を説きて帝に曰し、

ざりしは以て此の志を知るべし。余ここに於て始めて愧服せり。

之れを久しうして、余が論尊攘の事に及ぶ。子遠則ち曰く、「吾れ復た此の志なし、又公の爲めに謀るべからず」と。余從つて之れを尤むれば、子遠從つて之れを辯ず。吾れ徐ろに之れを思ふに、人は唯だ一心のみ、寧んぞ兩志あらんや。大忠大孝は全力を用ふるに非ずんば不可なり。乃ち其の此の志なきは則ち然り。道同じからざれば、相爲めに謀らず。忠孝は事異れども、道豈に二あらんや。吾が最も欽ふ所、殷の微・箕は相爲めに謀りて去留を決し、晉の程嬰・杵臼は相爲めに謀りて生死を分つ。唐の鄭崇質、母老い同寮狄仁傑之れに代りて絶域に使す。宋の胡澹菴の封事は、或は言ふ、范公濟の筆に出づ、范の母老いたるを以て、胡乃ち代りて上ると。明の遜國の忠臣、死に臨みて書を裁し、解縉に託するに後事を以てせる者あり、其の名は則ち吾れ之れを忘れたり。是れ明かに解縉死せずして、必ず燕王の爲めに大いに用ひられんことを知りて、啻に絶たざるのみならず、又從つて事を託せしなり。古の相知なる者は生も慊するに足らず、死も誇るに足らず、志に從つて道を盡し、同異に拘らず。其の相謀

[illegible]の率ゐる躊躇の軍、江を渡りて南京[illegible]其の家に[illegible]稀等に別れ、[illegible]に應天府學に入り縊死す
四[illegible]
[illegible]風俗な

りや、其の竄安くに在りや。後來の事は已れすら未だ信ぜず、人何ぞ知るを得ん。且く往事に就いて之れを論ぜんに、亡耶・入海以來、近日勤王の諸策に至るまで、過激なりと雖も、過憤なりと雖も、吾れの心赤、一毫も吾が公に負かず。而るに諸友乃ち此の言あり、吾れ豈に泣せざるを得んや。今世自ら以て諒と爲し、自ら以て君國を顧ふと爲すもの、其の人の心を存し事に任ずること、能く吾れに一等を加へなば、吾れ固より甘心して其の詆を受けん、國の爲め千萬慶幸なり。而れども徐ろに其の人の心事を觀るに、曾て余の半ばにも當る能はず。是れ我が夸言に非ざるなり。余をして屏息して氣を收め、身を顧ひ家を思ひ、稍や常人に類せしむれば、父母之れを悅び、鄉黨之れを愛し、獄必ずしも赴かず、詆必ずしも萃まらざらん、吾れ豈に之れを知らざらんや、顧ふに獨り此れを以て彼れに易ふるに忍びざるのみ、吾れ我が公の恩侔に遇はずとも、亦決して是くの如くする能はざるなり。

傳へ聞く、前日某氏の別筵に一老生侍りて醉態を作し、抗然として座客を品題して曰く、「某は十萬石の侯なり、某は十五萬石の侯なり」と。各々低昂ありて、頭より尾

に至り、最後に一寅次の名を拈出して曰く、「是れ三千石に過ぐべからず、過ぐれば則ち叛かん」と。嗚呼、一老生及び其の主と其の賓と皆余が平生の所謂知己なり、老生醉語し、主賓醉聽す、何ぞ道理あらん。然れども里諺に言はずや、上戸の本性、醉中醒あり、醒中醉ありと。醉語して醒聽し、醒語して醉聽す、醉へるもの屈か(一)、醒めたるもの劉か(二)。噫、人情の變幻、其れ誰れか之れを究めん。

近ごろ一事あり。北山生の來るや、予曰く、「公、吾れの獄に下りし所以を知れりや」。曰く、「之れを桂に聞けり」(三)。「桂の言は如何」。曰く、「公、京紳一位を迎へて義兵を舉げんことを謀らんと欲せしに非ずや。兵は今未だ舉げ易からず、宜なるかな政府の公を捕へしや」と。余驚きて曰く、「桂の言審して此くの如きか。吾が對策は公已に之れを見る、吾が論は公當に知るべし。吾れの獄に下りしは則ち由あり」と。因つて(四)兩紀事を取りて之れを示したり。ここに於て諸友譁然として曰く、「義卿は國恥を顧みず、以て己が直を衒ふ」と。嗚呼、誣ひられて己が曲を受け、謗を天下に取るは、豈に義卿の好む所ならんや。況や六年の舊交、百里の來問、已に嚴典を破り、交〻心

(一) 楚の屈原、人皆醉ひ、吾れ獨り醒めたりと稱して遂に入水すと。
(二) 晉代の醉客の劉伶、最も酒を好み、酒德頌の作あり。其常、醉中にあり。
(三) 桂小五郎
(四) 對問紀事・投獄紀事。何れも第五卷戊午幽室文稿にあり

事を陳ぶ、下獄の由、豈に黙するに忍ぶ所ならんや。且つ尊攘は天下の大事なり、吾が輩の得失は一世自ら公論あり、これを一國に黙するは遂に道理に非ず。藩士の習、動もすれば形跡を存し、嚴に内外を分つ。是れ藩士の天下の士たる能はざる所以、又力を天下の士に得る能はざる所以なり。規模の偏小、吾れ正に之れを悲しめば反つて以て吾れを謗る。吾れ此の數者を以て、示すに兩紀事を以てせり。諸友の咎めらるる、專ら國患を醸むの禍を以てせば、則ち吾れ猶ほ甘んじて其の詆を受けん。而して或ひと謂へらく、「一事或は行府に聞えば、禍且つ測られず」と。吾れ其の心を探るに、行府に阿らんと欲すれば、則ち義卿を曲とせざるを得ざるなり。義卿曲にして政府直ならば、其れ吾が公を如何せん。吾が公、旨あり、囚臣感激す。政府、上は公旨を挫き、下は囚臣の志を抑ふ。此の事天下に昭明するも、猶ほ桂の言の公に背き私に阿るに勝らずや。然れども是れ等の議論、諸友陰かに計りて一言も我れに及ばず、我れも一言諸友に答へず、家兄と恩父（一）と、余の爲めに道ふこと此くの如し。余故に眞に哀しみ誠に激して曰く、「國已に亡びん、悲し」と。嗚呼、吾れら二人雨鐵に相泣き、他人は其の後

に漠然たるのみ。

然りと雖も、君子は當に道を知るべし。子遠の孝は母に孝するなり。義卿の忠は君に忠するなり、君に忠し母に孝す、豈に他人の預り知る所ならんや。他人預らず、故に背へて援けず。他人知らず、故に從つて之れを擠す。嗟、我れら吾が誠を積みて已まずんば、當に君と母と一たび之れを知るの時あるべし。苟も一たび君と母とに知られなば、其の他は言ふに足らざるなり。五月二日

和作に復す　四日

人は唯だ眞なれ。眞、愛すべく敬すべし。佐世の言を洩らすは眞なり、其の過を悔ゆるは最も眞なり。和作の適に就くは眞なり、其の怖い難きも亦眞なり。吾れ故に曰く、「唯だ眞、愛すべく、唯だ眞、敬すべし。總べて滿世の人の僞なるに似ざれ」と。若し更に力を得んと欲せば、昔賢一語あり、曰く、「昔過を思ふなかれ、第だ尋業を勉めよ」と。其れ是れなるか。

子遠に寄す　五月四日

午睡未醒時　　午睡未だ醒めざるの時、
忽獲同人書　　忽ち獲たり同人の書。
曰爲蠹魚忙　　曰く蠹魚の爲めに忙しく、
遂使鴻鯉疎　　遂に鴻鯉をして疎ならしむと。
噫吾摧折後　　噫、吾れ摧折しての後、
豪氣一朝除　　豪氣一朝にして除る。
非病又非老　　病に非ず又老にも非ず、
學荒詩思虛　　學荒び詩思虛し。
乃知致遠志　　乃ち知る致遠の志、
於君百不如　　君に於て百も如かず。
君猶不相棄　　君猶ほ相棄てずんば、

（一）[illegible]
（二）[illegible]
（三）遠きな[illegible]

啓發時起予　　啓發、時に予を起せ。

小田村米坊（四）の建幟を賀す

狂見世不容　　狂見世に容れられず、

收繫眞叢棘　　收繫せられて叢棘に眞かる。

叢棘未慊人　　叢棘未だ人を慊らせず、

仇視加沮抑　　仇視して沮抑を加ふ。

乃翁獨多愛　　（五）乃翁獨り愛多し、

舊婚舊相識　　舊婚、舊相識。

百千費苦心　　百千苦心を費し、

分毫無德色　　分毫も德の色なし。

世態雖易移　　世態移り易しと雖も、

天道元不忒　　（六）天道もと忒はず。

（四）小田村伊之助の次男久米次郎。即ち松陰の甥なり。後に久坂玄瑞の養子となりしも故ありて復歸す。明治二十九年、臺灣に於て戰死、年二十九。建幟は初節句のこと

（五）久米次郎の父小田村伊之助をいふ

（六）詩經大雅、抑の篇に「昊天忒はず」とあり

疾於影與響　影と響とよりも疾く、

重慶報果德　重慶果德に報ゆ。

汝兄截蒲辰　汝が兄截蒲の辰、（一）

吾方繋徽纆　吾れ方に徽纆に繋がる。（二）

徽纆今再繋　徽纆今再び繋がれ、

聞汝新幟植　聞く汝が新幟の植つを。

禍福各有由　禍福各〻由るあり、

此事非徒得　此の事徒らに得るに非ず。

豈比貧富殊　豈に比せんや貧富殊なり、

但家分南北　但家南北を分つに。（三）

願翁推我愛　願はくは翁我が愛を推して、

俊秀及闔國　俊秀闔國に及べ。

而汝兄弟者　而して汝兄弟の者、

又不失世職　　又世職を失はざれ。

然後村氏慶　　然る後村氏（そんし）の慶（よろこび）、

子孫千萬億　　子孫千萬億なり。

端午

寒食悲介推　　（五）寒食介推を悲しみ、

端午屈平憐　　（六）端午屈平を憐れむ。

介推雖死矣　　介推死せりと雖も、

翼龍已升天　　翼龍（よくりよう）已に天に升（のぼ）る。

無限人間事　　限りなき人間の事、

屈子最愴然　　屈子最も愴然。

生無益于國　　生きて國に益なし、

欲去心猶牽　　去らんと欲すれども心猶ほ牽かる。

（五）支那の年中行事に、三月三日は火を禁じて冷食す。介推は晉の文公の臣、介之推。文公の流浪時代これに從ひ曾て股肉を割いて公に食はす。文公歸國後之推功を賞せず、推山に逃る。公推を求めて山を焚きしに終に焼死す（時人これがために悲しみて冷食すと。十八史略、春秋戰國晉の條に詳し）

（六）是も忠臣、屈原。懷王を諫めて却つて貶せられ、汨羅に石を抱きて投死す、時に五月五日。後人これをあはれみ、競渡等を行ひて弔す

仕無補于事　仕へて事に補なし、
欲隱情難捐　隱れんと欲すれども情捐て難し。
吾豈悻々者　吾れ豈に悻々たる者ならんや、
自無措坤乾　自ら坤乾に措くなし。
往向汨羅沈　往いて汨羅に向つて沈む、
乃是忠義顚　乃ち是れ忠義の顚なり。(一)
競渡投角黍　競ひ渡つて角黍を投ず、
沈痛自千年　沈痛自ら千年。

(三)提山師に寄す

方外好從吾黨遊　方外好んで吾が黨に從つて遊ぶ、
多君解釋杞人憂　多とす、君杞人の憂を解釋すること。(四)
憂深非復昔時態　憂深きこと復た昔時の態に非ず、

(一) [illegible]
(二) ちまき[illegible]
(三) 釋提山、[illegible]

紅玉照顏海石榴　紅玉、顏を照らす海石榴(五)。

庸書の檄　(五月六日)

鄙人、性、狂と愚とを兼ね、行、忠と孝とに違ふ。生きて以て益なく、死して以て名なし、進退維れ谷まり、左右皆非なりとす。介推(六)を寒食に羨み、屈原を端午に哭す。身、岸獄に宜しと雖も、心、飲食に慚づるあり。資質渾べて豪傑に似ず、學問何ぞ能く聖賢を竄はん。ここを以て心折け氣沮み、形頽れ神傷む、乃ち萬慮を拋ちて、忽ち一策を得たり。班超(七)、已に投ずるの筆を把り、崔亮(八)、耕に代ふるの養を計る。庶幾はくは意寓するありて憂ひ遣るべし。手に業ありて身斃るるを待ち、跡を士林に削りて名を下流に沈め、行を商賈に比して、侶を農圃に同じうす。一日死を守れは、一日の職を守り、一身生を保てば、一身の善を保つ。匹婦瀆に經る、縱ひ仁人の譏を受くとも、死狐(九)、丘に首す、誓つて正者の志を遂げん。今吾れ已に故の吾れに非ず、獨善は深く兼善に恥づるも、人の已れを知らんことを求めず、人に强ひて以て已れに同じう

(五) 八[illegible]以て紅顏に[illegible]ふ。
(六) 前出二八九頁頭註參照。
(七) 後漢の人、班彪の子、字は仲升。少より大志あり、家貧しく傭書して母を養ふ。嘗て筆を投じて歎じて曰く「大丈夫將に功を異域に立て、以て封侯を取るべし、安んぞ能く久しく筆硯の間に事とせんや」と
(八) 後魏の東武城の人、字は敬儒。家貧しく傭書自ら資とす
(九) 禮記、檀弓に出づ。古の人言へるあり、狐死すれば正しく首を丘にするは

せず。或は來つて余を責むるも、余敢へて強辯せず、或は來つて我れに與するも、我れ敢へて堅く拒まず。既に身を以て傭卒と爲し、筆を以て耒耜と爲す。傭卒金を受くれば、甘んじて優倡の役を爲す。我れ苟も使はるれば、人、貴賤となく、君子小人を問はず、役々事に從ひ、耒耜田に服し、深く汙泥の耕を爲さん。我れ苟も託せらるれば、書、雅俗となく、聖經稗官を問はず、几々役を執らん。噫嘻々々、彫已に土木糞壤となり、心又是非適莫なし。定例畫一、直を求むること二なし、謹んで左方に錄し、固く右券を持す。

一、眞字は毎葉の鈔、値、寛永通寶五孔。

一、眞假交混するものは毎葉の鈔、値、寶暦國鈔四匣。

右二項は葉中縱横各、二十格、字並格內に置く。

一、俗文は毎葉の鈔、値、寛永三孔。

右は葉中、縱二十行、横に格なく、字數等しからず。

一、半紙は德地・山代諸地の製する所、毎束の値、[illegible]鈔二錢五分なるもの。

になりと

一、[illegible]、割符の一方[illegible]といふことと[illegible]は藩の紙幣のこと

（四）靑色料を引くに要するインク代と工賃をさす

（五）ペリーの通譯官として我が國に來る

（六）一種の新聞の名

（七）續日本日記をさす

一、藍格は采料と工直、併せ計ふ、每束、鈔六分。[四]

以上五項、畫一右券、他は時に隨つて宜しきを酌み、必ずしも歷述せず。

安政六年己未五月六日　二十一回猛士

續日本日記に跋す　（五月七日）

右一篇は、相傳ふ、淸の廣東の羅森[五]著はす所にして、英人之れを香港書院の遐邇貫珍[六]中に收むと云ふ。森は甲寅正月を以て米舶に寓駕し、橫濱・下田に來り、其の略ぼ漢文に通ずるを以て、往復文書の事に預る。貌寢れ學陋しく、詩詞亦拙く、言ふに足るものなし。獨り「亂を夷船に避く」の一絕は頗る詞客の稱道する所となる。而して篇[七]中に之れを收む、則ち是れ森の著たること疑なし。當時を回顧するに、余と亡友澁木生と橫濱・下田の間に往來周旋し、竊かに夷舶に駕して海外に出でんことを謀る。事敗れて身錮せられ、今に至るも猶ほ一犴室の中に興居す。而して森は去りて之く所を知らず。其の著乃ち墨より英に傳はり、英より蘭に傳はり、蘭復た我れに歸る。森、

價する所の舶は卽ち吾れら二人夜に乘じて往訪せしもの、號して鮑厦單（ポーハタン）と曰ふ、聞く、客歲亦復た長崎に航し來ると。嗚呼、四海循環すること此くの如し、誰れか吾れの一生に羇繫（きけい）せらるる者の如くならんや。澁生を顧みて之れを問はんと欲すれども、生は乃ち白雲に飛昇して亦已に五年なり。俯仰感慨、泣かざらんと欲すと雖も、吾れ安んぞ泣かざるを得んや。已未五月七日、松陰藤生書す。

愚按の趣　（正月二十八日、五月十四日）（原和文）

拙者儀公儀御咎（おとがめ）中には候へども、時勢切迫と相考へ、愚按の趣、左に申立て候。先達て播州浪人大高又次郞・備中浪人平島武次郞の兩人來萩、政府の諸君子に相對仕り度く相願ひ候へども、御許容之れなく差返（さしかへ）され候由。右に付き彼の兩人の者胸中の趣傳聞仕り候處、同志備中の士三十人許りも之れあり、且つ備後の兒島三郞高德の後裔三宅何某と申す富豪も深く同心に之れあり、加之（しかのみならず）、大和十津川の人民一統、義に與（くみ）し申すべき趣、就いては勤王の義唱へ仕り度き存念の處、忝（かたじけな）くも　主上の叡慮、德

川御扶助、公武御合體と之れある處へ、幕府の奸吏抔容易に打果し候事は實に以て惧れ多き事に付き、御當家は御門閥と云ひ、君公御賢明と云ひ、專ら目途と御賴み申上げ、兩人罷り下り政府へ面談を遂げ、長(一)の上下にて公武の御中へ御立ち遊ばされ、德川御扶助の　叡慮相貫き候樣に之れあり度き存念に候處、此の度相對之れなきに付き急々立返り、尙ほ又同志申合せ、君公御參府の時を期とし、三十餘人の者は勿論、三條公・大原公など伏水の御旅館迄御供仕り、是非君公・行相・政府の諸君子へ面謁の上旨趣申述べ、是非とも君公御誘ひ仕り入洛するの覺悟の由、尤も天下の事は千變萬化に付き、如何樣相成るべきか知れず候へども、大意の處は確乎不動に御座候由。然る處政府より遂に御差返しの御處置に相成り候に付いては、伏見の一事如何相成り申すべくやと實に日暮苦心に堪へ申さず、左ればとて岸獄の罪人上書建白等仕るべき身分には固より之れなく、君公の御安危御榮辱目の前に迫り候儀を知りつつ安坐飽食仕り候事は實に苦心に耐へ申さず、寧ろ屈平(二)の死に倣はんのみと覺悟仕り、當月二十四日より飲食共に禁絕仕り專ら一死を期し候處、未だ三日ならずして、同志にて先達て

(一) 長州
(二) 屈原、本卷二八九頁頭註參照

御咎を蒙り居り候者四人(一)一同に御免に相成り、公恩の莫大なるを感じ、且つ斯の道未だ地に墜ちざるを悦び、覺えず又々飲食を復し申し候。然る處前段大高・平島の一條は相替らず苦心仕り、色々工夫仕り候へども、政府の鬼謀神算中々下愚の測度仕り得べきことにも之れなく候處、彼の兩人來萩の趣早々幕府へ御密白相成り、彼の徒黨召捕られ候か、又伏見にて案の如く數十人公卿を奉じ罷り出でたる時に臨み、伏見奉行拜へ御賴み入り相成り差抑へられ候御處置は之れある間布く、然る處右樣の御處置にども相成り候はば殊の外大變にて、是れ迄は彼の輩　御當家を賴み奉り居り候處俄かに變じて御怨み仕り候樣相成り、右の黨類東海五十三驛孰れの隈孰れの蔭に潛み如何の無禮仕るべくやも計り難く、秦皇(二)、六國を鏖にし候威力にて、博浪(三)の一鐵椎だに探索出來ざるの理をも御勘合成さるべく候。之れに依り上策とは申し難く候へども、只今の御時勢に的中仕り、隨分御當家の御名望を失はず、君公の御賢名を辱しめざる中策とも申すべき筋考へ付き候。元來謙讓は聖人の尙ぶ所人君の美德と申すものに候處、後世虛号の事流行仕り、實事は絶えて之れなきに外聞のみ事々しく、遂に出なき

（一）[illegible]

（二）[illegible]

（三）[illegible]

事に公邊の御嫌疑にも相成り候儀之れあり恐れ入り奉り候事に御座候。之れに依り右兩士の一條も、謙讓の二字にて取捌き候より外之れなく候。先達て兩士差返され候も、政府に未だ御決議之れなき故已むを得ざるの御處置にて、全く御拒絶の御辭令には之れある間布く候へば、急に有志の士兩人差上され、左の通り兩士へ御答相成り然るべく候。

先達ては寒氣の節態々遠路御來臨下され候段、御厚志の程篤く感銘致し候。爾後仰せ聞けられ候儀政府に於て精々評議の上（主人へ申し聞け候處とか、家老共へ申し聞け候處とか）御厚志は幾應も深感仕り、微力ながら相働き度く存じ候心は矢竹に候へども、何分にも當時弊藩國力不足人材不足、何事も不行屆にて、態と御目差を忝うし候御芳志に相叶ひ候樣には迚も參り難く、且つ當時諸藩共人材勃興の折柄に候へば、此の一條は他の名藩へ御賴み然るべく存じ候。右御斷り申述ぶべき爲めに態と兩人差上せ候。委細兩人へ申し含め候云々。

と申す御文面にて、兩人の厚志へ對せられ目錄品物等拜領仰せ付けられ、伏見の事は

口達にて精々御斷らせ然るべく候。併しながら兩人存念も一朝一夕の事に之れなきに付き、容易には承諾仕る間布く、御謙讓の御辭令を承り候はば尚ほ以て御慕ひ仕るべきに付き、是非是非と申し候はば今一應兩士呼寄せ、兩相・兩府の人々相對の上同樣御謙讓の辭令にて精々御斷り然るべく、左候て尚々相歎き候はば、

素より御同心の事に候へども、追々申述べ候如く萬端不足の中故、心ならず御斷り申すなり。是非に御賴みと申す事ならば弊藩丈けの力は盡し申すべきに付き、伏見にて公卿御出浮等は事穩便ならず候間、上京の節萬御申し談じ仕るべきに付き、公卿方御車輿の御擧動は必ず御用捨成され度き段御申し通じ下され度く候。尤も右樣不足の中に候へば何も御不滿足の件多かるべく、此の段は只今御斷り致し置き候なり。

と辭を定めて御答へ然るべく候。左候て御參府の節は必ず御上京遊ばされ、兩士其の外へ晉且つ公卿方へも君公御直對遊ばされ、議論一々聞し召し屆けられ、德川御扶助、公武御合體の事は何も御嫌疑の筋は之れなき事に付き、所司代へ御申入れ成さるべき

筋なれば所司代へ御申入れ、又江戸御下向の上御老中へ仰せ入れらるべき筋なれば御老中へ御申入れなされ、所司代・御老中へも公卿方へも誠に御謙讓の御辭令にて御誠實盡させられ候はば、假令德川御扶助、公武御合體の御大功相成り申さずとも、天朝への御忠節屹と相立ち、幕府へも御信義御失ひ之れなく、天下共に御當家を御依賴仕るべく候。此の外謙讓を去つて虛夸を事とし誠實を遺れて詐僞を行ふ時は、天朝の逆鱗のみならず幕府にも御當家を疑はれ、由なき讒口に御罹り遊ばされ候儀も計り難く存じ奉り候。

當節世間に專ら御當家公邊の御首尾宜しからざる由の風評之れあり、之れに依り大臣政府等申解の爲め參府之れある由、何とも心得ざることに御座候。元來去年三月以來勅諚の旨は公武御合體、德川御扶助との　叡慮にて、君公江戸にて御建白の趣は　勅旨御尊奉ならでは人心一和仕る間布くとの御主意の由傳承仕り候。御歸國の上追々仰せ出され候御書附は　天朝へ忠節、幕府へ信義との御事にて、是れは御家來中一統拜承仕り候事なり。追々京師へ役人差登され候儀は、平日にてさへ御屋敷立て置かれ御

留守居其の外差遣かれ候程の事に候へば、かかる多事の際 天朝・幕府の御上を案じ奉り差登せたると申さば、是れ以て當然の事に御座候、書生輩卒などの追々往來仕り候ことは素より政府に深く關繫あることに之れなく候。又周布政之助上京の趣に付き色々世議之れある由に候へども、是れ亦幕府へ仰せ立てられ且つ御家來中へ仰せ出され候と異る筋には之れある間布きに付き、徳川御扶助、公武御合體、 勅旨尊奉、天朝へ忠節、幕府へ信義等の數句にて、何も幕府の忌諱嫌疑に觸れ候儀斷えて之れなく候。因つて相考へ候處、私儀存立にて同志中の連判取付け一同上京、間部下總守打果すべき段相謀り候儀之れあり、松下塾の連判とて江戸にても一時人口に傳へ候由なれば、此の一條より種々の附會彌增し遂に御首尾にも相拘り候事に相違なく候。然るに此の一條は政之助へ內談に及び候處、甚だ不同意の趣にて强ひて差留め遂に思ひ留まり候に付き、政府は勿論私儀同志の者も無罪に候。さりながら是れは世事憤懣已むことなきより起り候事にて、今以て其の念已む時なく、私儀公邊召捕られ糺明仰せ付けられ候はば、此の儀は全く私一心より出で候事にて、政府は申すに及ばず同志の士

も悉く解散致す段は屹と申し聞き、毫も御當家の御瑕瑾には仕る間布く、是れは事を起すの初めよりの覺悟にて今更退避候筋少しも之れなく候。近來幕府逆焔を逞ひ妄りに正義の士を召捕り候を見て、幕吏は耳もなく目もなく一味に殘忍刻暴なる者とのみ畏るるは、一を知つて二を知らざるの論に御座候。私儀親しく幕吏に對し且つ江戸獄中にて諸內尋鞠の次第を稔聞せしに、孰れも寛容を宗としたる調べ方にて感伏の件々も多く見聞仕り候。且つ此の度召捕りたる正議の士一人にても重罪に處せらるる者なきを見ても、幕府妄りに人を罪せざること相分り候。況や蹤跡なきことにて大藩へ淫刑を及ぼし、或は多くの正士を連坐せしめんや。此の事私屹と所見御座候。尤も幕府の吏賄賂を貪るの惡風は極めて甚し、是れ又少しく權宜の處置なかるべからず候。若し又徳川扶助、公武合體、勅旨尊奉、天朝へ忠節、幕府へ信義が宜しからずと申すことならば、天下の形勢と人心の向背とを以て一死を甘んじて辯爭仕り候はば、最上に出でては幕府の議論を一變し魯仲連(一)の功を立つべし。果して然らば天下忠臣義士多く寃罪を以て召捕られ候もの一時に釋放の擧あるべし。最下に至りては本藩の嫌疑を氷

(一)戰國、齊の人、高節にして仕へず。嘗て趙に遊ぶや、趙が將に膝を屈して暴秦を帝とせんとするに反對し、敢然大義を主張して遂にその難を救ふ。

釋し貫高（一）の志を遂ぐべし。元來幕府とても違勅を好まるるには非ず、墨夷に說き付けられ致方なく爰に至ることと覺え候。固より墨夷の神州の害をなすことも知らざるに非ず。然れども墨夷辯說の人材なき故の事と相見え候。就いては墨夷の取捌きは私儀（二）對策の意を宗として一々辯說致し候はば、墨夷必ず信服仕り神州中興の大機會到來仕るべく候。是れは望外の又望外にて豫め言ふべきには之れなく候へども、御當家の御安全に於ては何の難きことかあらんと存じ奉り候。尤も當今は實に天下紛擾にて世事變換碁奕の如きの時に候へば、公邊に於て少しも御疑念之れなき由慥かに承り候とても卒爾に引取り難く、爰に於て尙ほ一言申立つべきことあり。其の由は幕府にて御疑念ある由何となく國內の物議沸騰致し、君公の出府を甚だ以て疑慮致し候處、君公若し病を稱し給はば自然天下人心動搖の端とも相成り、公邊へ對し恐れ入り奉り候儀に付き、君公是非是非參覲の積りに御座候間、何卒大にしては天下動搖の機を御洞察成され、小にしては弊藩安危の界を御憐憫成され、世子の歸國御免許仰せ付けられ候はば、國元へ掛合ひ世子江戶御發駕當日君公も御城御發駕遊ばされ候樣仕るべく候と申

（一）趙王張敖の相。漢の高祖に辱しめられし怨みを晴さんとして復仇を企つ。事成らずして[illegible]は自殺す

（二）[illegible]參照

（三）前出［illegible］に出づ

立て候はゞ、必然御許允あるべく候。私儀向に已未参府の議（三）を著はし候間、此の議御熟覧下され度く候。只今申立て候策と参府の議とは處置の異同は之れあり候へども、詰り君公・世子の間御一人は是非御國に居らせられず候ては、天下多事の際に付き御心許（こころもと）なく存じ奉り候。世間の俗論家、君公御身上御大事と申す説を頻りに唱へ候へども、其の策に至つては大抵御兩殿様共御滯府にて幕府へ諂諛（てんゆ）を盡し、御昇進御褒賞等を求むるの儀に止まり候。私儀考へには是れは却つて危計にて、御兩殿様共虎口に御入り成され候は何如にも臣子の安きことに之れなく候。且つ其の策存分仕遂げ候とも、是れよりして御國中の貧弱を基（もとゐ）し御當家の名望を失ひ、武士道全く地を掃（はら）ひ、士民戀（れん）闕（けつ）の心汨絶し、容易ならざる國家の大害を引出し申すべく、左候はゞ慶長年中關ヶ原の一亂にて毛利家の御武威一變し、安政年中勤王遂げずして御武威再變致し候由後世へ相傳へ、甚だ以て相濟まざる事に存じ奉り候。且つ人心抑ふべからず、一旦激發の志氣を强ひて抑へ候はゞ、憤懣の餘には何如なる變故を生ずべくも計り難く存じ奉り候。私儀は不忠重罪の者に候へども、度々の御寬典にて未だ一命を此の世にながらへ、

甚だ以て恐れ多き事に存じ奉り候へども、屈平の一死も思ひ留まり候は、かかる時勢切迫の節に一命差捨て御用に相立て度き存念のみにて候間、出位の言を顧みず申立て候。

安政六年正月二十八日

別紙は小生當春認めたる書なり。其の節よりは時勢又小變はあれども、此の度幕逮を蒙りても對簿の語大意右の如きに過ぎず。小生向に長井・周布等を罵ること頗る過當なるを以て、幕逮の節若しや私忿を挾み禍を他人に嫁し國害を引出すべくやと疑ふ人もあるやにて、在江戸の三士より忠告し來ることもあり、是れ未だ小生を知らざるなり。長井・周布を罵るも偏に國の爲めと思へばこそ公怒を發したるにて更に私忿に非ず。若し私意を以て云はば、長井・周布が小生を愛するの心は小生木石に非ざれば豈に解せざらんや。且つ今日の事は兄弟墻に鬩げども外其の侮を禦ぐの義に候へば、假令一身は微塵に碎かるるとも決して長井・周布へ禍を嫁する樣の事は致さず候。是れ

（一）論語憲問篇第十六章「子曰く、其の位に在らざれば其の政を謀らず」と。曾子曰く、「君子は思ふこと其の位を出でず」とあり。

（二）長井雅楽・周布政之助。[illegible]

（三）飯田正伯・尾寺新之丞・高杉晋作。[illegible]

は長井・周布の我れを愛するの私恩に報ずるに非ず、國家の禍害を除くなり。兩政府の内へ分毫にても波及しては、小生豈に天地に對し面目あらんや。小生も兼て人を不忠とか不義とか大分に罵り置きたれば據なきも、此の度は一身を以て國難に代らねばならぬ事族に落着仕り居るなり。此の趣行府へも御申し遣はし頼み奉り候。五月十四夜

自跋

戊午・己未兩稿共に六卷、猛士の罪すべき處全くここに在り、其の功すべき處も亦全くここに在り。頃ろ子德(一)、清の何義門(二)の行狀を寄示す。言へるあり、義門の獄に繫がるるや、門人某妄りに其の書を火けりと。吾れ之れを讀みて泣下る。此の六卷、思父(三)に附して密かに之れを藏せしむ。思父は蓋し火かざらん。其の功罪の若きは猛士の骨の冷ゆるを待ちて、然る後斷ずる者出でん。

五月十八日　　二十一回猛士誌す

(一) 有吉熊次郎〔關傳〕
(二) 何焯、清の長洲の人、字は屺瞻、晩年茶仙と號す。[illegible]書[illegible]して義門先生といふ。康熙年中、舉人・進士を賜り、編修の事に官たり。[illegible]の爲めに獄に繫がる。[illegible]
(三) [illegible]

徐公の菜圖三字經に擬す　四月二十八日（編者附載）

明の徐九經、句容の令となり、治行、天下第一と爲す。九載を歴て官を遷され、將に行を治めんとす。而るに民強ひて之れを留め、月に彌りて發するを得ず、爭ひ延いて舍に過らんことを請ひ、觴炙を治む。兒稚、衣を挽きて泣きて曰く、「公、我れを去ることなからんも、度るに留むべからざらん」と。其の長者曰く、「公幸はくは訓を我れに惠み、我れをして之れを奉ずること公に奉ずるが如くならしめよ」と。九經亦涙を揮つて曰く、「以て而が曹に訓ふることなし、唯だ儉と勤と忍とのみ。儉なれば費さず、勤なれば隳れず、忍なれば爭はず、身と家とを保つの道なり」と。九經、生平肉食を嗜まず、唯だ菜を啖ひて、脫粟を佐く。嘗て一菜を堂に圖して曰く、「古云はずや、民此の色あるべからず、士此の味なかるべからず」と。ここに至りて父老、公畫く所の菜を刻して勤儉忍を上に書し、徐公の三字經と曰ふ。其の後九經致仕し、貴溪山中に臥すること二十二年、年八十五に至りて卒す。九經は李氏續藏書の郡縣名(一)臣に傳あり、文多くして悉くは錄する能はず、要を摘むこと右の如し。

(一) 李氏續藏書の卷二十七に收む

孫子評註

孫子評註目次

孫子評註

孫子篇卷の異同、(一)及び孫武能く言ひて行ふ能はざりしは、(二)古人之れを論じて盡せり。而も孫子を讀むの先にする所に非ず。唯だ是の十三篇の書、之れを讀みて意を得、之れを取りて原に逢はば、(三)斯れ可なるのみ。

(四)先師云はく、「始計と用間とは、已れを知り彼れを知り、地を知り天を知るの綱領なり。軍旅の事、作々此れに外ならず。作戰と謀攻とは通讀すべく、形勢と虚實とは一串(くわん)し、爭變と行軍とは一串し、地形と九地とは一意、火攻は一意、始計と用間とは首尾率然の勢あり(五)」と。寅案ずるに、(六)古人書を著はすには自(オ)ら部法あり。故に易に序卦あり、説文に部敍あり。近く語孟(七)を觀るも亦皆此くの如し。

(一) 漢書藝文志等にあり

(二) 史記、孫子呉起列傳に詳す

(三) 原は源なり、流を遡りて水源に至ること。孟子離婁下篇第十四章に出づ

(四) 山鹿素行。との語はその著孫子諺義に出づ

(五) 率然は常山の蛇云々、と九地篇に出づ。後出四〇八頁参照

(六) 寅次郎の略

(七) 論語・孟子

始計第一

始計は未だ戰はずして廟算するなり。「之れを校するに計を以てす」とは即ち其の事なり。

前人多く謂ふ、「古書の篇目は率ね後人の定むる所に係る」と。今其の信に然るを覺ゆ。而して其の名づくる所以は、或は徒だ篇首の數字を摘み、或は明かに篇中の要言を取り、或は暗に篇中の意を含む。此の篇本と唯だ計篇にして、是れ明かに取れるものなり。又始の字を加へたるは、是れ暗に未だ戰はざるの意を含む、語孟の篇目と異なり。

孫子*曰く、兵は國の大事、死生の地、存亡の道なり。察せざるべからず。」〔原文〕孫子曰、兵者國之大事、死生之地、存亡之道、不可不察也。

開口の一語、十三篇を冒ひて餘りあり。先師曾て「千載不易の格言」を以て之れを評せり、旨い哉。兵は是れ軍旅の事。死生存亡は乃ち大事たる所以の故なり。諸說多くは紛り、異說を纏ふることなかれ。地は是れ在る所、道は是れ由る所、察の字は直に下の料・校・索の三字を掲げたり。全篇の骨子、此の字に在り。

＊ 孫子の本文にして、以下一字下げに[illegible]

[illegible]

故に之れを經するに五事を以てし、〔原文〕故經之以五事是れ計の本なり、計には非ず。

之れを校するに計を以てし、而して其の情を索む。〔原文〕校之以計、而索其情便に隨ひて先づ此の句を挾みて下段の張本と爲す。計に七と言はずして而索其情の四字を加ふ。文も亦變化あり。

一に曰く道、二に曰く天、三に曰く地、四に曰く將、五に曰く法。〔原文〕一曰道、二曰天、三曰地、四曰將、五曰法始計の文、假に經傳と爲して看れば、是れ其の經なり。

道とは、民をして上と意を同じくして、之れと與に死すべく、之れと與に生くべくして、危きを畏れざらしむるなり。〔原文〕道者、令民與上同意、可與之死、可與之生、而不畏危也傳文、大いなるもの三處、文法皆變ず。道の字、甚しくは說破せず、却つて行軍・地形・九地の諸篇に於て之れを講ず。文乃ち淺からず雜ならず。是れ此の老の老成の處なり。令の字、貫いて也の字に到る、方に作用あり。

天とは陰陽・寒暑・時制なり。〔原文〕天者、陰陽、寒暑、時制也

（二）聖人の書を經といひ、その註釋を傳といふ。始計篇、文を假に經文の部分と註釋の部分とに分けて考へて見ればよいといふこと

天の字、火攻篇に其の一斑を見る。陰陽は其の虛なるもの、寒暑は其の實なるもの、時制とは、時中・時措・時習の字の例の如し。時に隨ひて宜しきを制するなり。先師云はく、「制の一字は天を用ふるの極法なり」と、

地とは、遠近・險易・廣狹・死生なり。〔原文〕地者、遠近、險易、廣狹、死生也

地の重んずる所は死生の二字に在り。○經は是れ平素の事なり。天地の經たるは、粗心の者或は察せざらん。

將とは、智・信・仁・勇・嚴なり。〔原文〕將者、智、信、仁、勇、嚴也

（一）太公の將を論ずるや勇を先にす。而して孫子は智を先にす。（二）吳子云はく、「勇の將に於けるや、乃ち數分の一のみ」と。又太公は忠を言ひ、而して孫子は嚴を言ふ。嚴とは是れ莊重にして犯すべからざるなり。孫子の持論全くここに在り。故に篇々此の意を見る。而して（三）史遷の孫武を傳するや、獨り姬を斬るの一事を論じて、殊に其の他に及ばず。洞識と謂ふべし。

法とは曲制・官道・主用なり。〔原文〕法者、曲制、官道、主用也

（一）太公望呂尚の將を論ずるや云々」は呂尚の著と稱せらるる六韜の論將篇に、將に五材を擧げて勇・智・仁・信・忠と云へるを指す

（二）吳子は吳起。その著はせる兵書を吳子と言ふ。「勇の將に於ける云々」は同書論將篇の語

（三）漢の大史司馬遷、史記の著者。遷の孫子の事は史記の孫子呉起列傳にあり。孫武呉王闔閭に見え、宮中の美人百八十名を二隊に分ち、自ら將となりて兵の事を試む。王の寵姬隊長となり、將の命に從はず、

孫武等にこれを斬る、隊士始めて肅然たりといふ

（四）唐代の學者

（五）原文「將莫不聞」の莫の字に註せるなり

（六）王陽明のこと。陽明、知行を論じ知とは知州知縣の知なりと言へり。傳習錄の「人の學を論ずるに答ふる書」參照。なほ第十卷西遊日記（三八頁）參照

張賁云はく、「一部曲、制あり、分官、道あり、各〻其の用を主とせしむ」と。按ずるに、主用とは實用を主とするなり。曲制や官道や、何れの國かあることなからん。特だ其の空文たるを患ふるのみ。○地の字は、明かに地形・九地の二篇に於て詳かに之れを說き、法は則ち軍形・兵勢に具し、道と將と其の中に在り。

凡そ此の五つの者は、將、聞かざるものなし。之れを知る者は勝ち、知らざる者は勝たず。〔原文〕凡此五者、將莫不聞、知之者勝、不知者不勝

莫（五）とは者なきなり。知とは卽ち王守仁（六）の所謂、知州知縣の知なり。

故に之れを校するに計を以てして、其の情を索む。〔原文〕故校之以計、而索其情

是れ所謂計なり。而して此の一段は是れ一篇の主意なり。○計と五事とは唯だ是れ同意にして、而も又未だ嘗て相犯さず。但し五事は道と法と最も重く、計は則ち主と將と最も重し。「將、吾が計を聽く」以下に至りては、專ら將を以て重しと爲して看よ。他の言各〻當るあり。

曰く、主孰れか道ある。將孰れか能ある。〔原文〕曰、主孰有道、將孰有能

五事には主の字を露さず、ここに至つて點出し、將と對す。智信の五字を約して一の能の字と爲す。將とは大將なり。他皆之れに倣へ。

天地孰れか得たる。法令孰れか行はるる。「原文」天地孰得、法令孰行

天地を合して一と爲し、法に隨ふるに令を以てして、以て相對す。

兵衆孰れか強き。士卒孰れか練れたる。賞罰孰れか明かなる。吾れ此れを以て勝負を知る。」「原文」兵衆孰強、士卒孰練、賞罰孰明、吾以此知勝負矣

兵衆・士卒・賞罰は、是れ主將に隨說せるなり。吾れ此れを以てとは結束の語なり。

將、吾が計を聽いて之れを用ふれば必ず勝つ。之れを留めん。將吾が計を聽かずして之れを用ふれば必ず敗る。之れを去らん。」「原文」將聽吾計用之、必勝、留之、將不聽吾計用之、必敗、去之

是れ自ら一段、將を以て重しと爲す。諸々の「吾」と稱するは、孫子自ら吾れとするなり。其の立言を觀るに、譬へば齊威、(一)田忌を以て將と爲し、孫臏之れが師となれるが如し。之れを用ふとは兵を用ふるなり。留去は用捨を言ふなり。是の時に當り、田忌の用捨、孫師(二)の言下に在り。噫、畏るべきかな。此れに非ずんば何を以て

（一）普通の說に[illegible]、孫子の著者孫武は春秋時代、齊の人、呉王に仕ふ。孫臏は其れより百年程後の人にて、齊の威王の軍師となる。田忌はその時の將軍なり。昔の軍師は今の參謀長の如きものなれども、軍師は將軍の[illegible]に[illegible]。[illegible]

孫武と爲さんや。

計利にして以て聽かるれば、［原文］計利、以聽

(三)四字は順に上の兩項を承く。利とは即ち勝負を知るなり。聽とは即ち吾が計を聽くなり。

乃ち之れが勢を爲して、以て其の外を佐く。［原文］乃爲之勢、以佐其外

廟算は內なり。故に戰地は之れを外と謂ふ。○孫子の兵を論ずるや活潑々地、誰れか能くここに及ばんや。

勢とは利に因りて權を制するなり。」［原文］勢者、因利而制權也

是れ傳文の小なるものにして、便を遂ひて、上を括りて下を起す。(四)而の字の斡旋、妙々。(五)袁了凡曰く、「經權の二字、一篇の眼骨なり」と。余謂へらく、計の字、經に根ざして權に入り、利に因りて權を制す。是れ勢に非ず、勢を爲す所以の故のみ。兵勢篇を合せ攷へて見るべし。下文の詭道十有四目は即ち是の物なり。

兵は詭道なり。［原文］兵者、詭道也

(三) 原文の四字をさす

(四) 原文にある而の字

(五) 袁黃、明代の學者、字は了凡。歷史綱鑑補の撰者

是れ計の用なり、亦計に非ず。此の句は是れ經、十四目は是れ傳。

故に能くすれば之れに能くせざるを示し、用ふれば之れに用ひざるを示し、近ければ之れに遠きを示し、遠ければ之れに近きを示し、利して之れを誘ひ、亂して之れを取り、實たれば之れに備へ、强ければ之れを避け、怒りて之れを撓め、卑しくして之れを驕らしめ、佚すれば之れを勞らし、親しければ之れを離す。〔原文〕故能而示之不能、用而示之不用、近而示之遠、利而誘之、亂而取之、實而備之、強而避之、怒而撓之、卑而驕之、佚而勞之、親而離之

能は(一)、卽ち「將孰れか能ある(二)」の能なり。先づ將の能より說き下す。十四事皆是れ將の事、並びに「計利にして以て聽かる」の上に就きて言を立つ。能而(三)、用而、近而、遠而、實而、强而、佚而、親而の而は皆「則」なり。利而、亂而、怒而、卑而の而は皆「以」たり。之の字は皆敵を斥す。怒りてとは我れ怒を示すなり。卑しくしてとは我れ卑しきを示すなり。○實たれば備へ、强ければ避くるは、孫子の慣手段なり。深く此の理を知るものは楠河內(四)及び吾が洞春公(五)の如し。世に多くはあらず。

其の備なきを攻め、其の不意に出づ。〔原文〕攻其無備、出其不意

(一) 原文「能而示之不能」の能

(二) 前出三一七頁參照

(三) この類の註釋以下に多し、原文を參照して讀むべし

(四) [illegible]

(五) [illegible]

(六) 對[illegible]
(七) 上文に「之」は[illegible]すとあり、故この篇の「其」は[illegible]
(八) 原文「兵家之勝」の之勝
(九) 修辭學の術語、抑揚頓挫の頓なり
(一〇) 三國、魏の武帝、孫子の註を作る、現存孫子註の最古のもの
(一一) 杜牧は唐の詩人。この註は孫子十家註に出づ。杜牧は十家の一人
(一二) 撒は開の義
(一三) 易の渙の卦六四の爻辭にある語、常人の考へ及ぶ所にあらずの義
(一四) 前出

對伎(六)にして結びと爲す。人をして覺らざらしむ。上文の之(七)の字、ここには代ふるに其の字を以てす。

此れ兵家の勝、先づ傳ふべからず。」〔原文〕此兵家之勝、不可先傳也

之勝(八)とは猶ほ勝つ所以と言ふがごとし。語勢少しく頓(九)る。傳ふとは、曹操(一〇)曰く、「猶ほ洩すがごとし」と。杜牧(一一)曰く、「言ふなり」と。皆之れを得たり。深く此の字を味ひて、然る後益ゝ「勢を爲して外を佐くる」の活潑々地たる所以を知る。而して文の撒開(一二)は夷(一三)の思ふ所に非ず。

夫れ未だ戰はずして廟算するに、勝つものは算を得ること多し。未だ戰はずして廟算するに、勝たざるものは算を得ること少なし。算多きは勝ち、算少なきは勝たず。而るを況や算なきに於てをや。吾れ此れを以て之れを觀れば勝負見る。〔原文〕夫未戰而廟算、勝者得算多也、未戰而廟算、不勝者得算少也、多算勝、少算不勝、而況於無算乎、吾以此觀之、勝負見矣

未だ戰はずとは即ち篇目の「始」の字なり。計を換へて算と爲し、悠然として本意に歸入す。勝負見るは「勝負を知る(一四)」と照應す。讀みて篇末に至りて然る後五事を

同題すれば、方に始めて著實なり。蓋し算の多からんことを欲せば、經するに五事を以てするに如くはなし。〇五事以て之れを內に經し、計以て之れを外に校し、道道以て之れを外に佐く。此の篇特り十三篇の總括たるのみならず、乃ち天下古今の事、孰れか其の範圍を出づるものぞ。大學の一書の如き、亦唯だ道の字の註解のみ。孫武の立言、未だ必ずしも然らずと雖も、讀書は須らく此くの如く觀るべきなり。

三一八頁參照

作戰第二

作戰は卽ち戰を用ふるなり。此の篇は孫の文の稍や虛なるものなり。〇註家多く言ふ、「作戰篇は客となりて且つ久しきを貴ばず」と。是れ耳食のみ、曾て孫子を讀まざるなり。(一)衞公云はく、「客を變じて主と爲し、主を變じて客と爲す」と。(二)彼的と謂ふべし。

(一) [illegible]

(二) [illegible]

孫子曰く、凡そ兵を用ふるの法、馳車千駟、革車千乘、帶甲十萬、千里糧を饋る。

[illegible]

糧を饋るの下に、或は「則」の字あるも、語勢險急、恐らくは此の字を著け得ざらん。十萬千里は全篇を通貫す。

内外の費、（原文「内外之費」）

此の句、下の三句を領す。内は國中を謂ひ、外は軍所を謂ふ。下段の軍費、多くは内外を分ちて言ふ。此の句又以て之れを領するに足る。

賓客の用、膠漆の材、車甲の奉、日に千金を費して、然る後十萬の師擧ぐ。（原文「賓客之用、膠漆之材、車甲之奉、日費千金、然後、十萬之師擧矣」）

然後の二字、極めて重き意を見す。

其の戰を用ふるや勝つも。（原文「其用戰也勝」）

戰を用ふるは即ち作戰なり。勝の字は始計篇に接して來る。〇俗人は勝を以て絶大の事と爲す。而して孫子は曰く、「百戰百勝は善の善なるものに非ず」（三）と。吳子は曰く、「五たび勝つものは禍あり、四たび勝つものは弊ゆ」（四）と。此の處亦應に是くの如きの觀を作すべし。

（三）次の謀攻篇にあり、三三一頁參照

（四）吳子圖國篇に出づ。これに續きて、「三たび勝つものは霸たり、二たび勝つものは王たり、一たび勝つものは帝たり」とあり。

久しければ則ち兵を鈍らし鋭を挫き、城を攻むれば則ち力屈し、久しく師を暴せば則ち國用足らず。〔原文〕久則鈍兵挫鋭、攻城則力屈、久暴師則國用不足

三句、句法錯落、而して則の字を以て之れを齊ふ。

夫れ兵を鈍らし鋭を挫き、力を屈し貨を殫せば、則ち諸侯其の弊に乗じて起る。智者ありと雖も、其の後を善くする能はず。〔原文〕夫鈍兵挫鋭、屈力殫貨、則諸侯乗其弊而起、雖有智者、不能善其後矣

智者は卽ち下の「智將」及び「兵を知るの將」是れなり。後に在りては則ち善くする能はず。先に在らば則ち民生くべく、國家安んずべし。是れ一篇の針線なり。

故に兵は拙速を聞く、未だ巧の久しきを覩ざるなり。〔原文〕故兵聞拙速、未覩巧之久也

謀なくして武進するは、或は謀を好みて斷少なきに勝るものあり。拙速の二字を點し、假〔一〕を以て眞と爲す。孫の文の人を眩するに巧なる處なり。兵の情は速を主とす。蓋く戰はざれば則ち亡ぶ。而して轒轀距闉〔二〕、三月城を攻むるを下策と爲す。兵法に固より之れあり。亦之れを用ふるの何如に在るのみ。

夫れ兵久しくして、國、利あるものは未だ之れあらざるなり。」〔原文〕夫兵久而國利者、未之有也

[illegible]

(三) 前頁第一行の「久しければ則ち兵云云」以下の三句を指す
(四) 夫れ兵を鈍らし兵々の患をさす
(五) 孫子の原文字無
(六) 再とか三とかの數字
(七) 汎然即ち漠然たる義

三句を約して一句と爲す。粗ぼ數字を改め、則の字を以て斡旋し、以下層々轉折し、一つの矣、二つの也、頓挫し得盡し、人をして凛々として、久しきを以て戒と爲さしむ。然れども、是れ唯だ尋常の兵略を以て言ふ、至論に非ず。且く下段の分解を看よ。

故に盡く用兵の害を知らざる者は、則ち盡く用兵の利を知る能はず。〔原文〕故不盡知用兵之害者、則不能盡知用兵之利也

害を知り利を知るの二句は、上を結び下を起す。立柱分應法、是れなり。

善く兵を用ふる者は、役再び籍せず、糧三たび載せず。〔原文〕善用兵者、役不再籍、糧不三載

一擧すれば則ち勝つ。兵、再籍を待たざるなり。出づれば則ち之れを載せ、歸れば則ちこれを迎ふ、是くの如くにして便ち了す。糧、三載を待たざるなり。此の篇の數字は皆用ひ得て汎ならず。

用を國に取り、糧を敵に因る。〔原文〕取用於國、因糧於敵

六議論、唯だ八字を用ふるのみ。用は資用なり。資用は輕くして致し易し。故にこ

れを國に取る。費用を散じて糧食を收む、自ら深謀ありて存す。糧に因るを以て、專ら侵掠と爲すものは兵に淺し。

故に軍食足るべきなり。」〔原文〕故軍食可足也

「軍食足るべきなり」の一句乃ち了す、復た縱論せず。灰蛇草線（一）、作法奇眩なり。軍食足らば則ち久しと雖も三たび載するを待たず。其の戰、必ず利に合して動き、士卒を殺さず、故に再び籍するを待たず。用を取りて糧に因る、功效是くの如し、是れ孫子本色の議論なり。

國の師に貧しきは遠く輸すればなり。遠く輸すれば則ち百姓貧し。〔原文〕國之貧於師者、遠輸、遠輸則百姓貧

又尋常の兵略を說くこと一番。上の軍食より遠輸を拈出し、文反つて前と犯さず。

師に近きものは貴賣す。（二）貴賣すれば則ち百姓の財竭く。財竭くれば則ち丘役（三）に急なり、〔原文〕近於師者貴賣、貴賣則百姓財竭、財竭則急於丘役

財竭くるは卽ち貧しきなり。但し百姓貧しとは、是れ國內の民貧しきなり。百姓の財竭くるは、是れ軍所の士卒の財竭くるなり。日く貧し、日く竭く、字各〻當るあ

（一）[illegible]

（二）[illegible]く貴ること[illegible]

り。稍や句法を變じ、粗ぼ對偶を用ふ。乃ち「財竭くれば則ち急なり」の一句を安て以て之れを結ぶ。

中原に力屈し財殫き、内、家に虚しく、百姓の費、十に其の七を去る。〔原文〕力屈財殫、中原内虚於家、百姓之費、十去其七

中原は中國なり。吳の國より齊・晉を斥す。(四)物茂卿之れを言へり。「力屈し」は直ちに「丘役に急なり」を承け、「財殫き」は、超えて貧竭に接す。中原の句たる、直ちに「師に近き云々」を承け、「内、家に虚しく」の句は、超えて「師に貧し云々」に接す。一字一句、下し得て苟もせず。

公家の費、車を破り馬を罷し、甲冑弓矢、戟楯矛櫓、丘牛大車、十に其の六を去る。〔原文〕公家之費、破車罷馬、甲冑弓矢、戟楯矛櫓、丘牛大車、十去其六

公家の費、百姓の費、首尾に(五)迭置し、章法長短同じからず。而も同じく「十に去る」の句を以て之れを整ふ。七を去り六を去るは百姓を重んじて言ふ。(六)互文に非ず。

故に智將は敵に食することを務む。〔原文〕故智將務食於敵

(四) 荻生徂徠、その著、「孫子國字解」（漢籍國字解全書に收む）參照

(五) 前の節には節尾に百姓の費といふ句あり、この節には節首に公家の費といふ句を置く

(六) 置き換へれば同意になる文のこと。卽ちここを互文として解すれば「十に去る」と公家の費は二者一にして同じことを言へることとなる

智將は卽ち上の「善く兵を用ふる者」なり。但し彼れは略にして此れは詳かなり。文乃ち複せず。食の字は活讀(一)す。下の食敵(二)の食と同じ。

敵の一鍾を食へば吾が二十鍾に當り、萁稈一石は吾が二十石に當る。〔原文〕食敵一鍾、當吾二十鍾、萁稈一石、當吾二十石

此の篇多く算數を以て言ふ。一を食へば二十に當るとは、是れ遙かに千里(三)に照す。頗る所謂算博士に似たり。然れども兵家の切要は則ちそこに在り。

故に敵を殺すものは怒なり。〔原文〕故殺敵者、怒也

此の句唯だ以て下を起す、意義あることなし。猶ほ詩の所謂興のごとし。然れども兵理に於て則ち然り。

敵の利を取るものは貨なり。〔原文〕取敵之利者、貨也

怒は以て敵を殺すべし。私忿公怒、皆自ら用ふべく、之れを用ふるは將に存す。貨は以て利を取るべし。利は是れ敵に食ふなり。然れども啻に敵に食ふのみに非ず、「車に乘り(四)卒を養ふ」、是の類何ぞ限らん。之れを取るは貨に在り。貨は下の賞養

(一) [illegible]
(二) [illegible]敵
(三) [illegible]
(四) 下文に出づ、

を兼ねて言ふ。

車戰に車十乘以上を得れば、其の先づ得たる者を賞す。〔原文〕車戰、得車十乘以上、賞其先得者

兵家は先を貴ぶ。適くとして然らざるはなし。兵機の在る所、宜しく意を注ぐべし。

而して其の旌旗を更へ、車は雜へて之れに乘り、〔原文〕而更其旌旗、車雜而乘之

或は雜乘して諸軍に散置し、或は專乘して獨り先鋒に任ず、皆可なり。余謂へらく、洋艦を奪ひて雜乘するの法最も妙なり。

卒は善くして之れを養ふ。〔原文〕卒善而養之

善養、最も術あり。

是れを敵に勝ちて强を益すと謂ふ。〔原文〕是謂勝敵而益强

一句反應す。已に勝ちて强を益す、啻に鈍挫屈殫を患へざるのみならざるを言ふ。

故に兵は勝を貴びて久を貴ばず。〔原文〕故兵貴勝不貴久

此の篇の主意、久を持して敵を制するに在り。反つて人の久を以て貴しと爲さんことを恐る、故に言ふ。

故に兵を知るの將は、民の司命、國家安危の主なり。〔原文〕故知兵之將、民之司命、國家安危之主也

孫子全篇、體あり用あり、大あり細あり、是れ及び易からずと爲す。而して獨り是の篇稍や降等たり。然れども猶ほ將を以て結穴と爲す。是れ其の大關係の處なり。其の文字の精緻著實なるに至りては、猶ほ諸篇に出づ。抑ゝ相模の戍、(一)遠輸貴賣、官吏の苦しむ所なり。我れ孫武を起して之れを問はんと欲す。然りと雖も、是れ將の任なり。寧んぞ私に言ふべけんや。

（一）相模―海岸地帶に於ける外艦に對する警備をいふ。毛利藩久しくこの任に當りたり

謀攻第三

孫の文、句々著實なるものあり。始計・行軍・地形・九地の如き是れなり。通篇全く虛にして、一二の要言の以て之れを實にするものあり。軍形・虛實の如き是れなり。此の篇の如きは、前半（此の篇の大段は「大敵の擒なり」に在り。今、「此れ攻の法なり」に至るまでを割いて前半と爲す）は是れ虛にして、謀を伐つの四要言を以て之れを實にす。後半は則ち句々著實にして、復た始計・行軍の下に在らず。註家多く虛實を分たず。瞶々を致す所以なり。

(二)國軍卒伍は敵の國軍卒伍なり

(三)豐臣秀吉は[illegible]くし或は破ること

謀攻は謀を以て人を攻むるなり。篇中、謀を伐つ、國を全うす、軍を全うするは卽ち其の事なり。謀を伐つに謀を以てするは、全しと爲す所以なり。攻むるを以て城を攻むと爲すものは拘れるかな。

孫子曰く、凡そ兵を用ふるの法は、(二)國を全うするを上と爲し、國を破るは之れに次ぐ、軍を全うするを上と爲し、軍を破るは之れに次ぐ。旅を全うするを上と爲し、旅を破るは之れに次ぐ。卒を全うするを上と爲し、卒を破るは之れに次ぐ。伍を全うするを上と爲し、伍を破るは之れに次ぐ。〔原文〕孫子曰、凡用兵之法、全國爲上、破國次之、全軍爲上、破軍次之、全旅爲上、破旅次之、全卒爲上、破卒次之、全伍爲上、破伍次之

之れを全うするは、固より已に上と爲す。之れを破るも亦以て次と爲すべし。國軍卒伍皆然らざるはなし。蓋し善く之れを破る、故に善く之れを全うす。是れ術なり。(三)豐公曾て之れを人に敎へたり。其れ何を以て之れを(四)全破するか、妙は不言に在り、以て下段の餘地を留む。

是の故に百戰百勝は善の善なるものに非ず。戰はずして人の兵を屈するは善の善なるものなり。〔原文〕是故、百戰百勝、非善之善者也、不戰而屈人之兵、善之善者也

百戰百勝も固より亦善なり。但だ善の善なるものに非ず。其の戰はずして之れを屈するは、乃ち善の善なるもののみ。何を以て戰はずして之れを屈するか、亦下吉に在り。

故に上兵は謀を伐つ。其の次は交を伐つ。其の次は兵を伐つ。其の下は城を攻む。」

【擬文】故上兵伐謀、其次伐交、其次伐兵、其下攻城。

四言は全篇の綱領なり。謀と交とは、之れを全うすると、戰はざるとに貼す。兵と城とは、之れを破ると、戰ひて勝つとに貼す。兵・城に偏すれば、則ち謀・交に及ぶ能はず、能く謀・交に及べば、則ち兵・城其の中に在り。ここを以て上兵は謀を伐つを尚ぶ。上兵とは兵法の最も上なるものなり。但し謀を伐つは、其の說極めて長し。孫子も亦甚しくは說破せず。仁者は敵無し、樽爼折衝、亦皆其の事なり。智謀人を屈するも亦然り。乃ち交・兵・城と雖も、自ら其の中に在り。曹[一]の始謀を伐つの說は、特だ其の一端のみ。然りと雖も活潑なるかな。吾が師の句[二]に云はく、「微臣別に謀を伐つの策あり、安くにか風船を得て墨東[三]に下らん」と。蓋し說あり。

(一) 曹操 [illegible]
(二) [illegible]
(三) ワシントン [illegible]

城を攻むるの法は、已むを得ざるが爲めなり。(四)櫓・轒轀(ふんうん)を修め、器械を具ふること、三月にして後成り、距堙(きよいん)(五)又三月にして後已む。〔原文〕攻城之法、爲不得已、修櫓轒轀、具器械、三月而後成、距堙又三月而後已

器械・距闉は、乃ち(六)輸般の餘唾にして、兵家の要需に非ず。知らざる者は、大小の大事と爲す、(七)杜牧の輩の如き是れなり。距闉は吾れ妄斷して、(八)此の間の所謂迎城(むかひじろ)・附城(つけじろ)の類と爲す、方(まさ)に始めて人情に近し。

將其の忿に勝(た)へずして之れに蟻附し、士卒三分の一を殺して而も城拔けざるは、此れ攻むるの災なり。」〔原文〕將不勝其忿、而蟻附之、殺士卒三分之一、而城不拔者、此攻之災也

三分して一を殺すは、作戰(篇)の「日に千金を費す」、「十に六七を去る」と與に、孫子蓋し嘗(こころ)みる所ありしならん。惜しいかな、吾れ未だ通曉する能はず。「此れ攻むるの災なり」の一段は、上の「城を攻む」を講ず。

故に善く兵を用ふる者は、人の兵を屈するも、而も戰ふに非ず。人の城を拔くも、而も攻むるに非ず。人の國を毀(やぶ)るも、而も久しきに非ざるなり。〔原文〕故善用兵者、屈人之兵、而非戰也、拔人之城、而非攻也、毀人之國、而非久也

(四) 櫓は大盾、轒轀は攻城用の大車。
(五) 評註に、は距闉とあり、敵の城壁に對して築ける、攻城用の土山。
(六) 公輸般、楚の軍師なり。雲梯を作りて宋を攻め、墨翟これを守りたりといふ。
(七) 孫子十家註の一人。
(八) 吾が國のと言ふ意。

善く兵を用ふる者も、未だ必ずしも戰はざるにあらず。而も其の之れを屈する所以は、則ち戰ふに非ざるなり。未だ必ずしも攻めざるにあらず。而も其の之れを拔く所以は、則ち攻むるに非ざるなり。未だ必ずしも久しからざるにあらず。而も其の之れを毀る所以は、則ち久しきに非ざるなり。然らば則ち何如、且く下の句を讀め。

必ず全きを以て天下に爭ふ。故に兵頓れずして、利全かるべし。〔原文〕必以全爭於天下、故兵不頓、而利可全

全の字三たび出づ。各〻當る所あり。「國を全うす」は是れ期待なり。「全きを以て」は是れ籌畫なり。「全うすべし」は是れ效驗なり。其の實は一なり、謀を伐つのみ。

此れ謀攻の法なり。」〔原文〕此謀攻之法也

「此れ謀攻の法なり」の一段、上の「謀を伐つ」を講ず。交を伐つは其の中に在り。

故に兵を用ふるの法は、〔原文〕故用兵之法

法は是れ常法なり。權は利に因りて制するもの、何ぞ其れ常とすべけんや。(一)圍攻分戰、能逃能避は、註家喋々として辨說し、當らざるに非ざるも、要は法の字を解せず、曹、獨り之れを得たり。其の(二)十圍の說は則ち自ら道へるもの、分別して之れを

（三）味方が敵に十倍の兵力ある場合の意

（四）論語子罕篇第四章に出づ。意必固我の四つの如し、預じめに定めすることなり。

（五）孟子離婁下篇第十一章に出づ、第二卷二〇八頁参照

見ㇾ可なり。

〔三〕十なれば則ち之れを圍み、五なれば則ち之れを攻め、倍なれば則ち之れを分ち、敵しければ則ち能く之れを戰はしめ、少ければ則ち能く之れを逃れ、〔原文〕十則圍之、五則攻之、倍則分之、敵則能戰之、少則能逃之

「逃」は或は「守」に作る。守は則ち死に似たり、逃は則ち活に似たり。

若かざれば則ち能く之れを避く。〔原文〕不若則能避之

之の字、上と下の四つは敵を斥し、中の二つは自ら斥す。文に隨ひて之れを解し、必ずしも拘らず。三つの能の字、徒視するなかれ。

故に小敵の堅きは、大敵の擒なり」。〔原文〕故小敵之堅、大敵之擒也

堅は固なり。猶ほ意〔四〕必固我のごとし。善く兵を用ふる者は、蓋し「大〔五〕人は信を必とせず、果を必とせず、唯だ義に之れ從ふ」が如きあり。「大敵の擒なり」の一段、上の「兵を伐つ」を講ず。謀を伐ち、交を伐ちて、或は窮する者は、兵を伐ちて以て之れを足す。然れども亦謀を伐つに外ならず。

夫れ將は國の輔なり。輔周きときは則ち國必ず強く、輔隙あるときは則ち國必ず弱し。

〔原文〕[illegible]

之れを圍み、之れを攻め、之れを分ち、之れを戰はしめ、之れを逃れ、之れを避く。願ふに將の事に非ずや。圍攻分戰は猶ほ是れ可なり。之れを逃れ、之れを避くれば、明主と雖も疑はざるを得ず。形跡測るなく、讒間之れに乘じ、市に虎あり、[一]參、人を殺す。是の時に當り、將と主相と釁隙あらば、國の弱きこと、其れ何とか謂はん。其の極亦敵の擒とならんのみ。輔は車の兩旁の夾木なり。是れ車に功ありて、而も解脱すべき物なり。故に將に於て極めて切なり。周隙は輔と車との周隙なり。皆主と將とに象る。極めて切なり。

故に君の軍に患ふる所以のものは三つ、〔原文〕故君之所以患於軍者三

一本に、君と軍と位を易へたり。一句は則ち通ず。然れども君の字は一段を貫く、故に君は上にして、軍は下なるを勝れりと爲す。

軍の以て進むべからざるを知らずして、之れに進めと謂ひ、軍の以て退くべからざるを知らずして、之れに退けと謂ふ、是れを縻軍と謂ふ。〔原文〕不知軍之不可以進、而謂之進、不知軍之不可以退、而謂之退、是謂縻軍

〔一〕[illegible]

（二）本下段にあり。「同じうする者」も次段參照

（三）縻は御なりといふ註あり、これにて十分なりの意

（四）後出三四〇頁參照

此の「知らず」は是れ君知らざるなり。下の二つの「知（二）らず」は、乃ち同じうする者知らざるなり。語少しく異るに似たるも、而も意は則ち皆君に歸す。縻は御なりと。以（三）て尙（くは）ふるなし。吾れは乃ち傀儡を以て之れを解す、人皆頤を解く。三軍の事を知らずして、三軍の政を同じうすれば、則ち軍士惑ふ。三軍の權を知らずして、三軍の任を同じうすれば、則ち軍士疑ふ。〔原文〕不知三軍之事、而同三軍之政、則軍士惑矣、不知三軍之權、而同三軍之任、則軍士疑矣 三軍の事權を知らざる者をして、三軍の政任に參同せしむれば、則ち軍士疑惑す。事は是れ常事、故に政を以て對す。權は是れ權變、故に任を以て對す。意同じくして、語に淺深あるのみ。

三軍既に惑ひ且つ疑へば、則ち諸侯の難至る。〔原文〕三軍既惑且疑、則諸侯之難至矣 上の二節を約して一句と爲し、則の字を以て斡旋す。轉御の常法なり。孫子動（やゝ）もすれば輙（すなは）ち曰く、「諸侯諸侯」と。當時の事情想ふべし。

是れを軍を亂して勝を引くと謂ふ。」〔原文〕是謂亂軍引勝

勝の字は、軍形篇の「勝（四）つべし」、「勝つべからず」の字例、正に同じ。故に敵の我

れに勝つを引くと云へるもの、從ふべし。

故に勝を知るに五あり。〔原文〕故知勝有五

勝を知るとは、先づ必勝を知るなり。

以て與に戰ふべく、以て與に戰ふべからざるを知る者は勝つ。〔原文〕知可以與戰不可以與戰者、勝

以てとは已れの軍を以てなり。與にとは彼れの軍と與になり。我が輔周の軍を以て、彼れの謀交兵城を伐ち、可なれば則ち戰ひ、不可なれば則ち止む。勝つ所以なり。

衆寡の用を識る者は勝つ。〔原文〕識衆寡之用者、勝

衆には衆の用あり、寡には寡の用あり、「十則圍五攻云々」(一)に觀て、亦見るべし、

上下欲を同じうする者は勝つ。〔原文〕上下同欲者、勝

欲を同じうするは、卽ち意を同じうするなり。但し始計には主を以て言ひ、ここは將を以て言ふ。而して將は固より主に外ならず、是れ言外に在り。

(二)虞を以て不虞を待つ者は勝つ。將、能にして、君、御せざる者は勝つ。〔原文〕以虞待不虞者勝、將能而君不御者勝

(一) [illegible]

(二) [illegible]

能の字、上の四句を括る。此の句法極めて工なり。亦詭道攻出二句の法にして、而も此れは更に活なり。

此の五つの者は、勝を知るの道なり」〔原文〕此五者、知勝之道也

「是れを軍を亂して勝を引くと謂ふ」の一段は負を知るの道なり。正に此の段と對す。負を知り勝を知りて、然る後、謀、伐つべきなり、交、伐つべきなり、兵、伐つべきなり、而して城も亦攻むべきなり。

故に曰く、彼れを知り己れを知れば、百戰殆からず。彼れを知らずして己れを知れば、一たびは勝ち一たびは負く。彼れを知らず、己れを知らざれば、戰ふ毎に必ず敗る。

〔原文〕故曰、知彼知己、百戰不殆、不知彼而知己、一勝一負、不知彼、不知己、毎戰必敗

前の半篇は、謀を伐ち、交を伐ち、兵を伐ち、城を攻む。事皆敵と關す。故に彼れを知るを以て之れを結ぶ。後の半篇は、三負五勝、事皆自ら爲すに在り。故に己れを知るを以て之れを結ぶ。三句韻を用ひ、反覆嘆詠す。結法、甚しくは緊ならざるが如きも、而も其の實は極めて緊なり。

〔二〕始計篇にあり、三二〇頁參照。兵は詭道なり」と、「其の備なきを攻め、其の不意に出づ」をさす

軍形第四

軍形は軍の定形なり。篇中に所謂「道を修め法を保つ」は是れ其の物なり。反つて道の字を脫して法を說く。法は卽ち兵法云々是れなり。孫子、讀者の視て以て淺易と爲さんことを慮り、故らに虛聲恐喝して一篇の文字を作る。而して註家皆其の瞞する所となる。孫子にして知るあらば、應に吾が計の偶〻當れることを地下に大笑すべきのみ。

孫子曰く、昔の善く戰ふ者は、先づ勝つべからざるを爲して、〔原文〕孫子曰、昔之善戰者、先爲不可勝 以て敵の勝つべきを待つ。勝つべからざるは己れに在り、勝つべきは敵に在り。故に善く戰ふ者は、能く勝つべからざるを爲して、敵をして之れに必ず勝つべからしむる能はず。故に曰く、勝は知るべくして、爲すべからずと。〔原文〕以待敵之可勝、不可勝在己、可勝在敵、故善戰者、能爲不可勝、不能[illegible]

（二）王晳曰く、「勝つべからずとは、道を修め法を保つなり」と。之れを得たり。

（一）宋の人、孫子十家註の一人

(二)本書第六虚實篇
(三)後出三五六頁參照
(四)魏の武帝、即ち曹操。其說は孫子魏武註に出づ。即ち守也の下に「形を藏するなり」と註し、攻也の下に「敵攻むれば乃ち己れ勝つべし」と註す
(五)李衞公問對、太宗十章に出づ
(六)虚實篇に出づ。三五九頁參照
(七)同前
(八)中谷正英、松陰の友人「列傳」
(九)後出三六二頁

虚實(二)に曰く、「勝は爲すべきなり」と。而してここに爲すべからずと曰ふは、是れ軍の定形を以て言ふ。彼の「敵を待ち人を致す」(三)と云ふものと、立言自ら別なり。

勝つべからざるものは守るなり。勝つべきものは攻むるなり。〔原文〕不可勝者、守也、可勝者、攻也

守るも亦道法のみ、更に他說なし。曹(四)の說は巧に過ぐ。

守れば則ち足らず、攻むれば則ち餘りあり。〔原文〕守則不足、攻則有餘

唐の太宗(五)曰く、「守るの法、要は敵に示すに不足を以てするに在り。攻むるの法、要は敵に示すに有餘を以てするに在り。敵に示すに足らざるを以てすれば、則ち敵必ず來り攻む。此れは是れ敵(六)其の攻むる所を知らざるものなり。敵に示すに有餘を以てすれば、則ち敵必ず自ら守る。此れは是れ敵其の守る所を知らざるものなり」(七)と。嗚呼、之れを盡せり。曹公の註、「勝つべからざるものは守るなり」を「藏形」と爲す。吾れ謂へらく、宜しく移して不足の解と爲すべしと。守れば則ち足らず、攻むれば則ち餘りありを、向(さき)に賓卿(八)、虚實篇の「人に備ふ」と、「人をして己れに備へしむ」(九)とを以て、之れを解し、余時に手を拍つて妙と稱せり。今復して思ふに、遂

に太宗の說の美なるに如かず。蓋し攻守皆兵法にして、人に備へ己れに備ふると同じからず。

善く守る者は、九地の下に藏れ、善く攻むる者は九天の上に動く。〔原文〕善守者、藏於九地之下、善攻者、動於九天之上

九天九地は、唯だ其の高深を言ふ。其の語は則ち遁甲[一]に出づと言ふ。足らずと餘りあると、地に藏ると天に動くと、二致あるに非ず、特だ其の言を高深にして、人をして捉摸する能はざらしむるのみ。

故に能く自ら保ちて、勝を全うするなり。」〔原文〕故能自保、而全勝也

一段。攻守變闔、句々對待、而して守るは是れ形、攻むるは是れ勢、知るべし、形勢の二者、分たんと欲して得ざるを。結末、勢を假りて形を明かにす。亦何ぞ已むを得んや。

勝を見ること、衆人の知る所に過ぎざるは、善の善なるものに非ず。〔原文〕見勝、不過衆人之所知、非善之善者也

以下、「已に敗れたる者に勝つ」に至るまでを一段と爲す。單に勝ち易きを言ふなり。註家多く此の句を解せず、枉げて奥妙の說話を作す。殊に知らず、道を修め法

を保つは、平々易々なるを。衆人察せず、是れ以て其の知る所に過ぐるに足る。

戰ひ勝ちて天下善と曰ふは、善の善なるものに非ず。〔原文〕戰勝而天下曰善、非善之善者也

此の二句を解し得れば、則ち下の秋毫・日月・雷霆の三句、勝ち易きの謂たること、辯を待たず。註家多く之れを失へるは何ぞや。

故に秋毫を擧ぐるも、多力と爲さず、日月を見るも、明目と爲さず、雷霆を聞くも、聰耳と爲さず。〔原文〕故擧秋毫、不爲多力、見日月、不爲明目、聞雷霆、不爲聰耳

勝ち易きに勝つも、智勇と爲さず。

古の所謂善く戰ふ者は、勝ち易きに勝つ者なり。故に善く戰ふ者の勝つや、智名なく、勇功なし。故に其の戰ひ勝つや忒はず。忒はざる者は、其の勝を措く所、已に敗れたる者に勝てばなり。」〔原文〕古之所謂、善戰者、勝於易勝者也、故善戰者之勝也、無智名、無勇功、故其戰勝不忒、不忒者、其所措勝、勝已敗者也

善く戰ふ、勝ち易し、忒はず、勝を措く、皆道法の效なり。廊廟原野、到る處並是れなり。此の段、勝ち易きを言ふ。已敗の二字、隱々に下段を起す。而して敵の字を現はさざるは最も妙なり。

故に能く戰ふ者は、不敗の地に立ちて、敵の敗を失はず。［原文］故善戰者、立於不敗之地、而不失敵之敗也

又攻守を雙言して、「先づ勝つべからざるを爲して、以て敵の勝つべきを待つ」(一)と徹應す。但し「勝つべからず」を「不敗」と爲し、「勝つべき」を「敗」と爲し、「待つ」を「失はず」と爲す。語勢更に活なり。

是の故に、勝兵は先づ勝ちて後に戰を求め、敗兵は先づ戰ひて後に勝を求む。［原文］是故、勝兵先勝而求戰、敗兵先戰而後求勝

先づ勝ちて後戰ふは、已に敗れたるに勝つと何ぞ異らん。兩節を以て兩段を括り、然る後本意に入る。

善く兵を用ふる者は、道を修めて法を保つ。故に能く勝敗の政を爲す。」［原文］善用兵者、修道而保法、故能爲勝敗之政

道と法とは、始計の五事の二つ、二者一を闕けば不可なり。前面皆虛にして、ここに至りて方に僅かに把柄を見る。能く勝敗の政を爲せば、則ち勝實に爲すべからざるに非ず。此の段、上を承けて下を起す。

(一) 前出三四〇頁參照

兵法、一に曰く度、二に曰く量、三に曰く數、四に曰く稱、五に曰く勝。〔原文〕兵法、一曰度、二曰量、三曰數、四曰稱、五曰勝

道の說は、前後の諸篇に具す。況や道は則ち在らざる所なし。故に獨り法を講ず。法は、曲制・官道、未だ盡さざるものあり。故に復た五事を論ず。所謂軍形は正にここに在り。陣法・營法・築城・守國、均しく此の法なり。

地は度を生じ、度は量を生じ、量は數を生じ、數は稱を生じ、稱は勝を生ず。〔原文〕地生度、度生量、量生數、數生稱、稱生勝

之れを大八洲の地に譬へんに、東西六百里、南北二百里、爰に億兆の生靈を容れ、爰に二百六十大小名を置く。今特に東藩[二]に就いて之れを言へば、執政內に在り、大小名輻湊す。加薩仙臺[三]の諸大藩ありと雖も、偏重するに至らず。若し之れを貫くに道を以てせば、勝乃ち自ら生ぜん。量は猶ほ太極[四]のごとく、數は猶ほ儀・象・卦爻のごとし。人或は量數の別を疑ふ、故に之れを言ふ。稱は地と人とを併せ權る。韓信の握奇經[五]解に云ふ虛實の二壘、是れなり。

(二) 幕府をさす

(三) 外様大名の代表たるべき雄藩、前田・島津・伊達

(四) 易の繫辭に出づ、太極より陰陽兩儀を生じ、兩儀より四象・八卦を生ず

(五) 握奇經は軒轅の臣風后の作と稱せらるる兵書、後世の假托にして韓信の解といふも亦同じ

故に勝兵は鎰を以て銖を稱るが若く、敗兵は銖を以て鎰を稱るが若し。〔原文〕故勝兵、若以鎰稱銖、敗兵、若以銖稱鎰。

以鎰稱銖

度量數稱は、一の勝の字に匯し、一轉して勝兵となる。前の稱の字は、是れ自ら吾が地と人とを稱る。ここの稱は、是れ彼我の輕重を稱る。拘りて之れを視ることなかれ。

故に勝者の戰、積水を千仞の谿に決するが若くなるは、形なり。〔原文〕故勝者之戰、若決積水於千仞之谿者、形也。

積水は是れ形、決するが若きは是れ勢なり。孫子、形を論ずること至れり。猶ほ其の一定して、轉化活動の機を見ざるを慮り、乃ち勢を假りて形を明かにし、且つ下篇の張本と爲す。謂ふが如きは是れ勢なり。而も其の由る所のものは形のみ。諸葛武侯、師を渭南に出し以て司馬懿を窘む。蓋し深く力を此の篇に得たるなり。宋の陳同甫に武侯論あり、快甚し、以て此の篇に註すべし。

兵勢第五

勢は是れ形の動、形は是れ勢の靜、形に配して軍と曰ひ、勢に配して兵と曰ふ。必ずしも甚しくは拘らざれ。但し軍は卽ち軍旅、兵は則ち兵を把りて以て戰ふ、亦動靜なしとせず。然れども以て戰ふは軍旅に非ずんば得ず、軍旅は、以て戰ふに非ずんば爲すことなし。別ちて之れを言へば、浪戰・亂軍の由つて生ずる所なり。故に略ぼ之れを言ふ。

孫子曰く、凡そ衆を治むること、寡を治むるが如くなるは、分數是れなり。【原文】孫子曰、凡治衆如治寡、分數是也

數は是れ度・量・數・稱の數なり。下文の「治亂は數なり」も亦是れ是くの如く、存よ。分の字自ら輕し。分てば則ち數あるのみ。曹公、(三)部曲を分と爲し、什伍を數と爲す。是れ蓋し多少を以て(區)別を爲す、亦通ず。

衆を闘はすこと寡を闘はすが如くなるは、形名是れなり。【原文】闘衆如闘寡、形名是也

將に勢を言はんとして、先づ形より說き起す。衆をして棼亂なからしむるものは、唯だ分數なり。衆をして能く奮闘せしむるものは、唯だ形名なり。治と闘と、亦自

(二) 軍編制上の言葉にして、五人を伍、五十人を隊、二隊を曲、二曲を官、二官を部とす。始計篇に曲制とあるも亦この制度をいひしなり

ら動靜と做して看よ。兵家皆言ふ、金鼓旌旗は人を進退分合する所以の具たりと。而して孫子獨り鬪はしむと言ふ。知るべし、旌旗の形、金鼓の名は、聲を假り勢を借りて、以て奮鬪を助くるものにして、甚だ煩雜の制度あるに非ざるを。煩雜の制度は、皆口舌虜を擊つの爲のみ。余幼時ここを讀みて之れを得たり。今特に揭ぐ。

三軍の衆、必ず敵を受けて敗るることなからしむべきものは、奇正是れなり。（原文）三軍之衆、可使必受敵而無敗者、奇正是也

王晳、「必」(一)を以て「畢」と爲せり、是と爲す。吾れ率然(二)を以て此の句を解す。妙は必の字に在り。

兵の加はる所、碫を以て卵に投ずるが如くなるは、虛實是れなり。」（原文）兵之所加、如以碫投卵者、虛實是也

李筌(三)曰く、「碫は實、卵は虛なり。實を以て虛を擊てば、其の勢易し」と、善く譬喩を解すと謂ふべきのみ。所は、國を指し軍を指し、城を指し地を指す。古書の字例見るべし。張預(四)曰く、「夫れ軍を合し衆を聚むるには、先づ分數を定む。分數明かにして、然る後形名を習はす。形名正しくして、然る後奇正を分つ。奇正審かに

（一）畢ならば「ことごとく」と讀む
（二）九地篇にあり、四〇八頁參照
（三）唐の人、武略あり、兵書に詳し。孫子十家註の一人
（四）宋の人、孫子十家註の一人

して、然る後虛實見るべし、四事の次序ある所以なり」と。吾れ謂へらく、敵を受けて敗るることなきと、碫を以て卵に投ずるとは、自ら動靜と爲して看ること、亦上の治亂と同じと。蓋し分數ありて、然る後形名あり。二者具はりて、然る後奇正あり。三者備はりて、然る後能く實なり、然る後以て虛を擊つべし。虛實終りに在りて、上の三者と、語勢稍や別なり。三者は專ら形を以て言ひ、虛實は則ち勢を以て言ふ。四事の次序、張預猶ほ粗なり。

凡そ戰ふ者は、正を以て合し、奇を以て勝つ。〔原文〕凡戰者、以正合、以奇勝

四事の中、獨り奇正を擺して、反復之れを言ふ。其の實は、三事皆離れ得ず。上の奇正は靜に就いて言ひ、ここは動に就いて言ふ。二つの以の字を觀よ。

故に善く奇を出す者は、〔原文〕故善出奇者

前後皆奇正を並べ言ひ、ここには單に奇を言ふ。又「出す」を以て言と爲す。極めて着落あり。蓋し兵家の務は善く奇を出すに在り。善く奇を出せば、正其の中に在り。或は「兵を出す」に作り、或は闕文と爲す、一咲を發すべし。

窮りなきこと天地の如く、竭きざること江海の如し。〔原文〕無窮如天地、不竭如江海

海、一に河に作る。滔々として竭きず、河、更に切なるに似たり。

終りて復た始まる、日月是れなり。死して更に生く、四時是れなり。〔原文〕終而復始、日月是也、死而更生、四時是也

唯だ奇正之れに似たり。〇「善く奇を出す者」よりここに至るまで、語勢一貫し、以下一轉して、「奇正の變、勝げて窮むべからざるなり」に至る。

聲は五に過ぎざるも、五聲の變、勝げて聽くべからず。色は五に過ぎざるも、五色の變、勝げて觀るべからず。味は五に過ぎざるも、五味の變、勝げて嘗むべからず。戰勢は奇正に過ぎざるも、奇正の變、勝げて窮むべからざるなり。奇正の相生ずること、循環の端なきが如し。孰れか能く之れを窮めんや。」〔原文〕聲不過五、五聲之變、不可勝聽也、色不過五、五色之變、不可勝觀也、味不過五、五味之變、不可勝嘗也、戰勢不過奇正、奇正之變、不可勝窮也、奇正相生、如循環之無端、孰能窮之哉

奇正相生すとは、是れ衆人の觀る所、其の實は善く奇を出すに在るかな。ここに再び「窮」を照せり。〇「凡そ戰ふ」よりここに至るまで一段なり。只だ是れ首句を鋪轉し、游衍して勢を養ふ。鷙鳥の翼を戢むるが如く、猛獸の形を伏するが如し。

亦文法、亦兵法。

激水の疾き、石を漂はすに至るものは勢なり。鷙鳥の疾き、毀折に至るものは節なり。

［原文］激水之疾、至於漂石者、勢也。鷙鳥之疾、至於毀折者、節也。

水の至つて柔なると、石の剛にして且つ重きと、敵する所に非ざるが如し。然も其の激するの疾き、石を漂はすに至る。況や鷙鳥の悍き、叢爵（一）・林鳩に於ては、則ち其の敵に非ず。其の迅速攫搏、何ぞ毀折の言ふに足らんや。知るべし、寡弱の轉じて勁悍となりて、以て衆强を破碎すべきものは勢なるを。勁悍の用ひて以て鳩爵を毀折すべきものは節なるを。此の句、上の虛實より按じ來る。然れどもここに至りて、復た分數形名、迂濶の議論に暇あらず、唯だ是れ一つの勢の字なり。一つの勢の字、猶ほ其の懦緩なるを覺ゆ。乃ち節の字を著く。寶藏院（二）の十字槍、直ちに長槍に欄入するものは勢なり。場極まり局促りて、一縱敵を殺すものは節なり。故に節は勢の外に非ず。

故に善く戰ふ者は、其の勢險にして、其の節短なり。［原文］故善戰者、其勢險、其節短。

（一）[illegible]

（二）寶藏院覺禪坊、十文字槍を獨創して一派を開く

上には則ち汎言し、今は則ち「善く戰ふ者」出づ。其の運用何如を視よ。

勢は弩を彍るが如く、節は機を發つが如し。〔原文〕勢如彍弩、節如發機

善く戰ふ者の其の勢を持するや、陰險深峻、測るべからず、近づくべからず。而も其の節を睨るは則ち近し。故に其の霹靂一震するや、激水鷙鳥、孰れか能く之れを禦がん。これを弩を彍るに譬ふれば、引きて(一)發たず、躍如たり。これを機を發つに譬ふれば、矢を(二)發ちて破るが如し。兵家言ふ、「鋭陣に兩軍相迫り、氣を幷せ力を積み、目逃がず、膚撓まず、此の時に當り、先づ發する者先づ敗る。是れ其の常なり」と。孫子、弩を彍り機を發つを以て、勢・節に譬ふ。神なるかな。

紛々紜々、鬪ひ亂れて亂るべからず。渾々沌々、形圓にして敗るべからず。」〔原文〕紛々紜々、鬪亂而不可亂、渾々沌々、形圓而不可敗

是れ分數形名の極なり。衆人は徒だ其の紛紜を見る。然れども其の鬪亂の甚しきも、孰れか能く之れを亂らん。其の機を收めて靜かなるの處に至りては、渾々沌々、圓滿の形、復た孰れか之れを敗らん。鬪と云ひ形と云ふは、亦動と靜とに分ちて看よ。

(一) 孟子盡心上篇第四十一章に「君子は引いて發たず、躍如たり」とあり。第三巻四三二頁參照

(二) 滕文公下篇首章に、[illegible]

○此の段、戰勢奇正の窮りなきを見得す。

亂は治に生じ、怯は勇に生じ、弱は强に生ず。〔原文〕亂生於治、怯生於勇、弱生於强

亂は上の闘亂を承け、治は下の治亂を起す。○闘亂は亂を示せども、眞の亂に非ず、乃ち治の極のみ。治は遙かに篇首の分數形名に應ず。勇怯强弱は只だ是れ陪說なり。

治亂は數なり。勇怯は勢なり。强弱は形なり。〔原文〕治亂、數也、勇怯、勢也、强弱、形也

治と亂とは、分數の善惡に在り。勇と怯とは、兵勢の得失に在り。强と弱とは、形名の正否に在り。是れ分數形名及び兵勢に廻繳す。形も亦軍形の形にして、他物に非ず。上文層々轉折す、ここに至りて方に着落あり。

故に善く敵を動かす者は、之れに形して敵必ず之れに從ひ、之れに予へて敵必ず之れを取る。〔原文〕故善動敵者、形之、敵必從之、予之、敵必取之

之れに形すとは、假に强弱の形を設けて、以て敵に示すなり。之れを予ふるの句、亦陪說なり。

利を以て之れを動かし、〔原文〕以利動之

利は卽ち上の「之れに形し」、「之れに予ふる」、是れなり。

本を以て之れを待つ」。〔原文〕以本待之

本は卽ち數なり、勢なり、形なり。

故に善く戰ふ者は、之れを勢に求めて、之れを人に責めず。〔原文〕故善戰者、求之於勢、不責之於人

勢已に得ば、怯なる者も以て勇なるべし、尙ほ何ぞ人を之れ責めんや。

故に善く人を擇びて、而して勢に任す。〔原文〕故善擇人而任勢

人を擇ぶとは、勇怯材否を甄別して、其の勢力を齊一にするなり。吳子の所謂軍命(一)堅陣、尉子(二)の所謂死士力卒にして、分數中の一說なり。勢に任すとは、擇ぶ所の人を以て、乘ずべきの勢に附するなり。唐の太宗(三)此の趣を妙解せり。

勢に任する者は、其の人を戰はすや、木石を轉ずるが如し。〔原文〕任勢者、其戰人也、如轉木石

惟だ木石なり、故に以て轉ずべし。若し崩沙の地に散じ、柴薪の束ねざるがごとくたらしめば、亦安んぞ之れを轉ぜんや。西洋人云ふ、「兵家は卒を以て器械と爲す」と。此の言之れを得たり。

（一）吳子料敵篇にあり
（二）尉繚子、[illegible]
（三）[illegible]

木石の性、安ければ則ち靜かに、危ければ則ち動き、方なれば則ち止まり、圓なれば則ち行く。〔原文〕木石之性、安則靜、危則動、方則止、圓則行

安危は地を以て言ふ。方圓は木石を以て言ふ。

故に善く人を戰はすの勢、圓石を千仭の山に轉ずるが如きものは、勢なり。〔原文〕故善戰人之勢、如轉圓石於千仭之山者、勢也

人を戰はすとは、人を擇びて勢に任ずるを言ふなり。圓石は性善く轉ず、況や人の之れを千仭至危の山に轉ずるあるをや。以て分數形名の兵に喩ふ。之れを分つに奇正を以てし、之れを運らすに虛實を以てすれば、激水鷙鳥、彍弩發機、孰れか能く之れを禦がん。是れ所謂勢なり。石、山に轉ず、全篇を括盡し、仍ほ勢の字を以て之れを結ぶ。文も亦鬆ならず。嗚呼、夫れ天下の石、隨處皆あり、其の圓なるもの幾許ぞや。已に圓なるも、安きにあれば則ち行くべからず。幸に千仭の山頭に在りて、行くべきが如くなるも、而も之れを轉ずる者鮮し。

虛實第六

虛實の二字、上篇に原きて來る。虛は弱、實は彊、其の喩已に明かなり。但し其の實、我れに在りて形を爲す。度量數稱、分數形名、其の物に非ざるはなし。此の實を以て彼の虛を撃つ、勢を爲す所以なり。故に形勢を合せて虛實と爲す。

孫子曰く、凡そ先づ戰地に處りて敵を待つ者は佚す。〔原文〕孫子曰、凡先處戰地而待敵者佚

先づ戰地を占據するは、兵家の要訣。孫武卓識なり、故に曰く、「深く入れば則ち專らにして、主人克たず」(一)と。又曰く、「散地には則ち戰ふなかれ」(二)と。此の句を解せざれば、通篇朦朧たるのみ。戰地は定まることなし、唯だ吾が處る所なり。

後に戰地に處りて戰に趨く者は勞す。〔原文〕後處戰地而趨戰者勞

是れ上の句の反なり。其の戰地は則ち唯だ敵の處る所なり。

故に善く戰ふ者は、人を致して人に致されず。〔原文〕故善戰者、致人、而不致於人

上の二句は汎言す。ここには「善く戰ふ者」を點す。善く戰ふ者は、即ち上の佚する者なり。唐の太宗(三)極めて此の言を稱してより、此の言遂に兵家の要訓となる。殊

（二）九地篇（三八九頁、四〇八頁）及び九地篇、四〇三頁參照

（三）李衛公問對の中に屢々見ゆ

に知らず、太宗自ら得る所ありて、此の言を假りて以て之れを發したるを。而して何を以て人を致し、何を以て致されざるかは、上の句に原き來らざれば、遂に是れ空言なり。空言豈に訓とすべけんや。

能く敵人をして自ら至らしむるものは、之れを利すればなり。能く敵人をして至るを得ざらしむるものは、之れを害すればなり。〔原文〕能使敵人自至者、利之也、能使敵人不得至者、害之

二句、上は人を致すに貼し、下は人に致されずに貼す。然れども竟に是れ人を致すの一邊を重しとす。ここ下の三句を連ねて、舊說盡せり。

故に敵佚すれば能く之れを勞し、〔原文〕故敵佚能勞之

上文皆我が佚を言ふ。我れ佚すれば敵も亦佚す。何の處か之れあらんや。故にここに此の句を下す。佚の字は篇首の一句より來る。下二句は是れ陪說。古人善く陪說を用ふ。文故に板直ならずして、提摸し難し。若し乃ち何を以て之れを勞し飢し動かすかと謂はば、亦唯だ先づ戰地に處るのみ。

飽けば能く之れを飢し、〔原文〕飽能飢之

（一）張預は「客を變じて主と爲す」を引けり。事を解すと謂ふべきのみ。（二）「糧を敵に因る」は是れ其の義なり。

安んずれば能く之れを動かす。其の必ず趨く所に出で、其の意はざる所に趨く。〔原文〕安能動之、出其所必趨、趨其所不意。

「必ず趨く」は、或は「趨かざる」に作る。並びに理あり。但し「必ず趨く」は上を結び、「意はざる」は下の句を起す。文法は則ち巧なり。吾れ暫く之れを取る。

千里を行きて勞せざるは、人なきの地を行けばなり。〔原文〕行千里而不勞者、行於無人之地也。

千里の字、起句を照す。宜しく意を注ぐべし。

攻めて必ず取るは、其の守らざる所を攻むればなり。守りて必ず固きは、其の攻めざる所を守ればなり。〔原文〕攻而必取者、攻其所不守也、守而必固者、守其所不攻也。

二句、奇に似て實は正なり。蓋し守らざる所に非ざれば、吾れ敢へて攻めず。吾れ已に往きて之れを攻むれば、彼れ自ら之れを守るに暇あらず、安んぞ能く吾れを攻めんや。故に吾が守る所は、則ち人の攻めざる所なり。

（一）[illegible]

故に善く攻むる者は、敵其の守る所を知らず。善く守る者は、敵其の攻むる所を知らず。〔原文〕故善攻者、敵不知其所守、善守者、敵不知其所攻

二句、特だ上の二句を反復するのみ。

微なるかな微なるかな、無形に至る。神なるかな神なるかな、無聲に至る。故に能く、敵の司命となる。」〔原文〕微乎微乎、至於無形、神乎神乎、至於無聲、故能爲敵之司命

我が形已に實にして、又先づ戰地に處る。其の勢自然に斯くの如し。奇特の想を爲すことなかれ。能く敵の司命となるの句、一段を收束す。

進みて禦ぐべからざるものは、其の虛を衝けばなり。退きて追ふべからざるものは、速かにして及ぶべからざればなり。〔原文〕進而不可禦者、衝其虛也、退而不可追者、速而不可及也

將に「我れ專らにして敵分る」と言はんとして、上段の議論を反復して、數句を造作す、終に篇首の一句を出でず。其の虛を衝くとは、是れ敵の虛なり。是の時我が速を言はず。速かにして及ぶべからずとは、是れ我れ速かなるなり。是の時敵の虛を言はず。是れ互文のみ。然らざれば、敵虛なるも而も我れ遲ければ、虛、將に變

じて實とならんとす。我れ速かなるも而も敵實ならば、速、將に變じて遲とならんとす。但し速と云ふに二情あり、卑と緩との謂なり。

故に我れ戰はんと欲せば、敵、壘を高くし溝を深くすと雖も、我れと戰はざるを得ざるものは、其の必ず救ふ所を攻むればなり。我れ戰ふを欲せずんば、地を畫して之れを守ると雖も、敵、我れと戰ふを得ざるものは、其の之く所に乖けばなり。「原文」故我欲戰、敵雖高壘深溝、不得不與我戰者、攻其所必救也、我不欲戰、雖畫地而守之、敵不得與我戰者、乖其所之也

攻むる者の勢、每々斯くの如し。其の之く所に乖くとは、我れの爲す所、著々敵の意外に出づるなり。我れ地を畫すと雖も、敵隱然已に之れを憚る。寧んぞ我れと戰ふを得んや。若し猶ほ未だならば、則ち壘を高くし溝を深くするも、反つて欲せざるの戰ひを免かるる能はず。盍ぞ其の本に反らざる。

故に人に形して我れに形なければ、則ち我れ專らにして敵分る。「原文」故形人而我無形、則我專而敵分

「人に形す」と、「形なき」とを以て上を結び、「我れ專ら」と「敵分る」とを以て下を起す。文章岐路の處なり。

〔一〕虛實篇に出づ、三四八頁參照

我れ專らにして一となり、敵分れて十となる。是れ十を以て其の一を攻むるなり。【原文】我專爲一、敵分爲十、是以十攻其一也

（一九）是の字を以て斡旋し、忽ち一と十とを倒まにして之れを用ふ。

則ち我れ衆にして、敵、寡なり。能く衆を以て寡を撃てば、則ち吾れの與に戰ふ所のもの約なり。【原文】則我衆敵寡、能以衆擊寡者、則吾之所與戰者約矣

（二〇）太史公の文、逆を貴ぶ。而して孫子の文、順を貴ぶ。其分の數語、及び軍形攻守の數語の如き皆然り。圓轉自在にして語は則ち順なり。

吾れの與に戰ふ所の地、知るべからず。【原文】吾之所與戰之地、不可知

戰ふの地は、即ち篇首の戰地なり。曰く、「我れに形なし」、曰く、「知るべからず」、（二一）故らに怪々奇々を爲すに非ず。唯だ其の先づ處るの一着、我れに形なからしめて、敵をして知る能はざらしむ。然れども其の實は、我れ實に形なくして、知るべからざるものありて存す。説は下文に見えたり。

知るべからずんば、則ち敵の備ふる所のもの多し。敵の備ふる所のもの多ければ、則

（二〇）史記の作者司馬遷

（一）[illegible]

（二）[illegible]の地に[illegible]すに[illegible]國の[illegible]備の薄きを敘す

ち吾が與に戰ふ所のもの寡し。〔原文〕不可知、則敵所備者多、敵所備者多、則吾所與戰者寡矣

（一）「約矣」、「寡矣」は是れ章法なり。

故に前に備ふれば則ち後寡く、後に備ふれば則ち前寡し。左に備ふれば則ち右寡く、右に備ふれば則ち左寡し。備へざる所なければ、則ち寡からざる所なし。〔原文〕故備前則後寡、備後則前寡、備左則右寡、備右則左寡、無所不備、則無所不寡

（二）目今の事、其れ然らざらんや。噫、吾れ言ふに忍びず。

寡きものは、人に備ふるものなり。衆きものは、人をして己れに備へしむるものなり。〔原文〕寡者、備人者也、衆者、使人備己者也

上面は皆「備へしむ」と言ふ。忽ち「故に前に備ふれば則ち後寡し」の數句を補ひ出して、「人に備ふ」と言ひ、以て雙收に便す。長短詳略、並びに其の宜しきを得たり。

故に戰の地を知り、戰の日を知れば、則ち千里にして會戰すべし。〔原文〕故知戰之地、知戰之日、則可千里而會戰

是れ備へしむるものなり。戰の地は上文を承く。戰の日は是れ陪說なり。復た千里

〔三〕孫子十家註の中の一人なる杜牧の祖父なり。十家註には十家の外この人の說をも附載せり

の字を點す。戰の地と日と、皆吾が方寸に在り、何の知らざることかあらん。千里の會戰、何を以て疑ひと爲さん。

戰の地を知らず、戰の日を知らずんば、則ち左、右を救ふ能はず、右、左を救ふ能はず、前、後を救ふ能はず、後、前を救ふ能はず。而るを況や遠きものは數十里、近きものも數里なるをや。」〔原文〕不知戰地、不知戰日、則左不能救右、右不能救左、前不能救後、後不能救前、而況遠者數十里、近者數里乎

是れ人に備ふるものなり。杜佑〔三〕此の句に註して曰く、「敵」に先づ形勢の地に據る」と。是れ粗ぼ文意を解するに似たり。但し未だ全く「備へしむ」と「人に備ふ」との二意、皆篇首の二句より出づるを知らず。惜しむべきのみ。重ねて「備へしむ」と「人に備ふ」とを言ひて、一段の結尾と爲す。

吾れを以て之れを度るに、越人の兵多しと雖も、亦奚(なん)ぞ勝に益あらんや。〔原文〕以吾度之、越人之兵雖多、亦奚益於勝哉

吾れとは孫子自ら吾れとするなり。猶ほ始計篇の吾れのごとし。其の越人と稱するは、舊說に曰く、「呉王の爲めに論ずるなり」と。「吾れを以て之れを度る」を以て、

本意の議論を起し、越人を罵倒して以て主聽を聳かす。

故に曰く、勝は爲すべきなり。敵衆しと雖も、鬪ふことなからしむべし。〔原文〕故曰、勝可爲也、敵雖衆、可使無鬪

【評】

又大言を爲して、其の聽を聳かす。

故に之れを策りて得失の計を知り、〔原文〕故策之而知得失之計

計の得失なり。計は始計の計と做して看よ、方に着落あり。

之れを作して動靜の理を知り、〔原文〕作之而知動靜之理

作は爲なりと。作は激作するなりと。兩ながら可なり。動には動の理あり、靜には靜の理あり。

之れに形して死生の地を知り、〔原文〕形之而知死生之地

之れに形すとは、人に形するなり。上篇の之れに形すと與に、孫子の常言なり。何知ぞ註家其の說を二三にするや。彼我各〻死地生地あり。然れども、ここは敵を主として言ふなり。

之れに角して、有餘不足の處を知る。〔原文〕角之而知有餘不足之處

角は觳の通なり（一）と、又掎角なり（二）と。兩つながら可なり。角量は不可なり（三）。此の四句、篇首の一句と照す。前後の大言、皆ここに湊匯す。之れを策るは、所謂廟算にして、最も其の先に在り。「作す」と「形す」と「角す」とは、我れに在りては擬議たり（四）、彼れに在りては變化たり。數々肆ねて以て之れを疲らし、多方以て之れを誤らしめ、聲言掩襲して、其の農時を廢せしむ。彼れ既に兵を聚め、我れは便ち甲を解く。伍員（五）・高熲（六）、昔嘗て之れを用ひ、今は則ち洋賊の用となる。

故に兵を形するの極は、形無きに至る。形無ければ則ち深間（七）も窺ふ能はず、知者も謀る能はず。〔原文〕故形兵之極、至於無形、無形則深間不能窺、知者不能謀

擬議の際、何ぞ嘗て形あらんや。深間・知者も窺ひ謀ること能はざる所以なり。

形に因りて勝を衆に錯くも、衆知ること能はず。〔原文〕因形而錯勝於衆、衆不能知

形は是れ「兵を形する」の形にして、本と是れ虚形なり。則ち虚形なりと雖も、覯を觀れば卽ち乘ず。形乃ち因るべきなり。勝を衆に錯くとは、勝を以て衆に加ふる

（一）觳は觸なり、一當て敵に當てて見るなり
（二）掎は足を取る、角は角を取る。鹿を捕ふるに譬ふ。前後相應じて敵に當ること
（三）角を解して角量となすは不可なりとなり。角量はくらべ量ること
（四）易の繋辭に「之れを擬して後言ひ、之れを議して後動く、擬議して以て其の變化を成す」と出づ
（五）戰國時代呉王闔閭の臣伍子胥のこと
（六）隋の文帝の臣、名宰相。諫言を以て君意に悖ひて誅せらる

なり。

（七）深く入り込みたる間諜

人皆我が勝つ所以の形を知る。而も吾が勝を制する所以の形を知るものなし。〔原文〕人皆知我所以勝之形、而莫知吾所以制勝之形

勝つ所以の形は、或は攻め或は守り、或は近く或は遠く、歩騎の如き衆寡の如き、人々皆之れを知る。但だ其の勝を制する所以は、則ち擬議の際に在り、孰れか能く預り聞かんや。

故に其の戰勝つて復びせず、形に無窮に應ず。」〔原文〕故其戰勝不復、而應形於無窮

復びせずとは、故態に執せざるなり。前の法に循はざるは固よりなり。然れども亦武侯（一）の七縱七獲の如きあり、更に高きこと一等なるに似たり。先づ虛形を設け、隨ふに實事を以てす、是れを形に應ずと謂ふ。形に應ずるや窮りなし。以上一段。

（一）諸葛亮をいふ。亮、孟獲なるものを討ち、七度擒へて七度放ちゆるし、遂に仁を以てこれを服せしむ

夫れ兵の形は水に象る。水の形は高きを避けて下きに趨く。兵の形は實を避けて虛を擊つ。〔原文〕夫兵形象水、水之行、避高而趨下、兵之形、避實而擊虛

ここに至りて方に始めて虛實の字を下す。

故に水は地に因りて流を制し、兵は敵に因りて勝を制す。故に兵に常勢なく、水に常形なし。能く敵に因りて變化して勝を取るもの、之れを神と謂ふ。〔原文〕故水因地而制流、兵因敵而制勝、故兵無常勢、水無常形、能因敵變化、而取勝者、謂之神

敵に因りて變化す。ここを以て我れに形なくして知るべからず。

故に五行に常勝なく、四時に常位なく、日に長短あり、月に死生あり。〔原文〕故五行無常勝、四時無常位、日有長短、月有死生

「兵に常勢なし」の句、已に水に常形なきを以て之れを明かにし、更に此の四句を以て之れに陪す。行・常・長・生、語中に韻あり。「夫れ兵の形は水に象る」以下の末段は、只だ虚實を賛嘆す、他の奇説あることなし。謂へらく、兵に常勢なし、實を避けて虚を撃ち、敵に因りて變化して勝を取るのみ。然れども先づ戰地に處ると、策・作・形・角と、亦皆此れに外ならず。末段たる所以なり。

軍爭第七

軍を合せ衆を聚め、而る後利を爭ふ。是れ軍の爭なり。凡そ對あるに非ずんば爭はず。爭ふは是れ敵と爭ふなり。然れども解して兩軍利を爭ふと爲すは、辭に失す。

孫子曰く、凡そ兵を用ふるの法、將、命を君に受け、軍を合せ衆を聚め、交和して舍す、軍爭より難きはなし。〔原文〕孫子曰、凡用兵之法、將受命於君、合軍聚衆、交和而舍、莫難於軍爭。

軍爭何らの鄭重ぞ。蓋し一たび爭を言へば、乃ち爾く紛擾亂雜して、底極する所を知らず。孫子深く之れを慮る。故に句を下し字を下すこと、疊えす此くの如し。交和は原より解り難し。舊說、(二)軍門を相對すと爲すもの、義は則ち是なり。姑く之れに從ふ。然れども交と對と、豈に同じからんや。

軍爭の難きは、迂を以て直と爲し、患を以て利と爲す。〔原文〕軍爭之難者、以迂爲直、以患爲利。

人は以て迂患と爲し、吾れは以て直利と爲す、難き所以なり。鴨越・河越(三)、以て其の嶮を悟るべく、其の陰平・馬陵(四)の若きも亦然り。

故らに其の塗を迂げて、之れを誘ふに利を以てし、人に後れて發し、人に先だちて至

(二)周禮に「旌を以て左右の和門と爲す」とあり、軍門のことを和門と云ふ。敵も和門を設けて、吾れも和門を設け、これ交和を以て軍門相對すと爲すの說なり。
(三)[illegible]

る。此れ迂直の計を知る者なり。」〔原文〕故迂其途、而誘之以利、後人發、先人至、此知迂直之計者也

特り迂患を以て直利と爲すのみにあらず、又迂患を示して直利と爲す。之れに示すに患を以てすと曰はずして、之れを誘ふに利を以てすと曰ふ。是れ字を下す變化の處なり。○以上一段、軍爭の難きは、迂直の計に在るを言ふ。

文章の離合、圖の如し

軍爭の難きは　迂を以て直と爲す　其の途を迂にし　人に後れて發し人に先だちて至る
　　　　　　　患を以て利と爲す　之れを誘ふに利を以てす

故に軍爭利となり、軍爭危となる。〔原文〕故軍爭爲利、軍爭爲危

上句は上を束ね、下句は下を起す。均しく之れ軍爭なり、或は利、或は危、之れを爲す何如に在るのみ。說は上下に論ずる所の如し。一に「衆爭危となる」に作る。是れ分合して變を爲すを以て軍爭と爲し、擧委して利を爭ふを以て衆爭と爲すなり。

理は則ち然り、然れども辭に失す。

軍を擧げて利を爭へば、則ち及ばず。〔原文〕擧軍而爭利則不及

軍を齊に請ふ。齊は田忌を將と、孫臏を師として韓を救はしむ。田忌韓を救はずして直ちに魏の都を攻む、魏の將龐涓、韓を圍むことをやめて歸りしに、齊の兵僞りて逃亡の形を示し、遂に馬陵に兵を伏して龐涓を殺す。

（五）分合は、次にあり　擧委は、兵を

（六）全軍を擧げて行動を起すときは、強兵弱兵相混じ、強兵は先づ進み、弱兵は及ぶ能はず、再び混亂に陷ることあるをいへるなり

〔一〕軍の輜重部隊の如きもののみが及ぶ能はずとする說を松陰淺しとせるなり

吾れ此の句を讀みて、兵は精を貴び衆を貴ばざるの說を悟れり。或は徒だ輜重を以て言ふは淺し。〔一〕〇以下、並びに軍爭の危となる所以を言ふなり。

軍を委てて利を爭へば、則ち輜重捐る。［原文］委軍而爭利則輜重捐

說は下文の如し。勁き者は先んじ、罷れたる者は後る。後れたる者は猶ほ委置せられたるがごとし。捐るものは特だ輜重のみならず、此れ其の甚しきものを言ふ。

是の故に、甲を卷いて趨り、日夜處らず、道を倍し行を兼ね、百里にして利を爭へば、則ち三將軍を擒にせらる。勁き者は先んじ、罷れたる者は後る。其の法十が一にして至る。［原文］是故卷甲而趨、日夜不處、倍道兼行、百里而爭利、則擒三將軍、勁者先、罷者後、其法十一而至

其の法とは、猶ほ大略と言はんがごとし。

五十里にして利を爭へば、則ち上將軍を蹶かしむ。其の法半ば至る。［原文］五十里而爭利、則蹶上將軍、其法半至

三將軍は三軍の將なり。上將軍は上軍の將なり。

三十里にして、利を爭へば、則ち三分の二至る。［原文］三十里而爭利、則三分之二至

以上の三事は軍を委てて利を爭ふを謂ふ。然れども是れ特だ其の大略を言へるのみ。

是の故に、軍に輜重なければ則ち亡ぶ。糧食なければ則ち亡ぶ。委積なければ則ち亡ぶ。（原文）是故軍無輜重則亡、無糧食則亡、無委積則亡

文脈は、上の「輜重捐る」を承け來る。糧食・委積は、則ち其の陪說のみ。

故に諸侯の謀を知らざる者は豫め交はること能はず。山林・險阻・沮澤の形を知らざる者は軍を行ること能はず。鄕導を用ひざる者は地の利を得ること能はず。」（原文）故不知諸侯之謀者、不能豫交、不知山林險阻沮澤之形者、不能行軍、不用鄕導者、不能得地利

此の三句、上を承け下を起し、自ら一段を作す。游衍の勢是れなり。上段に屬けて讀むを可と爲す。蓋し敵の謀を知り、地形を知り、鄕導を用ふるは、是れ軍爭の要法にして、迂直の計、分合の變、皆此れより出づ。反つて「知らず」、「能はず」を以て之れを言ひて、上段に接せしむ。文法圓活なり。九地（篇）にも亦此の三句あるを以て、故に或は以て衍と爲す。吾れ謂へらく、彼れは則ち衍ならんも、此れ安んぞ衍とすべけんや。

故に兵は詐を以て立ち、利を以て動き、分合を以て變を爲すものなり。（原文）故兵以詐立、以利動、以分合爲變

者也

詐は變詐、猶ほ詭道の詭のごとし。詐を以て立てば、則ち不敗の地に立つ。利を以て動けば、則ち敵の敗を失はず。而して其の變化の窮りなき所以のものは、全く分合の術に在り、分合は立つと動くとに就いて之れを觀れば、其の半ばを得ん。

故に其の疾きこと風の如く、其の徐なること林の如く、侵掠すること火の如く、動かざること山の如く、知り難きこと陰の如く、動くこと雷霆の如し。鄕を掠むるには衆を分ち、地を廓むるには利を分つ。權を懸けて而して動く。「原文」故其疾如風、其徐如林、侵掠如火、不動如山、難知如陰、動如雷震、掠鄕分衆、廓地分利、懸權而動

風火雷霆は、利を以て動くなり。林と山と陰の如しとは、詐を以て立つなり。衆を分ち利を分つは、全て「動」を以て言ひ、「立」其の中に在り。權を懸けて動くとは、動くべくして動き、不可なれば則ち止む。是れ權なり。一句、八句を束ぬ。

先づ迂直の計を知る者は勝つ。此れ軍爭の法なり。」「原文」先知迂直之計者勝、此軍爭之法也

先づ迂直の計を知り、之れを行るに分合の變を以てす、此れ軍爭の法なり。ここに

〔二〕[illegible]書あり
[illegible]

至りて軍爭の本意盡せり。下段應に須らく何如に議論すべき。

軍政に曰く、言へども相聞えず、故に之れが金鼓を爲す。視れども相見えず、故に之れが旌旗を爲す。〔原文〕軍政曰、言不相聞、故爲之金鼓、視不相見、故爲之旌旗

二句は是れ軍政の語なり。下文に其の義を釋す。

夫れ金鼓旌旗は、人の耳目を一にする所以なり。〔原文〕夫金鼓旌旗者、所以一人之耳目也

苟し言語を以て指麾せば、則ち或は聞え或は否、或は見え或は否。耳目何を以て一と爲さん。軍の必ず金鼓旌旗を須ふる所以なり。

人既に專一ならば、則ち勇者も獨り進むを得ず、怯者も獨り退くを得ず。此れ衆を用ふるの法なり。〔原文〕人既專一、則勇者不得獨進、怯者不得獨退、此用衆之法也

得ずとは、三軍の衆、機張り勢奮ひ、勇となく怯となく、自然に然らざるを得ざるなり。是れ金鼓旌旗の功用乃ち然り。ここに至りては、復た法教賞罰を說くに暇あらざるなり。

故に夜戰には火鼓を多くし、晝戰には旌旗を多くす。〔原文〕故夜戰多火鼓、晝戰多旌旗

一句亦軍政の語なり。然れども是れ時の宜しきを權るのみ。近世の兵家曰く、「軍衆きときは旗を少なくし、軍寡き時は旗を多くす」と。亦此の理なり。

人の耳目を變ずる所以なり。〔原文〕所以變人之耳目也

人は上文を連ぬ。彼我を指定せざるを妙と爲す。金鼓旌旗の人に於ける、唯だ是れ斷くの如し。變は變動なり。彼れに在りては、變動して亂となり怯となり、我れに在りては、變動して治となり強となる。是れ彼我に通ずるの說なり。〇此の段、金鼓旌旗の功用を言ふ。蓋し亦爭の亂を致さんことを慮る。故にここに於て特に之れを言ふ。

三軍は氣を奪ふべし、將軍は心を奪ふべし。〔原文〕三軍可奪氣、將軍可奪心

上段の變の字を承け、改めて奪の字と爲し、耳目を改めて氣心と爲す。

是の故に、朝氣は銳く、晝氣は惰り、暮氣は歸る。〔原文〕是故、朝氣銳、晝氣惰、暮氣歸

凡そ戰は氣を以て勝敗す。氣は心の發なり。故に特に分析して之れを言ふ。朝・晝・暮は始・中・終なり。凡そ事皆然るなり。徒だ一日を以て之れを言ふのみに非ず。

ここに三句を插みて以て下の句を起す。

故に善く兵を用ふる者は、其の鋭氣を避けて、其の惰歸を撃つ。此れ氣を治むる者なり。「原文」故善用兵者、避其鋭氣、撃其惰歸、此治氣者也

氣を治むとは、氣をして撓まざらしむるなり。鋭にして避けずんば、吾が氣則ち挫く。惰歸を撃たずんば、以て吾が氣を用ふるなし。皆氣を治むる所以に非ず。

治を以て亂を待ち、靜を以て譁を待つ。此れ心を治むる者なり。「原文」以治待亂、以靜待譁、此治心者也

心を治むるは靜に就いて言ひ、氣を治むるは動に就いて言ふ。

近を以て遠を待ち、佚を以て勞を待ち、飽を以て飢を待つ。此れ力を治むる者なり。正々の旗を要ふること無れ、堂々の陣を撃つこと勿れ。此れ變を治むる者なり。「原文」以近待遠、以佚待勞、以飽待飢、此治力者也、無要正々之旗、勿撃堂々之陣、此治變者也

氣を奪ひ心を奪ふより、氣を治め心を治むるに轉出し、因つて力を治め變を治むるを陪説す。變は即ち「分合して變を爲す」の變なり。可を見て進み、難を知りて退き、變化して極まらず、是れを變を治むと謂ふ。〇四つの治、避くと曰ふもの一、

待つと曰ふもの五、無れと曰ひ勿れと曰ふもの各々一、而して擊つと曰ふものは一のみ。下の段、終に七勿一必を連下す。亦皆爭の亂を致さんことを慮るのみ。軍爭の結尾、此れに非ずんば承當せず。張賁は乃ち七勿一必を削り、之れを下篇に附せんと欲す、妄と謂ふべきのみ。

故に兵を用ふるの法は、高陵には向ふこと勿れ、丘を背にせるは逆ふること勿れ、佯り北ぐるには從ふこと勿れ、銳卒は攻むること勿れ、餌兵は食むこと勿れ、歸師は遏むること勿れ、圍む師は必ず闕け、窮寇には迫ること勿れ。此れ兵を用ふるの法なり。

原文、故用兵之法、高陵勿向、背丘勿逆、佯北勿從、銳卒勿攻、餌兵勿食、歸師勿遏、圍師必闕、窮寇勿迫、此用兵之法也

此の篇須らく句々精究すべし。而して迂直・分合・四治、及び此の處、最も宜しく思を致すべし。是れ孫の文の最も簡切なるものなり。

九變第八

此の篇必ず錯簡あり、強ひて解すべからず。九變なるもの、五つの類せざる所あ

り、而して猶ほ其の四を脱せるのみ。

孫子曰く、凡そ兵を用ふるの法は、將、命を君に受け、軍を合せ衆を聚む。〔原文〕孫子曰、凡用兵之法、將受命於君、合軍聚衆

十四字、已に上篇に見えたり。明かに是れ錯簡なり、（一）

圮地には舍るなかれ、衢地には交を合す、絶地には留まるなかれ、圍地には則ち謀り、死地には則ち戰へ。」〔原文〕圮地無舍、衢地合交、絶地無留、圍地則謀、死地則戰

是れ亦九地の錯簡なり。（二）而して九地には、「舍るなかれ」を「則ち行く」に作り、衢地の下に一つの則の字多し。但し絶地の一句、未だ其の出づる所を見ず。之れを要するに、此の五つの者皆兵を用ふるの常法なり、寧んぞ變と爲すべけんや。

塗、由らざる所あり。軍、撃たざる所あり。城、攻めざる所あり。地、爭はざる所あり。君命、受けざる所あり。〔原文〕塗有所不由、軍有所不撃、城有所不攻、地有所不爭、君命有所不受

是れ所謂變なり。其の數足らざるは、起首に尚ほ數語ありて、今之れを脱せるなり。塗に由り、軍を撃ち、城を攻め、地を爭ひ、君命を受く、是れ常なり。今皆せざる

（一）凡以下の十四字をさす、三六八頁に出づ

（二）九地篇、四〇四頁に出づ

所あり、豈に變に非ずや。

故に、將、九變の利に通ずる者は、兵を用ふるを知る。〔原文〕故將通於九變之利者、知用兵矣

每變皆利ありて存す。故に之れを九變の利と謂ふ。

將、九變の利に通ぜざる者は、地形を知ると雖も、地の利を得る能はず。〔原文〕將不通於九變之利者、雖知地形、不能得地之利矣

地形とは、地形・行軍等に謂ふ所是れなり。此の地あれば、斯に此の利あり。苟し九變に通ぜずして、由るべからざるに由り、擊つべからざるを擊ち、攻むべからざるを攻め、爭ふべからざるを爭ひ、受くべからざるを受くれば、安んぞ能く地の利を得て、己れの用と爲さんや。

兵を治むるに、九變の術を知らざれば、五利を知ると雖も、人の用を得る能はず。〔原文〕治兵、不知九變之術、雖知五利、不能得人之用矣

兵を治むるは將の事なり。術を知るとは、即ち利に通ずるなり。特だ文を變じて之れを互にするのみ。五利は、曹公曰く、「下の五事を謂ふなり」と。蓋し五危を指

一　第十地形・第九行軍篇

して言ふ。凡そ事は善く、其の危きを危めば乃ち利たり。下文の「利害に雜ふ」とは、殆ど其の義なり。將苟しも九變を知れば、五危の將も亦各〻其の用あり。況や其の他をや。蓋し將の事一に非ず。或は由り或はしからず、或は擊ち或はしからず、故に其の人、或は生き或は死し、或は怒り或は愛し、用ふるとして當らざるはなし。是れを人の用を得と謂ふ。〇以上、九變を把りて、一正二反に說く。

（一）三七七頁の、塗、由らざる所あり、云々の五有は原文參照

是の故に、智者の慮りは、必ず利害に雜ふ。〔原文〕是故、智者之慮、必雜於利害

「雜於利害」の四字は、一篇の眼目なり。上の五有は、是れ害に雜ふるなり。利に通じ術を知るは、是れ利に雜ふるなり。下文層々、並利害の上に在り。

利に雜へて、而して務信ぶべきなり。害に雜へて、而して患解くべきなり。〔原文〕雜於利、而務可信也、雜於害、而患可解也

凡そ事には利あらざるなく、又害あらざるなし。故に事を擧ぐるに、人皆以て萬擧萬害、必ず爲すべからずと爲す。吾れは乃ちこれを利に雜ふ。爲す所の務、乃ち信ぶべきなり。人皆以て萬擧萬利、必ず爲すべしと爲す。吾れは乃ちこれを害に雜ふ。

不測の患、乃ち解くべきなり。是れを之れ智者と謂ふ。近ごろ智を以て自ら負む者、人の事を擧ぐるを見て、一切輕擧妄動と爲して以て之れを沮撓し、坐して機會を失ひ、甘んじて人後に落つ。啻に其の務信びざるのみならず、其の害更に解くべからず。是れ孔子の所謂佞人利口にして、孫子の所謂智者に非ず。又按ずるに、古の智者は事を擧げんが爲めに見を起し、今の智者は事を沮まんが爲めに見を起す。

（一）□□□路者、暗中有此之物、害なきをいへるなり

是の故に、諸侯を屈するには害を以てし、諸侯を役するには業を以てし、諸侯を趨らすには利を以てす。〔原文〕是故、屈諸侯者以害、役諸侯者以業、趨諸侯者以利、

是れ利害を設けて以て諸侯を制するを言ふなり。屈せざる者は、害を以て之れを劫制し、趨かざる者は、利を以て之れを誘制す。業は利害の事を兼ねて言ふ。二百年來、幕府の天下を掌に運すや、實に此の術を用ひたり。

故に兵を用ふるの法は、其の來らざるを恃むことなく、吾が以て待つあるを恃む。其の攻めざるを恃むことなく、吾が攻むべからざる所あるを恃む。」〔原文〕故用兵之法、無恃其不來、恃吾有以待也、

無恃其不攻、恃吾有所不可攻也

是れ利の必すべからず、害の憚るに足らざるを言ふなり。四言、千古の格言、意味限りなし。以の字、所の字、是れ其の著眼。

故に將に五危あり。〔原文〕故將有五危

五危は、已れに在れば害たり、敵に在れば利たり。已れに在りて自ら知れば、反つて亦利たり。敵に在るも知らざれば、何ぞ能く利と爲さん。是れ五利の五危たる所以なり。

必死は殺すべし、必生は虜にすべし、忿速は侮るべし、廉潔は辱むべし、民を愛するは煩はすべし。〔原文〕必死可殺、必生可虜、忿速可侮、廉潔可辱、愛民可煩

何々、舊說說き得て好し。

凡そ此の五つの者は、將の過なり、兵を用ふるの災なり。〔原文〕凡此五者、將之過也、用兵之災也

已に「將の過なり」を以てす、明かに「將に五危あり」を結ぶなり。又「兵を用ふるの災なり」を以てす、暗に全篇を結ぶなり。

軍を覆し將を殺すは、必ず五危を以てす、察せざるべからず。［原文］覆軍殺將、必以五危、不可不察也

「軍を覆し將を殺す」は切に「兵を用ふるの災なり」に貼し、「必ず五危を以てす」は、「將の過なり」に廻環し、遂に「察せざるべからず」を以て結びと爲す。五危の、敵に在るも我れに在るも、利たるも害たるも、着落は一つの察の字に在り、苟も己に察せば、危、乃ち利なり。

行軍第九

軍を處き敵を相ずんば、以て軍を行ることとなし。衆と相得るに非ずんば、以て軍を處くなし、敵を相ると雖も益なし。是れ一篇の義なり。禹貢(一)は、「起手土を敷き、高山大川を奠む」は全篇を括盡し、下面の、九州・導山・導水は、漸次に分晰し、末の「九州の同じき攸」の一段、乃ち總結と爲す。是れ千古の奇文、此の篇全然之れに似たり。

孫子曰く、凡そ軍を處き敵を相る。［原文］孫子曰、凡處軍、相敵

（一）書經の[illegible]

一句兩事、是れ大綱。下は乃ち其の目なり。句々著實、舊說、中に蓋し其の八九を得たり。

山を絶るには、谷に依り、生を視、高きに處る。隆きに戰ふには登ることなかれ。此れ山に處るの軍なり。〔原文〕絶山、依谷、視生處高、戰隆無登、此處山之軍也

谷に依るとは谷に傍ふなり、谷に處るに非ず。是れ山を絶るの要なり。生を視、高きに處ると、隆きに戰ふには登ることなかれとは、是れ谷に依るの要なり。蓋し生と高とは、吾れの宜しく先づ視て處るべき所なり。隆は卽ち生・高なり。敵先づ視て之れに處れば、我往きて之れと戰ふ。是れ所謂「隆きに戰ふ」なり。其の法は、宜しく引きて之れを迎へ、誘ひて之れを出し、猛虎の穴を出でて、乃ち殺すべきが如くならしむべし。故に曰く、「登ることなかれ」と。山に處るの軍なりとは、猶ほ軍を山に處くには、宜しく然すべしと言ふがごとし。軍を解して軍法と爲すは非なり。

（一）生の義、諸説多く、この註には生の解義なし。但し生は生地即ち陽地と解せられたるが如し

水を絶るには、必ず水に遠ざかる。客、水を絶りて來るときは、之れを水内に迎ふる

（三）客は主に對す、主は我れ、客は敵

ことなかれ。半ば渡らしめて之れを撃てば利あり。「原文」絶水、必遠水、客絶水而來、勿迎之於水內、令半濟而擊之利

水内とは河中なり。半渡は兵家の常言、半軍已に渡れるなり。

戰はんと欲する者は、水に附きて客を迎ふることなかれ。生を視て高きに處れ。水流を迎ふることなかれ。此れ水上に處るの軍なり。「原文」欲戰者、無附於水而迎客、視生處高、無迎水流、此處水上之軍也

水に遠ざかるは、是れ水を絶るの要なり。客、水を絶ると戰はんと欲する者と、兩股に對說するも、皆敵を迎ふるに就いて言ふなり。

斥澤を絶るには、唯だ亟かに去りて留まることなかれ。若し軍を斥澤の中に交ふるときは、必ず水草に依りて、衆樹を背にせよ。此れ斥澤に處るの軍なり。平陸には易きに處れ。高きを右にし背にし、死を前にし、生を後にせよ。此れ平陸に處るの軍なり。「原文」絶斥澤、惟亟去無留、若交軍於斥澤之中、必依水草而背衆樹、此處斥澤之軍也、平陸處易、右背高、前死後生、此處平陸之軍也

平陸には絶の字を冒らせず。絶ると言ふべきなければなり。○兵家多く、向背順逆を言ふ、此の段之れを盡せり。

凡そ此の四軍の利は、黄帝の四帝に勝ちし所以なり。」「原文」凡此四軍之利、黄帝所以勝四帝也

先づ結束を作す。下の二節、又總言して再び之れを結ぶ。

凡そ軍は高きを好みて下きを惡み、陽を貴びて陰を賤しむ。生を養ひて實に處り、軍に百疾なきは、是れを必勝と謂ふ。〔原文〕凡軍好高而惡下、貴陽而賤陰、養生處實、軍無百疾、是謂必勝

凡そとは之れを總言するなり。生を養ふとは、生地に居りて以て自ら養ふなり。

丘陵堤防は必ず其の陽に處りて、之れを右にし背にす。此れ兵の利、地の助なり。

〔原文〕丘陵堤防、必處其陽、而右背之、此兵之利・地之助也

此の一小段、兵の利、地の助は、暗に「軍を處く」の字を結ぶ。

上雨ふりて水沫至らば、渉らんと欲する者、其の定まるを待て。〔原文〕上雨、水沫至、欲渉者、待其定也

此の一句は、是れ水を絶るの法なり。當に「水流を迎ふることなかれ」の下に在るべし。錯簡してここに在るのみ。水を絶るの上の兩節は、皆敵を迎ふるの法にして、此の句獨り往きて攻むるの法なり。

凡そ地に、絶澗・天井・天牢・天羅・天陷・天隙あらば、必ず亟かに之れを去りて、近づくことなかれ。吾れは之れに遠ざかり、敵には之れに近づかしめ、吾れは之れに

迎ひ、敵には之れを背にせしめよ。〔原文〕凡地、有絶澗天井天牢天羅天陷天隙、必亟去之、勿近也、吾遠之、敵近之、吾迎之、敵背之

迎は向なり。

軍の旁に、險阻・潢井・林木・蒹葭、翳薈あらば、必ず謹みて之れを覆索せよ。此れ伏姦の所なり。」〔原文〕軍旁、有險阻潢井林木蒹葭翳薈者、必謹覆索之、此伏姦之所也

「必ず謹みて之れを覆索せよ」は、是れ結語なり。下の句は註脚に似て、暗に下の「敵を相る」を起す。是れ過渡の法なり。「必ず謹みて云々」は、下段の「必ず謹みて之れを察せよ」と對す。只だ下の一句を著く、乃ち爾く板ならず。上節には、「凡そ軍は云々、是れを必勝と謂ふ」といひ、又「丘陵堤防、此れ云々なり」を掲起して之れを結ぶ。此の節には、「凡そ地に云々、敵には之れを背にせしめよ」といひ、又「軍の旁に、此れ云々なり」を掲起して之れを結ぶ。章法極めて整にして、而も其の整たるを覺えず。

近くして靜かなる者は、其の險を恃むなり。遠くして戰を挑む者は、人の進まんことを欲するなり。其の居る所易なる者は、利あればなり。〔原文〕近而靜者、恃其險也、遠而挑戰者、欲人之進也、其所居易者、利也

戰を挑むは動なり、靜の字に對す。易の字は反つて險の字に對す。只だ三句にして、變化此くの如し。

衆樹動くものは來るなり。衆草障多きものは疑はしむるなり。鳥の起(た)つものは伏なり。獸駭くものは覆(ふ)なり。〔原文〕衆樹動者、來也、衆草多障者、疑也、鳥起者、伏也、獸駭者、覆也

樹と草と相對し、鳥と獸と相對し、更に疑を以て伏と覆とに對し、障多きと動と變ず。

塵、高くして鋭きものは、車來るなり。卑くして廣きものは徒來るなり。散じて條達するものは樵採なり。少なくして往來するものは、軍を營むなり。〔原文〕塵、高而鋭者、車來也、卑而廣者、徒來也、散而條達者、樵採也、少而往來者、營軍也

一つの塵の字、四句を包む。四句の中、又二句毎(ごと)に嚴仗(一)を作(な)す。軍を營むとは、營を布き軍を張るを言ふなり。

辭卑くして備を益(ま)すものは、進むなり。辭强くして進み驅るものは、退くなり。〔原文〕辭卑而益備者、進也、辭強而進驅者、退也

（一）嚴めしく守る意、ここは句の措置が然るなり

再び辭の字を點し、上の卑の字と變ず。(一)老泉の辭敵は、全く力を二語に得たり。讀書の著眼、宜しく此くの如く透るべく、落意は宜しく此くの如く貫なるべし。

輕車先づ出でて、其の側に居るものは、陳するなり。約なくして和を請ふものは、謀るなり。奔走して兵を陳ぬるものは、期するなり。半ば進み半ば退くものは、誘ふなり。(原文、輕車先出、居其側者、陳也、無約而請和者、謀也、奔走而陳兵者、期也、半進半退者、誘也)

四句錯落たり。陳・謀・期・誘は、則ち上の進・退と對す。

仗りて立つものは、饑ゑたるなり。汲みて先づ飮むものは、渴けるなり。(原文、杖而立者、飢也、汲而先飮者、渴也)

饑と渴と相對し、亦下の勞・虛・恐と對す。

利を見て進むを知らざるものは、勞れたるなり。鳥の集まるものは、虛しきなり。夜呼ぶものは恐れたるなり。(原文、見利而不知進者、勞也、鳥集者、虛也、夜呼者、恐也)

鳥集まると夜呼ぶと、亦略ぼ對す。

軍擾るるものは、將重からざるなり。旌旗動くものは、亂るるなり。吏怒るものは、

(一) 蘇老泉の辭敵と題する論文、唐宋八家文卷十にあり

倦みたるなり。〔原文〕軍擾者、將不重也、旌旗動者、亂也、吏怒者、倦也

亂るゝと倦むと則ち對す。

馬を殺して肉食するものは、軍に糧なきなり。缶を懸けて其の舍に返らざるものは、窮寇なり。諄々諭々として、徐かに人と言ふものは、衆を失へるなり。〔原文〕殺馬肉食者、軍無糧也、懸缶不返其舍者、窮寇也、諄々諭々、徐與人言者、失衆也

六句錯落。

數ゝ賞するものは、窘するなり。(二) 數ゝ罰するものは、困するなり。(三)〔原文〕數賞者、窘也、數罰者、困也

二句嚴仗。

先づ暴して而る後其の衆を畏るるものは、精ならざるの至りなり。〔原文〕先暴而後畏其衆者、不精之至也

衆を失ふ、衆を畏るるとは、皆士衆を言ふなり。

來り委して謝するものは、休息せんと欲するなり。〔原文〕來委謝者、欲休息也

二句錯落。○三十二句、錯落の中に對偶し、對偶の中に錯落す。文極めて把握すべからず。而も皆「者也」(四)を以て之れを整ふ。極めて整、極めて變、奇文と謂ふべし。

（二）將帥行詰りて如何ともすること能はず、只數ゝ賞して士衆の歡娯を取りて、機嫌をとるなり。

（三）士卒困憊して動かぬなり。

（四）「六々する者は、六六なり」といふ構成なるを言ふ。

（一）吏怒るものは倦みたるなりの句、三八八頁參照

（二）下文にある「之れに合ふに文を以てし、之れを齊しくするに武を以てす」

（三）[illegible]

「将重からざるなり」、「吏倦みたるなり」、「業を失へるなり」、「窘するなり」、「困するなり」の數句は、暗に下段の令文齊武の議論を含む。過渡の巧法なり。

兵怒りて相迎ひ、久しうして合戰せず、又解き去らざるは、必ず謹みて之れを察せよ。」（原文「兵怒而相迎、久而不合戰、又不相去、必謹察之」）

莊生好んで怒の字を用ふ、此れと似たり。奮振するを言ふ、忿怒に非ず。迎は上文の「之れに迎ひ」と同じ、向なり。兩軍相持し、合せず解かずんば、其の間に見る、敵其れ相ざるべけんや。

兵は益多を貴ぶに非ず。武進することなしと惟も、以て力を併せ敵を料り人を取るに足るのみ。夫れ惟だ慮なくして敵を易る者は、必ず人に擒にせらる。（原文「兵非貴益多、惟無武進、足以併力料敵取人而已。夫惟無慮而易敵者、必擒於人。」）

此れ上の二段を總論し、以て末段を起す。一は正、一は反、簡潔に括盡す。宜しく自ら一段たるべし。益も亦多なり。惟は雖なり、古文に例多し。註家或は之れを知らず、故に妄りに武進を解して、剛武輕進と爲す。殊に知らず、武進は軍の善事な

（四）「勇の將に於けるや乃ち數分の一のみ云々」と、呉子の論將篇にあり

り、但だ恃む所は、專らここに在らざるのみ。猶ほ呉子が將の勇を論ずるの意のごとし。「力を併せ」は「軍を處く」に應ず。軍を處くに地を得るに非ずんば、則ち力分れて勢絶ゆ。「敵を料る」は卽ち「敵を相る」のみ。力を併せ敵を料り、以て人を攻めて之れを取るべし。若し乃ち慮なき者は、軍を處くことを知らず、敵を易る者は、肯へて敵を相ずして、乃ち人の取擒する所とならんのみ。「軍を處く」より變じて、併レ力無レ慮の四字と爲す。四字は專ら軍を處くの一事に在らず。下文に令文齊武を說かざるを得ざる所以なり。

卒未だ親附せずして之れを罰すれば、則ち服せず。服せざれば則ち用ひ難し。卒已に親附して罰行はれざれば、則ち用ふべからず。故に之れに令するに文を以てし、之れを齊しくするに武を以てす、是れを必取と謂ふ。令素より行はれて、以て其の民を教ふれば、則ち民服す。令素より行はれずして、以て其の民を教ふれば、則ち民服せず。令素より行はるるものは、衆と相得るなり。〔原文〕卒未親附而罰之則不服、不服則難用也、卒已親附、而罰不行則不可用也、故令之以文、齊之以武、是謂必取、令素行、以教其民、則民服、令不素行、以教其民、則民不服、令素行者、與衆相得也

令文齊武は、卽ち恩威賞罰の說にして、衆と相得る所以なり。孫武一生の持論、全くここに在り。始計（篇）の道の字、已に此の意を見す。

地形第十

一九地は勢なり、彼我相對して、勢其の間に生ず。二地形は地に自ら斯の形あり。是れ形地の別なり。然れども勢は固より形より生じ、形は又勢より生ず。勢と形と初めより未だ嘗て離れず。兵家は概ね土地を以て形勢と爲す、其の義切なり。此の篇、劈頭に地形を言ふ、所謂單刀直入法なり。而して中間に陪するに六敗と將道とを以てし、結びには乃ち之れを合せ言ふ。亦猶ほ雙刀を用ふるもの、一は主、一は輔にして、同じく勝に歸するがごとし。

一、九地篇のこと
二、地形篇のこと
三、地形篇と九地篇とは兩刀なりの意

孫子曰く、地形に、通なるものあり、掛なるものあり、支なるものあり、隘なるものあり、險なるものあり、遠なるものあり。（原文）孫子曰、地形有通者、有掛者、有支者、有隘者、有險者、有遠者

通は是れ往來皆通ず。掛は是れ往くには通じ、來るには塞がる。支は是れ往來皆塞

かる、正に通と相反す。隘・險は塞の極なり。支は猶ほ對持する所あるがごとし、隘と險とは則ち之れなし。遠は則ち上の五者を兼ねて之れを有す。

我れ以て往くべく、彼れ以て來るべきを、通と曰ふ。通形には、先づ高陽に居り、糧道を利して以て戰へば則ち利あり。「原文」我可以往、彼可以來、曰通、通形者、先居高陽、利糧道以戰則利

先と言ふは、先づ以て人を制せんと欲するなり。之れに居り之れを利し、因つて以て戰を爲さば則ち利あり。他の字々確實なるを看るを要す。

以て往くべく、以て返り難きを、掛と曰ふ。掛形には、敵に備なければ、出でて之れに勝つ。敵に若し備あらば、出でて勝たず、以て返り難し、利ならず。「原文」可以往、難以返、曰掛、掛形者、敵無備、出而勝之、敵若有備、出而不勝、難以返、不利

掛は實形を以て之れを言ふ。彼我の境、犬牙相錯れると、往くには降りて返るには升れるとなり。

我れ出でて利あらず、彼れ出でて利あらざるを、支と曰ふ。支形には、敵我れを利すと雖も、我れ出づることなく、引きて之れを去り、敵をして半ば出でしめて之れを擊

たば利あり。〔原文〕我出而不利、彼出而不利、曰支、支形者、敵雖利我、我無出也、引而去之、令敵半出、而撃之利

出づるや、彼我皆支ふ。今乃ち引きて之れを去る、是れ絶妙の手段。半とは、猶ほ「半渡〔一〕」の半のごとし。

隘形には、我れ先づ之れに居れば、必ず之れを盈たして以て敵を待つ。若し敵先づ之れに居れば、盈つれば從ふことなかれ、盈たざれば之れに從へ。〔原文〕隘形者、我先居之、必盈之以待敵、若敵先居之、盈而勿從、不盈而從之

兩〔二〕つの而の字、皆則なり。

險形には、我れ先づ之れに居れば、必ず高陽に居りて以て敵を待つ。若し敵先づ之れに居れば、引きて之れを去りて、從ふことなかれ。〔原文〕險形者、我先居之、必居高陽以待敵、若敵先居之、引而去之、勿從也

隘は自ら隘、險は自ら險なり。然れども隘には險多く、險には隘多し。ここを以て二事多く似たり。隘・險と遠とには、曰ふ所以を謂はざるは、字面に自ら見えて、謂ふを費すを待たざればなり。

遠形には、勢均し、以て戰を挑み難し。戰へば利あらず。〔原文〕遠形者、勢均、難以挑戰、戰而不利

〔一〕行軍篇に「半ば濟らしめて之れを撃つ」とあり。（[illegible]四頁參照）

〔二〕盈則勿從、不盈而從[illegible]

勢とは、智愚強弱の類を言ふ。

凡そ此の六は、地の道なり、將の至任なり、察せざるべからず。」〔原文〕凡此六者、地之道也、將之至任、不可不察也

以上は地形の正面なり。

故に兵には、走なるものあり、弛なるものあり、陷なるものあり、崩なるものあり、亂なるものあり、北なるものあり。〔原文〕故兵有走者、有弛者、有陷者、有崩者、有亂者、有北者

六形の外に、更に六敗あり。反つて故の字を以て之れに接す。將たる者、既に地を知れば、又人を知らざるべからざるの意を見得す。

凡そ此の六つの者は、天の災に非ず、將の過なり。〔原文〕凡此六者、非天之災、將之過也。

此の一小束ありて、文乃ち撓まず板ならず。此の篇、彼れと己れと地とありて、獨り天に及ばず、反つて「天に非ず」の字を點して、暗に結語の「天を知る」を伏す。文の緻密なること此くの如し。

夫れ勢均しくして、一を以て十を撃つを走と曰ふ。〔原文〕夫勢均、以一撃十、曰走

勝敗は原と衆寡を以て論ずべからず。勢均しからざることあればなり。唯だ勢均し

くして、乃ち衆寡を以て論じて可なり。

卒強く、吏弱きを弛と曰ふ。吏強くして卒弱きを陷と曰ふ。〔原文〕卒強吏弱、曰弛、吏強卒弱、曰陷、二者の優劣、未だ較べ易からず。唯だ弛は緩にして陷は急、皆濟ふべからず。然れども治平の久しき、或は吏卒並びに弱きものあり、是れ復た何如せん。

大吏怒りて服せず、敵に遇へば、懟みて自ら戰ひ、將其の能を知らざるを崩と曰ふ。〔原文〕大吏怒而不服、遇敵懟而自戰、將不知其能、曰崩、

大吏怒懟し、敵に遇ひて自ら戰ふは、將、其の能を知りて之れに任ずる能はざるに坐するなり。是れ安んぞ崩れざるを得んや。然れども是れ、大吏猶ほ其の人ありと爲す。今は則ち亡し。夫れ崩は土崩に非ずんば、則ち瓦解の勢なり。

將弱くして嚴ならず、教道明かならず、吏卒常なく、兵を陳ぬること縱橫なるを亂と曰ふ。〔原文〕將弱不嚴、教道不明、吏卒無常、陳兵縱橫、曰亂、

是れ則ち將と吏卒と、皆其の人なし。正に今時の弊なり。一旦事あらば、大亂立ちどころに至らん。今幸に事なくして、亂形暫く伏す。危いかな。

将、敵を料ること能はず、少を以て衆に合し、弱を以て強を撃ち、兵に選鋒なきを北と曰ふ。〔原文〕将不能料敵、以少合衆、以弱撃強、兵無選鋒、曰北

兵の選鋒を貴ぶこと此くの如し。今日一将を得て、選鋒を之れに附せば、乃ち以て一戦すべきなり。是れ吾れの持論なり。六敗、第一項に「勢均し」と曰ひ、末に「敵を料る」と曰ひ、中の四項は、皆已れを以て言へり。

凡そ此の六つの者は、敗の道なり、将の至任なり、察せざるべからず。」〔原文〕凡此六者、敗之道也、将之至任、不可不察也

六形六敗は彼れを言はず、我れを言はず、只だ是れ空々に説き去る。兩結、過整に似たり。然れども前後十二項、一も併儷卑弱の態を見ず、春秋（一）の文たる所以なるか。

夫れ地形は兵の助けなり。〔原文〕夫地形者、兵之助也

一句、上文に照（せう）して下面を起す。

敵を料りて勝を制し、險阨遠近を計るは、上将の道なり。〔原文〕料敵制勝、計險阨遠近、上将之道也

二句、上は六敗に應じ、下は六形に應ず。上将とは、猶ほ上兵と言ふがごとし、能

（一）支那春秋戦國時代をいふ。孫子は戦國の人なれども大略を以て言へり。春秋の文簡古にして雄勁なり

將を言ふなり。下面も亦皆上將の道なり。地の道、敗の道、將の道、戰の道、終始道を以て之れを貫く、其の義一なり。

此れを知りて戰を用ふる者は必ず勝ち、此れを知らずして戰を用ふる者は必ず敗る。〔原文〕知此而用戰者、必勝、不知此而用戰者、必敗

此れを知りてと、此れを知らずしてとは、上の二句を指して言ふ。戰を用ふは、作戰篇の語と同じ。

故に戰の道、必ず勝たば、主戰ふなかれと曰ふとも、必ず戰ひて可なり。戰の道、勝たずんば、主必ず戰へと曰ふとも、戰ふことなくして可なり。〔原文〕故戰道必勝、主曰無戰、必戰可也、戰道不勝、主曰必戰、無戰可也

戰の道は、亦上の二句を指す。戰の道に、勝つあり、勝たざるあり、將獨り之れを知る、主の預る所に非ず。是れ孫子一生の持論なり。

故に進みて名を求めず、退きて罪を避けず、唯だ民を是れ保んじて、主に利あるは、國の寶なり。〔原文〕故進不求名、退不避罪、唯民是保、而利於主、國之寶也

此れ「上將の道」を結ぶ。下は其の本に原(もと)きて言ふ。主に利ありは以て上文を收め、民を保んずは以て下文を起す。過渡極めて圓なり。

卒を視ること嬰兒の如し、故に之れと深溪に赴くべし。卒を視ること愛子の如し、故に之れと倶に死すべし。厚くして使ふこと能はず、愛して令すること能はず、亂れて治むること能はざるは、譬へば驕子の如し、用ふべからず。」［原文］視卒如嬰兒、故可與之赴深溪、視卒如愛子、故可與之倶死、厚而不能使、愛而不能令、亂而不能治、譬如驕子、不可用也

深溪に赴くは、卽ち始計(篇)の「危きを畏れざる」なり。倶に死すべしは、卽ち「與に死生すべき」(一)なり。嬰兒・愛子は、卽ち上の篇の「令文」なり。使ふと・令す・治むは、卽ち「齊武」なり。一は正、一は反、議論乃ち全し。而して孫子の持論、頭々一貫、是れ以て六敗を救ふべきなり。愛子と驕子は、是れ對偶、反つて嬰兒を陪し、又句法を變じて、乃ち奇文を成せり。

(一) 三一五頁の「之れと與に死すべく、之れと與に生くべくして、危きを畏れざらしむるなり」の所を約めしなり

吾が卒の以て擊つべきを知りて、敵の擊つべからざるを知らざるは、勝の半ばなり。

敵の擊つべきを知りて、吾が卒の以て擊つべからざるを知らざるは、勝の半ばなり。

敵の撃つべきを知り、吾が卒の以て撃つべきを知り、而も地形の以て戦ふべからざるを知らざるは、勝の半ばなり。〔原文〕知吾卒之可以撃、而不知敵之不可撃、勝之半也、知敵之可撃、而不知吾卒之不可以撃、勝之半也、知敵之可撃、知吾卒之可以撃、而不知地形之不可以戦、勝之半也

此の節、上文を總結す。吾が卒撃つべしとは、嬰兒・愛子の如くなるを言ふなり。敵撃つべからずとは、敵も亦此れを有するなり。吾が卒撃つべからずとは、吾れも亦此れを有するなり。敵撃つべしとは、六敗を言ふたり。終りにこれを地形に歸し、近くは「地形は兵の助けなり」の句に應じ、遠くは六形に應ず。六敗と將道とを縱論して、終に本篇の題目を失はず。

故に兵を知る者は、動きて迷はず、擧げて窮せず。〔原文〕故知兵者、動而不迷、擧而不窮

兵を知るとは、吾れと敵と地とを知るなり。知るは、始計の知の字の如し。(一)王陽明の知行合一、宜しくここに於て之れを論ずべし。

故に曰く、彼れを知り己れを知れば、勝ち乃ち殆(あやふ)からず。天を知り地を知れば、勝ち乃ち全うすべし。〔原文〕故曰、知彼知己、勝乃不殆、知天知地、勝乃可全

此れ前語を用ひて、重ねて約して之れを結ぶ。

九地第十一

是の篇は、孫子の大活用、大機關、威風凜々、以て其の二姫を斬りし時を想見すべし。是れ寧んぞ正視すべけんや。十三篇中、正は唯だ始計、奇は唯だ九地、皆意を用ふるの文なり。

孫子曰く、兵を用ふるの法、散地あり、輕地あり、爭地あり、交地あり、衢地あり、重地あり、圮地あり、圍地あり、死地あり。〔原文〕孫子曰、用兵之法、有散地、有輕地、有爭地、有交地、有衢地、有重地、有圮地、有圍地、有死地

八地は皆客戰(一)の道なり。其の主(二)を以て之れを言ふものは、唯一の散地のみ、下文に乃ち曰く、「戰ふなかれ」と。之れを終ふるものは死地なり、乃ち曰く、「則ち戰へ」と。背へて自ら寧處せずして、人を險に陷る。孫子の意、見るべきなり。

（一）吾れ客となりて戰ふ、即ち敵地に攻入りて戰ふ
（二）吾が領地内にて戰ふ、即ち吾れ主となり敵を客として戰ふ

諸侯自ら其の地に戰ふものを、散地と爲す。〔原文〕諸侯自戰其地者、爲散地

世方に鎖國を以て至計と爲す。余謂へらく、是れ散地なりと。

人の地に入りて深からざるものを、輕地と爲す。〔原文〕入人之地而不深者、爲輕地
輕と曰ひ重と曰ふは、人心を言ふなり、地の淺深を言ふに非ず。
我れ得るも亦利あり、彼れ得るも亦利あるものを、爭地と爲す。我れ以て往くべく、彼れ以て來るべきものを、交地と爲す。〔原文〕我得亦利、彼得亦利者、爲爭地、我可以往、彼可以來者、爲交地
唐太・豪斯多辣利の如きは、亦爭地にして、亦交地なり。
諸侯の地、三屬し、先づ至りて天下の衆を得るものを、衢地と爲す。〔原文〕諸侯之地三屬、先至而得天下之衆者、爲衢地
衢は是れ三屬の形、先づ至り以下は、乃ち其の勢、亦其の策なり。衢は四通の地、三屬は皆諸侯にして、吾れ更に其の一に居り。
人の地に入ること深く、城邑を背にすること多きものを、重地と爲す。〔原文〕入人之地深、背城邑多者、爲重地
散と曰ひ、輕と曰ひ、爭と曰ひ、交と曰ひ、重と曰ふ。皆一層を透過して言ふ。上篇の六地と、語を措くこと粗ぼ似たり。古文の字々紙上に立つ處、ここに於て之れを見る。

山林・險阻・沮澤、凡そ行き難きの道を行くものを、圮地と爲す。〔原文〕行山林險阻沮澤、凡難行之道者、爲圮地
或は句の首（一）の行の字なし。余初め以て是と爲す。今にして之れを思へば、圮は是れ行き難きの形、行の字を著けて乃ち勢を爲す。九地の目、皆勢を以て言ふ。唯だ衢の如き、圮の如きは、亦形に似たり。蓋し古文の拘らざるなり。

由りて入る所のものは隘く、從りて歸る所のものは迂く、彼れ寡にして以て吾れの衆を撃つべきものを、圍地と爲す。〔原文〕所由入者隘、所從歸者迂、彼寡可以擊吾之衆者、爲圍地
隘くと迂くとは互文、入るも歸るも皆隘くして迂きなり。或は兩道にして、一つは隘く一つは迂きも、亦時に之れあり。

疾く戰へば則ち存し、疾く戰はざれば則ち亡ぶるものを、死地と爲す。〔原文〕疾戰則存、不疾戰則亡者、爲死地
八地皆形あり。唯だ死地には則ち之れなし。始計に地を言ふや、遠近・險易・廣狹を先にし、死生を以て終ふ。正に相似たり。

是の故に、散地には則ち戰ふことなかれ。〔原文〕是故、散地則無戰
古來多く、「戰ふなかれ、宜しく固守すべし」と言ふ。余謂へらく、孫子の本意は客

（一）原文參照

戰に在り、諸侯自ら其の地に戰ふを欲せず、戰ふなかれと説く所以なり。若し已むことを得ずんば自ら戰ふ、戰ふに非ずんば、何を以て守りを爲さんや。

輕地には則ち止まることなかれ。爭地には則ち攻むることなかれ。〔原文〕輕地則無止、爭地則無攻

敵已に爭地に據れば、宜しく引きて之れを去るべし、輒く攻むべからざるを言ふ。此の一句、上下の數句と、語勢稍や別なり。

交地には則ち絕つことなかれ。(一) 衢地には則ち交を合せ、重地には則ち掠めよ。〔原文〕交地則無絕、衢地則合交、重地則掠

(一) 部隊と部隊との連絡を絕つことなかれ

則ち掠めよとは、亦糧に因り威を加ふるの一策、然れども常とすべからず、亦訓とすべからず。

圮地には則ち行き、圍地には則ち謀り、死地には則ち戰へ。」〔原文〕圮地則行、圍地則謀、死地則戰

以上は本篇正面の議論、自ら一段を爲す。凡そ九地の事、皆時に因りて宜しきを制す。ここを以て之れを變と謂ふ。

古の所謂善く兵を用ふる者は、〔原文〕古之所謂善用兵者

（二）原文[illegible]

（三）原文、合於利而動、不合利而止の兩つの而の字

（四）中谷[illegible]　（五）[illegible]

以下大轉換、先づ九地を脫して、更に一議を起す。

能く敵人をして、前後相及ばず、衆寡相恃まず、貴賤相救はず、上下相收めず、卒離れて集まらず、兵合して齊（ひと）しからざらしむ。〔原文〕能使敵人前後不相及、衆寡不相恃、貴賤不相救、上下不相收、卒離而不集、兵合而不齊

（二）能使の字、領してここに至り、敵を股掌に弄すること是くの如し。

利に合すれば動き、利に合せずんば止む。〔原文〕合於利而動、不合利而止

是れ寧んぞ區々たる九地の能く拘する所ならんや。（三）兩（ふた）つの而の字は則（すなはち）なり。

敢へて問ふ、敵、衆整にして將に來らんとす、之れを待つこと若何（いかん）。曰く、先づ其の愛する所を奪へば則ち聽く。〔原文〕敢問、敵衆整而將來、待之若何、曰、先奪其所愛、則聽矣

上文、大聲喝破して九地を抹殺し、或る人をして敢へて問はざるを得ざらしむ。敵已に衆にして且つ整、駸々として來り迫る。其れ何を以て之れを待たん。○先奪の二字、一篇の骨子なり。（四）賓卿・（五）有隣は皆棊を知れる者なり。余講解してここに至りしとき、均しく曰く、「是れ劫（こふ）なり」と。賓卿笑ひて曰く、「劫すれば必ず聽くと稱するか、是れ其の由か」と。今外夷の勢、人皆其の衆整にして將に來らんとするを

畏れ、而して先づ奪ふの計に出づるを知らず。或は一たび之れを言へば、輒ち嘲りて狂と爲す。噫、今の國を經むる者、其の識乃ち本因坊の下に出づるか。

兵の情は速きを主とす。人の及ばざるに乘じ、不虞の道に由り、其の戒めざる所を攻むるなり。」「原文」兵之情主速、乘人之不及、由不虞之道、攻其所不戒也

是れ重ねて「先づ奪ふ」の餘意を說く、「古の所謂」を連ねて一段と爲す。是れ等の議論を讀めば、猶ほ鎖國を以て至計と爲す者は、孫子復た生ると雖も、終に諭すべからざるのみ。

凡そ客となるの道は、深く入れば則ち專らにして、主人克たず。「原文」凡爲客之道、深入則專、主人不克

始めて「爲」客の二字を點出し、前後皆動く。深入則專の四字は、客となるの要領たり、

饒野に掠むれば、三軍食を足らしむ。謹み養ひて勞することなく、氣を幷せ力を積み、兵を運し計謀して、測るべからざるを爲す。「原文」掠於饒野、三軍足食、謹養而勿勞、幷氣積力、運兵計謀、爲不可測

（一）意に作戰と併せ觀るべし。字々深妙著實なり、放過すべからず。測るべからざるは、

參照（三）軍形篇

則ち亦九天九地の謂なり。

之れを往く所なきに投ずれば、死すとも北げず。死すれば焉んぞ得ざらん、士人力を盡す。兵士、甚だ陷れば則ち懼れず、往く所なければ則ち固く、入ること深ければ則ち拘り、已むを得ざれば則ち鬪ふ。是の故に其の兵、修めずして戒め、求めずして得、約せずして親しみ、令せずして信あり。〔原文〕投之無所往、死且不北、死焉不得、士人盡力、兵士甚陷、則不懼、無所往則固、入深則拘、不得已則鬪、是故、其兵不修而戒、不求而得、不約而親、不令而信

「往く所なし」、「甚だ陷る」、「入ること深し」は、皆「深く入る」より衍べ來る。「北げず」、「懼れず」、「則ち拘る」、「則ち鬪ふ」、「戒め」、「得」、「親しみ」、「信あり」は、皆「則ち專ら」より衍べ來る。陪說の妙、捉摸すべからず。

祥を禁じ疑を去れば、死に至るまで之く所なし。〔原文〕禁祥去疑、至死無所之

祥は人の欲する所、而も且ほ之れを禁ず。疑は人の已むを得ざる所、而も且ほ之れを去る。猶ほ軍事を以て諫むるものは斬ると言ふがごとし。

吾が士餘財なきは貨を惡むに非ず。餘命なきは壽を惡むに非ず。〔原文〕吾士無餘財、非惡貨也、無餘命、非惡壽也

時危寄命、皆顧みる所に非ざるなり。

令發するの日、士卒、坐する者は涕襟を沾し、偃臥する者は涕頤に交はる。〔原文〕令發之日、士卒坐者涕霑襟、偃臥者涕交頤

士卒に必死を示せば、一も還心なし。文情絶えんと欲す。

之れを往く所なきに投ずれば、則ち諸劌の勇なり。〔原文〕投之無所往者、則諸劌之勇也

歸し得ざる如し。項羽垓下の事を面り見るが如し、而も皆「深く入れば則ち專ら」の意に過ぎず。又自ら一段。

故に善く兵を用ふる者は、譬へば率然の如し。〔原文〕故善用兵者、譬如率然

「深く入れば則ち專ら」の句を承けて、率然の二字を拈出し、開法を作す、開法奇絶なり。

率然は常山の蛇なり。其の首を撃てば則ち尾至り、其の尾を撃てば則ち首至り、其の中を撃てば則ち首尾倶に至る。〔原文〕率然者、常山之蛇也、撃其首則尾至、撃其尾則首至、撃其中則首尾倶至

譬喩的にして、千古人口に膾炙す。「率然は常山の蛇なり」とは何等の微妙ぞや。

（一）專諸と曹劌。專諸は戰國時代の勇士、…光に頼まれて…す。曹劌は春秋時代の魯の… [illegible]

〔四〕昔の戰は車戰なり、其の車の輪を土に埋め、其の車を挽く馬をつなぎ合せて動かさず、如何にしても退却せざるやうにすること

敢へて問ふ、率然の如くならしむべきや。曰く、可なり、夫れ吳人と越人とは相惡めども、其の舟を同じうして濟（わた）つて風に遇ふに當りては、其の相救ふや、左右の手の如し。〔原文〕敢問、可使如率然乎、曰、可也、夫吳人與越人相惡也、當其同舟濟而遇風、其相救也、如左右手

復た一譬喩を出して、愈々的、愈々切。舟を同じうし風に遇ふは、始計（篇）の道の解と大いに異なり。迂拘の說を作（な）すことなかれ。

是の故に、馬を方（なら）べ〔四〕輪を埋むとも、未だ恃むに足らざるなり。〔原文〕是故、方馬埋輪、未足恃也

唯だ舟は方ぶべし、馬豈に方ぶべけんや。輪は轉ずべきのみ、豈に埋むべけんや、

且つ馬輪をして方埋せしむとも、寧んぞ恃むに足らんや。

勇を齊しくすること一の如きは、政の道なり。〔原文〕齊勇如一、政之道也

人既に專一ならば、則ち勇者も獨り進むことを得ず、怯者も獨り退くことを得ず、

此れ軍政の說なり。此の句は是れ客。

剛柔皆得るは地の理なり。〔原文〕剛柔皆得、地之理也

一たび死地に投ずれば、剛者柔者、皆其の用を得るは、自然の理なり。此の句是れ

主。

故に善く兵を用ふる者は、手を攜ふること、一人を使ふが若し。已むことを得ざればなり」〔原文〕故善用兵者、攜手若使一人、不得已也

諸家の解、多くは若(ごとし)の字を以て、「手を攜ふ」の上(一)に加へて說く。○「已むことを得ざればなり」の一句は、上段の「則ち專ら」の意を闡(ひら)く、一開一闔(かふ)、又一段と爲す。

（一）原文の若の字の位置を變へ、「若攜手使一人」とす、即ち「手を携へて一人を使ふが若し」と讀むなり

將軍の事は、靜かにして以て幽に、正しくして以て治まる、〔原文〕將軍之事、靜以幽、正以治

將に士卒を愚にすと言はんとし、上の「善く兵を用ふる」を承け、因つて「將軍」を黏出せり、他(た)の屯ならず凡ならざるを看よ。靜幽は人測る能はず、正治は人犯す能はず。

能く士卒の耳目を愚にして、之れをして知ることなからしめ、其の事を易へ其の謀を革(あらた)めて、人をして識ることなからしめ、其の居を易へ其の途を迂にして、人をして慮ることを得ざらしむ。〔原文〕能愚士卒之耳目、使之無知、易其事、革其謀、使人無識、易其居、迂其途、使人不得慮

事を易へ謀を革め、居を易へ途を迂にするは、皆士卒を愚にするの術なり。然れども其の妙は、反つて下の二つの帥の字に在り。

帥之れと期すれば、高きに登りて其の梯を去るが若し。帥之れと深く諸侯の地に入れば、其の機を發すること、群羊を驅るが若し。驅りて往き、驅りて來り、之く所を知るものなし。〔原文〕帥與之期、若登高而去其梯、帥與之深入諸侯之地、而發其機、若驅群羊、驅而往、驅而來、莫知所之

二つの帥の字は、先だち率ゐるの謂なり。是れに非ずんば、以て士卒を愚にすることなし。鄧艾(二)・李愬(三)の輩、皆此の字を用ひて以て功を成せり。躬づからせず、親しくせずんば、庶民信ぜず。兵事と雖も亦然り。〇以上韻語を用ふ。

三軍の衆を聚めて、之れを險に投ずるは、〔原文〕聚三軍之衆、投之於險

(四) 九字は一段の着落なり。

此れ將軍の事なり。〔原文〕此將軍之事也

結束の語なり。

九地の變、屈伸の利、人情の理、察せざるべからず。」〔原文〕九地之變、屈伸之利、人情之理、不可不察也

（二）三國時代魏の將、字は士載、司馬懿に招かれて官を累す。征西將軍となりて大擧して蜀を伐ち、軍に先んじて陰平道よりして遂に成都に入る。（前出二六八頁參照）

（三）唐の將軍、字は元直。膽略あり、元和中、淮西の亂主呉元濟を討つ、事先にて雪を冒しことあり、賊を擒にして士を待ち、實を撃破を蒙り、山川の險易及び賊情を悉し、雪夜蔡州に入りて元濟を擒にす。

（四）原文參照。

三句、上文九地の變を括盡し、又以て下の段を伏す。人情は卽ち兵情なり。「深く入れば則ち專ら」とは、大いに屈して以て大いに伸びんことを求むるなり。

凡そ客となるの道は、深ければ則ち專らにして、淺ければ則ち散ず。〔原文〕凡爲客之道、深則專、淺則散

再び九地の變を言はんと欲し、先づ深淺の二句を安く、

國を去り境を越えて師するものは、絶地なり。四達するものは、衢地なり。入ること深きものは重地なり。入ること淺きものは輕地なり。背は固にして前は隘なるものは圍地なり。往く所なきものは死地なり。〔原文〕去國越境而師者、絶地也、四達者、衢地也、入深者、重地也、入淺者、輕地也、背固前隘者、圍地也、無所往者、死地也

是れ當に次に因りて復た九地を列するなるべし。文必ず錯誤あらん、强解を生ずなかれ。

是の故に、散地には吾れ將に其の志を一にせんとす。〔原文〕是故、散地、吾將一其志

散地には戰ふことなしと雖も、已むを得ずして戰ふには、宜しく志を一にして之れに戰ふべし。

（一）前文に「散地には則ち戰ふなかれ」

輕地には、吾れ將に之れをして屬せしめんとす。爭地には、吾れ將に其の後に趨かん

とす。「原文」輕地、吾將使之屬、爭地、吾將趨其後

敵已に爭地に據る、固より輙く攻むべからず。然れども棄てて去らば、或は不可なることあらん。其の後に趨きて之れを絕つ。

交地には、吾れ將に其の守りを謹まんとす。衢地には、吾れ將に其の結びを固くせんとす。重地には吾れ將に其の食を繼がんとす。圮地には、吾れ將さに其の途を進まんとす。圍地には、吾れ將に其の闕を塞がんとす。死地には吾れ將に之れに示すに活きざるを以てせんとす。「原文」交地、吾將謹其守、衢地、吾將固其結、重地、吾將繼其食、圮地、吾將進其途、圍地、吾將塞其闕、死地、吾將示之以不活

再び九地の變を言ふ、ここには皆「吾將」(二)を以て之れを言ふ、更に痛切なるを覺ゆ。

故に兵の情は、圍まるれば則ち禦ぎ、已むことを得ざれば則ち鬪ひ、過ぐれば則ち從ふ。「原文」故兵之情、圍則禦、不得已則鬪、過則從

此の句、明かに上の深淺(三)の二句に應ず。

是の故に、諸侯の謀を知らざる者は、預め交はる能はず、山林・險阻・沮澤の形を知らざる者は、軍を行る能はず、鄕導を用ひざる者は、地の利を得る能はず。「原文」是故、不知諸侯之謀、

(二) 吾れ將に何々せんとす

(三) 凡そ客となるの道、深ければ則ち專らに、淺ければ則ち散す。前出四一二頁參照

者、不能預交、不知山林險阻沮澤之形者、不能行軍、不用鄉導者、不能得地利

三句、已に軍爭篇に見えたり、此れ必ず衍文ならん。○按ずるに、劉向[一]、書を校す、簡に二十五字のものあり、二十二字のものありと。余謂へらく、一簡必ず語を成す、必ずしも字數に拘らず、此の書及び論語・武成[二]等の錯簡を觀て見るべし。是れ無用の談なりと雖も、類に觸れて漫りに及ぶのみ。

四五の者、一も知らざれば、霸王の兵に非ず。」〔原文〕四五者、一不知、非霸王之兵也

四五は、曹公以來謂ひて九地と爲す、是なり。但し四五知らずとは、婉にして之れを言ふ、其の實は重に「志を一にす」、「闕を塞ぐ」、及び「活きざるを示す」の數語に在り。

夫れ霸王の兵は、〔原文〕夫霸王之兵

上の「古の所謂善く兵を用ふる者」[三]に應ず。

大國を伐てば、則ち其の兵衆まるを得ず、威、敵に加はれば、則ち其の交り合するを得ず。〔原文〕伐大國、則其兵不得聚、威加於敵、則其交不得合

〔一〕漢の大儒、字は子政。[illegible]

〔二〕書經[illegible]

〔三〕四〇四[illegible]

「衆まるを得ず」、「合するを得ず」は、即ち上の「相及ばず」、「相恃まず」、「相救はず」、「相收めず」、「集まらず」、「齊しからず」にして、「率然の首至り尾至る」と正に相反す。

是の故に、天下の交りを爭はず、天下の權を養はず、己れの私を信じて、威、敵に加はる。故に其の城拔くべく、其の國隳るべし。〔原文〕是故、不爭天下之交、不養天下之權、信己之私、威加於敵、故其城可拔、其國可隳

「己れの私を信ず」の一句、要言なり。是れを以て蘇張[四]の輩を下視すれば、往來徒らに其の煩を見るのみ。

(四) 蘇秦と張儀と。共に戰國時代の遊說者。

無法の賞を施し、無政の令を懸け、〔原文〕施無法之賞、懸無政之令

以て一波を作し、士卒を顚倒して之れを死亡に投陷す。

三軍の衆を犯ふること一人を使ふが若し。之れを犯ふるに事を以てし、告ぐるに言を以てすることなかれ。之れを犯ふるに利を以てし、告ぐるに害を以てすることなかれ。之れを亡地に投じて然る後存し、之れを死地に陷れて然る後生く。〔原文〕犯三軍之衆、若使一人、犯之以事、勿告以言、犯之以利、勿告以害、投之亡地、然後存、陷之死地、然後生

（一）史記の淮陰侯列傳參照

韓信（一）、力を此の二句に得たり。固より亦孫子の精蘊なり。

夫れ衆、害に陷りて然る後能く勝敗を爲す。〔原文〕夫衆陷於害、然後能爲勝敗

害の字は上の死亡を結ぶ。是れ亦將軍の事なり、靜にして幽なりと謂ふべし。

故に兵を爲すの事は、敵の意を順詳するに在り。力を幷すこと一向にして、千里將を殺す、是れを巧能く事を成すと謂ふ。〔原文〕故爲兵之事、在順詳敵之意、幷力一向、千里殺將、是謂巧能成事

（二）本文の「巧能く事を成す」を指す

此の節は是れ敵に對して言ふ。順詳と巧能（二）とは、即ち下の「始めは處女の如く」なり。蓋し「害に陷る」上より來る。

是の故に政擧ぐるの日、〔原文〕是故、政擧之日

猶ほ「令發するの日」と言ふがごとし。以下全篇の結尾なり。

關を夷り符を折り、其の使を通ずることなく、廊廟の上に厲まして、以て其の事を誅む。敵人開闔せば、必ず亟かに之れに入り、其の愛する所を先にして、微かに之れと期し、墨を踐み敵に隨ひて、以て戰事を決す。是の故に始めは處女の如くにして、敵人戶を開き、後には脫兎の如くにして、敵拒ぐに及ばず。〔原文〕夷關折符、無通其使、厲於廊廟之上、以誅其事、敵人開闔、必亟入之、

先其所愛、微與之期、踐墨隨敵、以決戰事、是故、始如處女、敵人開戶、後如脫兎、敵不及拒

亦繩墨を用ふ。○精を廊廟に厲まして、以て軍事を誅め治む。軍事已に定まりて、乃ち内外を絕ち、敵に動靜あらば、吾れ隨ひて之れに乘ぜしむ。先づ敵の愛する所を察し、潛かに往きて期に赴き、或は繩墨を踐遵し、或は敵に隨ひて變化す。之れを要するに、始めにしては處女、終りにしては脫兎、測度すべからず、其れ猶ほ捉摸すべけんや。○九地篇、反つて九地拘するに足らず、唯だ人を險に陷れて乃ち可なるを言ふ。率然の如きのみ、何等の跌宕(てつたう)[三]ぞや。

(三) 物に執はれず、自由自在に元氣の旺盛なること

火攻第十二

火攻は火を以て攻を佐(たす)くるなり。○孫子兵論の精微、九地に至りて極まれり。火攻は則ち用兵中の一策、火を擧げて水を帶び、以て其の思を廣くす。兵策は萬殊、餘は推して知るべきなり。

孫子曰く、凡そ火攻に五あり。一に曰く火人[四]、二に曰く火積(くわし)、三に曰く火輜(くわし)、四に曰

(四) 火人は人を焼く、火積は積み貯へたる兵糧を焼く、火輜は輜重を焼く、火庫は倉庫を焼く、火隊は隊伍を焼く

く火庫、五に曰く火隊。〔原文〕孫子曰、凡火攻有五、一曰、火人、二曰、火積、三曰、火輜、四曰、火庫、五曰、火隊

五目を擧げて詳說を著けず。六形九地と異なり。此れ固より明白にして著くるを待たざるのみ。而して文に自ら變化あり。

火を行るには必ず因あり。烟火必ず素より具す。〔原文〕行火必有因、烟火必素具

二句要言なり。因は卽ち天燥き風起る是れなり。素よりとは未だ因あらざるに先だつなり。今の巨礮大銃は、孫子の五火と固より同日の論に非ず。然れども此の二句の如きは亦自ら千古不刊なり。若し乃ち因あるを待たずんば、是れ砲を知りて兵を知らざるなり。敢へて素より具せずんば、是れ兵を知りて砲を知らざるなり。然れども砲且つ知らず、何に由つてか兵を知らん。故に二句は必ず相須ちて功あり。

火を發するに時あり、火を起すに日あり。時とは天の燥けるなり。日とは月、箕・壁・翼・軫に在るなり。凡そ此の四宿は風起るの日なり。〔原文〕發火有時、起火有日、時者、天之燥也、日者、月在箕壁翼軫也、凡此四宿、風起之日也

時と日と、皆註釋を用ひたり。註の文も亦自ら參差錯落なり。兵家隱語多し。只だ風起の二字を看よ、四宿を看ることなかれ。星に風を好み雨を好むあり、詩書に

ある所なりと雖も、拘りて之れに執すれば、何を以て兵家と爲さんや。

凡そ火攻は必ず五火の變に因りて之れに應ず。〔原文〕凡火攻、必因五火之變而應之

吾れ已に五火を施し、其の火の變に因りて、兵を以て之れに應ず、是れ火攻の法なり。

火、内より發すれば、卽ち早く之れに外に應ず。〔原文〕火發於内、卽早應之於外

是れは此れ正法、上の（一）因應の二字を承く。卽早の二字は、兵機極めて緻なり。

火發して而して其の兵靜なるものは、待ちて而して攻むることなかれ。其の火力を極め、從ふべくして之れに從ひ、從ふべからずんば則ち止む。〔原文〕火發而其兵靜者、待而勿攻、極其火力、可從而從之、不可從則止

是れは此れ變法、更に分ちて二術と爲し、以て之れを擬議す。待而の二字、兵謀極めて密なり。

火、外に發すべくんば、内に待つことなく、時を以て之れを發せよ。〔原文〕火可發於外、無待於内、以時發之

是れ亦一變法、火を外より發するなり。「火、内より發す」と對す。對偶（二）参差たるは古文たる所以なり。時とは卽ち上文の天燥き風起るの時日なり。

（一）五火の變に因りて之れに應ず。

（二）對句なれど形が整然たらざること。

[illegible]

火、上風に發せば、下風を攻むることなかれ。〔原文〕火發上風、無攻下風

亦風師は必ず調ぐの意なり。此れ火内外より發するものを并せ言ふ。

晝風は久しく、夜風は止む。〔原文〕晝風久、夜風止

此れ姑く一事を擧ぐるのみ。古風の術、何ぞここに止まらん。武備志諸書に觀て亦見るべし。且つ此れ未だ必ずしも墨守すべからず。只だ久止の二字を看よ。乃ち活眼と爲す。

凡そ軍は必ず五火の變を知り、數を以て之れを守る。〔原文〕凡軍必知五火之變、以數守之

上文は皆火攻にして、此の一句便ち守法を附見す、妙なり。數は術數なり。上文に就いて、攻法守法推知すべし。「數を以て之れを守る」、「時を以て之れを發す」、句法簡にして該し、史家の詳略法に似たり。

故に火を以て攻を佐くるものは明かなり。水を以て攻を佐くるものは強し。水は以て絶つべし、以て奪ふべからず。〔原文〕故以火佐攻者明、以水佐攻者強、水可以絶、不可以奪

火攻に水攻を陪說す。強の字、絶の字、輕視するなかれ。蓋し水火各々利鈍あり。

明は以て遠を爲すべきも久を爲すべからず。强は以て漸を爲すべきも疾を爲すべからず。故に絶つには水を須ひ、奪ふには火を須ふ。○孫子嘗て地形を以て兵の佐と爲す、今水火を以て攻の佐と爲す。以て其の兵を用ふるの識見を見るべし。

夫れ戰勝攻取して其の功を修めざるものは凶なり。命けて費留と曰ふ。〔原文〕夫戰勝攻取、而不修其功者凶

評註

此の一節解し難し。梅堯臣(三)曰く、「戰ひて必ず勝ち、攻めて必ず取らんと欲せば、時に因り便に乘じて能く功を作爲するに在るなり。功を作爲すとは、火攻水攻を修むるの類、其の利を坐守すべからず。其の利を坐守するもの凶なり、是れを費留と謂ふ」と。杜牧(四)曰く、「徒らに留滯費耗すれば遂に事を成さず」と。吾れ姑く此の二說を併せ取る。

故に曰く、明主は之れを慮り、良將は之れを修む。」〔原文〕故曰、明主慮之、良將修之

兩つの之の字は卽ち上の「其の功」にして、火攻水攻の類なり。主將の二字を突點して此の段を結び、下段の雙關(五)の文を起す。

(三) 孫子十家註の中の一人

(四) 右に同じ

(五) 作文法の術語、雙關法とも云ふ、相對する文を並べて一篇を構するもの

利に非ざれば動かず、得に非ざれば用ひず、危きに非ざれば戰はず。〔原文〕非利不動、非得不用、非危不戰

水火輕易にすべからず、必ず明かに利得ありて然る後動用を致す。文字婉微にして別に議論を生ずるに似たれども、細かに之れを玩べば、少しも題目の意を失はず。危きに非ざれば戰はずとは、是れ兵家の權謀なり、意、九地篇の死亡に投陷するが如きのみ。如し已むを得ずして然る後戰ふと爲さば、何を以て兵法と爲さん。

主は怒を以て師を興すべからず、將は慍を以て戰を致すべからず。利に合して動き、利に合せずして止む。〔原文〕主不可以怒而興師、將不可以慍而致戰、合於利而動、不合於利而止

是の處の議論、反つて怒を懲すの心法より得來る。蓋し水火は多く怒餘に之れを用ふ。

怒は以て復た喜ぶべく、慍は以て復た悅ぶべし。亡國は以て復た存すべからず、死者は以て復た生かすべからず。〔原文〕怒可以復喜、慍可以復悅、亡國不可以復存、死者不可以復生

怒喜慍悅、存亡死生、一に老婆の痴騃兒を喩すが如く、叮嚀勤渠、匝希なり。

故に曰く、明主は之れを愼み、良將は之れを警む。〔原文〕故曰、明主愼之、良將警之

兩つの之の字、亦水火を指す。文脈、一師を興し戰を致す」より來る。

此れ國を安んじ軍を全うするの道なり。（原文「此安國全軍之道也」）孫の文常に麤より精に入り、細より大に入る。本末體用、各篇之れあり。此の篇は終始水火を言ふ。然れども末段の議論は、亦是れ始計(一)開口一句の意にして、更に痛切と爲す。麤なるが如く精なるが如く、細なるが如く大なるが如く、巧みに能く人を眩す。

(一) 始計篇ノ最初ノ句

用間第十三(二)

(二) 間は間者即ちスパイ、此の篇は間者の用法を論す

是れ十三篇の結局、遙かに始計に應ず。蓋し孫子の本意は彼れを知り己れを知るに在り。己れを知るは篇々之れを詳かにす。彼れを知るの秘訣は用間に在り、一間用ひられて萬情見れ、七計立つ。古より明君賢相皆之れを用ふ。何如せん、今人漠然としてこれを省みず。

孫子曰く、凡そ師を興すこと十萬、出征千里、百姓の費、公家の奉、日に千金を費し、

内外騷動し、道路に怠りて事を操るを得ざる者七十萬家、〔原文〕孫子曰、凡興師十萬、出征千里、百姓之費、公家之奉、日費千金、内外騷動、怠於道路、不得操事者、七十萬家。

是れに據れば則ち井田の法は、八家を隣と爲し、七を以て一に奉ぜしこと疑なし。

相守ること數年にして以て一日の勝を爭ふ。而も爵祿百金を愛しみて敵の情を知らざる者は、〔原文〕相守數年、以爭一日之勝、而愛爵祿百金、不知敵之情者、

是れ間を用ひざるを言ふ。先づ不知の字を下して、下の先知の字を伏す。(一)

不仁の至りなり、人の將に非ざるなり、主の佐に非ざるなり、勝の主に非ざるなり。〔原文〕不仁之至也、非人之將也、非主之佐也、非勝之主也。

四つの也、三つの非を遮下して、反說して態を作し、下段の議論を留む。(二)

故に明君賢相、動いて人に勝ち、功を成して衆に出づる所以のものは、先づ知ればなり。〔原文〕故明君賢將、所以動而勝人、成功出於衆者、先知也。

遂に先知の字を下す。

先づ知るとは、鬼神に取るべからず、事に象るべからず、度に驗すべからず。必ず人

(一) 不知の字を以て[illegible]先知の字の伏線となす

(二) [illegible]て發たざるの意

に取りて敵の情を知るものなり。」〔原文〕先知者、不可取於鬼神、不可象於事、不可驗於度、必取於人、而知敵之情者也

禍福災祥は猶ほ或は以て鬼神に禱りて之れを取るべし。象るとは猶ほ比擬するがごとし。隱僻奇異は猶ほ或は以て往事に比擬して之れを察すべし。天の高き、星辰の遠き、猶ほ或は以て躔度（三）を驗して之れを測るべし。唯だ敵情は人に取るに非ずんば、以て之れを知るなし。三つの不可を連下して、方に乃ち人に取りて敵情を知るを說き、以て間を用ふることを逼出す。引きて發たず、躍如たり。（四）

故に間を用ふるに五あり。〔原文〕故用間有五

地形・九地には、開口輒ち地形九地を稱し、火攻の開口には輒ち五火を稱す。此の篇は、漸說してここに至り、忽ち五間を點出す。啻に文に變化あるのみならず、亦以て兵家の秘術を悟るべし。

鄉間あり、內間あり、反間あり、死間あり、生間あり。〔原文〕有鄉間、有內間、有反間、有死間、有生間

鄉は原と因に作れり。張預、下文を以て之れを證して曰く、「當に鄉と爲すべし」と。余之れに從ふ。

（三）日月星辰の躔行する度數

（四）前出三五一頁參照

五間倶に起りて其の道を知るものなし、是れを神紀と爲す、人君の寶なり。〔原文〕五間俱起、莫知其道、是謂神紀、人君之寶也

先づ此の數句を安きて五間の大意を掲げ、下文徐々に辨拆す。倶に起るとは、其の起ること一ならざるを言ふ。知るものなしとは、人の能く測るものなきを言ふ。紀綱は條理にして原と是れ明晰なり。今紀にして神なり、倶に起りて知るものなきも亦宜ならずや。一の也の字(一)、上文の三つの非也(二)を反照す。

郷間は、其の郷人に因りて之れを用ふ。内間は、其の官人に因りて之れを用ふ。反間は、其の敵間に因りて之れを用ふ。死間は、誑事を外に爲し、吾が間をして之れを知りて敵に傳へしむるなり。〔原文〕鄕間者、因其鄉人而用之、內間者、因其官人用之、反間者、因其敵間而用之、死間者、爲誑事於外、令吾間知之而傳於敵

誑事は、間たる者或は知り或は知らず、皆是れなり。且つ酈食其(三)・唐儉(四)の如き、事偶然に出づと雖も亦死間なり。

生間は反りて報ずるなり。〔原文〕生間者、反報也

生間は是れ間の常なり。大抵間の近くして且つ易きものは鄕間に如くものなし。故

(一) 人君の寶也の也の字 [illegible]

[illegible] の使者として[illegible]に行き、

に五間の首（はじめ）に居り。內間と反間と相對す。但し內間は吾れより往き、反間は彼れより來る。故に內間は二に居り反間は三に居り。死と生と對す。但し死は變にして生は常なり。常を以て前の四者を結ぶ。故に死間四に居り生間末に居り。而して孫子の最も意を注ぎしものは反間に在り。故に反間、中に在り。文を作るの結構一々推すべし、蓋し偶然に非ず。

內は敵地に居る時に、居り實際に、[illegible]を語つて[illegible]く成り

故に三軍の事、〔原文〕故三軍之事

事は（五）十家註本には親に作る、從ふべきに似たり。

（五）孫子十家註は宋の吉天保の編。魏武・孟氏・李筌・杜牧・陳皞・賈林・梅堯臣・王晳・何延錫・張預十人の註を集めたるもの

間より親しきはなく、賞は間より厚きはなく、事は間より密なるはなし。〔原文〕莫親於間、賞莫厚於間、事莫密於間

親しきはなく、厚きはなく、密なるはなし。凡（すべ）ての間皆是くの如きには非ず。間の中にも亦時には親疎厚薄あり。

聖智に非ずんば間を用ふる能はず、仁義に非ずんば間を使ふ能はず、微妙に非ずんば間の實を得る能はず。〔原文〕非聖智、不能用間、非仁義、不能使間、非微妙、不能得間之實

人の情は反復淵深、測度すべきこと難し。唯だ主將(一)通明敏智にして以て人を知りて誤らざるに足り、仁義にして以て人を感ぜしめて背き去るに忍びざらしむるに足りて、然る後間得て使ふべきなり。然れども敵情の變詐更に測り難しと爲す、間と雖も或は及ばざる所あり。是れ微妙にして然る後能く間の實を得る所以なり。

微なるかな微なるかな。間を用ひざる所なし。」〔原文〕微哉微哉、無所不用間也。

啻に我れ間を爲すのみならず、敵にも亦間あり。啻に敵間を爲すのみならず、間にも亦間あり。故に曰く、「間を用ひざる所なし」と。○三つの莫の字、三つの非の字を連下し、一つの也の字を以て軸し住め、用間の精蘊具はる。故に三軍の事、間を用ひざる所なきに至る。間の事を總言せるも、而も意を注ぐは則ち謂ふ所の「上智(二)を以て間者と爲し云々」に在り。然らざれば間を言ふこと過重なるに似たり。

間事未だ發せずして先づ聞ゆるものは、間と告ぐる所の者と皆死す。〔原文〕間事未發而先聞者、間與所告者皆死。

告ぐる所の者とは即ち聞く者なり。是れ漏泄を禁ずるに嚴峻を以てするなり、兵家の韜略言説すべからざるものなり。

（三）米國提督、嘉永六年六月軍艦四隻を率ゐて國書を齎らし來りて通商を求む

（四）露國使節、同年七月軍艦四隻を以て長崎に來つて同じく和親通商を求む

（五）當時黑船を畏怖するの餘り、斯ることを言ふものありしと見ゆ

（六）二人とも從者の作なり。之れを利用して片桐且元を退かしむ

（七）墨米利加・魯西亞・暗厄利・佛蘭西

凡そ軍の擊たんと欲する所、城の攻めんと欲する所、人の殺さんと欲する所、必ず先づ其の守將の左右・謁者・門者・舍人の姓名を知る。吾が間をして必ず索めて之れを知らしむ。〔原文〕凡軍之所欲擊、城之所欲攻、人之所欲殺、必先知其守將左右謁者門者舍人之姓名、令吾間必索知之

二節皆專ら生間に就いて言ふ。先知の二字、前の文に應す。間の前に更に間あるを知るべく、亦間を用ひざる所なきの實を見るべし。今世、間を用ふるを知らず、其の弊、彼理（三）（ペリー）・布嘉（四）（プチャーチン）を以て世界三傑の二と爲す（五）に至る。是れ吾れの慨する所以なり。

而して孫武先づ之れが說を爲せり。

必ず敵人の間、來りて我れを間する者を索め、因つて之れを利し、導きて之れを舍す。故に反間、得て用ふべきなり。〔原文〕必索敵人之間來間我者、因而利之、導而舍之、故反間可得而用也

是れ反間を言ふなり。昔東照宮、安子（六）・治容子を用ふ、其の意蓋し亦此くの如し。今墨（七）・魯・暗・拂、來りて我れを間する者、利舍して之れを用ふる、寧んぞ難しと爲さん。然れども鎖國者の知る所に非ず。

是れに因りて之れ知る、故に鄉間・內間、得て使ふべきなり。是れに因りて之れを知

る、故に死間誑事を爲して敵に告げしむべし、是れに因りて之れを知る、故に生間期の如くならしむべし。〔原文〕因是而知之、故鄕間內間、可得而使也、因是而知之、故死間爲誑事、可使告敵、因是而知之、故生間可使如期

三つの「是れに因りて」は皆反間に由りてなるを言ふ。

五間の事、主必ず之れを知る。之れを知るは必ず反間に在り。〔原文〕五間之事、主必知之、知之必在於反間

是れ專ら重きを反間に歸す。兩つの必の字、文法極めて緊なり。而して必知の二字は、暗に「先知」に應ず。

故に反間には厚くせざるべからず。〔原文〕故反間不可不厚也

厚の字は篇首を收繳し、「三軍の事」の一段に及ぶ、何等の簡盡ぞ。

昔殷の興るや、伊摯夏に在り、周の興るや、呂牙殷に在り。〔原文〕昔殷之興也、伊摯在夏、周之興也、呂牙在殷

孫武は伊・呂を以て反間と爲す。宜なり其の之れを厚くするや。伊・呂以て湯武の命を受け、往きて桀・紂を間す、其の蹟生間に似たり。然れども生間は事極めて小なり。伊・呂往きて間し、贄を委して臣となり、之れを久しうして然る後國に反りて計を立つ、ここを以て反間と爲すなり。

〔一〕殷の湯王の名臣伊尹、字は摯。次の呂牙は周の武王の謀臣太公望呂尚、字は子牙なり。[illegible]

故に明君賢相は能く上智を以て間者と爲し、必ず大功を成す。〔原文〕故明君賢將、能以上智爲間者、必成大功

上智を以て間者と爲すは、孫子の議論、人の意表に出づる處なり。今世の人、間を用ふるを知らず、即し之れを用ふとも、皆樸樕小材のみ、何ぞ能く功を成さん。

此れ兵の要、三軍の恃みて動く所なり。〔原文〕此兵之要、三軍之所恃而動也

此れ用間の結語にして、其の實は十三篇の結語なり。孫子開卷に計を言ひ、終篇に間を言ふ。間に非ずんば何を以て計を爲さん、計に非ずんば何を以て間を爲さん。間・計の二事、十三篇を終始す。張預は乃ち言ふ、「用間、十三篇の末に處るは、蓋し兵を用ふるの常に非ず、時ありて爲すのみなればなり」と。事を解せずと謂ふべし。○按ずるに間は兵の要、三軍の恃みて動く所なり。然れども必ずや上智伊呂の如く、而して其の君又湯武の如くにして、然る後大功立つべし。下愚幽囚せられて徒らに間の事を談ずるは、心甚だこれを愧づ。嘗て著はす所の幽囚錄(二)の一書に、略ぼ其の意を見すと云ふ。

（二）第一卷參照

[illegible]

跋(一)

孫子の書は、古今の傳註、特に十百家のみならず、顧ふに其の粗淺滅裂にして、誰れか能く其の篇旨に通ずる者ぞ。吾れ晩生を以て妄りに此の書を讀む、膝未だ多く屈する所あらず。頃ろ有隣・正亮(二)の諸友と讀むや、隨讀隨評、三日にして訖る。吾れ謂へらく、名將智士、昔より誰れか此の書を讀まざらん、而れども曹公・衛公(三)ら數家の外は其の說備はらず。其の或は備はるものも、向に謂ふ所の十百家の類のみと。知るべし、知る者は言はず、言ふ者は知らざること。而して吾れの能く言ふ、亦愧づべし。或ひと曰く、「能く言ひて而も知らざるは、孫武乃ち其の魁たり、何ぞ其の下なる者を責めん」と。是れ則ち書を讀む能はざる者の言のみ。書して以て跋と爲す。

丁巳九月十五日　　二十一回猛士

再跋

原跋に云ふ、隨讀隨評、三日にして訖るものは、正文に傍注す、簡略粗脫にして觀る

に足るものなし、故簏を棄擲して復た顧みず。後乃ち正文(四)を分析して插むに評註を以てし、此の書の様の如くし、戊午八月に至りて成れり。終始、余の説に信從して相共に商量せし者は清太(五)・正亮・新之・晉作にして、有隣は與らず。清太兵書に於て余の説を信ずること、最も諸友より久し。故に評註原稿の塗抹改竄せしものを以て之れを清太(六)に歸り、其れをして之れを藏せしむ。今余獄に繋がれ、而して三友處(七)を分つ。他日或は一堂に會聚すること能はば、各ゝ其の得る所を出し、因つて原稿を把りて之れを較べん、亦一快ならずや。

己未五月十日　猛士

(四) 孫子の本文を、本書の如く分割せるなり。以前は分割せずして唯だ本文の傍に注を書き込みしなり

(五) 久保清太郎・中谷正亮・尾寺新之允・高杉晉作

(六) 現在東京の久保家に保存せらる

(七) この頃中谷は山口に在り、高杉・尾寺は江戸に在り

解　題

）讀綱鑑錄は歴史綱鑑補の卷一帝舜より卷二周の靈王十三年に至るまでのうち、時事に適切なるもの五十二條を抄錄して論評したもので、起筆は松陰二十九歳の安政五年九月であるが、擱筆の年月は不明である。

歴史綱鑑補は三十九卷、明の袁黃（字は了凡）の撰にして、司馬光以下の通鑑に關する諸書を相補綴し諸家の論を併載したもので、松陰の抄錄を集めて一書とせる讀餘雜抄（舊全集第八卷所載）中にも本書の後漢光武紀より卷三十九大尾に至るまでの抄錄があり、そのうちには次の如き安政六年三月の松陰の評文があるので參考のために掲げて置く。

「人、綱鑑を以て俗選陋帙と爲す。余、反覆展玩するに、此の書亦甚だ好く、大いに人の眼目を開く。中間の袁了凡の論は頗る蕪雜に似たりと雖も、大いに博洽に裨あり、丁南湖亦之れに亞ぐべし。但だ致堂胡氏は刻論苛責往々迂濶に似たり、常に明哲幾を見るを稱して、身を殺して仁を成すを短る。吾れ甚しくは喜ばず。蓋し瓊山丘氏の毎々春秋を引きて夷夏を分別するに及ばざるなり。獨り恨むらくは此の刻（本）訛誤紙に滿ち、訓點其の舛謬

を極む。他日若し一間隙を得ば、略ぼ校訂を加へて新たに棗梓(とうし)に上すも亦史學の一快のみ。

三月念一夜、二十一回生誌す。」

本書の自筆原本は萩市松陰神社の所藏に係り、「急務四條」（第五卷收載）と合綴して一冊としてある。松陰の評文が主として和文である以外は勿論漢文である。

〔己未文稿は松陰三十歳の正月より五月東送前に至るまでの野山獄中に於ける詩文を集めたものである。但し東送の命が松陰に齎らされてより後の記事並びに詩文は、別に「東行前日記」として一書に纏められ、本全集に於ては第十一卷に收められてある。安政六年七月中旬頃の松陰より高杉晉作宛書簡（第九卷收載）中に「小生去冬十二月二十六日投獄已來大分學問進み候樣覺え候。當五月迄の文稿二冊之れあり、彌二郎に密藏させ置き候。小生死して遺憾なき所全く此の二冊にあり、他日御一見下さるべく候」とあるから、本文稿が松陰にとつて特に重要な意義をもつものであることが分る。又五月十八日附品川彌二郎宛書簡（本文稿に自跋として附せるもの）に「戊午・己未の兩稿共に六卷……恩父に附して密かに之れを藏せしむ」とあるから、松陰自筆の原本は品川彌二郎に與へられたものであることが分る。この自筆本は現在所藏者不明であるが、品川彌二郎はこの二書を「幽室文稿」と題して明治十四年に上梓した。そのうち己未文稿は第四、第五、第六の三卷に當り、高杉宛書簡に二冊といつてあるに一致しないが、

萩市松陰神社所藏の寫本己未文稿二册と大體内容が同じであるところより、自筆本二册を上梓に當り三册としたものであらう。松陰神社所藏の寫本は松陰の校閲を經た跡なく、往々脱行脱文も認められるので、本全集は品川校訂の木板本を原本とした。但し原本は上中下の三卷にして、その上卷に當る正月の間だけが「野山日記」の題下に日附順に配列してあるが、他は全く日附順になつてゐないので、今回は各卷を通じて日付順に配列しかへ新しく目次を附けた。而して原本には三條實德・毛利元德の題辭、品川彌二郎・鳥尾敬孝・野村靖の序文、入江弘致の跋文、野村素介・國重正文の後序があるが、今は總べてこれを省略したので、ここに品川の序文のみを掲げておく。

「嗚呼、此れ先師松陰先生の幽室文稿なり。孜（彌二郎）安んぞ之れに序するに忍びんや。初め師の獄に下るや、孜竊かに往いて之れを訪ふ。師予が手を執り文稿を懐より取りて之れを授けて曰く、吾が一生の功罪斷按是の書に在り、汝謹んで之れを藏せよ、他日必ず我れを知る者あらんと。孜泣きて之れを受く。蓋し德川氏の末世、風俗奢靡にして士氣振はず、加ふるに以て西船邊海に出沒し、廟謨臧からず、人疑懼を懷く。是の時に當り、先生獨り衰運を挽回し一世を振蕩するを以て已が任と爲し、事に遇へば直言して諱らず。ここを以て當路の忌む所となり、遂に吏議に罹る。然れども其の言論行事は既に已に天下の心を聳

動し、志士仁人相踵いで幷び起る。蓋し先生死して德川氏亦僭ぶ。先生の志は經綸に存し、其の文は直ちに胸臆を抒す、彫蟲篆刻の才を衒ひ巧を弄するを事とせず、而も讀者をして感稱歎惋して已まざらしむ。其の詩は特に忠厚の餘に發し、憂ひて哀しまず、怨みて怒らず、徒らに悲歌慷慨して以て虛聲を傳ふる者の比に非ず。嗚呼、先生逝けり。其の言論得て聞くべからず。賴ひに是の稿あり、畢生の精神の注ぐ所、其の氣節以て見るべく、其の忠厚以て想ふべし。凡そ其の人亡ければ遺物を觀て追慕欽仰す、乃ち人の常情なり、況や先師手澤の存する所、安んぞ此れに對して愴然として悲しみ、肅然として畏れざるを得んや。孜既に先生死せりと雖も而も遺烈人に及ぶもの多きを喜び、而して又其の言論の或は久しきを經て堙滅せんことを恐れ、今茲の春、校訂して以て剞劂氏に付し、之れを同志の者に頒つと爾云ふ。明治庚辰の春、品川孜」(原漢文)

本書最後の「徐公の榮關三字經に擬す」なる一文はそれの跋文が本文稿に收められてゐる故、特に編者が附載したものである。

「孫子評註は松陰の跋文の示すやうに、初めは安政四年に富永有隣・中谷正亮等と共に讀んだ際の酷評であつたものを、安政五年八月更に整理して大體本書の如く纏めたものである。前者は現在萩市松陰神社に藏せられて「孫子素本」と名づけられ、後者は松陰東送に際して

久保清太郎に贈られ、現在東京市久保家に藏せられてゐる。この久保本の跋文には一日「戊午八月念三錄す」と書いて抹殺してあるので、その後も松陰が加筆したことが分る。この久保本を更に安政六年四、五月頃松陰自らが淨書したものが、萩市松陰神社に藏せられてゐるが、その表紙には「先師将に東せんとするや、此の冊を出して訣れと爲す、乃ち先師の遺著にして自ら筆し、自ら句せし所、讀者豈に十襲深藏せざるを得んや。庚申二月、門人日下誠誌す」と書してあり、卽ち久坂玄瑞へ贈られたものであることが分る。この久坂本は嘗て乃木將軍が寫眞銅版にして同好者に配付したことがある。この他にも門下の筆寫本が尙ほ二種と文久三年松下村塾發行の木版本があるが、本全集には右の久坂本を原本とし、他の諸本を參考した。孫子は兵學者松陰の最も得意としたところのもので、度々門下に講じ、江戸獄中でも原典なしに暗誦によつて同囚に講じたことがあり、從來の多くの評註類中最も異色あるものと云つて差支ない。

原本は勿論全部漢文で書かれてあるが、松陰の評註には原典漢文を見なければ意味を把握するに困難な個所もあるので、特に孫子本文のみ書流文の下に漢文を附加した。

以上本卷には三種の述作を收めたが、これが漢文の書流し及び校訂頭註は、讀綱鑑錄を委員廣瀬豐、已未文稿・孫子評註を委員西川平吉が擔當した。

（岡山製本）

昭和十四年八月二十五日印刷
昭和十四年八月三十日發行

吉田松陰全集第六卷

編纂者　山口縣教育會
右代表者　齋藤彦一
東京市神田區一ツ橋二丁目三番地
發行者　岩波茂雄
東京市神田區錦町三丁目十一番地
印刷者　白井赫太郎
東京市神田區錦町三丁目十一番地
印刷所　精興社

東京市神田區一ツ橋二丁目三番地
發行所　岩波書店
電話九段(33)一一八七・一一八八番
一一八九・一一八〇番
振替口座東京七四四・二六番

小店出版物中、萬一不完全な品（落丁・亂丁等）がありました節は、御手數乍ら洩れなく御申出下さる事を御願ひ致します。たとへ御購讀後でありましても、早速お取替致します。